ISSN 1346-7670

国際会計研究学会　年報

2013年度第１号（通号33号）

グローバル社会の会計研究

Research on the Accounting in Globalizing Society

Japanese Association for International Accounting Studies

国際会計研究学会　年報

2013年度第１号（通号33号）

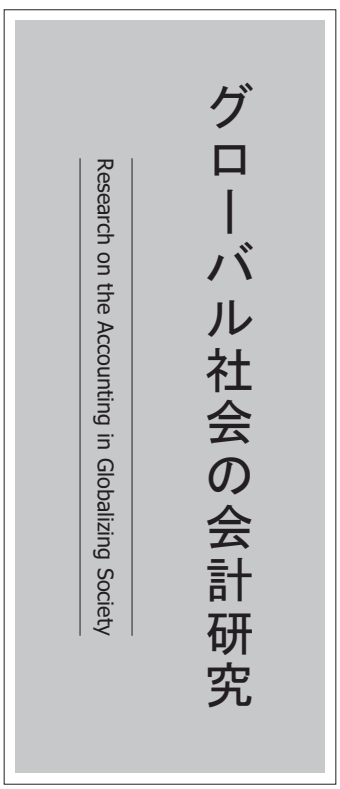

Japanese Association for International Accounting Studies

国際会計研究学会　年報

－2013 年度第 1 号（通号 33 号）－

目　次

Ⅰ　統一論題報告

「グローバル社会の会計研究」

■ 会計基準の比較分析
—減損会計基準の場合— ……米 山 正 樹　5

■「単一の高品質でグローバルに認められた会計基準」の存立基盤
—基準設定と会計研究— ……杉 本 徳 栄　21

■ 日本企業の配当行動と特別損益の関係性 ……加賀谷哲之　33

■ 会計制度に対する会計研究の役割 ……齋 藤 真 哉　49

Ⅱ　自由論題報告

■ 金融負債規定に基づく IFRS 体系の考察 ……安 井 一 浩　59

■ 人的資本の本質的特性と使用権モデルに基づく
新しい認識アプローチの探究 ……島 永 和 幸　73

■ アメリカにおける中小企業会計のフレームワークに関する研究
—AICPA の見解を中心として— ……朱　愷 雯　91

（韓国セッション）
■ A Study on ‘the Users of Financial Reporting’ in the New Conceptual
Framework Developed by IASB ……Kim, Jungmin　105

Ⅲ　研究グループ報告

■ 配当財源枠決定メカニズムの国際的動向 ……吉 岡 正 道　119

■ IFRS における資産会計の総合的検討……菊 谷 正 人　141

Ⅳ　中島省吾先生を偲んで

■ 中島省吾先生追悼の辞 ……神 森　智　151

■ 中島学説の会計理論構築への貢献 ……鎌 田 信 夫 153

■ わが国最初の真の国際派会計学者，中島省吾先生 ……平 松 一 夫 155

■ 中島省吾先生の御逝去を悼む ……野村健太郎 157

■ 中島省吾先生を偲ぶ ……古 賀 智 敏 158

■ 中島省吾先生の急逝を悼む ……石 井 明 159

Ⅴ Summary of Articles …… 163

Ⅵ 諸規則…… 175

編集委員会規則
査読制度に関する申し合わせ
『国際会計研究学会年報』執筆要領

編集後記／菊谷正人

Ⅰ　統一論題報告

会計基準の比較分析
―減損会計基準の場合―

米 山 正 樹
東京大学

要　旨

本稿は（a）会計基準の比較分析を通じて何を解明しうるのか，逆に比較分析はどのような限界を抱えているのか，（b）会計基準の比較分析に際して留意すべきことは何か，を主題としている。この問題に取り組むため，本稿では，主要国の会計基準に関する共通点と相違点とが錯綜していることで知られる減損会計基準を具体的な分析対象とした。

本稿では最初に，各国（米国 FASB，IASB および ASBJ）の会計基準が認識基準，測定基準およびいったん計上した減損損失の戻し入れ（の可否）について，どのようなルールを設けているのかを確認した。具体的な減損手続に関する異同点が（通念どおり）複雑に錯綜していることの確認をふまえ，次にその理由を考察した。具体的には，減損手続の違いを生み出している要因として「それぞれの基準設定主体が依拠している基本的な考え方」を想定し，異同点を「基本理念の違い」に帰することができるかどうかを検討した。その結果，ほとんどの減損手続は「基本理念」から一意的に導かれてくることが明らかとなった。つまり一見したところ複雑にみえる異同点も，その大部分は「基本理念の違い」という単一の対立軸に還元しうるものであった。

ただしいくつかの異同点については「基本理念」にひきつけた解釈が困難であるのに加え，各国の基準設定主体が異なる「基本理念」に依拠している理由も定かではない。これらは将来に残された検討課題となっていた。

本稿はまた，減損会計基準の分析に際し，周辺領域に適用される会計処理にも目を向け，それと減損処理との関係を解明する必要性も強調している。そうした必要が生じる典型例として，本稿では償却不足を取り戻すための簿価切り下げと減損処理との「独立性」が問題となる旨を指摘している。

Ⅰ はじめに ―問題の所在―

会計基準の国際的な統合化が進み，それに伴い会計実務の共通化が図られると，会計基準や会計実務を対象とした国際比較分析への関心は高まることが予想される。基準や実務の共通化を図る過程では各国間の差異が顕在化し，(a) そうした差異は解消しうるものか，それとも環境条件が大きく変わらない長期にわたり解消しえないものか，(b) 差異を解消しうる場合，複数が併存している現行の基準や実務のうち，いずれによって共通化が図られるのか，それとも現在は採択されていない「新たな手法」によるのか，などに社会の関心が集まり，少なからぬ学界関係者がこうした要請に応えようとすることが予想されるからである。

こうした最近の動向に加え，日本では，会計基準や会計実務の国際的な統合化が図られる以前から，海外の基準や実務に対し，多くの学界関係者の関心が寄せられていた。海外事情に対する当時の関心は，おそらく，「後進的」と考えられていた日本基準を，先進的な外国基準と同等の水準にまで引き上げようという意図によるものであろう。会計基準や会計実務の国際比較は，財務会計分野の研究者が一貫して関心を寄せてきた問題といってよい。

もっとも，会計基準や会計実務の国際比較に一貫して関心が向けられてきたことは，それらに主眼を置いた研究が十分な成果を生み出してきたことを必ずしも意味しない。報告者の体験からすれば，会計基準や会計実務に関するこれまでの比較分析には改善の余地が残されている。本報告では，(a) 会計基準を対象とした比較分析は何を解き明かしうるのか，(b) 比較分析を通じて学術的な知見を獲得しようとする場合，どのような点に留意しなければならないのか，などを主要な検討課題とする。抽象的な次元にとどまる議論だけでは説得力を欠くと考えられることから，次節では減損会計基準を対象として，実際に会計基準の国際比較を試みる。これを受けて，最終節では，減損会計基準に関する実際の分析から，別の領域にも適用可能な含意を引き出すことに努める。

Ⅱ 比較分析の具体例 ―固定資産の減損処理―

1. 主要国の会計基準にみられる共通点と相違点

よく知られているとおり，ASBJ，米国 FASB および IASB は，それぞれの会計基準において，収益力の低下した固定資産を対象として簿価の追加的な切り下げを求めている。減損処理と呼ばれるこの簿価切下げについては，具体的な会計処理の次元で 3 者の間に無視できない相違点がみられる。

(1) 簿価を切り下げる理由

まず収益力の低下を契機として簿価を切り下げる理由について，日本の現行基準では「投資期間の全体を通じた回収可能性の評価」という側面が強調されている。より具体的には，投資期間全体を通じて初期投資額の回収が見込めなくなった場合，初期投資額のうち結果的に過剰投資となってしまった部分は切り捨てなければならない，という判断から，追加的な簿価の切り下げが求められている。

これに対し米国 FASB では，収益力が低下した固定資産には通常，転用や配置換えなどの措置がとられることに関心が寄せられて

いる。これらの行為は事実上，これまで行ってきた投資が清算されることと，清算に伴って回収した資金が再投資されること，すなわち新たな投資への着手とを意味する。そうであれば，減損が生じた固定資産の評価は，通常の新規投資が行われる場合と同様，投資の成果を適切にとらえるための「新たな基礎」に修正しなければならない。こうした考えが，簿価の切下げを支えている(1)。

前二者と異なり，IASB については，収益力が低下した固定資産の簿価を切り下げる理由に関する直接的な記述を見出すのは難しい。ただし関連する規定から推察すると，IASB は（a）「簿価は回収可能な金額を反映している」という素朴な通念が市場関係者の間で広く共有されており，それゆえ（b）収益力の低下によって簿価が回収可能価額を超過してしまったのであれば，通念に適った財務報告を行うために回収可能額までの切り下げが必要となる，という考えから，減損処理を要求していると考えられる(2)。IASB はこれと併せて，減損処理の認識と測定の両面において重要な役割を果たす「回収可能価額」は，収益力が低下した固定資産に関して経営者がどのような意思決定を行うのかに依存して決まるものと述べたうえで，合理的な経営者であれば使用と売却処分のうち最善の選択を行うはずだと指摘している(3)。

（2）減損の認識基準と測定基準

減損処理に関する主要国の会計基準は，簿価を切り下げる理由だけでなく，具体的な認識基準においても相違している。このうち日本と米国の現行基準は，「将来に回収が見込まれるキャッシュフローを割り引かずに合計した金額（いわゆる割引前キャッシュフローの合計額）」を簿価が超過してしまうか否かにてらして減損処理の要否を判断することとしている(4)。この方法は，直後に説明する代替的な方法との対比において，減損の発生可能性が相対的に高い場合に限って損失を認識する点が特徴的である。すなわち減損処理を行うかどうかを「より慎重に判断する方法」と位置づけることができる(5)。こうしたことから上記の認識基準には「蓋然性基準」という俗称が与えられている。

これに対し IASB では，簿価が（将来に回収が見込まれるキャッシュフローを割り引いた金額として求められる）「回収可能価額」を超過しているか否かに着目して，減損処理の要否を判断するように求めている。米国 FASB などと異なり，簿価と回収可能価額との対比によって減損処理の要否を判断する理由は必ずしも明示されていないが，おそらく，簿価が過大かどうかは，通常，それが「回収可能額」を超過しているかどうかにてらして判断される，という通念に適う方法と考えられているのであろう。この方法には「経済性基準」という俗称が与えられている。これはおそらく，この方法が，収益力の低下という「経済的実質」を最も端的に反映している，という考え方を背景としているのであろう。

主要国の会計基準は，さらに減損の測定基準においても相違している。興味深いことに，測定基準については ASBJ と IASB とが類似しており，認識基準については ASBJ と等質的なスタンスに依拠していた米国 FASB が前 2 者と立場を異にしている。すなわち ASBJ と IASB とは，減損処理の対象となった固定資産をその回収可能価額まで切り下げるように求めている。そこでいう回収可能価額は使用価値と売却処分価値のうち，いずれか高いほうと定義されている(6)。

これまでも繰り返し言及してきたとおり，

「簿価は回収可能な金額であるべし」という通念に適う資産評価への要請が，IASB の減損処理を根底で支えている。回収可能価額への簿価切下げは，この考え方と整合的なものとみなされているのであろう。これに対し ASBJ は，投資期間の全体を通じた回収可能性を評価し直した結果，初期投資の一部が結果的に過剰となってしまったことを簿価切下げの契機とみている。未回収の初期投資額のうち回収可能価額に相当する金額は，文字通り，今後の活動を通じた回収が見込まれる金額であるから，その水準まで簿価を切り下げておけば過剰投資額はすべて切り捨てられることとなる。両基準設定主体は上記のような考え方から，回収可能価額までの簿価切下げを求めているのであろう。

これに対し米国 FASB では，減損処理の対象となった固定資産の評価を公正価値まで切り下げるように求めている。その理由は先に記した「簿価切下げの論拠」と密接に関わっている。すなわち収益力の低下に伴い，使途の変更などが行われた固定資産については，新たに着手したとみなされる投資の成果を適切に把握するため，新たな測定基礎を設定しなければならない。通常の投資であれば，投資の対象となっている資産の公正価値に相当する取得原価がそこでいう測定基礎となるから，減損処理の対象となった固定資産もまた，減損が生じた時点における公正価値へ簿価を修正しなければならない。こうした考えから，FASB は（常に売却処分価値と一致するわけではなく，使用価値でとらえられることもある）回収可能価額ではなく，公正価値への簿価切下げを求めている(7)。

（3）戻し入れの可否

減損処理に関する主要国の会計基準は，このほか，経済環境が事後的に好転したとき，それ以前に計上した減損損失の戻し入れを許容するかどうかにおいても相違している。いったん計上した減損損失の戻し入れを禁じているのは ASBJ と米国 FASB である。その論拠として ASBJ が指摘しているのは，減損を認識するかどうかの判断を慎重に行っていることとの整合性である。

先に記したとおり，ASBJ は，固定資産の簿価が「割引前キャッシュフローの単純な合計額」を超過してしまうかどうかにてらして減損処理の要否を判断している。この方法は，将来キャッシュフローを割り引いて求める使用価値との大小関係によって減損処理の要否を判断する方法などとくらべたとき，減損の要否に関するより慎重なスタンスに根ざしている(8)。そうであれば，「いったん計上した減損損失が結果的に不要となるような事態」は，事実上起こりえないほど稀なことと考えられる。そうした事態を念頭に置いて基準を開発すべきではない，という考えが，日本の現行基準を支えているのであろう。

これに対し米国 FASB は，これまでも繰り返し言及してきた「収益力が低下した固定資産については，一般に，転用や配置換えなどの不可逆的な意思決定が行われる。」という考え方にもとづき，いったん計上した減損損失の戻し入れを禁じている。直前に記したとおり，転用や配置換えなどの意思決定は，それらに要するコストを考慮すれば，事実上不可逆的な形で行われる。かりに問題の固定資産を取り巻く経済環境が事後的に好転したとしても，それ以前に行われた意思決定が不可逆的なものであれば，かつて計上した減損損失を取り消す必要は生じないこととなる。

これに対し IASB は，事後的に経済環境が

好転した場合には減損損失の戻し入れを要求している(9)。その理由としてIASBは5点を指摘しているが，そのうち戻し入れの必要性を最も説得力ある形で支持しているのは，「経済環境の好転に伴う減損損失の戻し入れは，見積もりの修正に相当する処理である。見積もりが修正された事実は，その影響が及ぶ期間の損益に反映させるべし，という基本原則は利害関係者間で広く受け入れられている。」という議論であろう（IASB［1998］，BCZ184 (c)）。

先に記したとおり，IASBは減損処理をもともと，収益力の低下に伴って失われた固定資産簿価の回収可能性を回復するための手続と位置づけている（IASB［1998］，para.1）。経済環境の好転によって「結果的に」簿価の追加的な切り下げが不要となった場合にいったん計上した損失を取り消す方法は，そうした考え方と整合的である。直接的な言及はないものの，IASBが減損損失の戻し入れを求めている理由は，以上のように解釈することができるであろう。

（4）小括

ここで確かめてきたとおり，固定資産の減損処理に関する主要国の会計基準においては，共通点と相違点とが錯綜している。それゆえ単純な二元論では，共通点や相違点に関して合理的な解釈を与えるのは難しい。会計基準の国際比較においては，しばしば，共通点や相違点が生じている理由が実定法系（大陸系）の法規範に根ざしているのか，それとも慣習法系（英米系）法規範に根ざしているのか，という類いの対立軸や，「海外主要国の会計基準は汎用的かつ先進的であるのに対し，日本の会計基準は特殊で後進的である」という類いの対立軸に求められがちである。しかし減損会計基準については，どのようなものであれ，単一の座標軸に根ざした分析によっては，共通点・相違点に合理的な解釈を与えることができない。

そうであれば，次に求められるのは，減損会計基準の違いを生み出している複数の要因を解明することと，それらの要因間の相互関係を解明することであろう。次項ではこの点に考察を進める。

2. 減損処理を支える「基本理念」と具体的な簿価切り下げの手続

（1）米国FASBの場合

前項での考察によれば，米国FASBが求めている会計処理は，収益力が低下した固定資産の簿価を追加で切り下げる理由とされる「転用や配置換えなどの意思決定に伴う，業績測定のための新たな基礎の設定」と密接に関わっていた。減損が生じた固定資産の簿価を（使用価値などではなく）公正価値まで切り下げるのは，「転用や配置換えの意思決定は，それまで行ってきた投資の清算と，清算によって回収した資金の再投資を伴う。」という考えによるものであった。外形上は同一の資産を保有し続けているだけだが，収益力が低下した固定資産については，そこに清算と再投資とを見出しうる，というのが簿価を切り下げる理由の骨子であった。

またこうした意思決定は，転用や配置替えに伴うコストに鑑みれば，通常，不可逆的な形で行われるものと考えられる。米国FASBがいったん計上した減損損失の戻し入れを禁じているのは，たとえ減損処理の対象となった固定資産をめぐる経済環境が事後的に好転したとしても，既に転用や配置換えなどの意思決定が不可逆的に行われている以上，好転の事実は損失を戻し入れる契機にはならない，

という考えに根ざしたものであった。

さらに減損処理を行うかどうかの判断に際し，割引前キャッシュフローを割り引かずに合計した金額と簿価とを対比していることも，「転用や配置換えなどの意思決定に伴う，業績測定のための新たな基礎の設定」という考え方と関連づけることができる。

転用や配置換えを行うかどうかは，現在実行中の投資から期待されるキャッシュフローの割引現在価値（すなわち使用価値）と，代替的な使途にもとづく使用価値との大小によって判断される。その点に鑑みれば，「転用や配置換えの意思決定」を簿価切下げの契機とみる米国 FASB はほんらい，何らかの割引現在価値にもとづいて減損処理の要否を判断することになる。「割引現在価値にもとづく判断」を基準状況とみれば，割引前キャッシュフローの単純な合計額と簿価とを対比している実際の会計基準は，減損処理の要否に関して慎重なスタンスを要求していることになる(10)。そのようなスタンスがとられているのは，転用や配置換えは影響が大きく，日常的に繰り返し行われている意思決定ではないことから，それらを伴うほど深刻な収益力の低下が生じているかどうかは慎重に確かめなければならない，という判断が働いているためであろう。

ここで述べたように，固定資産の減損に関して米国 FASB が求めている具体的な会計処理はいずれも，簿価を切り下げる理由とされている「転用や配置換えに伴う測定基礎の修正」から事実上一意的に導かれてくるものといえる。

（2）IASB の場合

では IASB についても米国 FASB と同様，収益力が低下した固定資産の簿価を切り下げる理由としてかれらが標榜しているもの，すなわち「いったん失われた簿価の回収可能性を取り戻す必要」との関係において，IASB が求めている会計処理も必然的なものといえるのであろうか。

先に記したとおり，IASB は減損処理の要否を簿価と「回収可能価額」の対比を通じて判断するとともに，減損処理を行う場合はその「回収可能価額」まで簿価を切り下げるように求めている。また減損処理の対象となった固定資産に関する経済環境が事後的に好転した場合は，減損損失の戻し入れを求めている。

IASB は時価や公正価値による評価を指向していると言われるが，減価償却を典型例とする計画的・規則的な配分手続によって簿価を決定すること自体は許容している。ただし配分手続が許容されるケースを，計画的・規則的な配分から導かれてくる簿価（未償却残高）に「回収可能価額」という経験的な意味が与えられる場合に限っている。言い換えれば，計画的・規則的な配分結果には「回収可能価額」を「上限」とする旨の制約が課されている。IASB は明示していないが，上記の制約は「配分の計画性や規則性よりも，配分手続から導かれてくる簿価の経験的な意味のほうを重視すべし」という考え方の存在を示唆している。

減損処理の必要性をこのように理解した場合，減損処理の対象となる固定資産の簿価を「最善の使途から期待される将来キャッシュフローの割引現在価値」を意味する「回収可能価額」まで切り下げるのは必然的な処理となる。経営者の合理的な行動を前提とすれば，上記のように定義された「回収可能価額」は文字通り「回収可能な金額」であり，この金額以下であれば簿価の回収可能性は損なわれ

ていないとみなしうるからである(11)。

同様の理由から，そこでは簿価が「回収可能価額」を超過したかどうかにてらして減損処理の要否を判断する方法（すなわちIASBによる減損の認識基準）も，減損処理を「いったん失われた簿価の回収可能性を取り戻すための手続」とみる考え方と親和的といえる。IASBでは米国FASBと異なり，減損処理が不可逆的な意思決定とは結びつけられていない。減損処理の適用は簿価の回収可能性が保たれている「通念に適ったほんらいの姿」への回帰を意味するものであるから，例えば「割引前キャッシュフローの合計額」を用いて減損の要否を慎重に判断する必要性は，「減損処理を支える基本的な考え方」との関係においては乏しい。

とはいえ，いったん減損処理を行うことになれば，そこで計上される減損損失がある年度の期間損益に大きな影響を及ぼしうるのは事実である。また減損損失の基礎となる使用価値は見積もりに依存した測定値であり，経営者の裁量に影響されやすい。これらの諸点に鑑みれば，「いったん失われた簿価の回収可能性を取り戻すための手続」と位置づけた減損処理において，減損の要否を慎重に判断すること（具体的には，簿価と「回収可能価額」との大小関係にもとづき減損の要否を判断する「基本理念に適う方法」に代え，「割引前キャッシュフローの単純な合計額」との大小関係によって減損処理の要否を判断することなど）も積極的には排除されない。「減損処理を支える基本理念と親和的かどうか」ではなく「それと積極的に矛盾するかどうか」という観点に立つ場合，IASBが依拠している基本理念からは複数の認識基準が許容されることとなる。

さらに減損処理を行うかどうかの判断に際してとくに慎重な判断が下されておらず，また減損の発生に伴って何らかの不可逆的な変化も生じていないのであれば，経済環境が事後的に好転した際，いったん計上した減損損失の戻し入れを妨げるものはない。計画的・規則的な配分手続にもとづく簿価が再び「上限」の範囲内に収まるようになった以上，「結果的に」不要となった減損損失は，むしろ積極的に戻し入れるべきことになる。このように考えれば，いったん計上した減損損失の戻し入れをIASBが許容しているのも，減損処理を支える基本理念としてかれらが受け入れている「いったん失われた簿価の回収可能性を取り戻すべし」という考え方と親和的といえる。

ところで先に記したとおり，減損処理を支えるIASBの基本理念と矛盾しない減損の認識基準としては，その要否を簿価と「回収可能価額」との大小関係にもとづき判断する「ほんらいの方法」だけでなく，「割引前キャッシャフローの合計額」との大小関係によって判断する「より慎重な方法」も排除されない。減損損失の戻し入れは，いったん計上した損失の取り消しを意味する手続であるから，戻し入れの要否は，「もともとどのような観点から減損の要否が判断されたのか」と密接に結びついている。したがって，いったん計上した減損損失を計上するかどうかに関して「より慎重な方法」を採択する場合は，減損損失の戻し入れにも慎重なスタンスが求められることとなる。そこでは「最も慎重なスタンス」をとれば，いったん計上した減損損失の戻し入れは禁じられることとなる。

このとおり，減損損失を支える基本理念としてIASBが依拠しているものから複数の認識基準が許容されることを与件とすれば，それと連動する形で，減損損失の戻し入れにつ

いても複数の立場がありうることとなる。減損損失の戻し入れを許容するかどうかは論点として独立しておらず，減損損失を慎重に認識するかどうかという論点に従属したものと位置づけられる。

（3）ASBJ の場合

続いては日本の減損会計基準に考察を進める。先に記したとおり，日本の現行基準は「投資期間の全体を通じた回収可能性の評価」という観点から減損処理の必要性を説いている。ここでいう「投資期間の全体を通じた回収可能性」は，「簿価の回収可能性」と対置されている概念である。両者の相違は，「視野に収めるべき期間の違い」に現れる。すなわち後者は「減損の要否を判断している時点以降に期待されるキャッシュフロー（の割引現在価値）」と簿価との関係だけを問題にしている。これに対し前者では，「減損の要否を判断している時点以降に期待されるキャッシュフローだけでなく，それまでに稼得済みのキャッシュフローを含んだ，投資期間中に生み出されるキャッシュフローの総体（の割引現在価値）」と，投資総額との関係が問われている。

両者の違いが顕在化するのは，「当初の予想よりも早期に投下資金の回収が進み，にもかかわらず当初の予想に沿う形で減価償却費を計上し続けた結果，もっぱら償却不足を理由として簿価が過大となる場合」である。これは「投資期間の全体を通じてみれば収益力の低下はみられないが，早期に資金の回収が進んだ結果，減損の要否を評価している時点以降だけに限れば，簿価にみあう資金の回収が見込めない場合」とも言い換えられる。そこでは，将来のキャッシュフローとの関係に限れば，簿価が回収可能性を失っている。これに対し投資期間の全体を通じてみれば，当初の予想を下回ることのない投下資金が回収されている以上，全体としての回収可能性は失われていない。いずれの回収可能性を問題するのかに応じて，損失計上の要否に関する判断がここでは分かれることとなる。

こうした特徴を有する「投資期間の全体を通じた回収可能性の評価」という観点から減損処理の必要を説く場合，減損処理の要否に関する判断基準（減損の認識基準）としては，複数の選択肢を想定しうる。

そのうちのひとつは，「投資に着手した時点において期待しえた回収可能価額を事後的に見積もり直したもの」との対比において，初期投資額（原始取得原価）が過大であったかどうかである。合理的な経営者は，投資プロジェクトに着手した時点においては，初期投資額を超過するキャッシュフロー（正確にはその割引現在価値）の回収を期待していたはずである。「投資期間の全体を通じた回収可能性を評価し直す」ということは，投資に着手した時点のそうした判断について，事後的に判明した事実にてらして「後から考えてみても正しい判断を行ったといいうるかどうか」を確かめることにほかならない。「結果的に過剰投資を行ってしまったかどうか」という観点から，減損の要否を判断するのである。

このような形で減損の要否を判断する場合，減損処理が必要とされた固定資産の簿価は，「投資に着手した時点における回収可能価額を改めて見積もり直したもの」を基礎として減価償却の手続を適用し直すことから導かれてくる，減損発生時点の未償却残高まで切り下げられることとなる。過剰投資を切り捨てた後に残るのは，「事後的に判明した事実にてらしてみても回収可能な初期投資額」であ

る。減損処理後は，この金額にもとづき減価償却の手続をやり直せば，「見積もり直したキャッシュフローとの関係において過大とはいえない減価償却費」が投資期間中の各期に配分されることとなる(12)。

減損が生じた固定資産をこの方法によって切り下げた場合の簿価，すなわち「結果的に過剰となってしまった部分を切り捨てた初期投資額にもとづき，償却計算をやり直すことから導かれてくる未償却残高」は，計画的・規則的な配分計画にもとづくものである。したがって，減損処理の対象となった固定資産の，減損発生時点における「回収可能価額」以下にこの金額が収まっている保証はない。とりわけ収益力が低下した固定資産について，相対的に多くの資金が早期に回収されることとなった場合，上記の「未償却残高」は減損以降に回収しうるキャッシュフローとの関係において過大となりうる。つまり投資期間の全体を通じた回収可能性の評価を上記の方法で行う場合，新たに見積もり直したキャッシュフローの発生パターン次第では，減損と同時に償却不足も生じうる。

このとき，償却不足を修正しようとすれば，「新たな配分計画にもとづく未償却残高」は減損が発生した時点の「回収可能価額」まで切り下げることとなる。簿価を「回収可能価額」まで切り下げておけばその回収可能性が保たれることは，IASB が求めている減損処理に関連づけて先に説明したとおりである。

そうなると，投資期間の全体を通じた回収可能性を評価した結果，回収可能なキャッシュフローの割引現在価値が総額で減少するとともに，そこでいう「総額」の実現パターンもまた変化する「より一般的なケース」(13) を前提とすれば，減損処理，およびそれと同時に必要とされる償却不足の修正の結果，固定資産の簿価は (a)「投資期間の全体を通じたキャッシュフローに関する新たな見積もりから導かれてくる未償却残高」と (b) 減損が生じた時点における「回収可能価額」とのいずれか低いほうへの簿価修正が求められることとなる。収益力の低下だけが生じる場合は (a) への簿価修正が，回収可能なキャッシュフローの低下と同時に，その回収パターンも変化し，早期により多くのキャッシュが回収されることとなる場合は (b) への簿価修正がそれぞれ求められることとなる(14)。

続いて問題となるのは，日本の減損会計基準を支える「投資期間の全体を通じた回収可能性の評価」という考え方と，いったん計上した減損損失に関する戻し入れの可否との関係である。これまでの議論から明らかなように，この「基本的な考え方」からすれば，減損損失を認識するのは，「投資に着手した時点に遡って見積もり直した結果，問題の固定資産から生み出される将来キャッシュフローの割引現在価値が初期投資額に満たなくなった場合」，すなわち「結果的に過剰な投資を行ってしまったといいうる場合」である。「投資期間の全体を通じた」回収可能性を問題にしている以上，減損処理の要否は，原則として「総体としての投資額（初期投資額）」と「投資期間の全体を通じて回収されるキャッシュフローの初期投資時点における割引現在価値」との対比によって判断されることとなる(15)。

ここで述べたとおり，投資期間の全体を通じた回収可能性を問題にする場合は，過去に遡って将来キャッシュフローを見積もり直す作業が不可欠である。そうした作業はコストを要するものであり，また上記の規準にてらして減損処理が必要と判断された場合は，過去から未処理のまま繰り越されてきた過剰投

資額を一度に切り捨てることになる。そこで計上される減損損失は，年度の期間損益との対比において無視できない大きさとなりうる。そうした事情に鑑みれば，「遡及的な見積もり」が求められる状況では，減損処理の要否を「ほんらいの方法」よりも慎重に判断する必要が生じうる。減損処理の要否に関して慎重な判断が下される場合には，いったん計上した減損損失の戻し入れについても慎重な判断が必要となり，「最も慎重なスタンス」のもとでは戻し入れが禁止されることとなろう。

(4)「基本理念」の違いに帰着させうる相違は何か

米国 FASB，IASB および ASBJ の減損会計基準がそれぞれ依拠している「基本的な考え方」と，具体的な減損手続との関係を検討したこれまでの議論によれば，減損処理を行う理由に関する各基準設定主体の説明（減損処理を支える基本的な考え方として，それぞれの基準設定主体が依拠しているもの）は，減損手続の「大枠」を規定していた。具体的な減損手続に関する各国基準の「複雑に錯綜した相違」の多くは，「基本的な考え方」の違いに帰着させうるものであった。

例えば米国 FASB の場合，「収益力が低下した固定資産については，転用や配置替えといった，不可逆的な意思決定が下され，それまで行ってきた投資が清算されるとともに，（減損が生じた固定資産を対象として）新たな投資が開始される」という事実認識がとられている。こうした事実認識と整合的な減損手続（認識基準，測定基準，および戻し入れの可否）は事実上ひとつだけであった。

続く IASB の場合も，「(計画的・規則的な配分は簿価の回収可能性が保持されている場合に限って容認されるものであり，）経済環境の予期していなかった変化により『簿価の回収可能性』が損なわれた場合は，それをただちに取り戻さなければならない」という事実認識が，具体的な減損手続は大きく制約していた。ただし米国 FASB の場合と違って，「簿価の回収可能性を常に保持すべし」という要請は，それだけで特定の減損手続を一意的に導くものではなかった。減損処理の要否に関する判断規準で，上記の「基本的な考え方」に矛盾しないものは複数存在しており，そのうちいずれを選択するのかは，減損処理の要否をどれだけ慎重に判断したらよいのかという価値判断に依存していた。

残る ASBJ の場合も，減損処理に関する「投資期間の全体を通じた回収可能性を評価するための手続」という基本理念と整合的な減損手続は限定的であった。収益力の低下と同時に起こりうる「償却の遅れ」との関係を問わなければ，「基本的な考え方」が減損手続を事実上一意的に規定しているといってもよい。

ただし上記の「基本的な考え方に適う減損手続」は，日本の現行会計基準が実際に求めている減損手続と少なからず異なっている。両者の違いは，「収益力の低下は一般に償却の遅れを伴う」という事実認識に立つかどうかの違いに求められるものであり，「減損処理を行う際には『償却の遅れに起因する簿価の切り捨て』も併せて行わなければならない」という事実認識のほうに依拠する場合は，現行会計基準が求めている減損手続にもまた，「基本的な考え方」と積極的には矛盾しない手続としての合理的な解釈を与えうる，というのが本稿での考察結果であった。

上記のとおり，具体的な減損手続の違いを生み出す「基本的な考え方」以外の要因とし

て本稿が言及したのは，（a）（基本理念との関係において特定の選択が強いられる状況ではなく，裁量の余地が残されている状況において）減損処理を行うかどうかの判断をどれだけ慎重に行うのか，に関する価値判断の違いや，（b）固定資産に関する収益力の低下と償却の遅れとの同時発生がどれだけ一般的なことなのか，に関する事実認識の違いであった。（a）が論点となるのはIASBの現行基準であり，（b）が論点となるのはASBJの現行基準であった。複数の選択肢がいずれも「基本理念」とは積極的には矛盾しない状況で，IASBとASBJはそれぞれ，（a）と（b）のそれぞれについて特定の判断を下している。それが（減損処理を支える「基本理念」以外の）どのような考え方に根ざした選択であり，その選択は必然的なものだったのか，それとも偶然の産物に過ぎなかったのかは，今後の検討に委ねられている。

（5）残された検討課題：「基本理念」の相違を生み出しているものは何か

これまでの考察には，直前の段落における指摘事項以外にも，未解明の検討課題が残されている。そのうちのひとつは，減損処理を支える「基本的な考え方」に関する各国の違いが何から生じているのか，である。本稿のこれまでの考察は，「基本的な考え方」が基準設定主体間で異なっているのを与件としたうえで，それと具体的な減損処理との間に「必然的な結びつき」があるかどうかを検討することにより，具体的な減損手続にみられる各国間の「複雑に錯綜した違い」に合理的な解釈を与えようとするものであった。直前の（4）で要約したとおり，減損手続に関する相違の大部分は，こうした「基本的な考え方」の違いに帰着するものであった。こうした知見が得られたことと対照的に，なぜ「基本的な考え方」が違うのかについては，ここまで一切の検討が行われていない。

減損会計基準を支えている「基本的な考え方」の違いを生み出しうる要因としては，まず（a）財務報告の目的として想定されているものの違いや，（b）（「財務報告の目的」自体は共通，あるいは類似しているという前提のもとで）利益の計算と開示に関する基本原則や基本思考の違いなどを想定しうる。このうち（a）は，具体的には，「投資家の意思決定に有用な情報の提供」以外にも「副次的な目的」を想定するのか，かりに「副次的な目的」を想定する場合，「主要な目的」と「副次的な目的」との関係をどう理解するのか，などの形をとる対立軸である。これに対し（b）は，「資産負債観と収益費用観のいずれに立つのか」，「配分指向か，それとも評価指向か」などの形をとる対立軸である。ただし会計基準の国際的な調和が図られている状況で，米国FASB，IASBおよびASBJの間に（a）や（b）の次元で大きな違いがあるとは考えにくい。

そうなると次に試みるべきは，「利益の計算と開示に関する基本原則として各国の基準設定主体が共有しているもの」の解釈（の違い）にひきつけた説明であろう。具体的には，（c）収益力が低下した固定資産に関連する情報として，投資家らは具体的にどのようなものをなぜ必要としているのか（平均的な投資家はどのような意思決定モデルに依拠していると考えられるのか），（d）収益力が低下していない固定資産について，なぜ減価償却の手続による計画的・規則的な費用配分が行われるのか，（e）収益力が低下していない固定資産については，転用や配置替えが必ずしも「それまで行ってきた投資の清算と新たな投

資への着手」を意味しないものと理解されているのに対し，収益力が低下したものに限って清算と再投資が行われたものとみなすことの合理性はどこにあるのか，などの諸点が「基本原則に関する解釈の違い」の典型例である。

ここで列挙した (c) から (e) までについてのスタンスは，減損処理を支える「基本的な考え方」として各国の基準設定主体が依拠しているものとの「親和性」や「距離感」と関わっている。その意味では，上記の問題にどのようなスタンスで臨むのかが「基本的な考え方」の違いを生み出している可能性がある。ただしここで例示した (c) から (e) までで，「利益の計算と開示に関する基本原則のうち減損処理のあり方に関連し，かつ，解釈が多岐に分かれるもの」を網羅している保証はない。減損処理を支える「基本的な考え方」の違いに関する「最善の説明」は何であるのかについても，さらなる検討の余地が残されている。

Ⅲ　おわりに

最後に，固定資産の減損処理を対象とした各国会計基準の比較分析から得られた知見のうち，他の領域における比較分析にも適用可能という意味で汎用的なものを要約する。減損処理に関する比較分析から引き出されてきた第 1 の含意は，比較の結果を単一の座標軸に沿う形で評価できる保証はなく，「目に見える」共通点や相違点は複雑に錯綜している場合もある，という点である。」

国際比較に際しては，単一の対立軸に根ざした「二元的な評価」を行いがちである。しかし会計基準のあり方は多様な要因の影響を受けるものであり，(a) 財務報告の目的としてどのようなものが想定されているのか，(b) その目的を達成するため，どのような基本原則に根ざした基準開発を行うことになっているのか，などに加え，(c)「偶然の産物」ともいえる経路依存的な要素にも左右される。そういう状況では，会計基準のあり方に影響を及ぼしうる要因を網羅するとともに，それらの要因が独立しているのか，それともある要因が別の要因を規定する関係にあるのか，などの解明に努め，最終的には「具体的な認識・測定手続の相違を生み出す最も根源的な要因」を見出すことが目標となる。

とはいえ，減損会計基準を対象とした本稿での考察が示唆しているように，具体的な認識・測定手続に関する各国基準の相違が複雑に錯綜している状況では，上記の「最も根源的な要因」の解明は困難である。実際，本稿でも，各国基準を支える「基本的な考え方」が具体的な減損処理の多くを一意的に導いていることまでは解き明かせたものの，その「基本的な考え方」がそもそもなぜ相違するのかについては，いくつかの選択肢を提示する段階にとどまっている。

かりに「基本的な考え方」が相違する理由に関する「最善の説明」を見出すことができたとしても，議論がそこで収束する保証はない。論点は「ある特定の説明をなぜ最善といいうるのか」に移り，議論の「無限後退」が続くこととなる。それを避けるためには，厳密な議論を経なくても受け入れうる「基本的な前提」を置き，それを与件としなければならない。比較分析に際しては，こうした「限界」を意識しておくことも肝要であろう。

減損処理に関する比較分析から引き出されてきた第 2 の含意は，直接的な比較対象となっている会計基準だけでなく，周辺領域に適用されている関連基準をも視野に収めなけ

れば比較分析は完結しない，というものである。こうした含意は，とりわけ ASBJ の減損会計基準と密接に関わっている。

「投資期間の全体を通じた回収可能性の評価」を目的とする日本の減損処理においては，減損の有無は，「投資に着手した時点に遡って見積もり直した使用価値」と初期投資額との対比によって判断するのが「基本理念」と親和的な方法と考えられる。実際の現行基準は過去に遡ってキャッシュフローの価値を見積もり直すことは求めておらず，それゆえ現行基準が求めている減損の認識基準は，「基本理念と整合していないもの」という批判を受けることもある。

こうした批判が的を射ている可能性は否定できないが，その一方，前節で検討したように，「固定資産に係る収益力の低下は，一般に償却の遅れをも引き起こす」といいうるのであれば，償却不足を取り戻すことを目的とした「減価償却費の追加計上」が減損処理と同時に必要となる。収益力の低下と償却の遅れとの間にそのような結びつきを見出すのであれば，減損の認識や測定を「将来キャッシュフローを見積もり直した時点における回収可能価額」に関連づけて行うことにも合理的な解釈を与えうる，というのが，前節で行った議論の骨子である。この「回収可能価額と簿価との対比による減損の認識と測定」を慎重に行うのであれば，日本の現行基準が求めている「割引前キャッシュフローの単純な合計額」と簿価との対比にも合理性を見出しうることとなる。

ここでの争点は，収益力の低下を契機とする減損処理と，償却の遅れを取り戻すことを目的とした簿価切り下げとを「密接不可分な関係にあり，事実上一体として処理するしかないもの」とみるのか，それとも両者は類似しているが独立に取り扱うべきものか，である。いうまでもなく，両者は形式的には独立している。しかし収益力が低下した固定資産については，投資期間の後半には十分な資金回収を図れないのが一般的と考えられる。その点をも考慮に入れれば，両者を一体とみる立場にも説得力を見出しうる。周辺領域に適用されている会計処理については，通念にかかわらず，「当面の検討対象である会計処理と相互に関連している可能性」を視野に収める必要があろう。

会計基準や会計実務を対象とした国際的な比較分析は，ほんらい，会計現象間の因果関係を解明するのに資する研究手法といえる。ただ，これまでの比較分析においては，それが果たしうる役割の限界が必ずしも十分に意識されておらず，また比較分析から含意を得ようとする際に留意すべき事項についても，十分な配慮がなされてこなかったと考えられる。こうしたことから，これまでの比較分析は，「期待しうる役割」を十分には果たさず，逆に「ほんらいなら期待できない役割」を負わされてきた可能性がある。減損会計基準に関する国際比較についていうなら，基準の違いを解説することに終始している先行研究や，各国が置かれている環境条件の違いを顧みず，会計基準だけに焦点を当ててその「優劣」を問うような先行研究がその典型例である。

果たしうる役割の限界を意識し，また会計基準を取り巻く環境要因を適切にコントロールすれば，比較分析からはこれまでより多くの成果を期待できるはずである。先行研究が抱えていた方法論上の問題点を健全な形で批判するとともに，「模範的な比較分析」に親しむことで，会計基準の比較分析はますます実り多いものとなろう。

注

（1）FASB［1995］, paras.69−70 を参照。

（2）IASB［1998］はその第 1 項において，「本基準の目的は，企業が資産に回収可能価額を超える帳簿価額を付さないことを確保するための手続を定めることである。資産は，その帳簿価額が使用又は売却によって回収される金額を超過する場合には，回収可能価額を超える価額を付されていることになる。このような場合には，資産は減損しているものとされ，本基準は企業が減損損失を認識することを要求している。本基準はまた，企業が減損損失の戻入れをしなければならない場合を特定し，減損した資産に関する一定の開示についても定めている。」と記している。

（3）IASB［1998］, BCZ9−BCZ26 を参照。

（4）FASB［1995］, para.6 および企業会計審議会［2002］「二 減損損失の認識と測定 2. 減損損失の認識」を参照。なお，よく知られているように，減損損失を認識するかどうかに関する精査は，減損の兆候がみられる資産に限って行われる。減損の兆候については FASB［1995］, para.6 および企業会計審議会［2002b］「二 減損損失の認識と測定 1. 減損の兆候」を参照。

（5）企業会計基準審議会［2002a］「四 会計基準の要点と考え方（2）減損損失の認識①」および秋葉［2003］を参照。

（6）企業会計審議会［2002b］「二 減損損失の認識と測定 3. 減損損失の測定」および IASB［1998］, para.1 を参照。

（7）FASB［1995］, para.75 を参照。なお減損損失の戻し入れを禁じる理由については para.105 を参照。

（8）簿価と回収可能価額との対比によって減損処理の要否を判断する方法は，日本の減損処理を支える基本的な考え方（初期投資額のうち結果的に過剰となってしまった部分の切り捨て）と整合的なものといえる。そこでいう回収可能価額は，使用価値と売却処分価値のうちいずれか大きいほうと定義されることから，ここでは「使用価値との対比」を準拠枠としたうえで，「割引前キャッシュフローの単純な合計額」に着目して減損処理の要否を判断する方法を「より慎重に判断する方法」と特徴づけている。

（9）IASB［1998］, BCZ184 を参照。

（10）ここで慎重なスタンスというのは，簿価を最善の使途にもとづくキャッシュフローの割引現在価値（すなわち最善の使途にもとづく使用価値）と対比する方法ではなく，米国 FASB が求めている「簿価と最善の使途から期待されるキャッシュフローを割り引かず合計した金額とを対比する方法」が採択されていることを指している。本文中に記したように，「転用や配置換えの意思決定」はほんらい，ある使途にもとづく使用価値と別の使途にもとづく使用価値との比較を通じて行われる。この方法を比較の対象とした場合は，米国 FASB が求めている認識基準が慎重なスタンスに根ざしているかどうかについて確たることがいえない。

（11）「簿価が回収可能かどうか」の判断は，このほか，ASBJ や米国 FASB が減損処理の要否を判断する際に参照している「割引前キャッシュフローの単純な合計額」を超過しているかどうかによっても行いうる。ただし固定資産の保有期間は一般に長期にわたることから，割引計算の手法によらない「割引前キャッシュフローの単純な合計額」を敢えて用いる必要は乏しい。

（12）「事後的に判明した事実にてらしてみても回収可能な初期投資額」にもとづき計画的・規則的に減価償却費を配分した場合，投資の途中で簿価（未償却残高）が簿価を超える事態が起こりうる。ただしこういう形で生じる「過大な簿価」は，定義上，償却不足にもとづくものである。

（13）いうまでもなく，ここで比較の対象とされているのは，「収益力の低下しか生じず，それと同時にキャッシュフローの実現パターンが変化することはない場合」である。すなわち回収可能なキャッシュフロー総額の割引現在価値は減少する（すなわち収益力は低下する）ものの，見積もり直したキャッシュフローの実現パターンは大きく変化しないケースだけしか視野に収めないのか，それとも「償却の不足」が同時に起こる可能性をも視野に収めるのかがここでの争点である。

（14）よく知られているように，日本の現行会計基準は「投資期間の全体を通じた回収可能性の評価」という考え方のもとで，減損が生じた固定資産の簿価を一律その回収可能価額まで切り下げるように求めている。いわば本文に記した（b）への簿価修正が常に求められている。その理由は必ずしも定かでないが，おそらく，減損が生じるようなケースでは，一般に，投資期間の後半に回収しうるキャッシュは僅少と考えられているのであろう。その場合，通常の償却基準によっていたのでは，一

般に，減損と償却不足が生じてしまうため，簿価は結果的に減損対象資産の「回収可能価額」まで切り下げられることとなる。

（15）この認識基準は，現行の減損会計基準が実際に要求している「収益力が低下した固定資産の簿価と，当該固定資産が将来に生み出すキャッシュフローを割り引かずに合計した金額（割引前キャッシュフローの単純な合計額）との大小関係に根ざした判断」とは異なっている。ただ，減損損失の測定基準を検討した際に論じたとおり，減損損失の計上が求められる状況においては，キャッシュフローの回収パターンも変化している可能性がある。かりにこうした変化は普遍的にみられるものとすれば（すなわち「収益力の低下は一般に償却の遅れを伴う」といいうるのであれば），収益力が低下した固定資産の簿価は，償却の遅れを取り戻す必要も含め，最終的に，その「回収可能価額」まで引き下げられることとなる。

また収益力の低下を伴わずに償却の遅れだけが生じる場合においても，固定資産の簿価は，簿価の修正を行う時点の「回収可能価額」まで切り下げられることとなる。つまり「収益力の低下には償却の遅れによる償却不足が伴う」といいうるのであれば，減損の有無にかかわらず，もっぱら償却の遅れに対応すれば，結果的に「収益力の低下に伴って顕在化した，過剰投資額（正確には過剰投資額のうち，減損発生時点までに費用化されていない部分）の切り捨て」にも対応できることとなる。

その場合，収益力が低下したことの影響も含む「複合的な要因にもとづく簿価切下げ」は，簿価が将来キャッシュフローを見積もり直した時点の「回収可能価額」を超過してしまったかどうかで判断すればよいこととなる。そうした判断を慎重に行おうとすれば，簿価と「割引前キャッシュフローの単純な合計額」との対比を通じて減損の要否を判断することにも合理性を見出しうる。ここで述べたように，いくつかの前提のもとでは，日本の現行基準が求めている減損の認識基準に「それを支える基本的な考え方に結びつくもの」としての合理的な解釈を与えることができる。

参考資料

Financial Accounting Standards Board（FASB）［1995］, Statement of Financial Accounting Standards No. 121: *Accounting for the Impairment of Long-Lived Assets and for Long-Lived Assets to Be Disposed Of*, March 1995.

International Accounting Standards Board (IASB)［1998］, International Accounting Standard No. 36: *Impairment of Assets*, June 1998 (Originally issued by International Accounting Committee and adopted by IASB in April 2001).

秋葉賢一［2003］,「減損損失の認識と測定」辻山栄子編著『逐条解説 減損会計基準』第 3 章，2003 年 6 月，中央経済社。

課題研究委員会［2009］，日本会計研究学会 課題研究委員会（徳賀芳弘委員長）『日本の財務会計研究の棚卸し ―国際的な研究動向の変化の中で―（中間報告書）』，2009 年 9 月。

企業会計審議会［2002a］,『固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書』，2002 年 8 月。

企業会計審議会［2002b］,『固定資産の減損に係る会計基準』，2002 年 8 月。

「単一の高品質でグローバルに認められた会計基準」の存立基盤
―基準設定と会計研究―

杉 本 徳 栄
関西学院大学

要　旨

国際会計基準審議会（IASB）の目的ないし IFRS 財団の目的には，「単一の高品質でグローバルに認められた会計基準」の開発と，コンバージェンスを通じた IFRS の採択の推進・促進などが謳われている。世界金融危機後の G 20 サミット（「金融・世界経済に関する首脳会合」）の首脳宣言とその添付資料も，この「単一の高品質でグローバルに認められた会計基準」の創設を中期的措置に掲げ，一貫してそのコミットメントが問われてきた。

基準設定において重視され，その実現を目標に掲げる「単一の高品質でグローバルに認められた会計基準」を題材として，その存立基盤を模索する。とくに，(1)「単一の高品質でグローバルに認められた会計基準」の意義は何か，(2) IFRS を支持する国際機関の法的根拠とその正統性は何か，という 2 つの問題意識のもとで，これらを探求した。これにより，「高品質」という概念が具体性を欠き，それを導き出す操作可能性がみられず，またそれが困難だという事実が明らかとなる。

また，この間のアメリカ証券取引委員会（SEC）による国際会計基準（IAS）の使用に関する「鍵となる 3 要素」や SEC 最終スタッフ報告書での評価基準（検討領域）で，重視する財務情報の質的特性が，「高品質」から「比較可能性」へとシフトしている事実も明らかとなる。

国際機関の法的根拠や正統性の検討からは，基準設定のあり方は，単に会計の分野にとどまらず，法的観点や政治的観点からの会計研究に取り組むべきであり，同時にその課題が示唆される。国際的な会計基準づくりは，学術研究による証拠の提供が必要されているだけに，この事実は，会計研究が取り組むべき課題の重要性を認識するうえでの好材料となる。

Ⅰ　はじめに―基準設定における学術的研究の必要性と期待―

基準設定における学術的研究の必要性とその関与への期待が寄せられている。

たとえば，国際会計基準審議会（IASB）の「財務報告に関する概念フレームワーク」（The Conceptual Framework for Financial Reporting）は，有用な財務情報の質的特性における基本的な質的特性について，「忠実な表現は実証的に測定できるか」の見出しのもとで，結論の根拠に次のような基準設定における会計研究の貢献と問題点を示した(1)。

> 「実証的な会計研究により，企業の資本性金融商品または負債性金融商品の市場価格の変動との相関を通じて，目的適合性のある忠実に表現された財務情報を支持するかなりの証拠が蓄積されている。しかし，そうした研究は，忠実な表現を目的適合性と区別して実証的に測定するための技法を提供していない」（BC3.30）。

また，IASB の「フィードバック・ステートメント　アジェンダ協議 2011」（IASB［2012］）は，専門的作業プログラムのなかで調査研究の取組みを拡大する必要性を示すとともに，証拠に基づく基準設定を提示した。

> **〇証拠の必要性**
>
> 「IASB は，多くの作業プログラムの筋道に，より証拠に基づいた評価を取り入れることを予定している。大半のプロジェクトの提案は，すでに，財務報告の問題点の証拠として学術的なまたは他の調査研究からの情報を織り込んでいる」（IASB［2012］，p. 16（国際会計基準審議会［2012］，16 ページ））。

本稿では，基準設定において重視され，その実現を目標に掲げる「単一の高品質でグローバルに認められた会計基準」（A Single Set of High Quality, Globally Accepted Accounting Standards）（「単一の高品質でグローバルな会計基準」，「単一の高品質でグローバルに認められた財務報告基準」などとも称される）の存立基盤について模索してみたい。この模索を手掛かりに，研究者への役割期待，研究対象および研究の方法論の一端を論じることを目的とする。

Ⅱ　問題意識 1：「単一の高品質でグローバルに認められた会計基準」の意義は何か

IASB の「国際財務報告基準に関する趣意書」（Preface to International Financial Reporting Standards）や IFRS 財団の定款（IFRS Foundation's Constitution）は，IASB の目的ないし IFRS 財団の目的の 1 つに，「公益に資するよう，明確に記述された原則に基づく，単一の高品質で，理解可能な，強制力のあるグローバルに認められた会計基準を開発すること」（趣意書第 6 項，定款第 2 条）を掲げている。このような特性を有する会計基準は，投資家をはじめとする財務情報の利用者が経済的意思決定を行なうのに役立つものとするためである。また，「IFRS（すなわち，IASB が公表する基準および解釈指針）の採用を，各国会計基準と IFRS とのコンバージェンスを通じて，推進し促進すること」も目的の 1 つを形成している。つまり，「単一の高品質でグローバルに認められた会計基準」の開発と，コンバージェンスを通じた IFRS の採択の推進・促進が目的として謳われているのである。

ここで問題意識が生じる。そもそも，IASBの目的として最初に掲げられた「単一の高品質でグローバルに認められた会計基準」の意義とは何かということである。

確かに「財務報告に関する概念フレームワーク」の結論の根拠のなかで，有用な財務情報の質的特性のなかに含めなかった質的特性の1つに，「高品質」があることを示している。ただし，「透明性，高品質，内的整合性，真実かつ公正な概観または適正な表示は，目的適合性と表現の忠実性の質的特性を有し，比較可能性，検証可能性，適時性および理解可能性で補強された情報を別の言葉で記述したものである」（BC3.44）とした。つまり，「単一の高品質でグローバルに認められた会計基準」という場合の「高品質」とは，「財務報告に関する概念フレームワーク」上は，財務情報の質的特性を満たす財務情報の有用性と解することができるのである。

「IFRSの強制適用は不要。IFRSの会計基準としての品質には理論・実務の両面から問題があり，投資家のためにもならない。企業の自由意志による選択適用とすべき」（東京財団［2010］，1ページ）というように，日本ではIFRSの強制適用の是非の判断でそれを真正面から否定するものもある。これに限らず，「高品質な会計基準」の意義の認識については，有用な財務情報の質的特性との関わりで，どちらかと言えば否定的な見解が多い。

たとえば，「結局，『質』の意味を経験的事実にてらして理解するのは困難であり，基準設定の事前であれ事後であれ，“high quality”なるものが存在すると想定するのは，やはり幻想といわざるを得ない」（大日方［2011］，91ページ），「これまでのこの場〔企業会計審議会総会：引用者〕の議論の中で，高品質で単一な基準というのは何ですかというのはわからないんだということになっているんですね。ですから，それがあたかもあるかのような議論はおかしい。…高品質な単一の基準があって，それを日本に入れるべきだ。あるいは，そうすることで比較可能性が高まるという，そういう議論は危険だと思います。もうちょっと慎重にきちんと議論すべきだと思います」（金融庁・企業会計審議会［2013a］での辻山栄子委員の発言）などである。

しかし，これに関連して，IASBの鶯地隆継理事の発言で，「何を持って高品質かということに関して言えば，その定義は特にない。しかし，概念フレームワークで会計情報の質的特性として要請する『目的適合性を持って忠実に表現することである』という枠組みのもとで，デュープロセスを通じて，価値基準を行為形成できる仕組みをつくっていくことで，策定された会計基準は「高品質」ということになる」という趣旨のものもみられる(2)。

アメリカ証券取引委員会（SEC）も，外国民間発行体によるIFRS適用をすでに容認したことを受けて，アメリカの発行体に対するIFRS適用の是非の判断を迫られ，検討してきた。では，SECは，このIFRS適用の是非はもとより，「単一の高品質でグローバルに認められた会計基準」をどのように捉え，またどのような対応をみせているのだろうか。

SECコミッショナーは，IFRS適用の是非の判断に資する材料として，SECスタッフに「グローバル会計基準の作業計画」（Work Plan for Global Accounting Standards）（SEC［2010］）を要請していた。一連の作業計画の結果であるSEC最終スタッフ報告書には，IFRSがアメリカの発行体にとっての「単一の高品質でグローバルに認められた会計基準」となるのに十分なほど開発され，適用されているかどうかの評価が示されてい

る。その評価基準，つまり検討を要する領域として，次の 3 つを提示したことは刮目に値する（SEC Office of the Chief Accountant［2012］, p. 7）。

①IFRS の網羅性

②各管轄（法域）内および管轄間での IFRS 財務諸表の比較可能性

③IFRS の監査可能性および執行可能性

これまでに，SEC は IFRS ではなく，それに先立つ国際会計基準（IAS）の使用に関する判断基準（いわゆる「鍵となる 3 要素」）を明らかにしていたが[3]，実は上記の検討を要する領域は，おおむねこれに整合するものである。ただし，両者を突き合わせることでも変化を感じることができるように，ここで看過し得ないことは，重視する財務情報の質的特性が，「高品質」から「比較可能性」へとシフトしている事実である[4]。

結果的に，SEC 最終スタッフ報告書は，今般の 3 つの検討領域を満たしたという評価結果を出してはいないが[5]，国際的な会計基準であれ，「単一の高品質でグローバルに認められた会計基準」であれ，SEC が主体的に評価する姿勢そのものは不変である。

Ⅲ　問題意識 2：IFRS を支持する国際機関の法的根拠とその正統性は何か

IASB のハンス・フーガーホースト（Hans Hoogervorst）議長は，2013 年 6 月に香港で開催された IFRS アジア・オセアニア政策フォーラム（IFRS Asia－Oceania Policy Forum）のスピーチ（Hoogervorst［2013］）で，IFRS が証券監督者国際機構（IOSCO），世界銀行（World Bank）および 20 ヵ国・地域首脳会合（G 20 サミット）からグローバルな会計基準としての支持を得ているとした。

ここで第 2 の問題意識が生じる。IFRS をグローバルな会計基準として支持する国際機関の法的根拠，また IFRS の設定主体である IASB の法的根拠は何かということである。さらに，その正統性（Legitimacy）は何かということである。

もちろん，これまでに世界貿易機関（WTO）の「シンガポール閣僚宣言」（1996 年 12 月 13 日）や 1998 年の先進 7 ヵ国（G 7）金融蔵相中央銀行総裁会議などで，国際会計基準委員会（IASC）が会計プロフェッションの分野で国際基準を完成することが奨励されてきた。しかし，「単一の高品質でグローバルに認められた会計基準」の創設や実現が俄然注目を浴びたのは，2008 年の世界金融危機後の G 20 サミットと称される「金融・世界経済に関する首脳会合」（Summit on Financial Markets and the World Economy）による会計基準に関する提言にある。

最初のワシントン D.C.・サミット（2010 年 11 月）での首脳宣言の添付文書「改革のための原則を実行するための行動計画」において，透明性および説明責任の強化に向けた当面の措置として「国際会計基準設定主体におけるガバナンスの強化」などを掲げるとともに，次のような中期的措置を提示した。

透明性および説明責任の強化

中期的措置

- 世界の主要な会計基準設定主体は，単一の高品質でグローバルな会計基準を創設することを目的に，精力的に作業を行なう。
- 規制当局，監督当局および会計基準設定主体は，状況に応じ，高品質な会計基準の一貫した適用および実施を確保するため，相互に，また民間セクターと継続的に協力して作業をする。

その後のロンドン・サミット（2009年4月）から直近のロスカボス・サミット（2012年6月）に至るまで，G 20首脳宣言は，一貫して「単一の高品質でグローバルな会計基準」の達成が重要であることを強調してきた。だからこそ，たとえば自由民主党政務調査会・金融調査会の「企業会計に関する小委員会」による「国際会計基準への対応についての提言」（2013年6月13日：自由民主党政務調査会・金融調査会「企業会計に関する小委員会」［2013］）をはじめ，金融庁・企業会計審議会による「国際会計基準（IFRS）への対応のあり方に関する当面の方針」（2013年6月19日：金融庁・企業会計審議会［2013b］）にみられるように，日本のIFRSへの対応のあり方に関する基本的な考え方のなかで，この目標の実現に向けた日本のコミットメントを明言したのである。

しかし，2008年からのG 20サミットや，すでに開催されてきた先進7ヵ国・1地域の主要国首脳会議（G 8）の国際機関の法的根拠が問われる。これについては，次の見解が的を射ている。

> 「G 20やG 8は，いずれも国連，国際通貨基金（IMF），世界銀行，WTOのように国際協定に基づいて設立されたものではなく，法的な根拠はない，非公式な会議である。G 20が何かを決めて共同声明に書いても，厳密には法的な拘束力はないし，意思決定の方法も基本的には全会一致で，国際機関のような多数決ではない。
>
> グローバルガバナンスは，G 20のような法的な正当性のない機関ではなく，法的根拠のある国際機関に担わせるべきという意見もある」（藤井［2011］，238−239ページ）。

法的根拠のある国際機関に担わせる方法には，たとえば，G 20をIMFの国際通貨金融委員会の閣僚会議に統合したり，またG 20を国際連合の安全保障理事会と同様な形で，経済安全保障理事会を創設したりすることなどが考えられる。とくに，アメリカは国際的な官僚組織への不信が強く，指導力の発揮しやすさから，法的な正当性や法的根拠のないサミットなどを政治的手法として好む（藤井［2011］，239−240ページ）という事実を，われわれは受け止めるとともに，学ぶべきである。

これまでに，組織的正統性の研究成果を踏まえてIASBの正統性を検討したり，また会計基準の法的根拠を検討したりした研究成果も散見される(6)。また，民間機関によるグローバルな規制やルールの形成プロセスを検討したBüthe and Mattli［2011］は，国内の標準化機関と国際的な標準化機関との間の制度補完性が高いほど，国内制度が断片化されている国のステークホルダーに比べて，国内制度が階層化されている国のステークホルダーの方が大きなアドバンテージを享受することをはじめ，なによりも，IASBによって設定されるIFRSに影響を及ぼすにあたり，米国企業の方が欧州企業よりも成功しやすい（Büthe and Mattli［2011］, p. 118（小形訳［2013］，114ページ））と結論づけている。

これらは，基準設定に対する政治学上の影響やその議論への貢献などを考えるうえで示唆に富む。

Ⅳ　IOSCOの国際機関への関与

IASBのフーガーホースト議長が，IFRSのグローバルな会計基準としての支持をIOSCOから得ていると述べたように，IOSCO

は多くの国際機関に関与している。経済協力開発機構（OECD），金融安定理事会（FSB），ジョイント・フォーラム（Joint Forum），マネーロンダリングに関する金融活動作業部会，公益監視委員会（PIOB），IMF，世界銀行，ヨーロッパ委員会（EC），そしてIASBなどである。

IFRS，ひいてはIASBの存立基盤は，IOSCOへの依存がきわめて高い。IFRSの設定主体であるIASBやIFRS財団は，直接的にも間接的にもIOSCOに密接に関与して成り立っていることを認識しなければならない。

IFRS財団の組織を人的側面から鳥瞰すると，公的資本市場の規制当局によるモニタリング・ボードは，IFRS財団定款第21条が規定するように，IOSCOが直接的に関与している(7)。IFRS財団評議員会のミシェル・プラダ（Michel Prada）議長は，IOSCO理事会議長やIOSCO専門委員会議長を，またIASBのフーガーホースト議長もIOSCO専門委員会議長を歴任した。IASB理事のフィリップ・ダンジョウ（Philippe Danjou）とメアリー・トーカー（Mary Tokar）も，それぞれIOSCO第1常設委員会（多国間会計および開示）委員やIOSCO第1作業部会（当時）議長の歴任者である。

さらに言えば，IFRS財団やIASBのIOSCOとの結び付きとともに，SECのIOSCOとの結び付きも強力である。

IFRS財団のハーベー・ゴルトシュミット（Harvey Goldschmid）評議員は，SECコミッショナーを務めたし，IASB理事である先のトーカーとパトリック・フィネガン（Patrick Finnegan）は，それぞれSEC主任会計士室の元シニア・アソシエイト主任会計士とSECスタッフであった。とくに，IOSCOが2000年にIASCのコア・スタンダードを承認した（IOSCO Technical Committee［2000］）ときの第1作業部会議長は，トーカーである（杉本［2009］，49−50ページ）。また，IOSCO専門委員会議長は，クリストファー・コックス（Christopher Cox）元SEC委員長やキャスリーン・ケーシー（Kathleen L. Casey）元SECコミッショナーが務めてきており，またケーシーは，支払・決算システム委員会（CPSS）とIOSCOの共同作業部会共同議長などを歴任した。SECアシスタント・ディレクターのジェフリー・ムーニー（Jeffrey Mooney）も，「清算機関のための勧告」の見直しに関するCPSSとIOSCOの共同作業部会共同議長を務めてきた。

このように，SECは，IOSCO，IFRS財団とIASBに強力かつ重層的な関与を張り巡らし，国際的な証券規制はもとより，「単一の高品質でグローバルに認められた会計基準」の実現にその影響力を発揮しているのである。

V　IOSCOと「単一の高品質でグローバルに認められた会計基準」

IOSCOによる「単一の高品質でグローバルに認められた会計基準」の実現に向けた関与を考えた場合，「証券規制の目的と原則」（IOSCO［2010］）が大きな拠り所となる。この「証券規制の目的と原則」は，規制目的を達成するための証券法政策のあり方に関する38原則を提示している。この38原則は9つの見出しで分類される。5つ目の「E. 発行体のための原則」（3原則）の1つに，原則18の「発行体が財務諸表を作成するために使用する会計基準は，国際的に受け入れ可能

な高品質なものでなければならない」がある。

そもそも，当初設定された「証券規制の目的と原則」（IOSCO［1998］）では，会計基準と監査基準を単独の原則で規定していた（原則 16「会計基準と監査基準は，国際的に受け入れ可能な高品質なものでなければならない」）。この原則は，財務諸表には，包括性，一貫性，目的適合性，信頼性および比較可能性が求められることと，国際的に受け入れ可能な高品質の，包括的で十分に定義された会計原則は，財務上の成果に関する正確かつ目的適合的な情報の提供を確保することが求められていた。その後，現行のように原則化されたのである。

IOSCO による「高品質な会計基準の開発と執行へのコミットメント」は，IOSCO 専門委員会の「会計基準の開発と執行に関するステートメント」（2008 年 10 月 21 日：IOSCO［2008a］）や IOSCO の G 20 サミットに対する公開書簡声明文「会計基準とガバナンスに関する IOSCO のステートメント」（2008 年 11 月 12 日：IOSCO［2008b］）に継承されている。つまり，「単一の高品質でグローバルに認められた会計基準」の実現は，IOSCO による証券規制を達成するための証券法政策のあり方に関わる原則に支えられ，展開されている事実を窺い知ることができる。

IOSCO と IFRS 財団は，2013 年 9 月 16 日に「国際財務報告基準に関する協力についてのプロトコール（議定書）声明」（IOSCO and IFRS Foundation［2013］）を公表した。これも，IOSCO と IFRS 財団が，高品質でグローバルに認められた会計基準を実現し，その財務報告を展開するために IFRS の適用の首尾一貫性を高めるという共通のコミットメントを，より協力を深めて支援することを表明したものである。

すでに IFRS 財団は，モニタリング・ボードのメンバー要件として「IFRS の使用」と「IFRS 財団への資金拠出」を示し，とくに「IFRS の使用」については，その定義がプレスリリース（IFRS Foundation Monitoring Board［2013］, p. 2）を通じて提示された。

IFRS の使用：

総則

（a）当該国は，IFRS の適用に向けて進むこと，および，最終的な目標として単一の高品質で国際的な会計基準がグローバルに受け入れられることを推進すること，について明確にコミットしている。このコミットは，当該市場で資金調達する企業の連結財務諸表について IFRS の適用を強制または許容し，実際に IFRS が顕著に適用される状態になっている，もしくは，妥当な期間でそのような状況へ移行することをすでに決定していることにより裏付けられる。

（b）適用される IFRS は，IASB が開発した IFRS と本質的に同列のもので，起こりうる例外は，一定の基準もしくはそこから生じる一部が経済もしくはその他の状況に関係していない，もしくは当該国の公益に反する可能性がある，という場合に限定される。一定の基準もしくはそこから生じる一部を開発する際のデュープロセス履行上何らかの欠陥があった場合には，例外や一時的な使用中止も許容しうる。

定量的要素

（c）当該国は，時価総額の規模，上場企業数，クロス・ボーダーの資本活動に照らしたうえで，国際的な文脈における資金調達のための主要な市場であると考えられる。

定性的要素

(d) 当該国は，IFRS の策定に対し，継続的に資金拠出を行なっている。

(e) 当該国は，関連する会計基準の適切な実施を確保するための強固な執行の仕組みを整備し，実施している。

(f) 国・地域の関連する基準設定主体が存在する場合，IFRS の開発に積極的に貢献することにコミットしている。

「単一の高品質でグローバルに認められた会計基準」の推進への明確なコミットメントこそ，公的資本市場の規制当局によるモニタリング・ボードのメンバー要件を形成しているのである。「IFRS の適用を強制または許容」と「IFRS が顕著に適用される状態」の意義の解釈の問題も伴うが，強制適用に加えて任意適用も容認していると解されている。

言うまでもなく，IOSCO の連結財務諸表は，IFRS を適用して作成されている。

Ⅵ　むすび
―基準設定と会計研究―

「単一の高品質でグローバルに認められた会計基準」の存立基盤は，IOSCO に求められることは間違いない。

「単一の高品質でグローバルに認められた会計基準」の存立基盤を探るなかで明らかとなったことは，実は，この「高品質」という概念が具体性を欠き，それを導き出す操作可能性がみられず，またそれが困難だという事実である。

IASB は，作業プロジェクトの道筋に証拠の必要性を説いてきた。財務報告の問題点の証拠として，学術的な研究が求められているのである。その必要性は，「財務報告に関する概念フレームワーク」の基本的な質的特性についても同様であり，基準設定における会計研究からの証拠となる情報が問われている。

とくに，「単一の高品質でグローバルに認められた会計基準」の実現とそのコミットメントのもとで，適用すべき会計基準に冠される，グローバル社会における「高品質」の概念の共有可能性とその時代的考証が問われる。たとえば，SEC（SEC スタッフも含む）も IAS の使用に関する「鍵となる 3 要素」や SEC 最終スタッフ報告書での評価基準（検討領域）で，重視する財務情報の質的特性が，「高品質」から「比較可能性」へとシフトしてきた。「単一の高品質でグローバルに認められた会計基準」の実現という目標や会計基準間のコンバージェンスの進展とともに，この財務情報の質的特性の志向についての検証が問われることになる。

また，基準設定のあり方は，単に会計の分野に限定されずに，法的観点や政治的観点からの会計研究などの必要性ももたらしている。国際的な会計基準づくりは，われわれが取り組むべき会計研究に数多くの題材を提示しているのである。

【注】

(1)「財務報告に関する概念フレームワーク」は，有用な財務情報の質的特性として，「財務情報が有用であるべきだとすれば，それは目的適合的で，かつ，表現しようとしているものを忠実に表現しなければならない」（QC4）としている。情報が有用であるためには目的適合性があり，しかも，忠実に表現されていなければならないのである。

併せて，当該概念フレームワークは，このような基本的な質的特性を適用するための最も効果的なプロセスを，次の 3 段階にあるとした（QC18）。

①報告企業の財務情報の利用者にとって有用となる可能性のある経済現象を識別する。

②その現象に関する情報のうち，利用可能で忠実に表現できるとした場合に最も目的適合性の高い種類の情報を識別する。
③その情報が利用可能で忠実に表現できるかどうかを判断する（もしそうであれば，基本的な質的特性を充足するプロセスはそこで終了する。そうでない場合には，その次に目的適合性の高い種類の情報でそのプロセスを繰り返す)。

（２）「**鶯地理事**　何を持って高品質かということに関していえば，その定義は特にありません。さりながら概念フレームワークではその第３章において，『会計の質的特性』という項目があって，その中で重要なのは『レリバンス(目的適合性)』と『フェイスフル・リプリゼンテーション（表現の忠実性)』だとはっきり言っています。すなわち，会計基準というのは，その企業の実態を適正に表す，しかも，レリバンスを有して。レリバンスとは，日本語では『目的適合性』と訳されています。つまり，『目的適合性を持って忠実に表現することである』とはっきりと書いているのです。それを達成するためにどうすればいいか。『コンパラビリティ（比較可能性)』といったものも，すべて目的適合性を持って忠実に表現するためにあるという，枠組みそのものはあるわけです。

ただ，私自身は，それはあくまで枠組みであって，そこに対しての価値基準を誰がどうやって作るのかということ自体が，高品質であるかどうかの決め手になるのだと思います。そういう価値基準について，ある特定の人が勝手に決めるというのであれば，これは高品質だとは言えません。結局，品質が良いか悪いかというのは，主観的なもので，A さんにとっては非常に高品質な会計基準であっても，B さんにとってはとんでもない会計基準だということはあるわけです。当然，会計基準の中で投資家と作成者，あるいは監査人と規制当局，と立場によって利害が異なります。そういったことも含めてコンセンサスを図っていく。そのコンセンサスの中で，このように会計処理すれば誰もが納得できるのではないかというところに達する。そのプロセスの仕組みがあるかどうかが大事なのです。デュープロセスを含めて，世界の各国がきちっと意見を言えて，お互い納得して『こうしよう』という，合意形成できる仕組みを作っているかどうかだと思います。そういう意味では，今回，ASAF のような仕組みを作る，当然，モニタリングボードが存在する，といったことなど IASB が国際機関としてこの 10 年間，まだ若い組織ですけれども，本当に努力してきて，そういう枠組みを作っていこうとしている。これこそが『高品質』ということであって，私はそれがいちばん大事だと思っています」（週刊経営財務［2013]，53−54 ページ)。

（３）SEC［1997］の Appendices 5 に示された「鍵となる 3 要素」は，①包括的（網羅的）で一般に認められた会計基準を構成すること（包括性（網羅性))，②高品質であること（高品質)，③厳格な解釈と適用が行なわれ得ること（厳格な解釈と適用）からなる。

（４）経済産業省の経済産業政策局企業会計室の「企業会計制度をめぐる動向」（2013 年 11 月）は，国際的な会計基準づくりが，「かなりの程度基準間のコンバージェンス（共通化）が進んだことで，これ以上の共通化や各国に単一基準を一律に適用することの難しさが顕著に」なっているとした。とくに，聞き取り調査などを踏まえて，「米国は『単一』ではなく，『比較可能性（Global Comparability)』と『共通性（Common set)』を志向」していることを指摘した（経済産業省・経済産業政策局企業会計室［2013]，スライド 2)。

（５）3 つの検討領域に対する SEC 最終スタッフ報告書の評価結果を整理すると，次のようになる(SEC Office of the Chief Accountant［2012]，pp. 7−33.)。

①IASB は，IFRS の網羅性の改善において，多大な前進を遂げてきた。しかし，IASB と財務会計基準審議会（FASB）の共同プロジェクトは，その完了に向けて資源を投入していない（たとえば，資本の特徴を有する金融商品)。また，IFRS は特定の業種または公共の取引の形態について網羅的でない。
②レビューした財務諸表が全般的には IFRS の要求事項に準拠しているようにみえるが，作成者の IFRS 適用の品質を改善する余地がある。
③証券監督者国際機構（IOSCO）その他の地域団体が，国際協調の拡大を通じて適用の一貫性に寄与している。SEC スタッフは，IASB，その他の世界中の証券規制機関および会計専門家と協力して，国際的なベースでの IFRS の適用および執行の首尾一貫性を高めるために作業する。

（６）たとえば，Tamm Hallström［2004]，Cunningham［2005]，真田［2009a]，真田［2009b］などを

参照。

（7）IOSCO 新興市場委員会委員長と IOSCO 専門委員会委員長（議長）は，モニタリング・ボードの構成メンバーである。

【参考文献】

Büthe, T. and W. Mattli［2011］, *The New Global Rulers: The Privatization of Regulation in the World Economy*, Princeton University Press（ティム・ブーテェ/ウォルター・マットリ著・小形健介訳［2013］『IASB/ISO/IEC　国際ルールの形成メカニズム』中央経済社）。

Cunningham, L.A.［2005］"Private Standards in Public Law: Copyright, Lawmaking and the Case of Accounting," *Boston College Law School, Legal Studies Research Paper Series*, No. 60, March 2, 2005.

藤井彰夫［2011］『G 20　先進国・新興国のパワーゲーム』日本経済新聞出版社。

Hoogervorst, H.［2013］"Are We There Yet?: Changing the World's Progress towards Global Accounting Standards," Speech Given at the IFRS Asia-Oceania Policy Forum, June 5, 2013.

International Accounting Standards Board（IASB）［2012］, Feedback Statement: Agenda Consultation 2011, December 2012（国際会計基準審議会［2012］「フィードバック・ステートメント　アジェンダ協議 2011」，2012 年 12 月）。

IFRS Foundation Monitoring Board［2013］, Press Release: Monitoring Board Finalizes Assessment Approach for Membership Criteria and Announces Chair Selection, March 1, 2013.

International Organization of Securities Commissions（IOSCO）［1998］, *Objectives and Principles of Securities Regulation*（IOSCO Principles）. September 1998.

IOSCO［2008a］, Media Release: IOSCO Technical Committee Statement on Accounting Standards Development and Enforcement, October 21, 2008.

IOSCO［2008b］, Statement by the International Organization of Securities Commission regarding Accounting Standards and Governance, November 12, 2008.

IOSCO［2010］, *Objectives and principles of Securities Regulation*, June 2010.

IOSCO［2013］, *Methodology for Assessing Implementation of the IOSCO Objectives and principles of Securities Regulation*, August 2013.

IOSCO Technical Committee［2000］, *IASC Standards — Assessment Report*, May 2000.

IOSCO and IFRS Foundation［2013］, Statement of Protocols for Cooperation on International Financial Reporting Standards, September 16, 2013.

自由民主党政務調査会・金融調査会「企業会計に関する小委員会」［2013］「国際会計基準への対応についての提言」，2013 年 6 月 13 日。

経済産業省・経済産業政策局企業会計室［2013］「企業会計制度をめぐる動向」，2013 年 11 月。

金融庁・企業会計審議会［2013a］「企業会計審議会総会・企画調整部会合同会議議事録」，2013 年 4 月 23 日。

金融庁・企業会計審議会［2013b］「国際会計基準（IFRS）への対応のあり方に関する当面の方針」，2013 年 6 月 19 日。

中林伸一［2012］『G 20 の経済学―国際協調と日本の成長戦略』中公新書。

大日方隆［2011］「会計機能から見た会計基準の論点」『企業会計』第 63 巻第 1 号，2011 年 1 月，86-92 ページ。

真田正次［2009a］「国際会計基準の正統性モデルに関する一考察―正統性モデルの構成要素―」『経済論叢』第 183 巻第 1 号，2009 年 1 月，63-77 ページ。

真田正次［2009b］「会計基準の法的根拠に関する一考察―IASB, FASB, ASBJ の比較を中心として―」『経済論叢』第 183 巻第 4 号，2009 年 10 月，27-40 ページ。

Securities and Exchange Commission（SEC）［1997］, *Report on Promoting Global Preeminence of American Securities Markets, Pursuant to Section 509(5) of the National Securities Markets Improvement Act of 1996*, October 1997.

SEC［2010］, Release Nos. 33-9109; 34-61578, Commission Statement in Support of Convergence and Global Accounting Standards, February 24, 2010.

SEC Office of the Chief Accountant［2010］, Work Plan for the Consideration of Incorporating International Financial Reporting Standards into the Financial Reporting System for U.S. Issuers, Appendix of SEC［2010］, February 24, 2010.

SEC Office of the Chief Accountant［2012］, Work Plan for the Consideration of Incorporating International Financial Reporting Standards into the Financial Reporting System for U.S. Issuers, Final Staff Report, July 13, 2013.

杉本徳栄［2009］『アメリカ SEC の会計政策―高品質で国際的な会計基準の構築に向けて―』中央経済社。
杉本徳栄監修・仰星監査法人編著［2010］『ケーススタディでみる IFRS』金融財政事情研究会。
週刊経営財務［2013］「新春特別対談　西川郁生 ASBJ 委員長 VS 鶯地隆継 IASB 理事『日本基準の課題と IFRS の将来像』」『週刊経営財務』第 3101 号，2013 年 2 月 11 日，48−57 ページ。
Tamm Hallström, K.［2004］*Organizing International Standardization ― ISO and the IASC in Quest of Authority*, Edward Elgar Publishing.
東京財団［2010］政策提言「日本の IFRS（国際財務報告基準）対応に関する提言」，2010 年 12 月。

【付記】
本稿は，2013 年度科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）（基盤研究（C））（課題番号：23530610）による研究成果の一部である。

日本企業の配当行動と特別損益の関係性

加賀谷哲之
一橋大学

要　旨

本研究の狙いは，日本企業の配当行動と特別損益との関係性について検討することにある。日本企業は有配・安定配当にこだわる傾向が強い。それらの活動を通じて，株主に対する一定の経営責任を果たしたと考える企業経営者の割合が相対的に大きいことが，有配や安定配当を行う企業が多い背景にはあると考える。しかし，会計制度がそうした有配や安定配当にどのような影響をもたらしているのかについては，これまでのところ十分には検討されてこなかった。本研究では，特に特別損益の計上が，日本企業の配当行動に与える影響を検討する。米国基準や国際財務報告基準・国際会計基準では，特別損益など異常損益を計上する余地をできる限り，最小化するように会計制度改革が進展してきた。異常損益を活用した業績区分の変更による恒常的な利益を積極的にコントロールする利益マネジメントが利用されることを回避することが，そうした制度改革の狙いには存在する。一方で，日本基準は，相対的には特別損益の計上には寛容である。本研究では，こうした特別損益の計上が，日本企業の配当政策に与える影響を検証した。検証の結果，持続的な業績が黒字であり，純利益が赤字である場合には，安定配当政策を維持しやすくなる一方で，純利益が黒字で持続的な業績が赤字である場合ではそうではないことが確認できる。これは特別損益の計上を通じた経常的な業績の表示が，日本企業の配当行動を支えている可能性があることを示唆している。

Ⅰ　はじめに

本論文の狙いは，日本企業の配当行動と特別損益との関係性について検討することにある。日本企業は他国企業と異なり，有配企業の割合が高く，一株当たりの配当を過去のトレンドから低下させるような減配行動を回避する傾向があることが確認されている。一方で，日本には一時的な変化に伴い発生する特別損益の表示を通じて，恒常的な業績としての営業損益や経常損益をその他のステークホルダーとのコミュニケーション活動に積極的に活用する傾向がある。本論文はこうした配当行動と特別損益の関係性を明らかにすることで，日本における分配行動を支える会計制度の特徴について検討するための実証的な証拠を蓄積することを狙いとしている。日本企業の配当行動と特別損益の関係性を検討する意義として，以下の 3 つがあげられる。

第 1 に，会計基準の国際的統合化・収斂化の経済的影響を検討するにあたって，これまで必ずしも重視されてこなかった配当行動に対する影響を解明しうる点である。会計基準の国際的統合化・収斂化を経済的な影響を検討するまで，これまで重視されてきたのは，それに伴う投資家に対する評価や影響であった。会計情報に対する評価の変化（比較可能性の向上，透明性の向上，適時性の上昇など），証券アナリストによる利益予測精度の向上，アナリスト・カバレッジの向上，株式市場の流動性や取引高の増大やビッド・アスク・スプレッドの向上，資本コストの低下，海外投資家による資金拠出の増大，外国直接投資など枚挙にいとまがない。会計基準の国際的統合化・収斂化がこうした投資市場における評価にポジティブな影響を与えているという実証的な証拠が積み上げられている一方で，それらが会計基準の国際的統合化・収斂化のみの影響とは限らず，それと並行して進展したエンフォースメント・システムの導入等の証券市場改革や監査制度改革，モチベーション・システムの変更等が重大な影響を与えているという指摘もある（e.g., Christensen, Hail and Leuz 2013）。このようにまだ十分に解明されていない側面が残されているとはいえ，会計基準の国際的統合化・収斂化をめぐる証券市場への影響は検討されてきたといえる。一方で，会計基準の国際的統合化・収斂化が各国の企業経営や経済運営に与える影響については十分に検討されていないのが実情である。特に金融危機以降，会計基準の国際的統合化・収斂化の基軸となってきた国際財務報告基準の特徴として取り上げられる公正価値会計や原則主義などといった内容が，企業会計に期待されるその他の役割としての契約支援機能，利害調整機能などにネガティブな影響を与える，あるいは企業会計と関係するその他の法制度や経済制度に十分に適合しないという批判が展開されるようになりつつある。こうした投資家にとっての有用性という観点以外の企業会計に対する役割については十分に検討されているとは言い難いのが現状である（e.g., Hail, Leuz, and Wysocki 2010a, Hail, Leuz, and Wysocki 2010b, Bruggemann, Hitz, and Sellhorn 2013 など）。とりわけ日本では，企業の配当行動が企業のステークホルダー間の関係構築や利害調整において重要な役割を果たしており，企業会計はそうした意思決定を支援する役割を果たしているとの指摘もある（加賀谷 2014）。日本企業の配当行動の検討を通じて，会計基準の国際的統合化・収斂化についての新たな知見を導きせる可能性がある。

第 2 に，特別損益による表示が持つポジティブな役割を導き出すことができる可能性がある点である。特別損益や異常損益などの計上は，企業による区分表示を活用した利益管理を促進するという先行研究が数多く蓄積されていることもあり，IASB や FASB など基準設定機関の多くは，特別損益や異常損益の計上に消極的になりつつある。たとえば，Massourd et al（2007）では，会計基準の国際的統合化・収斂化をけん引してきた米国や IASB 等の会計基準設定機関が，特別損益や異常損益として計上できる項目を限定するように，会計基準を変化させてきた事実を明らかにしている。それらの基準が適用される国においては，投資家に対して恒常的な収益力を伝達するため，各社が独自で作成したプロフォーマ利益や基礎的利益（underlying income）などを伝達する手段を進化させている。一方で，日本基準では必ずしも会計基準において特別損益や異常損益の計上を限定させるような変化は存在しておらず，会計実務や監査手続きの中で，その計上が限定される。その結果として，各社固有のプロフォーマ利益や基礎的利益などは開示する企業はそれほど多くない。仮に日本におけるこうした特別損益による表示に積極的な意味を見いだせるとすれば，会計基準の国際的統合化・収斂化にあたって，これまでとは異なる視点からの示唆を獲得できる可能性がある。

第 3 に，企業の配当行動をめぐるパズル（未解決の課題）への示唆を獲得できる可能性がある点である。企業の配当行動は，投資家などのステークホルダーとの情報の非対称性を埋めるためのシグナリングの機能，あるいは利害の差異に伴い追加的に負担する必要のあるエージェンシー・コストを低減させる機能などの役割を果たすことが期待されており，そうした期待感は企業におけるライフサイクルの段階に応じても異なってくる可能性があることが確認されている。しかし一方で，なぜ企業の配当行動に執着性（stickiness）が存在するのか，あるいはなぜ近年，株主還元策の中心が現金配当から自己株式の取得などへとシフトしつつあるのかについては，十分に解明されているとはいいがたい。日本企業は他国企業以上に現金配当にこだわっている企業が多く，加えて配当に執着性がある可能性が高い。日本における配当行動のメカニズムをさぐることで，企業の配当行動をめぐるパズル（未解決の課題）への示唆を獲得できる可能性がある。

振り返れば，米国会計学会でも近年，会計学研究のイノベーションのための取り組みが必要であるという問題意識のもとで，さまざまな取り組みがスタートしている。とりわけこれまで会計学研究では未解決の課題を共有し，その解決に向けた研究を進めていくことの重要性を多くの研究者は提示している（e.g., Waymire 2012）。本研究では，特に日本企業固有で実践されている安定配当行動にフォーカスをあて，日本で重視されている業績表示方法がどのような影響を与えるかを検討することにある。このため，第 2 節では，先行研究をレビューしたうえで，仮説構築のための理論整理を行う。第 3 節ではリサーチデザインを説明し，第 4 節で検証結果を提示する。第 5 節では結論を示す。

Ⅱ　先行研究と仮説構築

1. 先行研究

企業の配当行動がどのようなメカニズムで決まっているのかという点については，コーポレート・ファイナンスの領域において研究

者の注目を集めてきた，中核的なトピックの一つであり，多くの研究者がその解明に向けて取り組んできた。その嚆矢となったのは，Lintner（1956）による分析である。同研究では米国企業 28 社を詳細に調査し，企業は配当性向をベースにした配当行動を重視しており，その比率を低下させることにより，株主等のステークホルダーから強い批判を浴びる可能性があるため，その比率を変動させたがらない傾向があることを明らかにしている。また Modigliani and Miller（1961）では，完全・完備市場を前提とした場合には，資本構成や配当政策は企業価値に影響を与えないことを示している。

仮に Modigliani and Miller（1961）の主張のように，配当政策が企業価値に無関連であるのであれば，なぜ企業は配当政策にこだわるのだろうか。Allen and Michaely（2003）では，Modigliani and Miller（1961）が提示する完全・完備市場の前提などについて，また同研究では考慮されていない，現金配当と同じ株主還元に位置づけられる自己株式取得について，検討することにより，企業の配当政策を決定づける要因について分析している。具体的には，税金，情報の非対称性や契約の不完備性，制度的な制約，取引コストなどの実態やそれらに対する株主や企業経営者の意識が企業の配当方針に影響を与えるというものである。たとえば，配当とキャピタル・ゲインで税率が異なるのであれば，配当か自己株式取得のいずれを投資家が選好するかは異なってくることが予想され，それに伴い，企業の配当政策は影響を受けるかもしれない。あるいは経営者と投資家の間に情報の非対称性がある場合，経営者は配当政策を通じて，自社の現状や将来をシグナリングすることを重視するかもしれない。契約を通じて，株主の利益を最大化するよう経営者を動機付けることができない場合，経営者は積極的に株主還元を実施することで自らが株主の利益最大化のための活動を実践することを訴求するかもしれない。また少数株主保護など株主の持つ権利を積極的に保護する制度が整備されている国においては，企業はより積極的な配当政策を求められるかもしれない。また上述した様々な要素により，市場から資金調達するのに相対的に大きな取引コストがかかる場合には，配当政策に消極的になるかもしれない。

これまでに実施された配当政策をめぐる実証研究では，①規模の大きな，歴史のある会社がより多くの配当を実践する傾向がある，②当初は現金配当によるものが中心であったものの，1980 年代半ば以降自社株式取得による株主還元が増大している。特に米国で上場する企業でそうした傾向が顕著になっている（e.g., Fama and French 2001），③個人株主は実質的に配当に伴う税金を多く支払う傾向がある（e.g., Peterson, Peterson, and Ang 1985），④企業は利益以上に配当を平準化させる傾向がある（e.g., Lintner 1956, Fama and Babiak 1968），⑤市場は配当や自己株式取得の増加にポジティブに反応する一方で，配当の減少にネガティブに反応する傾向がある（e.g., Pettit 1972, Charest 1978, Aharony and Swary 1980, Michaery, Thaler, and Womack 1995, Ikenberry, Lakonishok, and Vermaelen 1995），などの証拠が確認されている。これらの証拠の多くは，経営者と株主の間には情報の非対称性があり，エージェントである経営者がプリンシパルである株主の利益を重視していることを伝えるために，積極的に配当政策を活用することを示唆している（e.g., Grossman and Hart 1980, Easterbrook 1984, Jensen 1986）。

一方で，日本が他国と異なり，高い有配企業の割合を維持しているのか（e.g., Denis and Osobov 2008），なぜより安定配当政策を重視するのかなどについては，明らかにされていない。

2. 配当政策における業績表示の役割

本研究では，特に安定配当を維持している企業がどのような特徴を兼ね備えているのかについて，特に業績表示の役割にフォーカスをあてて検討していきたい。

たとえば，Jensen（1986）では，企業のフリー・キャッシュフローが増大するほど，企業が負担するエージェンシー・コストが増大することを指摘している。そうしたフリー・キャッシュフローの状況が企業の配当行動に影響を与える可能性がある（フリー・キャッシュフロー仮説）。また Myers and Majluf（1984）では，企業経営者と投資家の間の情報の非対称性が存在する場合，外部金融の問題を克服するため，企業は内部金融を志向することを指摘している（ピッキング・オーダー仮説）。こうした内部金融を優先するため，企業の配当政策は影響を受けるかもしれない。DeAngelo, DeAngelo, and Stulz（2006）では，企業のライフサイクルに応じて，配当政策が変わってくることを明らかにしている（ライフサイクル仮説）。

こうした先行研究などに基づき，Fama and French（2001）では，①収益性，②投資機会，③企業規模が，企業の配当行動と深く結びつくことを確認している。収益性が高く，企業規模が大きいほど，配当を実践する傾向があり，一方で投資機会が高いほど，配当を抑制する可能性があるという仮説に基づき，検証を行っている。また Leary and Michaely（2011）では，配当平準化の決定因子を検討するにあたって，情報の非対称性とエージェンシー・コストが配当の平準化行動に影響を与える可能性があるとして，①企業の成熟度（企業規模や年齢），②資産特性（有形固定資産の割合や資産時価簿価比率），③業績の変動性（利益や株価の変動性），④投資家間の情報の非対称性（アナリスト・カバレッジなど），⑤株主構成などにフォーカスをあてて検討を進めている。

本研究では，日本企業の特徴である安定配当（減配ないしは無配とならない配当行動を志向する）の決定因子を検討することを狙いとする。検討にあたっては，1 株あたり配当の変化にフォーカスをあてる。広田（1992），安田（1997）では，日本企業は配当性向よりもむしろ 1 株あたり配当を減少させない安定配当政策をとってきたと説明する。花枝・芹田（2008）では，日本企業の財務・IR 担当者に対してサーベイ調査を行い，日本企業は 1 株あたりの配当を意識した配当政策を実施していることが確認されている[1]。そこで，本研究では，1 株あたり配当を減少させない企業にどのような特徴があるのかを明らかにすることにする。

安定配当政策に影響を与える要因として，ここでは①利益水準や留保利益，②投資機会，③資産規模，④負債，⑤企業寿命，⑥資産特性，⑦利益の変動性，⑧投資家構成などを取り上げる。利益や留保利益の水準の高さは，配当原資の大きさを示すことから，安定配当を支えることが予測される一方で，投資機会が多ければ，安定配当よりもむしろ将来に向けた投資を優先する可能性もある。また負債や利益の変動性が高い，あるいは有形固定資産への投資の割合が高い場合など，配当に伴い財務リスクが大きくなる状況においては，安定配当が維持しにくい状況になることが予

測される。資産規模が大きい企業，あるいは企業寿命が長い企業は，ライフサイクル仮説に基づけば積極的な配当政策を実施する可能性が高い。また外部ステークホルダーとの安定的な関係を構築するという観点から，相対的に減配や無配などの配当政策を実施しにくいことが推測される。現金・有価証券などの資金を多く保有している企業は，配当原資があるという観点では，安定配当政策を維持する可能性もあるが，一方で，エージェンシー・コストの節約という観点で，安定配当よりはむしろ利益にあわせて積極的に配当を増減させる配当政策を志向する可能性もある。配当原資やリスクの有無，情報の非対称性やそれに伴うエージェンシー・コストの大小が，企業の配当行動に影響を与えることは，すでに先行研究により確認されている。

一方で，業績表示の方法が，企業の配当行動にどのような影響を与えるかについては必ずしも十分に検討されていない。業績表示をめぐる先行研究の多くは，経常的な損益を異常損益にシフトすることで，企業経営者が機会主義的にコア利益をコントロールしている証拠を提示している（e.g. McVay 2006, Fan, Barua, Cready, and Thomas 2010）。こうした研究や逸話をうけて，FASB や IASB などの会計基準設定機関は，業績表示のシフトをもたらす異常損益などへの損益の計上をできる限り抑制するように，会計基準を変更させてきた（e.g., Massaud, Raiborn, and Humphrey 2007）。このため，米国や欧州，オーストラリアやニュージーランド，カナダなどの企業の多くは，Pro Forma Profits ないしは Underlying Incomes など投資家に恒常的な利益水準を示すため，各社独自の利益指標の開示を行っている。こうした国々とは対照的に，日本では，一時的ないしは巨額であるという限定はあるものの，会計基準上で特別損益への計上を抑制するという動きはそれほど強まっていない。

上述した通り，日本企業はこれまで安定配当政策を実施しており，その影響もあり，有配企業の割合も他国に比べて高い。安定配当政策には，人的資源への投資を支えるなど，一定の経済的な役割を果たしているという指摘もある（e.g., 広田・山田 2006）。こうした長期間続くメカニズムには何らかの経済的な役割があると期待することができ，仮に上述した業績表示の方法が，日本企業の安定配当を支えている側面があるのであれば，特別損益などの異常損益の計上にはポジティブな経済的影響を与えている可能性もあるのかもしれない。

業績表示の方法が，安定配当を支えるとした場合，大きく 2 つの経路が考えうる。1 つは，一時的な損失などを積極的に特別損失などにシフトすることで，恒常的な利益水準において黒字を維持することである。たとえ配当原資としての純利益がマイナスであったとしても，恒常的な業績はプラスであるという理由で企業経営者は配当を行う選択肢をとりやすくなる[2]。いま 1 つは，恒常的な業績がマイナスであったとしても，資産を売却したり，あるいは評価替えをしたりするなどして利益をねん出することで，配当原資としての純利益をプラスにするアプローチである。前者は企業経営者による恒常的業績のシグナリング機能，後者は企業経営者による機会主義的な取引，処★に基づく利益ねん出活動と位置付けることができるかもしれない。

H1a:他の条件が同じであるとすると，持続的な利益（営業利益，経常利益）がプラスである場合には，増配・配当据え置きを維持しやすくなる。

H1b:他の条件が同じであるとすると，配当原資利益（当期純利益）がプラスである場合には，増配・配当据え置きを維持しやすくなる。

Ⅲ　リサーチデザイン

1. サンプルデータ

本研究では，日本企業の安定配当政策と業績表示，安定配当政策と投資行動との関係性についてそれぞれ検討する。まず日本企業の安定配当政策と検討にあたっては，NEEDS Financial Quest を活用し，①1 株あたりの配当金額が入手できる 1985 年～2012 年の期間に必要なデータを入手できる，②FQ 上で一般事業会社に属している，③決算期間が 12 カ月である，という 3 つの要件を満たした 50,504 社・年度を抽出し，検証活動を行った。

2. 安定配当政策と業績表示の関係性

第 1 に，安定配当政策と業績表示の関係性について検討する。検討にあたっては，安定配当政策を示す指標を被説明変数，業績表示方法を説明変数とする二項ロジスティック回帰分析を活用する。安定配当政策を示す被説明変数として，増配ないしは配当据え置きをしている企業を 1，それ以外を 0 とする指標をあてることにした。説明変数としては，①利益水準や留保利益，②投資機会，③資産規模，④負債，⑤企業寿命，⑥資産特性，⑦利益の変動性，⑧投資家構成，⑨業績表示の方法をとりあげる。検討にあたっては，2 つのモデルを活用する。第 1 に，「たとえ配当原資としての当期純利益が赤字であったとしても，恒常的な業績としての営業利益や経常利益が黒字である場合には，安定配当政策を維持しやすい」という仮説 1a を検討するため，利益水準（NI）として純利益，留保利益（RE）として利益剰余金，投資機会として株価純資産倍率（PBR），資産規模として期末総資産の対数，負債として負債比率（Debts），企業寿命として企業設立年数の対数（Ages），資産特性として有形固定資産対総資産比率（Tangible），利益の変動性

表 1　仮説 1 のサンプル企業

東証業種	サンプル数	東証業種	サンプル数	東証業種	サンプル数
水林・農産業	141	鉄鋼	996	空運業	86
鉱業	106	非鉄金属	659	倉庫・輸送関連業	845
建設業	3,143	金属製品	1,553	情報・通信業	3,171
食料品	2,273	機械	4,005	卸売業	4,986
繊維製品	1,133	電気機器	4,513	小売業	4,160
パルプ・紙	418	輸送用機器	2,006	証券、商品先物取引業	194
化学	3,914	精密機器	765	保険業	24
医薬品	864	その他製品	1,617	その他金融業	406
石油・石炭製品	215	電気・ガス業	519	不動産業	1,158
ゴム製品	391	陸運業	1,192	サービス業	3,598
ガラス・土石製品	1,183	海運業	270		

（Volatility），投資家構成として国内金融機関保有比率（Financial），外国人投資家比率（Foreign）をとりあげる。さらに業績表示の変数として，恒常利益・黒字，純利益・赤字である場合を 1，それ以外を 0 とするダミー変数（D_{PE}），さらに当該ダミー変数（D_{PE}）と純利益（NI）の交差項を変数に入れ，検討を行った。さらに年次と産業のダミー変数をモデルには組み込んでいる。純利益や留保利益など配当原資が豊かである場合には，安定配当政策を維持しやすい。投資機会が潤沢である場合には，柔軟に配当を増減させる可能性が高まるため，安定配当政策を維持しにくい。資産規模が大きい場合には，企業の成長度合いは低下しているケースが多く，また多様なステークホルダーとの関係性を構築していく必要があることから，相対的に安定配当政策を維持する必要性が高まることが推測される。企業の寿命が長い場合，有形固定資産の比率が高い場合には，ステークホルダーとの安定的な関係構築が重要となることから，安定配当政策を志向する可能性が高い。利益の変動性が高い場合，安定配当政策が維持しにくいかもしれない。株主構成において金融機関の持株比率が高い場合には，積極的な配当活動よりはむしろ安定配当政策の実施を求めるかもしれない。外国人投資家の持株比率が高い場合には，配当性向をベースにした配当政策を相対的に強く求められることから，安定配当政策を維持しにくいかもしれない。ダミー変数と比率変数以外については，すべて前期総資産で控除することにより，分散の不均一性に対応している。

こうした変数に加えて，業績表示の役割について検討する。検討にあたっては，純利益が赤字である企業の営業利益ないしは経常利益が黒字であった場合に，安定配当政策を実施する傾向があるかについて検討する。さらに当該変数と純利益との交差項についても検討した。純利益が赤字である場合にはそうではない場合と比べて，安定配当政策は維持することは困難になることが推測されるが，一方で，経常的な利益が黒字である場合には，安定配当政策を維持できるようになることが推測される。仮にこうした事実を確認できるようであれば，営業利益や経常利益などが恒常的な業績をシグナリングすることで，安定配当政策を支えるのに貢献していると見ることができるかもしれない。

同様のモデルを活用しながら，営業利益ないしは経常利益が赤字である企業の純利益が黒字であった場合に，安定配当政策を維持する傾向があるかを検討する。仮に恒常的な業績が赤字であったとしても，特別利益をねん出し，純利益が黒字であれば，企業は安定配当政策を維持する傾向があるかを検討する。それぞれのモデルは下記のとおりである。

$$
\begin{aligned}
&Pro(Sta_Div_t) \\
&= f(\alpha+\beta_1 NI_t+\beta_2 RE_t+\beta_3 PBR_t+\beta_4 Ages_t \\
&\quad+\beta_5 Scale_t+\beta_6 Tangibles_t+\beta_7 Volatility_t \\
&\quad+\beta_8 Debts_t+\beta_9 Cash_t+\beta_{10} Payout_t \\
&\quad+\beta_{11} Foreign_t+\beta_{12} Financial_t+\beta_{13} D_{PE,t} \\
&\quad+\beta_{14} D_{PE,t}\times NI_t) \qquad (1)
\end{aligned}
$$

$$
\begin{aligned}
&Pro(Sta_Div_t) \\
&= f(\alpha+\beta_1 PE_t+\beta_2 RE_t+\beta_3 PBR_t+\beta_4 Ages_t \\
&\quad+\beta_5 Scale_t+\beta_6 Tangibles_t+\beta_7 Volatility_t \\
&\quad+\beta_8 Debts_t+\beta_9 Cash_t+\beta_{10} Payout_t \\
&\quad+\beta_{11} Foreign_t+\beta_{12} Financial_t+\beta_{13} D_{DE,t} \\
&\quad+\beta_{14} D_{DE,t}\times PE_t) \qquad (2)
\end{aligned}
$$

Sta_Div：増配・配当据置ダミー
NI：当期純利益
PE：恒常的利益
RE：留保利益
PBR：株価純資産倍率

表 2　仮説 1 の基本統計量

	1Q	2Q	3Q	平均値	標準偏差
Sta_Div	0.000	1.000	1.000	0.741	0.438
NI	0.006	0.020	0.040	0.022	0.105
PE_{OPE}	0.022	0.043	0.075	0.055	0.153
PE_{OR}	0.019	0.041	0.075	0.053	0.157
$D_{DE\text{-}OPE}$	0.000	0.000	0.000	0.084	0.277
$D_{PE\text{-}OPE}$	0.000	0.000	0.000	0.010	0.100
$D_{DE\text{-}OR}$	0.000	0.000	0.000	0.074	0.262
$D_{PE\text{-}OR}$	0.000	0.000	0.000	0.007	0.086
PBR	0.724	1.261	2.293	2.232	16.836
RE	0.090	0.192	0.335	0.209	0.389
Ages	6.107	6.417	6.628	6.294	0.545
Scale	9.586	10.551	11.638	10.706	1.659
Tangibles	0.166	0.279	0.405	0.297	0.182
Volatility	0.010	0.017	0.031	0.028	0.094
Debts	0.389	0.552	0.702	0.542	0.211
Cash	0.086	0.146	0.239	0.180	0.134
Payout	0.110	0.254	0.444	0.446	4.275
Foreign	0.005	0.029	0.097	0.070	0.098
Financial	0.105	0.209	0.350	0.236	0.160

表 3　仮説 1 の相関係数（Speaman 相関係数（右上）と Pearson 相関係数（左上））

	Sta_Div	NI	PE_{OPE}	PE_{OR}	DDE_{OPE}	DPE_{OPE}	DDE_{OR}	DPE_{OR}	PBR	RE	Ages	Scale	Tangibles	Volatility	Debts	Cash	Payout	Foreign	Financial
Sta_Div	1.000	0.146	0.087	0.094	-0.163	-0.043	-0.132	-0.057	-0.043	0.192	0.123	0.178	0.033	-0.109	-0.096	-0.046	0.017	0.073	0.187
NI	0.286	1.000	0.886	0.894	-0.150	0.001	-0.137	0.008	-0.006	0.483	-0.069	0.018	-0.044	0.453	-0.149	0.099	0.000	0.091	0.019
PE_{OPE}	0.285	0.864	1.000	0.996	-0.065	-0.050	-0.059	-0.041	0.005	0.432	-0.126	-0.017	-0.053	0.585	-0.119	0.119	-0.005	0.088	-0.010
PE_{OR}	0.300	0.899	0.959	1.000	-0.074	-0.040	-0.062	-0.043	0.002	0.441	-0.124	-0.021	-0.067	0.578	-0.145	0.131	-0.004	0.092	-0.014
$D_{DE\text{-}OPE}$	-0.163	-0.420	-0.258	-0.286	1.000	-0.031	0.880	-0.026	0.010	-0.081	0.033	0.011	0.051	-0.020	0.141	-0.090	-0.108	-0.063	-0.017
$D_{PE\text{-}OPE}$	-0.043	-0.044	-0.155	-0.128	-0.031	1.000	-0.029	0.577	-0.001	-0.020	0.008	-0.048	-0.024	0.023	-0.013	0.013	0.053	-0.024	-0.032
$D_{DE\text{-}OR}$	-0.132	-0.391	-0.230	-0.244	0.880	-0.029	1.000	-0.024	0.006	-0.063	0.027	0.003	0.032	-0.021	0.103	-0.077	-0.109	-0.059	-0.018
$D_{PE\text{-}OR}$	-0.057	-0.024	-0.125	-0.132	-0.026	0.577	-0.024	1.000	0.009	-0.039	0.013	-0.041	0.006	0.026	0.022	-0.004	0.030	-0.022	-0.022
PBR	-0.068	0.051	0.117	0.053	0.026	-0.004	0.004	0.024	1.000	-0.039	-0.009	-0.009	-0.004	0.023	0.060	0.004	-0.003	-0.013	0.000
RE	0.265	0.474	0.422	0.505	-0.182	-0.025	-0.146	-0.054	-0.229	1.000	0.046	0.035	-0.006	-0.140	-0.342	0.096	0.012	0.064	0.024
Ages	0.070	-0.186	-0.232	-0.233	0.036	0.013	0.031	0.021	0.007	-0.091	1.000	0.381	0.226	-0.169	0.158	-0.369	0.001	0.029	0.411
Scale	0.178	-0.047	-0.015	-0.043	0.010	-0.045	0.004	-0.040	0.083	-0.106	0.373	1.000	0.148	-0.152	0.261	-0.286	0.004	0.450	0.648
Tangibles	0.035	-0.135	-0.088	-0.143	0.054	-0.024	0.037	0.004	-0.009	-0.081	0.197	0.125	1.000	-0.103	0.165	-0.470	0.001	-0.090	0.092
Volatility	-0.234	0.195	0.184	0.182	-0.037	0.046	-0.041	0.042	0.027	0.065	-0.294	-0.373	-0.225	1.000	-0.059	0.134	-0.007	0.024	-0.121
Debts	-0.097	-0.358	-0.274	-0.375	0.141	-0.014	0.104	0.022	0.276	-0.697	0.163	0.238	0.139	-0.234	1.000	-0.451	-0.010	-0.169	0.166
Cash	-0.019	0.257	0.229	0.278	-0.094	0.012	-0.079	-0.005	0.004	0.306	-0.290	-0.231	-0.457	0.272	-0.424	1.000	-0.003	0.056	-0.159
Payout	0.320	0.051	0.059	0.072	-0.451	0.051	-0.426	0.011	-0.023	0.206	0.062	0.093	0.020	-0.259	-0.111	0.005	1.000	0.001	0.003
Foreign	0.113	0.255	0.254	0.263	-0.083	-0.039	-0.077	-0.040	0.025	0.149	0.091	0.561	-0.101	0.046	-0.195	0.072	0.007	1.000	0.208
Financial	0.198	-0.023	0.009	-0.017	-0.013	-0.033	-0.014	-0.024	0.203	-0.040	0.416	0.679	0.120	-0.330	0.157	-0.122	0.143	0.365	1.000

Ages：創立月数対数
Scale：総資産規模対数
Tangibles：有形固定資産
Volatility：営業利益標準偏差（5 年間）
Debts：負債
Cash：現金＋有価証券
Payout：配当性向
Foreign：外国人持株比率
Financial：金融機関持株比率
D_{PE}：持続利益・黒字，純利益・赤字ダミー
D_{DE}：純利益・黒字，持続利益・赤字ダミー

各変数の基本統計量および相関係数は表 2，表 3 に提示している。

Ⅳ　検証結果

安定配当政策と業績表示の関係性に関する検証結果を表 4 に示している。Panel A には，持続的利益を営業利益ないしは経常利益としたうえで，「当期純利益が赤字であっても，持続的利益が黒字である場合，安定配当政策を維持しやすくなる」かどうかについて示している。Panel A によれば，当期純利益や留保利益の係数については正であることが，

表 4　安定配当政策と業績表示の関係性

Panel A 恒常的利益・黒字，当期純利益赤字

		Operating Income			Ordinary Income		
		Coefficient	**Wald**	**Significant Probability**	**Coefficient**	**Wald**	**Significant Probability**
NI	＋	11.138	1140.065	0.000	11.548	1318.087	0.000
RE	＋	2.239	550.396	0.000	2.234	548.139	0.000
PBR	-	-0.070	219.722	0.000	-0.071	228.300	0.000
Ages	＋	0.103	13.728	0.000	0.104	14.366	0.000
Scale	＋	0.107	76.532	0.000	0.105	73.483	0.000
Tangibles	-	-0.589	44.578	0.000	-0.607	47.478	0.000
Volatility	-	-17.673	1289.984	0.000	-18.086	1506.705	0.000
Debts	-	-0.319	12.008	0.001	-0.354	14.757	0.000
Cash	+/-	-1.291	105.875	0.000	-1.300	107.587	0.000
Payout	?	0.001	0.061	0.805	0.001	0.330	0.566
Foreign	-	-0.222	0.061	0.168	-0.216	0.330	0.179
Financial	＋	1.162	1.900	0.000	1.166	1.805	0.000
D_{PE}	-	-0.558	150.187	0.000	-0.486	105.566	0.000
$D_{PE} \times NI$	-	-6.307	33.637	0.000	-8.075	52.150	0.000
Cox-Snell R2 乗		0.207			0.207		
Nagelkerke R2 乗		0.304			0.303		

表 4　安定配当政策と業績表示の関係性（続き）

Panel B 恒常的利益・赤字，当期純利益・黒字

		Operating Income			Ordinary Income		
		Coefficient	**Wald**	**Significant Probability**	**Coefficient**	**Wald**	**Significant Probability**
PE	＋	8.352	1284.128	0.000	8.198	1332.942	0.000
RE	＋	2.277	566.490	0.000	2.252	550.608	0.000
PBR	-	-0.074	254.602	0.000	-0.070	229.943	0.000
Ages	＋	0.143	27.218	0.000	0.120	19.196	0.000
Scale	＋	0.100	67.417	0.000	0.096	61.890	0.000
Tangibles	-	-0.644	54.193	0.000	-0.581	44.103	0.000
Volatility	-	-19.995	1521.478	0.000	-20.575	1584.671	0.000
Debts	-	-0.546	35.486	0.000	-0.400	19.259	0.000
Cash	+/-	-1.329	113.554	0.000	-1.298	107.768	0.000
Payout	?	0.005	4.151	0.042	0.005	4.142	0.042
Foreign	-	-0.211	4.151	0.188	-0.156	4.142	0.329
Financial	＋	1.140	1.734	0.000	1.131	0.952	0.000
D_{NI}	-	-0.040	0.091	0.763	-0.294	3.626	0.057
$D_{NI} \times PE$	-	-3.152	0.320	0.571	-2.844	0.200	0.655
Cox-Snell R2 乗		0.200			0.201		
Nagelkerke R2 乗		0.294			0.295		

統計学的に有意な水準で確認されている。当期純利益や留保利益などの配当原資が豊かである場合には，安定配当政策を維持する傾向がある一方で，投資機会が大きい場合には安定配当政策にこだわらない傾向があることが確認できる。また企業年齢や企業規模が大きい場合には，ライフサイクルが長く，多様なステークホルダーとの持続的な関係を円滑に調整するため，安定配当政策を維持する傾向があることが確認できる。有形固定資産の比率が高い，あるいは負債比率が高い場合には，安定配当を維持することで，むしろ財務基盤を脆弱にさせる可能性があることから，安定配当政策を抑制する傾向があることが確認できる。また現預金・有価証券を豊かに持っている企業が必ずしも安定配当政策に熱心であるとは限らないことが確認できた。金融機関持ち株比率は，安定配当政策にプラスの作用をしていることも確認できた。株主は，債権者としての立場もあることから，他の投資家に比べて，安定配当政策をより強く求める可能性がある。

検証仮説については，当期純利益が赤字である場合には，より安定配当政策が維持しにくくなるものの，営業利益や経常利益が黒字である場合には，安定配当政策が維持しやす

くなることが確認できる。

Panel B では，「持続的利益が赤字であっても，純利益が黒字である場合，安定配当政策を維持しやすくなる」かどうかを検討した。持続的利益が赤字である場合には，安定配当政策が維持しにくくなる一方で，純利益が黒字であっても必ずしも安定配当政策を維持できるとは限らないことが確認されている。

V　結論

本研究の狙いは，日本企業の配当行動と特別損益との関係性について検討することにある。日本企業は他国企業と異なり，有配企業の割合が高く，一株当たりの配当を過去のトレンドから低下させるような減配行動を回避する傾向があることが確認されている。一方で，日本には一時的な変化に伴い発生する特別損益の表示を通じて，恒常的な業績としての営業損益や経常損益をその他のステークホルダーとのコミュニケーション活動に積極的に活用する傾向がある。本研究はこうした配当行動と特別損益の関係性を明らかにすることで，日本における分配行動を支える会計制度の特徴について検討するための実証的な証拠を蓄積することを狙いとしている。

このため，まず安定配当政策と業績表示の関係性について検討した。検討にあたっては，利益水準や留保利益など配当原資の水準，投資機会，企業規模・年齢，資産特性，資金調達特性などをコントロールしたうえで，持続的な業績が黒字，純利益が赤字であるケース，純利益が赤字で持続的な業績が黒字であるケースそれぞれにおいて，安定配当政策を継続しているかどうかについて分析した。持続的な業績が黒字で，純利益が赤字である場合には，相対的に安定配当政策を実施する確率は低下するものの，純利益の水準に照らしてみた場合には，安定配当政策を実施しているケースが多いことが確認できる。一方で，純利益が黒字で，持続的な業績が赤字である場合には，必ずしも安定配当政策に対する影響が明確に導き出すことができなかった。日本では，米国基準や IFRS などとは異なり，特別損益や異常損益で計上できる項目を限定するための取り組みは進展していない。こうした制度を活用し，日本企業は，特別損益の計上を通じて，恒常的な業績を伝達することが可能であり，自らの配当余力を示すことが可能となる。一方で，経常的な業績が赤字である場合には，特別利益の計上を通じて，純利益を黒字にしたとしても，必ずしも安定配当を促進させることにはなっていない。これらの事実は，経常的な業績の表示が，安定配当政策を支えるうえで有効な機能を果たしていることを示している。図 1 には，日本企業の経営企画担当責任者がなぜ黒字決算にこだわるかを示している。黒字決算や安定配当を通じて，社会やステークホルダーに対する経営責任を示そうとする姿勢を多くの企業が持っていることが確認できる。

加賀谷（2014）によれば，日本企業の経理・財務責任者の多くは，株式市場における投資家の利用という観点のみではなく，その他の重要なステークホルダーに対する説明責任という観点を重視して，財務情報や利益の質を評価していることが確認されている。しかしながら，そうした会計情報や利益情報を通じて，重要なステークホルダーに対する説明責任をいかに果たそうとしているかというメカニズムについては十分に解明されてきたとは言い難い。さらに，特別損益や異常損益などの一時的な業績の計上については，経営者の利益マネジメントに結び付くというネガ

図１　日本企業が黒字決算にこだわる理由

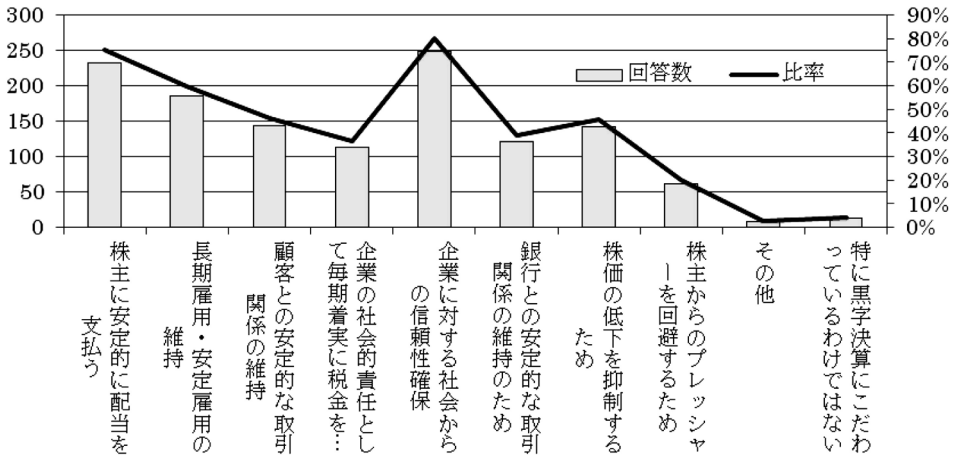

（出所）一橋大学・伊藤邦雄研究室「経営企画担当者に対する経営実行力についての質問調査」2011 年 5 月。

ティブな側面にフォーカスがあてられており，恒常的な業績を表示するために何らかの積極的な役割を果たしているということを明らかにする取り組みは行われてこなかった。また他国では近年，減配ないしは無配企業の割合が増大しているものの，日本では減配ないしは無配を回避する等，配当の執着性が強いことが確認されているが，なぜそうした現象が起こっているのかは十分に検討されているとは言い難い。

本研究では，日本企業の多くがこだわっている安定配当政策にフォーカスをあて，特別損益ないしは異常損益といった一時的な業績の計上を通じた恒常的・持続的な利益の表示がそうした安定配当政策を支えている側面があることが確認できた。日本企業が他国に比べて，有配企業が多く，かつ安定配当政策をとる企業が相対的に多いのは，配当活動が株主等のステークホルダーに対する説明責任として重要な役割を果たしているからなのかもしれない。

近年，会計基準の国際的統合化・収斂化に伴い，利益マネジメントを誘発する業績区分やそのための特別損益ないしは異常損益で計上できる項目を限定する取り組みが進展している。こうした取り組みの多くは，業績区分を活用した利益マネジメントが，投資家の視点からみた場合，会計情報の透明性を低めるという先行研究およびそれを支える逸話に支えられている。一方で，そうした恒常的な業績の表示がどのような経済的な役割を果たしているかという点については，十分な検討が行われていないのが現状である。本研究では，恒常的な業績表示と安定配当政策との関係性の検討を通じて，これまでにアーカイバルデータを活用した実証分析では必ずしも明らかにされてこなかった会計情報の一つの役割を提示しているという点で，一定の貢献があると考えることができる。

注

[1] 花枝・芹田（2008）では，１株あたりの配当よりも配当性向を目標としていると回答する企業の割合が多いことが確認されている。一方で，配当性向を目標とすれば利益の変動にあわせて減配となる可能性もあるが，１株あたりの配当を減少させないことを重視する企業の割合はさらに高いことから，１株あたりの配当を減少さ

せない安定配当を志向する企業が多いことが確認される。

[2] たとえば，Hsu, Wang, and Wu（1998）では，会計業績から導き出される恒常的な利益が配当行動と関係していることを明らかにしている。

References

Ahalony, J., and I. Swary. 1980. Quarterly Dividend and Earnings Announcements and Stockholders' Returns: An Empirical Analysis. *The Journal of Finance* 35(1): 1−12.

Allen, F., and R. Michaely. 2003. Chapter 7 Payout Policy. G. M. Constantinides, M. Harris and R. M. Stulz ed. *Handbook of the Economics of Finance* Volume 1, Part A: 337−429.

Bhattacharya, S., 1979. Imperfect Information, Dividend Policy, and "The Bird in the Hand" Fallacy. *The Bell Journal of Economics* 10(1): 259−270.

Brav, A., J. R.Graham, R. H. Campbell and R. Michaely. 2005. Payout policy in the 21st century. *Journal of Financial Economics* 77(3): 483−527.

Brüggemanna, U., J. Hitz. and T. Sellhorn. 2013. Intended and Unintended Consequences of Mandatory IFRS Adoption: A Review of Extant Evidence and Suggestions for Future Research. *European Accounting Review* 22(1): 1−37.

Charest, G., 1978. Dividend information, stock returns and market efficiency−II. *Journal of Financial Economics* 6(2−3): 297−330.

Christensen, H. B., L. Hail, and C. Leuz. 2013. Mandatory IFRS Reporting and Changes in Enforcement. Working Paper, University of Chicago.

DeAngelo, H., L. DeAngelo, and D. J. Skinner. 2004. Are dividends disappearing? Dividend concentration and the consolidation of earnings. *Journal of Financial Economics*. 72(3): 425−456.

DeAngelo, H., L. DeAngelo, and R. N. Stulz. 2006. Dividend policy and the earned/contributed capital mix: a test of the life−cycle theory. *Journal of Financial Economics*. 81(2): 227−254.

Denis, D. J., and I. Osobov. Why do firms pay dividends? International evidence on the determinants of dividend policy. *Journal of Financial Economics*. 89(1): 62−82.

Easterbrook, F. H. 1984. Two Agency−Cost Explanations of Dividends. *The American Economic Review* 74(4): 650−659.

Fama, F., and H. Babiaka. 1968. Dividend Policy: An Empirical Analysis. *Journal of the American Statistical Association* 63(324): 1132−1161.

Fama, E., and K. French. 2001. Disappearing dividends: changing firm characteristics or lower propensity to pay? *Journal of Financial Economics* 60(1): 3−41.

Fan, Y., A. Barua, W. M. Cready, and W. B. Thomas. 2010. Managing Earnings Using Classification Shifting: Evidence from Quarterly Special Items. *The Accounting Review* 85(4): 1303−1323.

Fujiyama, F., T. Kagaya, T. Suzuki and Y. Takahashi. 2011. Quarterly Earnings Management around the World. Working Paper Center for Japanese Business Studies Hitotsubashi University.

Gaspar, J. M., M. Massa, P. Matos, R. Patgiri, and Z. Rehman. Payout Policy Choices and Shareholder Investment Horizons. *Review of Finance* 17(1): 261−320.

Grossman, S. J., and O. D. Hart. 1980. Takeover Bids, The Free−Rider Problem, and the Theory of the Corporation. *The Bell Journal of Economics* 11(1): 42−64.

Guttman, H., O. Kadan, and E. Kandel. 2010. Dividend Stickness and Strategic Pooling. *The Review of Financial Studies*. 23(12): 4455−4495.

Hail, L., C. Leuz, and P Wysocki. 2010a. Global Accounting Convergence and the Potential Adoption of IFRS by the U.S. (Part I): Conceptual Underpinnings and Economic Analysis. *Accounting Horizons*. 24(3): 355−394.

Hail, L., C. Leuz, and P Wysocki. 2010b. Global Accounting Convergence and the Potential Adoption of IFRS by the U.S. (Part II): Political Factors and Future Scenarios for U.S. Accounting Standards. *Accounting Horizons*. 24(4): 567−588.

Hovakimian, A., and G. Li. 2010. Shareholder Investment Horizons and Payout Policy. Working Paper. Baruch College.

Hsu, J., X. M. Wang, and C. Wu. 1998. The Role of Earnings Information in Corporate Dividend Decisions. *Management Science* 44(12): 173−191.

Ikenberrya, D., J. Lakonishok, and, T. Vermaelenc. 1995. Market underreaction to open market share repurchases. *Journal of Financial Economics* 39(2−3): 181−208.

Jensen, M., and W. H. Meckling. 1976. Theory of

the firm: Managerial behavior, agency costs and ownership structure. *Journal of Financial Economics* 3(4): 305−360.

Jensen, M., 1986. Agency costs of free cash flow, corporate finance, and takeovers. *The American economic review* 76(2): 323−329.

Lambrecht, B. M., and S. C. Myers. 2012. A Lintner Model of Payout and Managerial Rents. *The Journal of Finance* 67(5): 1761−1810.

Leary, M. T., and R. Michaely. 2011. Determinants of Dividend Smoothing: Empirical Evidence. *The Review of Financial Studies*. 24(10): 3197−3249.

Lintner, J., 1956. Distribution of incomes of corporations among dividends, retained earnings and taxes. *American Economic Review*. 46(2): 97−113.

Massoud, M., C. Raiborn, and J. Humphrey. 2007. Extraordinary Items: Time to Eliminate the Classification. *CPA Journal.* 77(2): 32−39.

McVay, S. E. 2006. Earnings Management Using Classification Shifting: An Examination of Core Earnings and Special Items. *The Accounting Review* 81(3): 501−531.

Michaely, R., R. H. Thaler, and K. L. Womack. 1995. Price Reactions to Dividend Initiations and Omissions: Overreaction or Drift? *The Journal of Finance* 50(2): 573−608.

Miller, M. H., and F. Modigliani. 1961. Dividend Policy, Growth, and the Valuation of Shares. *The Journal of Business* 34(4): 411−433.

Miller, M. H., and K. Rock. 1985. Dividend Policy under Asymmetric Information. *The Journal of Finance* 40(4): 1031−1051.

Modigliani, F., and M. H. Miller. 1958. The Cost of Capital, Corporation Finance and the Theory of Investment. *American Economic Review*. 48(3): 261−297.

Myers, S. C., 1984. The Capital Structure Puzzle. *The Journal of Finance* 39(3): 574−592.

Peterson, P. P., D. R. Peterson, and J. S. Ang. 1985. Direct evidence on the marginal rate of taxation on dividend income. *Journal of Financial Economics* 14(2): 267−282.

Pettit, R. R., 1972. Dividend announcements, security performance, and capital market efficiency. *The Journal of Finance* 27(5): 993−1007.

Tsai, C. l., Why are Dividend Sticky? A Dissertation Paper, Texas A&M University.

Twu, M., Prior Payment Status and the Likelihood to Pay Dividends: International Evidence. Working Paper, National Chengchi University.

Waymire, G. B. 2012. Seeds of innovation in accounting scholarship. *Issues in Accounting Education* 27(4): 1077−1093.

石川博行『配当政策の実証分析』中央経済社，2007年.

石川博行『株価を動かす配当政策』中央経済社，2010年.

加賀谷哲之「会計基準の国際的収斂化が日本企業の配当行動に与える影響」『企業会計』2011年11月号，58−71頁.

加賀谷哲之「実証的会計研究におけるイノベーションの探求　−経営者の利益観の日米比較を通じて」『會計』，2014年1月号，1−18頁.

花枝英樹・芹田敏夫「日本企業の配当政策・自社株買い　−サーベイ・データによる検証−」『現代ファイナンス』No. 24，2008年9月，129−160頁.

広田真一「配当政策の現状」森脇彰編著『日本企業の配当政策』中央経済社，1992年.

広田真一・山田宏昭「人的資産と配当政策」早稲田大学ファイナンス総合研究所ワーキングペーパーNo. 6−01，2006年.

宮川壽夫『配当政策とコーポレート・ガバナンス』中央経済社，2013年.

安田賢治「わが国企業の配当政策」日本証券経済研究所編『現代企業の配当政策』日本証券経済研究所，1997年.

会計制度に対する会計研究の役割

齋 藤 真 哉
横浜国立大学

要　旨

会計をめぐるグローバル化は，資本市場における会計基準の統一化，ないしは収斂に顕著に観られる。こうした動向は，企業の経済活動のグローバル化を背景としている。具体的には，企業の事業活動のグローバル化や，資金調達のグローバル化，さらに投資活動のグローバル化である。こうしたグローバル化した社会において，他者との相互理解や自らの意見発信という観点から，会計に関する知識の体系の重要性が指摘される。すなわち，学問としての会計研究の重要性が指摘される。

そこで本稿では，会計制度に対する学問としての会計研究の役割を検討する。学問として成立するためには，会計の原理や原則，法則を導くことが求められるが，その導き方として，歴史アプローチ，規範アプローチ，実証アプローチを取り上げる。

歴史アプローチは，過去の事実（史料）に基づいて，会計の変遷や発展の経緯や経過を検証する領域のアプローチである。規範アプローチは，会計実務のなかに存在する当為ないしは規範となる考え方を対象として，会計の原理・原則を導出する領域のアプローチである。実証アプローチとは，会計に関わる確かな証拠に基づいて，経験的に会計上の事実を検証するアプローチである。

これらのアプローチについて，会計制度に対するそれぞれの役割を明らかにし，その上でアプローチ間の相互補完性の重要性について言及することにしたい。

Ⅰ　問題の所在

今日の会計制度は，日本に限らず，企業や投資家のグローバルな経済活動にともなって，国際的動向に対する対応が必須のものとなっている。社会科学たる会計学を取り上げるに際しては，経済事象の背景にあるグローバル化を無視することはできないであろう。

会計に関わって問題となる企業の経済活動のグローバル化は，事業活動のグローバル化，資金調達のグローバル化，資本（証券）投資のグローバル化の観点から整理することができる（平松［1994］，3−7 頁）。事業活動のグローバル化は，企業が海外の商品市場から，あるいは海外の商品市場への商品輸出入のほか，海外の企業との技術協力や各種の業務提携，プラント輸出，在外支店・在外子会社の開設による海外での直接的な事業展開，さらには海外の会社との資本提携や合併，買収など，多岐にわたっている。こうした企業の経済活動は，けっして特殊な事象ではないことは周知のとおりである。こうした事業活動のグローバル化は，事業を展開する他国の会計制度の影響を受けることが考えられる。そして資金調達のグローバル化は，海外の資本市場において，株式や社債等の証券の発行や流通を通して，海外の投資家から資金を直接に調達する事象とともに，外国企業が日本の資本市場において資金調達を行う事象を含んでいる。こうした事象は，企業が複数の国や地域の資本市場において資金調達を行うに際しては，それぞれの国等の会計規制を受けることになる。すなわち，それぞれの資本市場を規制している会計制度の制約を受けることになる。また資本投資のグローバル化は，投資活動が，自国のみならず，海外の資本市場へも拡大している事象を指している。投資の対象は，それぞれの国に係る固有のリスクを考慮した上で，投資先の企業の業績や財政状態等に基づいて，決定されるものと思われる。もし投資する資本市場間でのリスクの相違が相対的に小さく，重要性がないならば，各資本市場のリスクを考慮することなく，投資意思決定はグローバルに行われるであろう。

こうした企業活動のグローバル化は，より効率的な経済資源の配分をグローバルに達成するために，換言するならばグローバルに企業の資本市場における競争を容易にするインセンティブが働くものと考えられる。すなわち，企業の経済活動のグローバル化は，資本市場のグローバルな統合や連携をもたらしていると言える。現実には，すべての資本市場が統合されているわけではないが，NYSE ユーロネクスト[1] のような例もあり，また各国の証券取引所がさまざまな協定を締結して，連携を強めている（齋藤［2007］，6−8 頁）。加えて，ネット社会がもたらす情報アクセスのグローバルな容易さや商品流通のグローバル化の推進，投資ソフトによる投資行動の超高速化などの環境制約の変化が見られるところである。

こうした環境制約の変化は，まさにグローバル社会と呼ばれる状況を生み出している。そして情報や商品等について，国際標準の必要性を再確認させるものであり，会計の領域にあって，情報作成者の立場からは情報作成コスト（資金調達コスト）の削減の要求，情報利用者の立場からは情報分析コストの削減の要求，さらには監査人の立場からは監査コストの削減の要求に応える意味で，グローバルな会計基準の統一化ないしは収斂や会計制度の同質化が期待されているところである。かかる会計基準の統一化ないしは収斂に対す

る学界の役割として，「会計の技術的側面を含めて収斂について検討するためには，様々な論点を理論的に解明することが欠かせない。会計基準の理論的な比較検討やその理由，ならびに概念フレームワークに照らしたさまざまな検討は，とりわけ研究者に期待されることがらである。」（平松［2007］，v 頁）との指摘がなされている。

そこで本稿においては，こうしたグローバル社会における会計研究を，特に会計制度に対する役割の観点から検討を加えることにしたい。ここにいう会計研究とは，単に会計に関するなんらかの事項を調査したり，考えたりするだけのことを指しているわけではない。あくまで学問上の研究を指すことにしたい。『広辞苑（第 5 版）』によれば，（science としての意味での）学問とは，「一定の理論に基づいて体系化された知識と方法」と説明される[2]。すなわち，単なる知識や知識群だけでは，学問とは言えず，体系化された知識群であることが求められる。なんらかの研究が学問たりえるためには，そこで用いられる方法や得られた知識が，一定の理論に基づく知識体系と関連していなければならない。要するに，学問たりえるためには，一般に知識の体系化が要件とされている。そのため，会計を学問たらしめるためには，会計に関わる個々の知識を有機的関係に基づいて，まとまりのある知識体系とする必要がある。学問に対するこうした理解を踏まえるならば，会計研究が学問と言えるためには，会計に関わる知識体系との結びつきが明確であることが求められる。こうした立脚点から，会計研究を捉えることにしたい。したがってかかる意味において，単なる会計の知識の習得や普及は，会計研究からは除かれることになる。そこで会計研究とは，「会計を学問たらしめるための方策」と位置づけることができると思われる。

概念フレームワークに照らしたさまざまな検討の重要性についての平松教授による指摘は，グローバル社会における学問としての会計研究の重要性の指摘に他ならない。グローバル社会における相互理解を促進し，より安定した社会システムを構築するためには，学問上という意味での会計研究が不可欠であるとの認識である。

そして会計に関する知識を体系化するためには，会計研究により，会計の原理や原則，法則を導くことが求められる。なお，その導き方（定式化された手続き）は，複数存在している。そしてそれらは，会計制度に対する関わりを考慮するならば，単独で機能するというよりかはむしろ，相互補完性を有しているように思われる。

以上の問題意識に基づいて，会計制度に対する会計研究の役割を，会計に関する知識を体系化するための定式化された手続き（アプローチ）のなかから，代表的なものとして，歴史アプローチ（歴史研究）と規範アプローチ（規範研究），実証アプローチ（実証研究）の 3 つを取り上げて，それぞれ検討を加えることにする。その上で，それらの相互補完性という観点から，会計制度への会計研究の役割を概括することにしたい。

Ⅱ　歴史アプローチによる会計研究の役割

1. 歴史アプローチの意義

歴史アプローチとは，一般に会計史研究を指すと考えられ，会計を歴史学的に研究するものである。すなわち，過去の事実（史料）に基づいて，会計の変遷や発展の経緯や経過を検証する領域のアプローチを指す[3]。ここ

で留意しなければならないことは，会計に関する過去の事実，すなわち変遷や発展の過程や記録を調べるだけでは歴史アプローチによる会計研究とはならない点である。すなわち，過去の記録を発見し，当時の会計実務なり，会計に対する考え方の様子を明らかにするだけでは，歴史アプローチによる会計研究とは言えず，単なる史料収集の域を出ないと言える。

Deinzer［1965］によれば，「歴史の前提は，諸事象が相互作用的であることにある。諸事象は，前提であり，帰結である。」（Deinzer［1965］，p. 10）と述べられている。このことは，歴史上の諸事象の相互作用関係を明らかにし，会計の変遷や発展の必然性を解明することが，歴史アプローチによる会計研究の本質であることを示唆するものである。

こうした歴史アプローチによる会計研究は，会計制度との関わりにおいて，①会計に係る事象について歴史上の事実を踏まえた原理・原則の導出に寄与すること，②会計制度に適用される 1 つの（計算）体系について，それが選択された目的と合致するのかについて，歴史的観点から示唆を与えること，③環境制約の変化が生じた時に，パラダイム・シフトを起こすべきか否かの判断基礎を提示することが，その役割として期待されうる。そして，そのためには，社会構造の変革の必然性を説明する要因を明確化することが重要であると考えられる。すなわち，歴史上の必然性を解明することが，歴史アプローチによる会計研究の重要な課題となることが再確認される。

しばしば歴史に学ぶことの重要性が言及される。個人の経験ではなく，過去の事象を考慮して行動することが大切であるとの指摘は，2011 年 3 月 11 日に起きた東日本大震災についてもなされたところである。住居を設けないようにしろとの注意喚起を先人達が石碑の記した地域にあった住居が津波の被害にあったことは，我々にとって教訓とすべきであろう。こうしたことは，Bismark の発言として知られる「愚者は経験に学び，賢者は歴史に学ぶ」[4] という言葉がよく表している。

2. 歴史アプローチの検討

いくつかの例を挙げて，歴史アプローチの役割を検討してみたい。

近年，公正価値 fair value による測定が問題とされる。今日，公正価値は，出口価格としての性格づけが行われて，基本的には資産または負債が消滅する際に生じるキャッシュ・フローの大きさとして表現されている。具体的には，資産の売却により獲得される現金の額や，負債の売却により支払われる現金の額が，念頭に置かれている。そして特に問題となるのは，公正価値による測定の対象が従来は取得原価による測定がなされた項目について拡大されようとしている点に起因しているように思われる。こうした資産や負債が消滅する際に獲得される，あるいは支払うことになる金額で資産や負債を測定しようとする動きが強まることは，過去において経験していることである。すなわち，20 世紀初頭におけるヨーロッパでの詐欺破産や過怠破産による被害から債権者を保護しようとするとき，出口価格という意味での時価（売却時価）あるいは時価以下により財産計算を行おうとする動きが強かったことが知られている。すなわち，景気が悪化する等して企業が倒産する可能性が高まれば，売却時価による測定を求める傾向が強くなり，景気が改善して企業が倒産する可能性が低くなれば，その傾向は弱くなる。こうしたことから，経済状況や社会情勢等が会計制度を構築するに際しての要因

となることが理解できる。

また産業構造の変革，たとえば投下した資本の回収に長期を要する第二次産業の発達は，工場設備等の取得に要した支出の配分思考を生み出したと言える。そして第二次産業から第三次産業への重点移動が行われている経済社会では，新たなファイナンスの技法が開発されることと相まって，そうした配分思考は弱まってきている。こうした事実もまた，会計制度を構築するにあたり，その基礎的要因となることを示している。

さらに，簿記に関する事例を取り上げてみよう。近年，各種の簿記検定においては「赤字記入」を求めないことになっているようである。しかし日本においてはかつて，精算表における損益計算書欄の「当期純利益」の金額や，英米式を採用した場合の勘定口座の「次期繰越」の記入などは，赤字で行うことが求められていた。何について赤字記入を求めるのかについては，一定の規則性を見出すことができる。精算表における損益計算書欄の当期純利益の金額は，収益の費用超過分としての性格を有しており，収益の一部を示している。簿記上，収益のプラスは本来勘定口座の貸方側に記入されるが，精算表の損益計算書欄では貸借を一致させるために，反対側である借方側に記入されることになる。それに対して精算表の貸借対照表欄の当期純利益の金額は，資本の増加としての性格を有している。簿記上資本のプラスは勘定口座の貸方側に記入されるが，精算表の貸借対照表欄にあっても同様に貸方側に記入されるため，黒字記入となる。このように，本来記入される側とは反対の側に記入される場合に，赤字記入が求められてきた。このことは，英米式を採用した場合の勘定口座の次期繰越の記入についても適合する。さらには商品有高帳において，返品の記入を，受入欄に記入するならば黒字記入となるが，払出欄に記入するならば赤字記入が求められることとも，その考え方は一致する。このように説明するならば，赤字記入を求めない簿記検定に対して疑問が呈されるかも知れない。しかし，歴史的事実を確認するならば，ヨーロッパ諸国を始め他国において赤字記入が求められてきたわけではない。日本において，赤字記入が求められていたのは，Bryant 他の著書の影響であったことが確認されている（原［2008］, 77−79 頁）。赤字記入を行わないとしても複式簿記のシステムに問題はなく，また歴史的に慣習として定着していたことではないことが明らかであろう。このことから，簿記上，赤字記入を求めることを否定しないまでも，赤字記入を強制的に求めることの根拠がないことが明らかとなると思われる。

このように歴史アプローチによる会計研究は，会計制度を構築する基礎となる要因を明らかにし，その要因に変化が生じるならば，会計制度もまた変化することを示唆しうる点で，会計制度に対する重要な役割を有しているものと考えられる。

Ⅲ　規範アプローチによる会計研究の役割

1. 規範アプローチの意義

規範アプローチとは，会計実務のなかに存在する当為ないしは規範となる考え方を対象として，会計の原理・原則を導出する領域のアプローチを指す。規範アプローチでは，原理や原則が導出されるがゆえに，論理性や理論上の整合性が求められる。ここで留意しなければならないことは，現行の会計実務を解説することは，規範アプローチによる会計研

究ではないことである。さらに個々の会計処理や個々の会計基準だけを取り上げて，会計処理や会計基準そのもののなかの理論的整合性の欠如について，実務的な背景を度外視して問題指摘をすることは，その検討が他の会計処理や会計基準の検討に何らの影響をも与えないのであれば，規範アプローチによる会計研究とは言えない。それらは，単に会計処理や会計基準の解説にほかならない。また特定の会計学説を取り上げて，そこに内在する課題や問題点等を検討することなく，紹介することもまた，規範アプローチによる会計研究とは言えない。加えて述べるならば，何らの根拠や証拠もなしに，グローバルに基準を統一化（単一化）することを主張することや，反対に何らの根拠や証拠もなしに，自国や特定の地域に特有の会計処理が自動的にその社会において妥当であると主張し，グローバルな基準の統一化に反対することもまた，規範アプローチによる会計研究には含まれない。規範的・記述的研究と呼ばれているもののなかには，本来の規範理論とは言い切れないものが含まれているとの指摘（米山正樹担当箇所，徳賀・大日方［2013］，59 頁）は，本稿で規範アプローチによる会計研究には含まれないとする論文が少なくないことを示唆している。

この規範アプローチには，帰納的アプローチと呼ばれるものと，演繹的アプローチと呼ばれるものが存在している。帰納的アプローチとは，会計実務や慣習のなかに存在している規範となる考え方を抽出して，会計の原理や原則等を導出するアプローチである。帰納的アプローチに基づけば，実際に行われている会計実務を観察して，その観察から得られた証拠に基づいて理論構築が行われることになる。この場合，構築される理論の体系は，1 つである必然性はない。一方，演繹的アプローチとは，一定の前提を所与として，会計の原理や原則等を必然的に導出するアプローチである。演繹的アプローチに基づけば，一定の目的等の前提が先に定められ，それに適合するように理論構築が行われることになる。この場合，構築される理論の体系は必然的に 1 つとなる。Smith［2011］は，これら 2 つのアプローチが理論構築や実験の観察のために重要であることを述べ，帰納的アプローチが観察から理論を導くものであり，演繹的アプローチが理論から観察を導くものとして位置づけている（Smith［2011］, p. 2）。

こうした規範アプローチによる会計研究は，会計制度との関わりについて，①会計制度の意味づけ，②座標軸の提示，③社会システムの安定確保が，その役割として期待されうる。①の会計制度の意味づけとは，現実に行われている会計処理およびそれにより作成される会計情報が，どのような意味を有するのかについて説明されることを指している。すなわち，現行の会計処理や作成される会計情報の妥当性について，その根拠を提示する役割である。②の座標軸の提示とは，現行の会計制度において適用されている（計算）体系の原理や原則を提示することを指している。かかる原理や原則の提示により，実務上そこから乖離している部分や程度を明らかにし，もし乖離の原因が存在しないのであれば，あるいは消滅したならば，その乖離が必要ではないことを示すことができる。このことにより，提示される座長軸たる原理や原則が認められるとするならば，乖離をなくし，あるべき状態（当為ないしは規範）に修復することが可能となる。なお，体系からの乖離が，直ちに会計基準の否定には繋がらないことに留意すべきであろう。あくまで乖離していることを

示すことに，規範アプローチの役割を見出すことができる。そして③の社会システムの安定確保とは，規範としての座標軸を提示することで，現行の会計制度を説明し，その妥当性を示すことができるならば，社会的承認ないしは合意が得られやすくなることを指している。すなわち，規範アプローチによる会計研究には，会計制度に対する社会的合意形成の基礎を提供する役割が期待されており，社会的合意形成の容易さはその制度の安定性に寄与すると考えられる。

2. 規範アプローチの検討

いくつかの例を挙げて，規範アプローチの役割を検討してみたい。

現実の企業会計が異なる会計思考に基づく複数の計算体系が融合して成立していることを説明したものとして，岩田学説（岩田［1956］）がよく知られている。この学説では，企業会計が損益法と財産法という 2 つの異なる計算体系が融合したものであると説明される。損益法とは収益と費用を直接に把握して，収益と費用の差額計算として損益計算を行おうとする計算体系であり，財産法とは資産と負債を直接に把握して期首と期末の純資産（資本）の差額計算として損益計算を行おうとする計算体系である。両者の損益計算の結果は，同一であるとは限らない。棚卸減耗や貸倒れの見積もりなどは，損益法の体系からは導かれないからである。このように現実の企業会計を 2 つの計算体系の融合として説明され，どの部分においてどのように融合しているのかが示されていることは，対立する会計思考や計算体系のいずれか一方にのみ立脚して会計制度が構築されなければならない必然性がないことを示唆している。このことは，またしばしば二項対立の図式として取り上げられる「資産・負債アプローチか，収益・費用アプローチ」の議論が，理論上の整理として展開される限りにおいては問題ないとしても，会計制度上，一方が他方を否定することにはならないことをも含意している。こうした「二項対立の構図は，もともと両者の間のバランスによって基準の体系や変化を理解する道具であって，どちらか一方だけを適用して他の排除する教義やイデオロギーの類いではなかったはずである。」（斎藤［2007］，5 頁）との指摘は，正にこのことを指している。

また日本に限らず，IFRS やアメリカの会計基準においても，法人税等の会計処理方法として税効果会計が適用されている。そして税効果会計の処理方法として，資産負債法が採用されていることは周知のとおりである。しかしながら，税効果会計を規定する会計基準の内容は，必ずしも資産負債法の考え方で統一されているわけではない。たとえば，資産負債法の考え方に基づくならば，貸者対照表上，繰延税金資産と繰延税金負債の相殺表示について，一時差異等が解消すると考えられる将来の会計期間が同一であって，かつ実際に相殺関係にある繰延税金資産と繰延税金負債が相殺されて表示されるべきである。このことは，流動か，固定かの区分に関わらず，同じ納税先の場合，同じ差異解消期間となる繰延税金資産と繰延税金負債が相殺されるべきことを，そして異なる納税先，異なる解消期間の場合には，両者が相殺されてはならないことを意味する。したがって，流動と固定の区分ごとに，両者が相殺されることは，資産負債法の考え方と矛盾する。このことは，会計基準が原理や原則から乖離していることを示している。この乖離があることをもって，税効果会計を規定する会計基準が，社会的規

範たる基準としての意味を直ちに失うものではない。しかし乖離が存在していること自体を認識しておくことは重要である。なぜなら，こうした乖離が存在していることが示されて初めて，修正の方向性も示されるからである。

このように規範アプローチによる会計研究は，会計制度を構築する原理や原則を導出し，その改善に寄与しうる点で，会計制度に対する重要な役割を有しているものと考えられる。

Ⅳ　実証アプローチによる会計研究の役割

1. 実証アプローチの意義

実証アプローチとは，会計に関わる確かな証拠に基づいて，経験的に会計上の事実を検証するアプローチを指す。そのため，いかなる目的により何を検証しようとしているのかを明確にした上で，それに必要十分なデータを収集し，適切なモデルを用いて検証し，その帰結の有意性を確認することが求められると考えられる。そして実証アプローチでは，確かな証拠に基づいて検証するが故に，検証可能性が求められる。

加えてその検証が，会計に関わる知識体系のどこに関連しているのかが，示される必要があると思われる。このことは，あるデータが入手可能であるから，そのデータを使って何かを検証しようとすること自体は，実証アプローチによる会計研究ではないことを意味している。すなわち，登山家のように「そこに山があるから登る」がごとく，「そこにデータがあるから検証する」ことには，学問的意味はない。換言するならば，観察可能なデータを用いて，検証可能性のある検証が行われたとしても，会計に関する知識体系との関わりが不明であるならば，学問という意味での会計研究としての要素を満たさない。このことは，実証アプローチが，他のアプローチによる成果としての知識体系を踏まえることの重要性を確認させるものである。また実証アプローチについては，たとえば検証結果が設定された仮説を棄却した場合に，棄却された理由について考察（推量）されていることが散見されるが，それは実証アプローチの領域に含まれるべきものではない。

こうした実証アプローチによる会計研究は，会計制度との関わりについて，①与えられた目的と選択された会計思考や（計算）体系との関連性の確認，②検証結果により，現行制度に適用されている会計思考や（計算）体系の根拠を補強し，社会的システムの安定確保につなげること，③検証結果により，パラダイム・シフトの誘因となること，④事実の把握（理解）の基礎となることが，その役割として期待されうる。

2. 実証アプローチの検討

いくつかの例を挙げて，実証アプローチの役割を検討してみたい。

日本と IASB の立場の相違の 1 つとして，しばしば前者は純利益を重視し，後者は包括利益を重視している点が挙げられる。そして純利益と包括利益を比べた場合，純利益の方が株価との関連性が高いと判断しうる実証結果がより多く存在していることは周知のとおりである。規範的に考察するならば，投資対象とならない子会社の非支配（少数）株主に係る損益まで含む包括利益が，純利益を上回る株価との関連性を有しているとは考え難い。しかし，実証アプローチの成果（正確には成果群）により，純利益を規範や実務家の感覚に頼ることなく，包括利益を主張する者に対する抗弁の基礎が与えられる。

特定の国や地域，企業の属性等により，異なる環境制約が存在することが，数値として明らかにされるならば，それらが会計制度を構築するにあたり，考慮すべき要素であると提示される可能性が存在する。このことは，同一の目的を前提として，原理や原則が演繹的に導出され，それらに基づいて会計基準が開発される場合であっても，特定の国や地域，あるいは時代により，必ずしも同じ会計処理を求める必然性がないことを提示する可能性を有している。

このように実証アプローチによる会計研究は，構築されている会計制度に関わる事実を検証することにより，現行の会計制度の実態を浮き彫りにしうる点で，会計制度に対する重要な役割を有しているものと考えられる。

Ⅴ　グローバル社会における会計研究の役割 ～アプローチ間の相互補完性～

会計制度に対する各アプローチの役割については，既述したとおりである。しかし，各アプローチは限界を有している。歴史アプローチは，過去の経緯や発展の延長線上に現行の会計制度が存在していることを示すことはできるとしても，現行の会計制度の実態を明らかにすることや，現行の会計制度の理論上の整合性を示すことはできない。規範アプローチは，会計実務に内在している原理や原則を帰納的に導出することは，あるいは演繹的に導出することはできるとしても，導出された原理や原則，そしてそれらに基づく会計諸基準が会計制度の目的に合致しているのか否かなどを確認や検証することはできない。実証アプローチは，確かな証拠により事実を検証するとしても，その検証の帰結として白黒がはっきりする数値で得られるわけではない。また実証アプローチは，証拠がなければ行うことができず，他のアプローチにより構築された会計制度に依存せざるを得ない。

このように，各アプローチはそれぞれ限界を有しているが，このことは，他のアプローチとの補完性の重要さを教えるものでもある。アプローチ間の相互補完性ないしは関連性として，次のようなつながりを述べることができる。

たとえば，歴史アプローチによる会計研究の成果を基盤として，帰納的な規範アプローチによる会計研究により，（計算）体系を導出することができると思われる。すなわち歴史的事実を考慮することにより，会計思考の背景となる要因を理解することが可能となりうる。また演繹的な規範アプローチによる会計研究により，与えられた目的に照らして（計算）体系を選択し，会計制度への適用を導くことが可能となるであろう。ここにおいて歴史アプローチによる会計研究の成果は，示唆を与えるものと期待される。そして選択適用された体系に基づいて作成される会計情報が，その目的に合致しているのかについては，実証アプローチによる会計研究により事実を明らかにすることで，補完的に観察しうる可能性がある。いわば実証アプローチが，規範アプローチにより導出された原理等により構築された会計制度の妥当性を補強する可能性である。なお，こうした循環を可能ならしめるためには，会計制度において，計算体系を意味なく歪めるような会計基準の設定は避けることが望まれる。

このように，さまざまなアプローチが，会計制度に対して重要な役割を有するとともに相互補完的機能を有していると捉えることが

できる。以上から，多種多様なアプローチの存在の重要性を再確認するとともに，それぞれが独立しつつも，孤立した研究領域を形成するのではなく，相互の有機的関連性を認識することの重要性も指摘しておきたい。

注

[1] NYSE ユーロネクストは，2007 年 4 月に，ユーロネクスト Euronext とニューヨーク証券取引所を運営する NYSE グループとが合併して設立された。ユーロネクストは，単一のプラットフォームによる株式や債券，デリバティブのすべてについての上場や取引決済を可能にすることを目指して，2000 年 9 月にパリ証券取引所とアムステルダム証券取引所，ブリュッセル証券取引所が出資して設立された。その後，2002 年に，リスボン証券取引所とロンドンの国際金融先物取引所 LIFFE が加入している。

[2] こうした説明は，他の辞典でも同様である。たとえば，大辞泉によれば，「理論に基づいて体系づけられた知識と研究方法の総称」と記述されている。学問ないしは科学に求められる最も重要な要素は，「知識体系」ないしは「体系的知識」である。特定の研究方法を前提として，その方法に適合するように学問や科学の要件を加除して歪めて理解することは，避けなければならない。

[3] ここにいう歴史アプローチには，いわゆる学説史も含まれる。学説そのものの研究ではなく，学説の変遷がいかに行われたのか，そしてその変遷が生じた必然性を解明することが学説史研究の本質であると言える。

[4] プロイセンの宰相であった Otto von Bismak の発言は，正確には “Nur ein Idiot glaubt, aus den eigenen Erfahrungen zu lernen. Ich ziehe es vor, aus den Erfahrungen anderer zu lernen, um von vornherein eigene Fehler zu vermeiden.（愚者のみが，自らの経験に学ぶべきであると思うであろう。私は，始めから自らの過ちを避けるために，他者の経験に学ぶことを好む。）」というものである。

参考文献

・青木茂男編［1976］『日本会計発達史―わが国会計学の生成と展望―』同友館。
・Deinzer, Harvey T. [1965], *Development of Accounting Thought*, New York, et al.; Holt, Rinehart and Winston.
・福井義高［2011］「会計研究の基礎概念」斎藤静樹・徳賀芳弘責任編集『企業会計の基礎概念』中央経済社，473−517 頁。
・原俊雄［2008］「簿記教育上の諸問題―Book−keeping Trivia―」『横浜経営研究』第 29 巻第 1・2 号，71−81 頁。
・平松一夫［1994］『国際会計の新動向』中央経済社。
・平松一夫［2007］「序にかえて」平松一夫編著［2007］『国際財務報告論：会計基準の収斂と新たな展開』中央経済社，i −vi 頁。
・星野一郎［2014］「会計研究のあり方をめぐる若干の考察―特定論点の意義と課題そして背景―」『経理研究』第 57 号，81−106 頁。
・石川純治［2014］「会計研究のあり方―プロフェションとアカデミズム―」『経理研究』第 57 号，45−60 頁。
・岩田巌［1956］『利潤計算原理』同文舘。
・河野一英［1984］『会計方法論の基礎構造』森山書店。
・Rueckle, Dieter［1993］, Bilanztheorie. In: Handwörterbuch des Rechnungswesens 3.Aufl., Stuttgart, S. 249−261.
・Rueckle, Dieter［1993］, Rechnungswesen. In: Handwörterbuch des Rechnungswesens 3.Aufl., Stuttgart, S. 250−261.
・齋藤真哉［1999］『税効果会計論』森山書店。
・齋藤真哉［2007］「会計基準の国際的収斂と証券市場の統合」，平松一夫編著『国際財務報告論：会計基準の収斂と新たな展開』中央経済社，3−21 頁。
・齋藤真哉［2010］「経済活動の国際化が及ぼす財務会計への影響」『会計』第 177 巻第 1 号，10−23 頁。
・斎藤静樹［2007］「討議資料の意義と特質」斎藤静樹編著『詳解　討議資料　財務会計の概念フレームワーク　第 2 版』中央経済社，2−16 頁。
・Smith, Malcolm［2011］, *Research Methods in Accounting* 2nd ed., London et al.; SAGE.
・徳賀芳弘，大日方隆編著［2013］『財務会計研究の回顧と展望』中央経済社。
・徳賀芳弘［2013］「規範的会計研究の方法と貢献」『会計』第 183 巻第 2 号，13−29 頁。
・八重倉孝［2007］「概念フレームワークと実証研究」斎藤静樹編著『詳解「討議資料　財務会計の概念フレームワーク」第 2 版』中央経済社，120−134 頁。

Ⅱ　自由論題報告

金融負債規定に基づく IFRS 体系の考察

安 井 一 浩
神戸学院大学

要　旨

筆者は，これまで公表した論文において国際財務報告基準（IFRS）の金融負債に関する規定および関連する議論についてその根拠を，国際会計基準審議会（IASB）およびその前身の国際会計基準委員会（IASC）が公表した資料などに基づいて分析した。分析にあたっては，根拠を論理的根拠および実証的根拠に分類し論理的根拠は，普遍的論理的根拠および不完全論理的根拠に，実証的根拠は定量的実証的根拠および不完全実証的根拠に分類した。分析の結果，根拠はいずれも不完全なものであった。またその後，別の論文において IASB が 2010 年に公表した金融負債に関する公開草案に対するコメントレターに記述された回答を分析した。分析の結果，一部に普遍的論理的根拠に基づくものはあるものの，それ以外は不完全なものであった。

本稿ではこれらの結果を受けて，会計基準の普遍性と前提および論理体系としての会計基準の要件を考察し，IFRS が論理体系ではないことを示した。またフレームワークは前提の一部を示しているのみであり，IFRS の各規定を設定するためには，前提の追加が必要であるとの見解を示した。さらに実証的根拠が不可欠であるとの見解を示し，実証的根拠に依拠する場合の問題点と限界についても考察している。最終節では IFRS の体系が帰納法的アプローチ要素を含むことを指摘し，IASB が IFRS を設定または改訂するにあたっての注意すべき点を提示している。また原則法による会計基準がもたらす不安定さを仮説として提示している。

Ⅰ　金融負債に関する規定の相違と当初の問題意識

1. 金融負債に関する規定の相違

2013 年 9 月現在，デリバティブを除く金融負債について国際財務報告基準（International Financial Reporting Standards：以下 IFRS）の当初認識後の測定に関する規定と，日本の金融商品会計基準の期末評価に関する規定には相違が存在する。この相違の存在が問題意識の発端である。

（1）IFRS の金融負債の当初認識後の測定に関する規定

2012 年版 IFRS 第 9 号における，デリバティブを除く金融負債の当初認識後の測定に関する規定の概要は以下のとおりである。すなわち測定は，「実効金利法による償却原価法」(1)（2012 年版 IFRS9, par. 4.2.1）としているが，「損益を通して公正価値で測定する金融負債は公正価値で測定する」(2)（2012 年版 IFRS9, par. 4.2.1）としている。ここでいう「損益を通して公正価値で測定する金融負債」には，「売買目的の金融負債」（2012 年版 IFRS9. Appendix A）および「当初認識時に損益を通して公正価値で測定するとして，企業により指定された金融負債」（2012 年版 IFRS9, Appendix A）がある。後者は公正価値オプションとよばれるもので，その要件の概要は（1）「会計上の不一致を消去するか著しく削減する」（2012 年版 IFRS9, par. 4.2.2.（a）から要約）場合または（2）「公正価値を基準として管理され業績が評価される」（2012 年版 IFRS9, par. 4.2.2.（b）から要約）場合のいずれかの場合である。なおこれは，「当初認識時における取消し不可能な指定」（2012 年版 IFRS9, par. 4.2.2）となっている。

また公正価値測定によって生じた変動部分は，「負債の信用リスクの変動に起因する公正価値の変動部分は，その他の包括利益に表示され，それ以外の部分は損益に表示されなければならない」（2012 年版 IFRS9, par. 5.7.7）としている。ただしこのような表示が「会計上の不一致を，損益において生じさせるか拡大させる場合，（負債の信用リスクの変動部分も含めて），企業は全額を損益に表示しなければならない」（2012 年版 IFRS9, par. 5.7.8）としている。

なお IFRS 第 9 号は，IAS 第 39 号から金融負債に関する規定が移行される形で 2010 年 10 月に改訂された。従来の IAS 第 39 号は 1999 年 3 月の公表時から売買目的で保有する金融負債は公正価値で評価することとされていた。また 2003 年 12 月には公正価値オプションの導入に関する改訂が行われたものの，金融負債の公正価値評価に関する規定は一貫して設けられている。

（2）日本の金融商品会計基準の期末評価に関する規定

企業会計基準委員会から公表されている企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」では，「支払手形，買掛金，借入金，社債その他の債務は，債務額をもって貸借対照表価額とする。ただし，社債を社債金額よりも低い価額又は高い価額で発行した場合など，収入に基づく金額と債務額とが異なる場合には，償却原価法に基づいて算定された価額をもって，貸借対照表価額としなければならない。」（金融商品に関する会計基準（2008 年 3 月 10 日改正版）第 26 項）と規定され，ヘッジ会計の対象ではない金融負債の時価評

価あるいは公正価値評価が認められていない。「金融商品に関する会計基準」は「金融商品に係る会計基準」として 1999 年 1 月に企業会計審議会から公表され，その後企業会計基準委員会に引き継がれた。その名称も含めて改訂が重ねられてきたが，ヘッジ会計の対象ではない金融負債に関しては一貫して時価評価あるいは，公正価値評価を認めていない。

なお企業会計基準委員会から 2010 年 7 月に企業会計基準公開草案第 43 号「公正価値測定及びその開示に関する会計基準（案）」が公表されている。そこでは『公正価値』とは，測定日において市場参加者間で秩序ある取引が行われた場合に，資産の売却によって受け取るであろう価格又は負債の移転のために支払うであろう価格（出口価格）をいう。」（公正価値測定及びその開示に関する会計基準（案）第 4 項）とされ，金融負債の公正価値評価を認めるものと解される。しかし 2014 年 1 月現在，その確定版は公表されていない。

2. 当初の問題意識

このように IFRS と日本の会計基準には，金融負債の評価に関して相違が存在する。そのため筆者は，IFRS について以下の問題意識を持つようになった。

- IFRS の設定はどのような過程を経ているのか。
- IFRS の規定は，各国，各利害関係者の意見を反映しているのか。
- 金融負債の公正価値測定に妥当性があるのか。

Ⅱ　これまでの検討と新たな問題意識

1. IFRS の設定過程と回答の反映状況の検討

IASB のウェブ・ページによれば，IFRS の設定手続きには以下の 6 段階があるとされている。

- 議案の設定
- プロジェクトの計画
- 討議資料の作成と公表
- 公開草案の作成と公表
- 基準の作成と公表
- 基準公表後

（http://www.ifrs.org/How-we-develop-standards/Pages/How-we-develop-standards.aspx より）

このうち 4 段階目の「公開草案の作成と公表」および 5 段階目の「基準の作成と公表」に筆者は着目した。そこで上記の問題意識を受け IFRS 規定の設定手続において公開草案に対する回答の内容が反映されているか否かを拙稿（安井［2012a］）のリサーチクエスチョンとした。そこでは 2010 年 5 月に公表された公開草案「金融負債に関する公正価値オプション」を対象に，公開草案に関する 10 の質問に対する回答 137 通を集計し，定量的に分析を行った。分析の結果は拙稿（安井［2012a］）において詳細に述べている。リサーチクエスチョンに対する検討結果を要約すれば，単純な回答数による判断であるが，回答の集計結果を反映している部分もあれば，反映していない部分もあるというものである。

一方，検出事項の一つに回答内容の分散があげられる。上記の公開草案は主として，自己の信用リスクの変動に起因する公正価値の

変動部分の表示方法に関するものであるが，凍結信用方式[3]を支持するという金融負債の評価方法に関する回答までも含まれていた。またこの分散は会計士団体，会計基準設定組織といった同じ属性内[4]であっても見られた。

2. 金融負債に関する規定の根拠の検討

上記の回答が分散するという事実を踏まえて，金融負債に関する規定の妥当性について，「普遍的な判断基準が存在しない」（安井［2012a］，p. 97）という仮説を提示した。これを受けて拙稿（安井［2012b］）におけるリサーチクエスチョンは，IFRS の金融負債に関する規定の根拠の所在と妥当性である。またこれは新たな問題意識であるとともに「負債の公正価値測定に妥当性があるのか」という問題意識に関連するものである。

そこで筆者は，国際会計基準審議会（the International Accounting Standards Board：以下 IASB）およびその前身である国際会計基準委員会（the International Accounting Standards Committee：以下 IASC）が公表した公開草案，討議資料，スタッフ・ペーパー，IFRS の結論の背景をもとに，金融負債に関する規定の論点整理を行った。整理された論点のうち「金融負債の公正価値評価の是非」および「自身の信用リスクの変動に起因する部分を公正価値変動に含めるか否か」の 2 点について，その根拠の分析を行った。なおこれらの資料では IFRS 規定の根拠のみならず採用されていない評価方法，表示方法が整理して示され，それぞれの根拠が述べられているが，それらについても検討を行った。

分析にあたってはその根拠をまず（1）論理的根拠と（2）実証的根拠の 2 つに区分した。また根拠が示されていない場合を（3）無根拠とした。

このうち論理的根拠とは，フレームワークあるいは他の従来から存在する IFRS の規定を前提とした文書の前後関係に基づく根拠である。そのうえで論理的根拠は（1）−1 普遍的論理的根拠と（1）−2 不完全論理的根拠に区分した。普遍的論理的根拠とは，フレームワークあるいは他の従来から存在する IFRS 規定を前提として普遍性があると判断される根拠である。また不完全論理的根拠とはフレームワークあるいは他の従来から存在する IFRS 規定から普遍的に導かれていると認められない根拠である。前提が異なる場合，前提が示されていない場合，推論方法に問題があり普遍性がみとめられない場合などは不完全論理的根拠とした。

一方実証的根拠は一定の事実に基づく根拠である。そのうえで（2）−1 定量的実証的根拠と（2）−2 不完全実証的根拠に区分した。定量的実証的根拠とは，具体的な事実あるいは事実に基づく数値によって示されている場合である。また不完全実証的根拠とは具体的な事実，数値が示されていない場合である。

なお一つの規定あるいは意見の根拠の中には，論理的根拠と実証的根拠が混在する場合も想定される。

分析結果は拙稿（安井［2012b］）において詳細に述べている。要約すれば，金融負債に関する規定の根拠，およびそれに賛成する根拠も反対する根拠も，いずれも不完全論理的根拠か不完全実証的根拠であった。また当然フレームワークを前提として普遍的論理的根拠を示しているものはなかった。

3. 公開草案に対する回答の根拠の検討

筆者はまた同じ方法で，拙稿（安井［2012a］）

でとりあげた公開草案に対する各国の会計基準設定組織からの回答 18 通についても分析を行った。分析結果は拙稿（安井［2013］）において詳細に述べている。要約すれば，以下の 2 点を除いていずれも不完全論理的根拠か不完全実証的根拠であった。

普遍的論理的根拠と考えられる根拠の一つめは，公正価値の変動部分のうち，自己の信用リスクの変動に起因する部分を，その他の包括利益に計上することに反対する意見を示したオーストラリア会計基準審議会の回答である。要約すれば「損益を通して公正価値で評価する金融負債について，その他の包括利益に変動額の一部を計上することは矛盾する。」というものである。これは「損益を通して公正価値で測定」と定義している以上，「その他の包括利益」にその一部でも，変動額を計上することは矛盾するというものである。また二つ目は，イタリア会計機構およびシンガポール会計基準審議会の回答で要約すれば，「自己の信用リスクに起因する変動部分は，IAS 第 1 号の規定から，（その他の包括利益に計上しないで），直接持分に計上すべきではない。」というものである。

4. 小括

これまで示したように，IFRS 規定，これに賛成する意見および反対する意見の根拠はいずれも不完全であり，公開草案に対する回答も，一部を除いて根拠が不完全であるというのが検討結果である。これは結局のところ IFRS の金融負債に関する規定に関しては，不完全な根拠により議論がなされてきたということができる。

次節以下では，このように不完全な根拠に基づいて設定された金融負債に関する規定をもとに，IFRS 体系を考察することにより，筆者は IFRS の特質と問題点を論じることを試みるものである。

Ⅲ　論理体系としての会計基準

1. 会計基準の普遍性と前提

筆者が提示した「普遍的な判断基準は存在しない」（安井［2012a］，p. 97）との仮説における「普遍的」とは，一定の「前提」のもとでかならず成立するということである。なお「前提」とは，体系の出発点としてその体系で受け入れるものをいう。広く受け入れられるものは公理あるいは公準といわれる。

筆者が「絶対的」という用語を用いずに「普遍的」という用語を用いたのは，絶対的なものが存在しないとの見解に基づくものである。いかなる場合にも成立するように感じられるものでも，一定の前提に基づくものである。例えば「地球は太陽の惑星である」という場合に，「絶対的な真実」であるとの見解を持つ論者が存在するかもしれない。しかしここで「地球」は天体であり，「太陽」は地球の公転の中心となる恒星であり，「惑星」は恒星の周りを公転する天体であるという，各用語の定義を前提としているのである。宇宙のどこかに「地球」という名称の恒星が存在し，「太陽」という名称の惑星が存在する可能性は否定できない。このような例は会計基準を検討する場合にも存在する。資産，負債，有価証券などの用語は，その定義によって，そこから展開される議論が異なる。例えばある金融商品が負債であるか否かは，負債の定義によって異なる。

上記の例は，用語の定義が前提となっている場合であるが，用語の定義を前提とする場合以外でも，前提によって成立する場合と成立しない場合がある。例えば三角形を「3 つ

の線分で囲まれた図形」であるとした場合，内角の角度の合計は，常に 180 度にはならない。確かに図形が平面上にあるという前提のもとでは，180 度となるが，図形が球面状に存在するという前提のもとでは，180 度よりも大きな値となる場合がある。例えば地球を完全な球形とし，北極点から赤道までの線分 2 本と赤道の上を地球の 4 分の 1 周する線分に囲まれた三角形の合計は 270 度となる。これはユークリッド幾何学と非ユークリッド幾何学の対比の例の一つである。このような例は，会計基準を検討する場合にも存在する。例えば営利活動を前提とすれば，収益，費用の測定および認識あるいは最終の集計結果としての利益の表示方法などが問題となる。しかし非営利活動を前提とした場合には，前提が異なることからそこから展開される議論が異なる。この場合，利益は存在しない

以上から筆者は，根拠が「絶対的」であるか否かを問うのではなく，一定の前提のもとでの「普遍性」があるか否かを問うものである。

2. 論理体系としての会計基準

前提は，それ自身が出発点であって導かれるものではない。前提の妥当性については，実証的根拠によると考えるがこの点については，後節において検討を行う。また筆者の意図する「論理」は，推論規則 (5) のみをその範囲とし前提は含まない。論理と前提とを分けて考察することで，会計基準に不都合が生じた場合には，より明確に前提か論理かのいずれに問題があるのかを検証することが可能となる。ここで不都合とは，第一義的には財務諸表利用者の要求を満たしていない場合など前提とする目的を達していない場合である。なお推論規則を議論に参加する利害関係者の合意のもとに，一定のものに限定することができれば前提の妥当性を検討するのみで検証が可能となる。論理学で認められている推論規則の体系は一つとは限らない，広く受け入れられているものをあげるとすれば三段論法 (6) である。推論規則に則していなければ反証が可能となる。もし推論規則によらずに結論を導いている場合には，それは普遍性があるとはいえない。

論理体系である会計基準とは一定の前提のもとに，一定の推論規則により普遍的に全ての規定が導かれる場合を指すとういうのが筆者の見解である。

不完全論理的根拠により会計基準の各規定を導くことは，普遍性が保たれないため，それが含まれる限り論理体系とは言えない。また経験的に導かれた実証的根拠をもとに会計基準を導くことも，それが含まれる限り論理体系とは言えない。

これまでの検討の結果，金融負債に関する規定は，不完全論理的根拠あるいは不完全実証的根拠に基づいているとの筆者の見解を示した。これは IFRS という会計基準が論理的体系ではないということを示している。

それでは，論理体系としての会計基準の開発は可能であろうか。可能性のみを考えればそれは可能である。一定の前提を示し，そこから導かれる規定のみで会計基準の各規定を構成すればよい。例えば前提を「資産，負債は全て公正価値で測定する。」，「資産は流動資産，固定資産に区分する。負債は流動負債，固定負債に区分する。」とすれば，これらの前提に基づいて「流動資産は公正価値で測定する。」，「固定資産は公正価値で測定する。」という規定を設ければよい。

しかし論理体系としての会計基準は，現実に起こっているすべての事象に対応すること

が困難であり，受け入れられる可能性がないというのが，筆者の現在の仮説である。例えば上記の資産科目を全て公正価値で測定するという前提は，公正価値測定が不可能な資産が存在する場合，現実には適用不可能である。また仮に「資産，負債はすべて取得原価で測定する。」という前提は，例えば取得原価よりも公正価値が下落した場合に，財政状態を適切に表示していないという批判があり，受け入れられていないのが現状である。

なお現実に起こっている事象に対応するためには，前提を追加あるいは修正するという方法も考えられる。しかし日々変化する現実の世界に合わせて，前提を追加あるいは修正することができないかもしれない。また前提が多く並立し，そこから導かれる会計基準の規定が少なくなる場合には，もはや論理体系とはいえないかもしれない。このような会計基準の体系が，論理体系か否かの問題については，今後の検討課題としたい。

3. フレームワークと前提

論理体系としての会計基準の一つの形は，フレームワークにおいて前提を提示し，そこから全ての会計基準の規定が導かれるものである。あるいはフレームワークの名称を用いない場合でも，何らかの形で前提が提示され，その前提から各会計基準の規定が導かれるものである。

これまでに公表された IFRS の体系におけるフレームワークは，1989 年 4 月に IASC の理事会による承認ののち 1989 年 7 月に公表され，2001 年 4 月に IASB によって承認された「財務諸表の作成および表示のためのフレームワーク（Framework for the Preparation and Presentation of Financial Statements)」(以下：フレームワーク（1989)) および 2010 年 9 月に IASB によって公表された「財務報告のための概念フレームワーク（The Conceptual Framework for Financial Reporting)」(以下：フレームワーク（2010))) である。なおこれまでの拙稿（安井［2012a］, 安井［2012b］, 安井［2013］）では，いずれも取り上げた資料が 2010 年 9 月より前のものであったために，前者のフレームワーク（1989）をもとに検討を進めたものである。

すでに述べたように，これまでの検討結果から，このフレームワーク（1989）の規定を前提として，金融負債を公正価値で評価するという IFRS の規定を導いていなかった。結局のところフレームワーク（1989）は，前提の一部を示しているのみで，実際の会計基準としての IFRS 規定を設定するためには他の前提の追加が必要となると考えられる。これはフレームワーク（1989）が会計基準を設定するうえでの必要条件を示したのみであり，充分条件を示してないとの解釈も可能である。

フレームワーク（1989）では「目的および位置付け」のなかで「このフレームワークは，外部の利用者のための財務諸表の作成および表示の基礎となる概念を記述している。」(フレームワーク（1989), par. 1）としている。また（a）から（g）の 7 つの目的をあげているが，その最初の目的として「(a) IASC 理事会が将来の国際会計基準の開発および既存の国際会計基準の見直しを行う際にその助力となる。」(フレームワーク（1989), par. 1) をあげている。「基礎となる概念（the concepts that underlie)」が前提であるか否かは，議論の余地があるが，それが前提であったとしても，「助力となる（assist)」という表現から，すべてが導かれるということを想定していないと解される。なお「基礎となる前提」

として「発生主義」（フレームワーク（1989），par. 22）および「継続企業」（フレームワーク（1989），par. 23）をあげている。しかしこの二つの前提のみでは，すべてのIFRSの規定を導くことはできない。これらの記述からフレームワーク（1989）がその中で，必要な前提すべてを示していないことを示しているといえる。

フレームワーク（1989）はその後，フレームワーク（2010）に置換えられた。ただし上記で示した「目的および位置付け」の最初の部分は，「フレームワーク」が「概念フレームワーク」に置換えられ，目的の（a）の部分においても「国際会計基準委員会理事会」，「国際会計基準」がそれぞれ「審議会」および「国際財務報告基準（IFRSs）」に置き換えられたが，内容は変化していない。

なおフレームワーク（2010）では，「基礎となる前提」，「財務諸表の要素」をはじめとして，一部にはそのままフレームワーク（1989）が示されており「残っている文も，審議会が，財務諸表の要素および測定基礎を考慮した時点において改訂されるであろう。」（フレームワーク（2010），p. A40）として改訂の途上にあること示している。

2013年9月現在，IASBではフレームワークの再検討の途上にあり，2013年7月に「討議資料財務報告のための概念フレームワークの見直し（Discussion Paper：A Review of the Conceptual Framework for Financial Reporting）が公表されている。ここでは「(a) 重要な領域が含まれていない。例えば現在の概念フレームワークでは，測定，開示，表示あるいはいかにして報告企業を特定するのかについてほとんど，ガイダンスを提供していない。」（IASB［2013］，p. 5）としている。ここから従来のフレームワークでは充分ではないことを認識し，その内容を拡充する方向性であることは確認できる。しかしフレームワークで必要な全ての前提を提示することが可能であるのか否か，およびそこから全てのIFRSの規定を導くことが可能であるのか否かを，検討し公表すべきであろう。

4. 実証的根拠による前提

上記「Ⅲ 論理体系としての会計基準 1. 会計基準の普遍性と前提」において前提は，体系の出発点としてその体系内で受け入れるものであるとの見解を示した。ではその前提はどのように選択されるのであろうか。それは実証的に判断して，会計基準によって作成される財務諸表の利害関係者に，受け入れられるものを前提としているというのが，筆者の見解である。同節ではユークリッド幾何学と非ユークリッド幾何学による例を示した。現実世界の観察の結果として平面を認識し，それを前提として議論を行っても，結果が現実世界の認識結果とかい離が生じないとの合意があるため，ユークリッド幾何学は歴史的に支持されてきたといえる。一方，非ユークリッド幾何学は，現実世界の観察の結果として球面を認識し，それを前提として議論を行っても，結果が現実世界の認識結果とかい離が生じないとの合意があるため認められたといえる。この場合，両者で前提が相違するがいずれも現実世界の観察の結果である点が共通する。すなわち前提は，前提自身あるいはそこから導かれた結果が，現実世界の認識結果とのかい離を生じさせないために，実証的根拠に基づくべきである。これは会計基準が論理体系であったとしても，現実世界の認識結果とかい離を生じさせないために，実証的根拠によらざる得ないことを示していると考えら

れる。

また上記「Ⅲ 論理体系としての会計基準 3. フレームワークと前提」においてフレームワーク（1989）が前提の一部を示すにすぎないものであり，会計基準設定のためには前提の追加が必要であるとの見解を示した。また拙稿（安井［2012b］，p. 33）で示したように IAS 第 39 号の結論の根拠には，不完全であるが実証的根拠によるものが含まれている。これは追加される前提には，実証的根拠によっているものが含まれていることを示している。前提はそれが追加されるものであっても，その体系における前提と同様に，現実世界の認識結果とかい離を生じさせないために，実証的根拠によらざるを得ない。

いずれにしても会計基準の設定にあたっては，実証的根拠によることが不可欠であると考えられる(7)。

Ⅳ　実証的根拠の問題点と限界

1. 不完全実証的根拠の問題点

すでに拙稿（安井［2012b］，p. 36）でも述べたように，「多くの場合」，「滅多にない」と表現されている場合が不完全実証的根拠の例である。このような表現は，具体的な事実，件数，比率等が示されていないが，その問題点は検証可能性にある。そのためこのような根拠による場合には，「多くの場合」という表現を用いずに，定量的な資料を示したうえで，具体的な調査の範囲，方法，実施日時等を明示する必要がある。なお数値で表現するときには，比率による必要がある場合がある。例えば 1 万件において該当する事実は，1 万件中の 1 万件と 200 万件中の 1 万件ではその意味するところが異なるためである。またある事実をあげることによって，ある説に反論する場合もある。このような場合は，1 件でも反論となりうるが，より主張を強固なものとするために件数を示すことも考えられる。例えば「金融負債の評価益は実現しない。」という説に対して，実現した具体例を 1 件でもあげれば反論となる。しかし誤認である可能性はゼロではない。そのため 100 件あげれば全てが誤認である可能性は低くなり，より強固な裏づけとなる。

2. 主観的事象と客観的事象

定量的な数値であっても，それが主観的事象と客観的事象では異なることに注意を要する。主観的事象の例として，「負債の評価益を計上する会計処理とその結果に基づく財務諸表の表示が，投資意思決定の有用性を害し，望ましくないと感じる財務諸表利用者の比率が，調査の結果 X%である」という場合が挙げられる。この場合 X%の財務諸表利用者に対して提供する財務諸表と，残り（100－X）%の財務諸表利用者に対して提供する財務諸表とを異なる内容とする必要はない。例えばフレームワーク（2010）では，一般目的財務諸表の名称で示されているが，IFRS の体系では財務諸表は単一種類である。ここで問題となるのは，その会計処理の見直しを行う必要があると判断する比率の基準である。

一方，客観的事象の例として，「金融負債の評価損益が実現しない場合が，調査の結果 X%である」という場合が挙げられる。この場合 X%の部分と残り（100－X）%の部分との異同について検討する必要がある。例えば（100－X）%部分は上場している社債の場合で評価損益が実現するが，それ以外の X%部分は実現しないという場合であれば，X%部分と（100－X）%部分のそれぞれの部分につ

いて，評価損益を計上すべきか否かを検討すべきである。X%が実現しないために金融負債の公正価値評価はすべきではないという根拠を示したとすれば，それは不完全論理的根拠である。なお実現する場合と実現しない場合で，その性質，環境等に異なった部分がなければ，問題となるのはその会計処理を採用する比率の基準である。

3. 実証的根拠の限界

実証的根拠について，具体的な事実，件数，比率および調査の詳細が示されていれば定量的実証的根拠であるが，それは普遍的な根拠とはなりえない。実証的根拠は一定の場所における一定時点の事実に基づくものである。調査の結果は，時間的，空間的に一点のみを描写するものにすぎない。そのため実証的根拠は普遍性を保証しない。場所，時間が異なる場合に同じ結果が観察されたとしても，同じ結果が普遍的に観察されるとは限らない。例えば「金融負債の評価損益を計上することが直観に反する。」と感じる投資家が，ある国における調査でX%を占めたとしても，10年後の調査において同じ結果を示すとは限らない。同様に別の国においても類似する結果を示すとは限らない。

また二つの変数に関連があるような事象が観察されても，そこに因果関係があるということが証明される訳ではない。また因果関係の推測を行うにも注意を要する。Aという変数とBという変数に何らかの相関関係が観察されても，その間に両方の変数に相関関係をもつCという変数が存在し，AとC，BとCには相関関係があるが，AとBには相関関係がないという例は広く知られている。例えば「注記の情報量が多い会社ほど調達利子率が低い。」という相関関係が観察されたとする。しかし一方で相対的に上場会社のほうが，非上場会社よりも注記の情報量が多いという相関関係が観察され，上場会社の方が非上場会社よりも調達利子率が低いという相関関係が観察されたとする。この結果から調達利子率に影響している要因が上場しているか否かであり，注記の情報量ではないということを示すことが可能である。この場合，非上場会社が注記の情報量を増加させても，調達利子率が低下するとは限らない。

実証的根拠は，それが定量的実証的根拠であってもこのように限界が存在するが，実証的根拠が不可欠である以上，この限界ゆえに実証的根拠を排除するのではなく，その限界を認識することが重要となる。

V　検出結果と新たな仮説

（1）IFRSにおける帰納法的アプローチ要素

日本の企業会計原則は，「企業会計の実務の中に慣習として発達したものの中から，一般に公正妥当と認められたところを要約したもの」（企業会計原則の設定について二（1））とされていることから，帰納法的アプローチによる会計基準の体系であるとされている。これは実証的根拠に基づいて，会計基準を作成する方法であるともいえる。一方，IFRSは，フレームワークを提示しそこから各会計基準の規定を導く演繹法的アプローチによる会計基準であるとされている。これは本来であればフレームワークを前提として，各規定は論理的根拠に基づいて導かれるものであるといえる。

しかしこれまで指摘したようにIFRSの規定は，フレームワーク（1989）を前提として，その内容から推論規則によって導かれたものではなく，不完全ではあるが実証的根拠

により規定を設定した部分を含むものである。これは論理規則に基づく演繹法ではないことを意味する。また会計処理方法について，例えば金融負債の測定における償却原価法のように，フレームワーク（1989）に全く記述がないものの，従来から行われてきた会計処理方法を IFRS の規定で採用していると考えられる部分もある。これは IFRS に帰納法的アプローチの要素を含むものと解することも可能である。フレームワーク（1989）が前提の一部しか示していないために，IFRS は演繹法的アプローチによる会計基準といいながらも，帰納法的アプローチによらざる得ない状況であると言えよう。またフレームワーク（2010）においてもフレームワーク（1989）の全面訂改訂が行われておらず，現状では前提の一部しか示していない状況に変わりはない。結局のところ，帰納法的な日本の企業会計原則 (8) に対する演繹法的な IFRS という見方が当てはまる現状ではないといえよう。

（2）IFRS の設定および改訂にあたっての問題点

前述のように IFRS 財団のホームページによれば IFRS の設定手続きには 6 段階がある。このうち「討議資料の作成と公表」および「公開草案の作成と公表」ではコメントレターの募集を行っている。これ以外にもアウトリーチプログラムによる利害関係からの意見聴衆をおこなっている。また IASB のメンバーによる討議も行われている。

しかし拙稿（安井［2013］）で示したようにコメントレターの根拠は，一部の例外を除いて不完全論理的根拠または不完全実証的根拠であった。

問題は，最終的な判断を行う側の IASB の構成員がこの点を意識しているか否かである。論理的根拠であれば，前提が提示されているか否か，あるいは何であるのかを確認する必要がある。また推論規則によっているのかについても確認する必要がある。なお現状においてフレームワークが前提を提示していない部分が存在する。そのため実証的根拠によることが不可欠であるが，定量的な根拠を示しているか否かについて検討を行い，定量的実証的根拠によることを確認する必要があるといえる。

（3）原則主義による不安定性

日本の会計基準は，具体的な判断基準を詳細に示した細則主義であるのに対し，IFRS は基本的な考え方を示し，具体的な会計処理方法あるいは表示方法（以下：会計処理方法等）は財務諸表作成者に判断を任せる原則主義であるとされている。これは IFRS に規定されていない事象に対しては，フレームワークと IFRS の各規定を前提に会計処理方法等を導く必要がある方法であると解される。これまでに拙稿（安井［2013］）で示したように公開草案に対するコメントレターに記載された根拠は，一部を除き不完全論理的根拠または不完全実証的根拠であった。これは，フレームワーク（1989）および IFRS の規定から，一部を除き個々の事象に対して演繹的に回答を導いていない事実を示している。

公開草案に対するコメントレターは，IFRS 規定の改訂案に対し回答者が自己の見解を示すものであり，その回答にあたっての判断は，個々の事象に対する会計処理方法等を導く判断とは異なる。しかし IFRS に規定されていない会計処理方法等に対する判断を求められているという点において共通点をもつ。また

コメントレターの回答者はIASBから見れば外部者であり，財務諸表作成者とは外部者であるという点でも共通点を持つ。

原則主義のもとフレームワークあるいはIFRSに規定されていない事象に対する会計処理方法等を，IASBの外部者が判断するにあたり，不完全論理的根拠によっている場合は普遍性をもたない。一方，実証的根拠によって判断する場合も想定される。しかし実証的根拠は，たとえそれが定量的実証的根拠であっても普遍性を持つものではない。

原則主義のもとにおける財務諸表作成者の判断について，恣意性が介入することなどの指摘がされている。しかし恣意性が介入する以前の問題として普遍性をもつ判断がされない場合，判断の結果としての会計処理が多様化し不安定化する可能性がある。この点については本稿では仮説として可能性を指摘するにとどめ今後の課題としたい。

【注】

（1）本稿ではIFRSの用語および各規定の文書は，英語版をもとに筆者が日本語に訳したものを記載している。

（2）英文の原文では “financial liabilities at fair value through profit or loss”（2012年版IFRS9, par. 4.2.1）であるが本稿では「損益を通して公正価値で測定する金融負債」とした。

（3）凍結信用方式とは，金融負債の当初認識後の測定において，公正価値のうち自身の信用リスクに起因する部分を当初認識時の値に固定し，自身の信用リスクに起因する部分以外の部分の変動のみを評価損益とする方法である。

（4）ここでの属性は，筆者による回答者の分類である。具体的な分類については拙稿（安井［2012a］, pp. 99−103）を参照のこと。

（5）推論の意味にはいくつかの説がある。ここで筆者の意図する推論とは，複数の前提から異なる事実を結論として導くことであるが，必ずその結論が導かれることを意味し，経験的に基づく事実あるいは予測は含まれない。また推論規則とは，推論にあたり適用することが認められる規則である。なお本節の記述は（野矢［2006］, pp. 4−34）を参考とした。

（6）三段論法とは推論規則の一つである。例えば「株券は有価証券である。」,「有価証券は時価評価を行う。」から「株券は時価評価を行う」との結論を導くものである。

（7）本節の記述は（徳賀・大日方編著［2013］, pp. 307−360）の内容を参考とした。なお当該部分は「会計基準研究」を対象としており，本稿における「会計基準」を対象とした議論とは異なるが，最終的な対象は会計基準であるという点で共通点をもつ。特に「経験的テストの必要性」（徳賀・大日方編著［2013］, p. 350）は，本節の結論部分を導くにあたって参考とした。

（8）日本の会計基準は企業会計原則のみならず企業会計基準から構成される。企業会計基準が，帰納法的アプローチによる会計基準か演繹法的アプローチによる会計基準かについては今後の検討課題としたい。

【参考文献】

IASB［2004］International Accounting Standard 39（IAS39）: Financial Instruments: Recognition and Measurement

――［2010a］Exposure Draft: Fair Value Option for Financial Liabilities

――［2010b］The Conceptual Framework for Financial Reporting

――［2012］International Financial Reporting Standard 9（IFRS9）: Financial Instruments

――［2013］Discussion Paper: A Review of the Conceptual Framework for Financial Reporting

IASB ウェブ・ページ
http://www.ifrs.org/How-we-develop-standards/Pages/How-we-develop-standards.aspx
（2014年2月9日ダウンロード）

IASC［1989］Framework for the Preparation and Presentation of Financial Statements

企業会計基準委員会［2006］「金融商品に関する会計基準」

小島寛之［2004］『文系のための数学教室』講談社

野矢茂樹［1994］『論理学』東京大学出版会

――［2006］『入門論理学』中央公論新社

徳賀芳弘・大日方隆編著［2013］『財務会計研究の回顧と展望』中央経済社

安井一浩［2012a］「国際会計基準審議会草案『金融負債に関する公正価値オプション』に寄せられたコメントレター分析」『神戸学院大学経営学論集』第8巻第1・2号，75頁−98頁

――――［2012b］「IFRS の金融負債規定に関する一考察」『神戸学院大学経営学論集』第 9 巻第 1 号，1 頁－39 頁
――――［2013］「国際会計基準審議会草案『金融負債に関する公正価値オプション』に寄せられた各国会計基準設定組織のコメントレター分析」『神戸学院大学経営学論集』第 9 巻第 2 号，19 頁－49 頁

なお IFRS および IAS は公表後に改訂および年次改善により，内容がその都度，変更されている。引用元を特定するために本文中では，IFRS 財団が提供している eifrs において 2012 Standards（全面早期適用編）として提供されているものを 2012 年版と表示している。また金融商品に関する会計基準についても改訂が行われているため，本文中の引用を示す部分では最終改訂年月日を示している。

（2013 年 10 月 31 日審査受付
2014 年 3 月 27 日掲載決定）

人的資本の本質的特性と使用権モデルに基づく新しい認識アプローチの探究

島 永 和 幸
神戸学院大学

要　旨

本稿の目的は，人的資本の本質的特性に焦点を当て，負債パースペクティブの観点から，使用権モデルに基づく人的資本の新しい認識アプローチを探究することである。

知識経済の進展に伴い，企業価値に占める無形資産の比重が高まっている。多くの企業（経営者）は，アニュアルレポートにおいて，人的資本（従業員）を「最も重要な資産」と述べている。

しかしながら，人的資本は，その重要性にもかかわらず，貸借対照表上で認識されてこなかった。国際会計基準において，人的資本が認識されてこなかった理由として，主に①資産の認識規準を満足しない，②信頼性ある測定値を入手できない，ことが指摘できる。

本稿では，このような問題意識に基づいて，まず人的資本の本質的特性を明らかにする。つぎに，資産または負債パースペクティブの観点から，人的資本の認識可能性を確認する。さらに，近年のリース会計の議論で新しく登場してきた使用権モデルに基づいて，概念的準拠枠としての人的資本の新しい認識アプローチを提示する。最後に，人的資本の測定可能性を明らかにするために，経済的価値評価モデルの 1 つである Flamholtz の「確率報酬評価モデル」を検討する。

Ⅰ．はじめに

本稿の目的は，人的資本の本質的特性に焦点を当て，負債パースペクティブの観点から，使用権モデルに基づく人的資本の新しい認識アプローチを探究することである。

周知の通り，近年，知識経済（knowledge economy）の進展が進む中，有形財よりも知的ケイパビリティの重要性が主張されるようになってきた（Powell and Snellman［2004］, p. 199）。21 世紀に入ると，企業価値に占める無形資産の比重が高まり，開示されていない無形資産の割合も拡大してきた（【図 1】を参照）。Brand Finance 社によれば，未開示の無形資産の割合は，2005 年に 54%まで達している。2008 年にリーマン・ショックの影響で 20%まで落ち込んでいるが，2011 年に 29%まで再び拡大している。

このような無形資産のうち，人的資本は，その重要性にもかかわらず，貸借対照表上で認識されない（またはのれんに含めて計上される）。Lev は，「人的資源の価値は資産として貸借対照表に計上されていないし，将来の従業員報酬という支払義務をもたらすので，負債とも関連しているが，この負債も貸借対照表には計上されていない。」（Lev［2001］, p.76; 広瀬・桜井監訳［2002］, 86 頁）と指摘する。

国際会計基準（International Accounting Standards; IFRS and IAS）において，人的資本が認識されてこなかった理由として，主に①資産の認識規準を満足しない，②信頼性ある測定値を入手できない，ことを指摘できる。では，人的資本を認識するためには，いかにして新しい概念的準拠枠を提供することが可能であろうか。

そこで，本稿では，このような問題意識に基づいて，まず人的資本の本質的特性を明らかにする。つぎに，資産または負債パースペクティブの観点から，人的資本の認識可能性を確認する。さらに，近年のリース会計の議論で新しく登場してきた使用権モデルに基づいて，概念的準拠枠としての人的資本の新し

【図 1】グローバル企業における企業価値に占める無形資産の割合

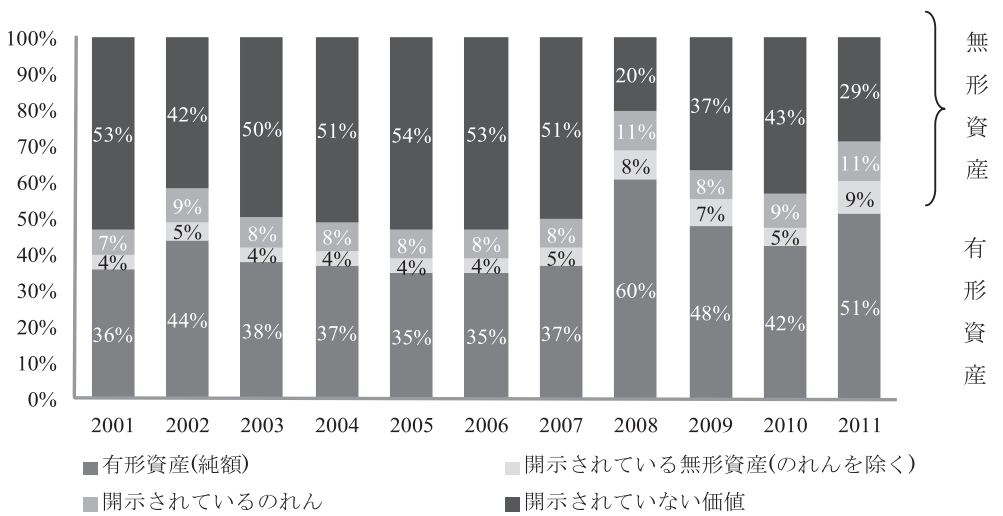

出典：Haigh［2012］, p. 5 より筆者が引用したものである。

い認識アプローチを提示する。最後に，人的資本の測定可能性を明らかにするために，経済的価値評価モデルの 1 つである Flamholtz の「確率報酬評価モデル」を検討する。

Ⅱ．人的資本の本質的特性

ここでは，人的資本の本質的特性を考察する。近年，人的資本は，持続的競争優位の源泉として注目されていることから，その認識・測定問題は喫緊の課題であると考えられる。しかしながら，人的資本の本質的特性は，資産の認識規準と測定規準に抵触するため，貸借対照表上では，認識・測定できないと，一般に理解されている。もしオンバランス化できない理由が人的資本の本質的特性にあるとするならば，その本質的特性を解明することが議論の出発点とならなければならない。

そこで，以下では，人的資本が一般に，無形資産会計の枠組みで議論されているが，有形固定資産の特性を兼ね備えているため，準有形財としての性格を有することを指摘する。もし準有形財として，有形固定資産と同じ会計基準（たとえば，リース会計）を適用できるならば，人的資本の認識問題に対して，異なる会計アプローチをとることが可能になると考えられるからである。

一般に，【図 2】で示すとおり，企業資本（corporate capital）は，有形資本（tangible capital）と無形資本（intangible capital）に分かれる。

【図 2】から明らかなように，有形資本は，金融資産や有形固定資産を包含し，無形資本は人的資本，構造資本および関係資本を包含する概念である。人的資本は，企業から退職時に一緒に持ち出す知識をいい，人々の知識，スキル，経験，能力が含まれる（MERITUM［2001］, p. 10; 古賀［2012］, 10 頁）。人的資本は無形資産ないし知的資産の一部として説明され，無形資産会計の対象として取り扱われることが多い（古賀［2012］, 10 頁）。しかしながら，人的資本は，タンジブルズとインタンジブルズ両方の性格を有することに留意する必要がある。

【図 2】無形資産の種類

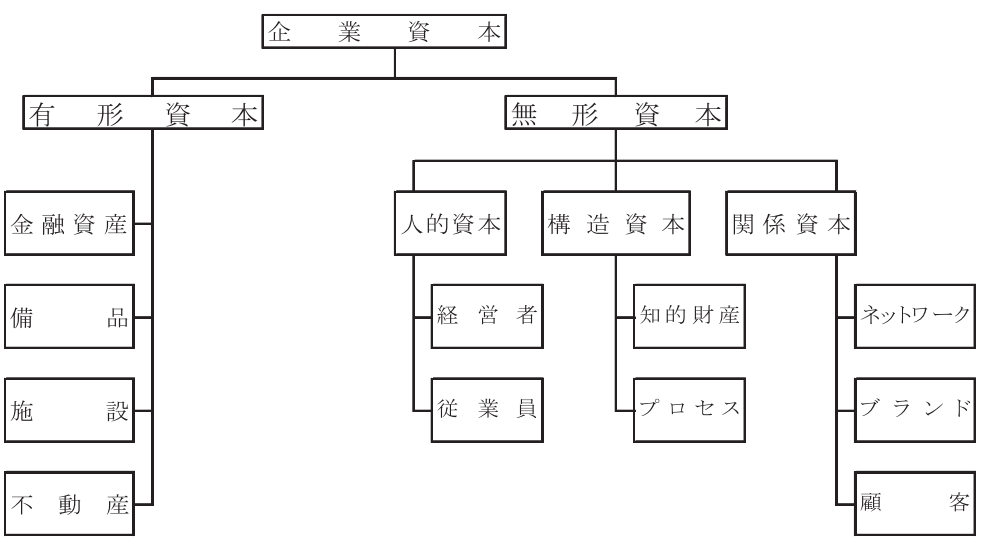

出典：IMA［2010］, p. 7 より筆者が引用したものである。

タンジブルズの場合，企業が所有権を取得して使用することもあれば，リース会社から使用権を取得して利用することもある。企業会計上，前者は有形固定資産会計が適用され，後者はリース会計が適用される。

これに対して，人的資本は，人に帰属するものであることから，退職時に従業員とともに社外へ流出する。企業が所有権を取得・所有できない人的資本にも該当する。人的資本の新しい認識アプローチを構築するに当たっては，「所有権」よりも「使用権」に焦点をおく必要がある。

産業革命からIT革命に至るまで，機械化やIT化を通じて労働力の省力化が図られてきたことからも明らかなように，人的資本と有形固定資産は機能面で類似性を有する。

人的資本は，インタンジブルズが一般的に具備するとされる非競合性や非希少性の概念と必ずしも合致しない。Lev［2001］は，有形資産，人的資産および金融資産は，サービスをめぐって代替的な用途が競合するという意味で，複数・同時に使用できないことから，競合的資産としての性格を有すると指摘している（Lev［2001］，pp. 22 and 26；広瀬・桜井監訳［2002］，29および33頁）。

人材には，市場から容易に調達できる代替可能な人材（アルバイトやパート社員，任期制社員など）と，その企業に高度に特殊化された代替不可能な人材（企業での訓練開発や勤続年数などに応じて，当該企業に高度に特殊化された人材）がいる。同様に，有形固定資産には，市場で購入可能な汎用品と高度に特殊化されたものがある。

人には寿命があり，定年になると退職し，経営が悪化すると人員整理が行われる。有形固定資産は，故障や陳腐化，耐用年数の到来などで売却ないし除却され，IAS36「資産の減損」の規定を満たせば，減損会計の適用を受ける。このように，人的資本はタンジブルズとしての特徴を有する。

これに対し，人的資本はインタンジブルズとしての本質的特性も有する。人的資本の市場は株式市場などのように組織化されていないため，競争的な市場が完備されていない（Lev［2001］，p. 42；広瀬・桜井監訳［2002］，48頁）。競争的市場の欠如は，人的資本の市場価値の入手困難性の問題を生じさせる（Theeke and Mitchell［2008］, pp. 128–129）。人的資本は部分的排除可能性の特徴を有し，会社が従業員訓練に投資する場合，（現場での訓練やMBAのための授業料支払いなど），訓練を受けた従業員が転職すると，他の会社（広い意味では，社会全体）がそのような投資からベネフィットを受けることになる。ゆえに，人的資本には，スピルオーバー（所有者以外の者への実質的なベネフィット）が存在する（Lev［2001］，pp. 33–34；広瀬・桜井監訳［2002］，41頁）。

本セクションでは，人的資本は，機能面，代替可能性，利用可能期間の面でタンジブルズとしての特徴を有する一方，競争的市場を完備していない点や部分的排除可能性（スピルオーバー）の面でインタンジブルズとしての特徴を有していることが分かった。

以上，ここでは，国際会計基準において，人的資本が認識されてこなかった主たる理由である①資産の認識規準を満足しない，および②信頼性ある測定値を入手できない，ことを前提として，人的資本の本質的特性を考察してきた。

その結果，人的資本が一般に，無形資産会計の枠組みで議論されているが，有形固定資産の特性を兼ね備えているため，準有形財としての性格を有することを指摘した。では，

人的資本は準有形財としてとらえた場合，有形固定資産と同じ会計基準（たとえば，リース会計）を適用することは可能であろうか。これについては，後に述べるⅣ．負債パースペクティブに基づく人的資本の認識アプローチで確認することにしたい。

Ⅲ．資産パースペクティブに基づく人的資本の認識可能性

人的資本のオンバランス化を巡って，他の会計アプローチを模索する前に，まず，現行の無形資産会計の枠組みでの人的資本の取り扱いについて確認しておく必要がある。そこで，以下では，資産パースペクティブに基づく人的資本の認識アプローチの視点から，人的資本の認識可能性を確認することにしたい。

資産パースペクティブに基づく人的資本の認識アプローチとして，①個別基準に基づくアプローチと，②IASB 概念フレームワークに基づくアプローチの 2 つを指摘することができる。

①個別基準に基づくアプローチは，無形資産に関する会計基準に基づいて，人的資本の認識問題を検討するアプローチをいう。従業員に関連する基準には IAS19「従業員報酬」や IFRS2「株式に基づく報酬」があるが，一般的には，IAS38「無形資産」や IFRS3「企業結合」が適用される。

IAS38（par. 15）では，「熟練した職員のチーム及び訓練から生じると期待される，将来の経済的便益に対する企業の支配力は，通常，これらの事項が無形資産の定義を満たすと考えるのには十分ではない。」と規定されている。また，IFRS3（par. B37）では，「集合的な人的資源は，熟練した労働力の知的資本（被取得企業の従業員が仕事にもたらす（多くの場合，専門化した）知識及び経験）を表すものではない。集合的な人的資源はのれんと区別して認識される識別可能な資産ではないため，それに帰属する価値はすべてのれんに包含される。」（IFRS3，par. B37）と規定されている。個別基準では，人的資本は，貸借対照表上での認識を認めておらず，企業結合でものれんに含めて計上するよう求めている。

②IASB 概念フレームワークに基づくアプローチは，人的資本の認識の論拠を概念フレームワークに求めるアプローチをいう。IASB は 2013 年 7 月，討議資料「『財務報告に関する概念フレームワーク』の見直し」を公表している。IASB［2013a］では，資産は「過去の事象の結果として企業が支配している現在の経済的資源」（par. 2.11）と定義されている。また，既存の労働力は，経済的資源の一形態である「価値の他の源泉（経済的便益を生み出す能力がある場合。）」（IASB［2013a］, par. 3.5. (c). (iv)）の例として挙げられている。IASB［2013a］の資産の定義に関連して，Lev［2001］は，インタンジブルズの資産認識のために支配の要件を緩和するよう主張する。

「現行の会計システムに求められている最も重要かつ緊急の変革は，資産の認識に関連したものである。（中略）。必要なことは，財務報告書での資産の認識を大きく拡張することである。これには，信頼性の要件（資産の期待ベネフィットが，高い信頼性のある見積りによらねばならないということ）と支配の要件（当該資産のベネフィットが企業の完全な統制下にあること）をある程度まで緩和する必要がある。」（Lev［2001］, p. 123; 広瀬・桜井監訳［2002］, 141 頁）

IASB［2013a, par. 3.28］では，支配要件に関する判断規準として，「経済的資源の使用を指図する能力」が挙げられている。この能力が企業にあるか否かの判断規準は，①法的に強制可能な権利であるか，②他者には利用可能でないアクセスを有するか，である。人的資本の本質的特性として，その所有権を取得・保持できないため①の要件は満足しないが，競合的資産であるため②の要件は満足する可能性がある。もし職業選択の自由を強調すれば，②の要件は満足しない可能性がある（日本国憲法第 22 条）。資産パースペクティブの下では，支配要件を満足するか否かの判断に依存する。したがって，人的資本を資産パースペクティブの下で認識しようとする場合，支配要件をより緩和しなければならないであろう。

以上の議論から，国際会計基準では，人的資本を無形資産として認識することは禁止されていることを確認した。また，IASB 討議資料「概念フレームワーク」に依拠して，資産パースペクティブに基づく認識アプローチの可能性を検討した。支配要件の判断規準である経済的資源の使用を指図する能力によれば，法的に強制可能な権利，または他者には利用可能でないアクセスが判断規準とされていた。人的資本の本質的特性として，所有権を取得・保持できない点や，職業選択の自由が保障されていることを総合的に勘案すると，人的資本を資産パースペクティブの下で認識しようとする場合，支配要件をより緩和する必要があることが確認された。

資産パースペクティブに基づく人的資本の認識可能性が否定された今，もう 1 つのアプローチとして，負債パースペクティブに基づく人的資本の認識アプローチを指摘できる。そこで，次に，負債パースペクティブに基づく人的資本の認識アプローチを考察することにしたい。

Ⅳ．負債パースペクティブに基づく人的資本の認識アプローチ

前のセクションでは，人的資本の本質的特性により，支配要件の判断が資産パースペクティブでボトルネックとなっていた。そこで，本セクションでは，支配要件の判断を回避するために，負債パースペクティブに基づく人的資本の認識アプローチについて検討する。

負債パースペクティブに基づく人的資本の認識アプローチは，簡単なロジックを用いて正当化される。Theeke［2005, p. 52］によれば，要求払預金の預金者は，銀行に対する資金の貸し手であり，自分の自由意思で預金を引き出すことができる。他方，人的資本の貸し手である従業員は，自分の自由意思で退職できる権利を有する。企業会計上，前者は，銀行の負債として計上されるのに対し，後者は企業の負債として計上されない。そこで，負債パースペクティブに基づく人的資本の認識アプローチは，人的資本のオンバランス化を正当化するために，人的資本と他の負債との類似性に着目して，他の負債で行われている会計処理を人的資本に適用しようとするアプローチをいう。

IASB［2013a］では，負債とは，「過去の事象の結果として企業が経済的資源を移転する現在の義務」（par. 2.11）と定義されている。労働契約法第 16 条では，「解雇は，客観的に合理的な理由を欠き，社会通念上相当であると認められない場合は，その権利を濫用したものとして，無効とする。」と定められており，企業の都合で従業員を自由に解

雇することはできない。人的資本は，過去に行った雇用契約に基づき，IASB［2013a, par. 3.33］で規定されている負債の定義を満足しているといえるだろう。

Theeke［2005, p. 52］は，このような認識に立ち，負債パースペクティブに基づく人的資本の認識および開示アプローチとして，次の 3 つのアプローチを提案している。すなわち，(1) 要求払預金型負債アプローチ，(2) リース負債アプローチ，および (3) 偶発負債アプローチ，である。

まず，(1) 要求払預金型負債アプローチの特徴は，要求払預金の随時引出可能性と従業員の随時退職可能性の類似性に着目し，要求払預金に適用する会計処理を人的資本に適用しようとするものである。

Theeke［2005, p. 53］にしたがって，要求払預金の会計処理を人的資本に適用すると，次の通りである。企業は，人的資本の所有主である従業員から人的資本を借り入れると，負債（借入人的資本 ; borrowed human capital）に計上すると同時に，受け入れた人的資本を資産（まだ待機状態のため，配置前人的資産（unassigned human assets）に区分）に計上する。企業は，配置前人的資産を生産やサービスなどの具体的な価値創造プロセスに投入（配置前人的資産から使用人的資本（employed human capital）に振替）して収益を稼得する。企業は，雇用形態や勤務実績などに応じて，従業員報酬を従業員に支払う。

つぎに，Theeke［2005, pp. 54−55］によれば，(2) リース負債アプローチは，要求払預金型負債アプローチと同じく，リース取引との類似性に着目して人的資本をオンバランス化しようとするものである。リース負債アプローチについては，次のセクションで具体的に検討する。リース取引では，支払金額，割引率，支払スケジュールなどが既知であるため，負債の金額を比較的容易に推定できるとされるが，人的資本では測定の困難性を指摘している。

最後に，(3) 偶発負債アプローチは，偶発債務との類似点に注目して，人的資本を注記で開示するアプローチをいう。【図 3】は，IAS37「引当金，偶発負債及び偶発資産」で示された偶発負債の識別規準である。この図からも分かるように，引当金の設定の閾値までは至らないが，関連する開示を求められる閾値にあるものが偶発負債に区分される。Theeke［2005, p. 55］は，業務上の災害等により従業員が死亡するケースを取り上げて，不確実な損失を被る恐れがある場合を想定する。労働災害の発生確率を抑えるために，企業は「事故ゼロ」運動などを実施し，事故の発生確率を一定水準（偶発負債の閾値）まで抑えることを目標とする。偶発負債アプローチでは，こうした優れた人事管理の実践等を前提として，人的資本を偶発負債として注記するよう求めるアプローチをいう。

このように，人的資本を負債パースペクティブに基づいて認識および開示するアプローチとして，3 つのアプローチがあることを明らかにした。これらのアプローチは，人的資本の本質的特性が他の財の特性と類似するのであれば，他の財で適用されている会計基準を人的資本に適用しようとするものであった。

このうち，Theeke［2005］は，(3) 偶発負債アプローチを支持していた。しかしながら，このアプローチは人的資本のオンバランス化を指向するものではなく，開示の拡充化によって対応しようとするものであった。そこで，本稿では，2 つある認識アプローチのうち，(2) リース負債アプローチに着目して，使用

【図 3】引当金及び偶発負債の基準の主たる認識要件

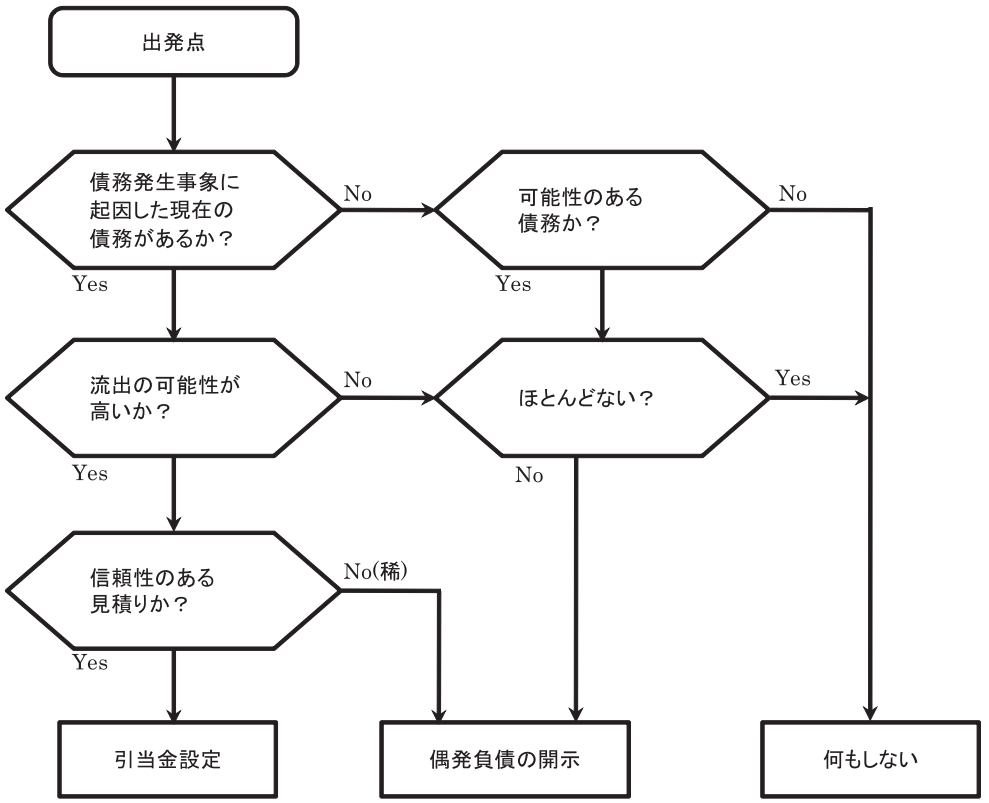

出典：IAS37, Appendix B－Decision tree から筆者が引用したものである。

権モデルに基づく新しい認識アプローチの展開可能性を探究することにしたい。

Ⅴ．使用権モデルに基づく人的資本の新しい認識アプローチ

リース取引の観点から人的資本を議論している先行研究として，Lev and Schwartz［1971］，Turner［1996］，Rosett［1998］，および Theeke［2005］がある。

Lev and Schwartz［1971］は，すでに 1970 年代において，人的資本の認識問題とリース取引の類似性を指摘している（若杉［1973］, 276−277 頁; 黒川［1994］, 11 頁）。人的資本は長期リースと同じく，他者によって所有されている資本のサービスを企業が借り受けて，人的資本価値を資産側に計上し，同額の将来給与支払額を負債側に計上するものとして理解することができるとされる（Lev and Schwartz［1971］, p. 110; 若杉［1973］, 277 頁）。

Turner［1996, p. 65］は，IAS17 の規定に着目して，企業が法的に所有していない有形固定資産であっても，IAS17 の認識規準を満たすものについては，貸借対照表上で計上することを求めていることに言及する。そこで，リース会計の文脈で，人的資本が資産として認識されるべきであるならば，負債として計上されるべき期待将来支出（従業員給与と諸給付，従業員の正常な離職に付随した関連費用）を考慮するよう求めている（Turner

［1996］, p. 68）。

Rosett［1998］は，Lev and Schwartz［1971］モデルに基づいて就労期間における報酬の割引現在価値を資産化し，キャピタル・リースと報酬費用とを類似するものとみなして，実証研究を行っている（Rosett［1998］, p. 2）。本実証結果では，①資産化された報酬の現在価値が現在認識されている資産総額とほぼ同額であったこと，②報酬費用の資産化に伴う財務レバレッジの増加は企業リスク（β）と正の相関を有していたこと，③あたかも人的資源費用を超える価値が生み出されているかのように資本市場が反応していると推定されること，が明らかにされている（Rosett［1998］, p. 1; Theeke and Mitchell［2008］, p. 128）。Theeke［2005］の議論は，前セクションで述べた通りである。

以上の議論から，リース会計の枠組みで人的資本を考察している先行研究について確認した。以下では，近年のIASBリース会計プロジェクトの議論を踏まえて，人的資本の新しい認識アプローチが展開可能であるか否かを検討することにしたい。

2013年5月，IASBは，リース会計基準の新しい公開草案［2013d］を公表している。その中で，リースとは，「資産（原資産）を使用する権利を一定期間にわたり対価と交換に移転する契約」と定義されている（par. 6）。本草案の特徴の一つとして，「借手は本基準［案］を無形資産のリースに適用する必要はない。」（par. 5）と規定されており，無形資産に対して，リース会計の適用を禁じていない。その結論の根拠として，次のように述べられている。

「IASBは，借手はリースの提案を無形資産のリースに適用する必要がないことを明確化することを決定し，こうしたリースを本公開草案の範囲から除外する旨の記述はしないことにした。これは，IASBは借手が提案を無形資産のリースに適用することを妨げたくなかったからである。」（IASB［2013d］, par. BC83）

とはいえ，現行基準では，リース会計の枠組みを用いて人的資本がオンバランス化されていないことから，本稿では，人的資本が有形固定資産と無形資産の両方の特徴を有することを明らかにした。もし新しい公開草案が最終的に基準化されたときにリース会計の範囲から無形資産が除外されたとしても，人的資本の本質的特性に着目して，有形固定資産に準じた「準有形財」として見なすことができれば，リース会計の枠組みを人的資本に適用できるものと考えられる。

現行のリース会計基準であるIAS17「リース」では，「所有に伴うリスクと経済価値」を判断基準として，ファイナンス・リースまたはオペレーティング・リースのいずれかに分類される（par. 8）。前者の場合，リースはオンバランス処理されるが，後者はオフバランス処理される。人的資本の場合，「所有に伴うリスクと経済価値」に基づいて判断すれば，人的資本がオペレーティング・リースに分類される可能性が高い。これでは，人的資本の借手側の権利・義務を貸借対照表上で認識することはできない。そこで，新しいリース会計で提唱されている使用権モデルの適用を検討する。

2009年，IASBは，討議資料「リース：予備的見解」を公表している。IASB［2009］では，リース会計の新たなアプローチとして，使用権モデル（リース契約において生じる資産と負債を認識するモデル）が提唱されてい

る（par. 3.26）。ここで，使用権資産とは，借手が原資産をリース期間にわたり使用する権利を表す資産をいい，リース負債とは，借手がリースから生じるリース料の支払を行う義務（割引ベースで測定）をいう（IASB［2013d］，Appendix A）。次の引用文を参照されたい。

「一部のリース契約をリース物件の購入のように取り扱い（ファイナンス・リース），他のリース契約を未履行契約として取り扱う（オペレーティング・リース）のではなく，新たなアプローチはすべてのリース契約をリース期間にわたるリース物件の使用権の取得として取り扱う。」（IASB［2009］，par. 3.26）

ここで使用権モデルを人的資本に適用すると，企業（人的資本の借手）は，雇用契約の開始時点で，従業員（人的資本の貸手）から人的資本を使用する権利を取得し，将来の給与報酬等の支払義務を負う。他方，従業員は，契約中，雇用契約や就業規則等に基づき，会社に人的資本を貸す義務を負い，対価として会社から報酬を得る権利を取得する。

IASB［2013d］では，認識規準として，①リースの識別，②リース期間，③リースの分類，④契約条件変更，⑤借手の認識，および⑥測定（当初測定および事後測定）が設けられている。そこで，人的資本のリースが，これらの認識規準を満足するか否かを確認する。

上記①について，リースの契約時に，（a）当該契約の履行が特定された資産の使用に依存するかどうか，（b）当該契約が特定された資産の使用を支配する権利を一定期間にわたり対価と交換に移転するかどうか，が焦点となる（IASB［2013d］，par. 7）。（a）は，特定された個人の使用に依存するため，規準を満足するものと捉えられる。（b）について，本稿では，負債パースペクティブの下で，人的資本の会計問題を取り扱っている。ゆえに，負債サイドの認識から考慮するので，支配要件をある程度緩和して捉える必要がある。

IASB［2013d, par. 12］に基づけば，当該契約期間を通じて特定された資産の使用を指図する能力，および特定された資産の使用により便益を得る能力の両方を有するかが問題となる。前者は，当該期間中に人的資本の使用から得られる経済的便益に対して，最も重要な影響を与える決定を行う能力が経営者にあると見なせば，この規定を満足するであろう（par. 13）。後者は，企業は，従業員や労働組合と締結した雇用契約や就業規則等に基づき，人的資本の使用による潜在的な経済的便益を排他的に得る権利を有すると解釈できる（par. 18）。

上記②について，各企業の就業規則や雇用形態，産業などで多少の差異はあるかもしれないが，たとえば終身雇用制を前提とすれば，採用から定年退職までの期間をリース期間と見なすことは可能であろう。上記③について，タイプ A とタイプ B のいずれかのリースに分類されるが，原資産が不動産である場合を除いて，企業はリースをタイプ A に分類しなければならないことから，人的資本はタイプ A のリースに分類される（IASB［2013d］，par. 28）。

上記④について，従業員との契約条件は，労働契約法の改定や就業規則の変更，労使間協定の変更などにより，変更される可能性がある。契約条件の変更があった場合，新たな契約として会計処理することが求められる（IASB［2013d］，par. 36）。

上記⑤について，では，「開始日において，借手は使用権資産とリース負債を認識しなけ

ればならない。」（IASB［2013d, par. 37］）と規定されている。この規定に基づき，人的資本のリースでは，人的資本に係る使用権資産とリース負債が計上されることになる。

上記⑥について，当初測定では開始日において，事後測定では開始後において，(a) リース負債と (b) 使用権資産の両方を測定することが求められている（IASB［2013d］, pars. 37 and 41）。したがって，リース会計の枠組みを適用する場合であっても，当初認識時と当初認識後の測定の信頼性が満たされるか否かが，人的資本の認識可能性を左右するといっても過言ではない（これについては，次のセクションで具体的に議論する）。

以上，本稿では，人的資本は，有形固定資産と無形資産の両方の特徴を有することを明らかにした。現行基準のように，リース会計の範囲から無形資産が除外されたとしても，人的資本の本質的特性を改めて鑑みた場合，有形固定資産に準じた「準有形財」として見なすことが可能であるならば，リース会計の枠組みを人的資本にも適用（援用）できるものと考えられる。IASB［2013d］では，⑤借手の認識において，借手は開始日に使用権資産とリース負債を認識するよう求められている。本稿の冒頭で指摘した「資産の認識規準を満足しないこと」，および「信頼性ある測定値を入手できないこと」のうち，後者の測定の困難性に関する問題さえクリアできれば，企業側に雇用契約に基づく雇用と賃金支払いの義務がある限り，「使用権」に基づく認識アプローチは，新しい人的資本の認識アプローチとして，理論的妥当性を有するものといえよう。

次のセクションでは，「信頼性ある測定値を入手できない」という人的資本固有の課題に対して，一定の解を提示すべく，本稿では，Flamholtz の確率的報酬評価モデルに焦点を当てて，人的資本の測定可能性を探求することにしたい。

Ⅵ．人的資本の測定可能性の探究 －Flamholtz の確率的報酬評価モデルに焦点を当てて－

本セクションでは，リース会計の枠組みでも測定の信頼性が重要な認識規準を構成していることから，人的資本の測定可能性について検討する。若杉［1973］では，人的資本の具体的な測定方法として，支出原価法，取替原価法，せり価格法，経済価値法，修正現価法，給与還元法，暖簾評価法，および行動科学的変数法などが挙げられている。過去の奴隷制度を除いて，人身売買が禁止されている現代においては，中古車市場のように参照可能な市場が未整備である。したがって，人的資本（人）を売却時価で評価することは困難である。また，リース会計の文脈では，人的資本の測定は現在価値測定が中心となる。このうち，表 1 は，Lev and Schwartz［1971］の将来給与割引モデル（discounted future salaries model）に基づく任意開示例を示したものである（島永［2007］および島永［2013］で具体的に議論しているので，そちらを参照されたい）。

そこで，本稿では，「信頼性ある測定値を入手できない」という人的資本固有の課題に対して，一定の解を提示すべく，もう 1 つの代表的な経済的価値評価モデルである確率報酬評価モデル（stochastic rewards valuation model）について確認する。なぜならば，実際の任意開示例のある Lev and Schwartz［1971］モデルの他に，実行可能な代替的測定モデルを提示することにより，「使用権」

【表 1】2013 年度 Infosys 社における人的資源の評価事例

単位：千万ルピー(特に断らないかぎり)

	2013年度	2012年度	年間変化率
従業員(数)			
ソフトウェアの専門家	1,47,008	1,41,788	3.68%
サポート	9,680	8,206	17.96%
小計	1,56,688	1,49,994	4.46%
人的資本の価値			
ソフトウェアの専門家	1,24,867	1,15,900	7.74%
サポート	12,978	9,817	32.20%
小計	1,37,845	1,25,717	9.65%
人的資本外部性の価値			
ソフトウェアの専門家	6,767	6,182	9.46%
サポート	878	649	35.29%
小計	7,645	6,831	11.92%
人的資本及び人的資本外部性の価値合計	1,45,490	1,32,548	9.76%
比率			
従業員一人当たりの人的資本の価値	0.88	0.84	4.76%

仮定： 1. 長期インフレ率は5%と仮定
2. 割引率は4%と仮定

出典：Infosys［2014］, p. 134, を筆者が引用したものである。島永［2013］, 57 頁も参考にしている。
注：参考に，2013 年度の人的資本の価値を換算すると，1,37,845 千万ルピー≒2.27 兆円（1 インドルピー≒1.65 円; 2013 年 3 月 2 日現在）になる。）

に基づく認識アプローチを単なる理論的枠組みの域から，実行可能性をもった有力な新しい認識モデルへと高めることが可能になると考えられるからである。

まず，確率報酬評価モデルでは，従業員が期待在職年数にわたって働き続ける場合と中途退職する場合とを区別して，期待条件付価値モデル（中途退職を考慮しない）と，期待実現可能価値モデル（中途退職を考慮する）を検討している。両者の違いは，中途退職を考慮するか否かである。本稿では，後者の期待実現可能価値モデルについて考察する。

期待実現可能価値（$E(RV)$）は，次式 (3) のように表される。

$$E(RV) = \sum_{t=1}^{n} \frac{\sum_{i=1}^{m} R_i \cdot P(R_i)}{(1+r)^t} \quad (3)\text{式}$$

（ただし，i ＝ ある従業員が従事する可能性のあるポジション（$i = 1, 2, \cdots, m$），$P(R_i) = P(R_1)+P(R_2)+\cdots+P(R_m)$；ある個人が i に従事する確率，t：ある個人の期待在職年数，m：退職，$i = m$：中途退職，$(1+r)^t$＝割引率（Flamholtz, et al.［2003］, pp. 25–26））

【表 2】は，実際の計算例を用いて，期待実現可能価値を算定したものである。この設例では，ある個人が従事する可能性のあるポジションとして，損害査定事務員，支払査

【表 2】期待条件付価値と期待実現可能価値の計算例

I. 期待条件付価値

(1) 役務提供の状況	(2) 各役務提供の状況における期待価値	(3) 各役務提供の状況に従事する条件付確率	(4) 積 [(2)×(3)]
損害査定事務員	$ 7,800	0.11	$ 860
支払査定人	9,700	0.56	5,430
上級査定人	15,100	0.33	4,980
期待条件付価値			$11,270

*II. 期待実現可能価値**

(1) 役務提供の状況	(2) 各役務提供の状況における期待価値	(3) 各役務提供の状況に従事する実現可能確率	(4) 積 [(2)×(3)]
損害査定事務員	$ 7,800	0.10	$ 780
支払査定人	9,700	0.50	4,850
上級査定人	15,100	0.30	4,530
退職	0	0.10	0
期待実現可能価値			$10,160

＊ 離職確率 = 0.10

出典：Flamholtz, et al.［2003］, p. 27, Table. 2 を筆者が引用したものである。

定人，上級査定人，および期待在職年数よりも前に退職するケースが想定されている。各ポジションにおける期待価値やそれに従事する確率を求めて合算することにより，期待条件付価値（$11,270）や期待実現可能価値（$10,160）を求めている。両者の差額は $1,110（= $11,270－$10,160）である。中途退職を考慮に入れる期待実現可能価値の方が，$1,110 だけ小さくなっていることがわかる。

本モデルの特徴は，ある個人の期待実現可能価値を測定するに当たり，いくつかの条件を考慮に入れる点にある。従業員は様々なポジションを経験しながら，それに見合った報酬を得るとともに，中途退職することもある（【図 4】を参照）。各ポジションに従事する確率や期間などを推定し，割引現在価値計算を行うことで，期待実現可能価値（$E(RV)$）を算定することができる（Flamholtz, et al.［2003］, p. 24）。

前のセクションまでの議論で示したように，使用権アプローチに基づいて人的資本を認識できる可能性があることを明らかにした。そこで，本セクションでは，「信頼性ある測定値を入手できない」という人的資本固有の課題に対して一定の解を提示すべく，Flamholtz の確率報酬モデルを検討した。その結果，中途退職を含めた様々なシチュエーションを考慮に入れた理論的に優れたモデルであることを確認した。ただし，ある個人のキャリア・パスや，あるポジションに従事している確率や期間，そこから得られる期待価値，および期待在職期間など多くのインプットを考慮するがゆえに，インプットの信頼性が課題となるであろう（Flamholtz［1999］, p. 183）。本稿では，Flamholtz の確率報酬モデルを用

【図 4】ある従業員が組織内で従事する可能性のあるポジション例

組織内レベル ＼ 組織内グループ	マーケティング部門	製造部門	財務部門
トップ・マネジメント			
ミドル・マネジメント			
現場監督者			
業務従事者			
	退職		

出典：Flamholtz, et al.［2003］, p. 24, Table. 1 を筆者が引用したものである。

いた実際の開示例を示すことができなかった。こうした課題をクリアするためにも，Lev and Schwartz［1971］モデルを用いた Infosys 社のように，Flamholtz の確率報酬モデルを用いた任意開示のベストプラクティスを実務で生み出していくことが今後求められる。

Ⅶ．おわりに

本稿の目的は，Lev による「人的資源の価値は資産として貸借対照表に計上されていないし，将来の従業員報酬という支払義務をもたらすので，負債とも関連しているが，この負債も貸借対照表には計上されていない。」（Lev［2001］, p. 76; 広瀬・桜井監訳［2002］, 86 頁）という現状を踏まえて，人的資本の本質的特性に焦点を当て，負債パースペクティブの観点から，使用権モデルに基づく人的資本の新しい認識アプローチを探究することであった。

まず，人的資本は，有形固定資産と無形資産の両方の特徴を有することを明らかにした。現行基準のように，リース会計の範囲から人的資本（無形資産）が除外されたとしても，人的資本の本質的特性に着目して，有形固定資産に準じた「準有形財」として見なすことが可能であるならば，リース会計の枠組みを人的資本に適用できるものと考えられるからである。

つぎに，国際会計基準では，無形資産として認識することは禁止されているため，IASB 討議資料「概念フレームワーク」に依拠して，資産パースペクティブに基づく認識アプローチの可能性を検討した。人的資本の本質的特性として，所有権を取得・保持できない点や，職業選択の自由が保障されていることを総合的に勘案すると，人的資本を資産パースペクティブの下で認識しようとする場合，支配要件をより緩和する必要があることが確認された。ここでも，人的資本の本質的特性から，資産パースペクティブに基づく認識アプローチが困難であることが確認された。

そこで，資産パースペクティブに基づく支配要件の判断を回避するために，負債パースペクティブに基づく認識アプローチ（類似する性格を有する負債項目については，同じ会計処理を適用するように求めるアプローチ）を確認した。このアプローチとして，（1）要求払預金型負債アプローチ，（2）リース負債アプローチ，および（3）偶発負債アプロー

チの 3 つがあることを明らかにした。このうち，Theeke［2005］は，(3) 偶発負債アプローチを支持していた。しかしながら，このアプローチは人的資本のオンバランス化を指向するものではなく，開示の拡充化によって対処しようとするものであった。

そこで本稿では，2 つある認識アプローチのうち，(2) リース負債アプローチに着目して，使用権モデルに基づく新しい認識アプローチの展開可能性を探究した。現行のリース会計基準下では，「所有に伴うリスクと経済価値」規準に照らして判断した場合，人的資本はオペレーティング・リースに分類される可能性が高く，人的資本の借手側の権利・義務を認識することはできないことを指摘した。

IASB［2013d］では，⑤借手の認識において，借手は開始日に使用権資産とリース負債を認識するよう求められている。本稿の冒頭で指摘した「資産の認識規準を満足しないこと」，および「信頼性ある測定値を入手できないこと」のうち，後者の測定の困難性に関する問題さえクリアできれば，企業側に雇用契約に基づく雇用と賃金支払いの義務がある限り，使用権に基づく認識アプローチは，新しい人的資本の認識アプローチとして，理論的妥当性を有するものといえる。以上の議論から，IASB［2013d］公開草案「リース」の使用権モデルに基づけば，そこで規定される認識・測定要件を満足する限り，人的資本を認識できる可能性を示した。

最後に，「信頼性ある測定値を入手できない」という人的資本固有の課題に対して，一定の解を提示すべく，Flamholtz の確率報酬評価モデルを検討した。リース会計の文脈では，人的資本の測定は現在価値測定が中心となる。その代表的な測定モデルは，Lev and Schwartz［1971］の将来給与割引モデルと Flamholtz の確率報酬評価モデルを指摘できるが，前者のモデルについては，島永［2007］ですでに取り上げて議論していることから，ここでは、Flamholtz の確率報酬評価モデルについて検討した。

Flamholtz の確率報酬評価モデルを検討した結果，中途退職を含めた様々なシチュエーションを考慮に入れた理論的に優れたモデルであることを確認した。ただし，ある個人のキャリア・パスや，あるポジションに従事している確率や期間，そこから得られる期待価値，および期待在職期間など多くのインプットを考慮するがゆえに，インプットの信頼性が課題となることを指摘した。これについては，実務の成熟や理論の精緻化がより一層求められることになるであろう。

本稿の貢献は，知識経済が進展する中，これまでオンバランス化が難しいとされてきた人的資本について，無形資産会計の枠組みに代えて，使用権モデルに基づいたリース会計の枠組みを用いた新しい認識アプローチを提唱した点にある。使用権モデル自体が比較的新しい概念であるため，本モデルを人的資本の認識問題に適用しようとした研究は皆無であると思われる。

本稿の課題として，負債パースペクティブに基づく人的資本の認識および開示アプローチである (1) 要求払預金型負債アプローチ，(2) リース負債アプローチ，および (3) 偶発負債アプローチについて，具体的数値例や仕訳処理を用いた説明がなされていない。また，人的資本の測定技法（インカム・アプローチ）を精緻化し，リース会計に適用できるまでに信頼性を高めるまでには至っていない。これらについては，今後の研究課題とすることにしたい。

【参考文献】

Flamholtz, E. G.［1971］, “A Model for Human Resource Valuation: a Stochastic Process with Service Rewards,” *The Accounting Review*, pp. 253−267.

Flamholtz, E. G.［1999］, *Human Resource Accounting− Advances in Concepts, Methods, and Applications− Third Edition*, Kluwer Academic Publishers.

Flamholtz, E. G., Bullen, M., Hua, W.［2003］, “Measuring the ROI of Management Development: An Application of the Stochastic Rewards Valuation Model,” *Journal of Human Resource Costing & Accounting*, Vol. 7 No. 1−2, pp. 21−40.

Haigh, D.［2011］, “How marketing can increase business value”, Presentation for 2011 Marketing Event Password, bestmarketing website, <http://www.best- marketing.ee/popfiles/2011031410552828.pdf>,（最終アクセス 2013 年 9 月 9 日）.

Infosys Limited［2014］, *Infosys Annual Report 2012−2013 Additional Information*, Infosys website, <http://www.infosys.com/investors/reports-filings/Documents/ additional-information-2012-13.pdf>,（最終アクセス 2014 年 3 月 2 日）.

Institute of Management Accountants（IMA）［2010］, “Unrecognized Intangible Assets: Identification, Management, and Reporting,” *Statement on Management Accounting*, IMA website, <http://www.imanet.org/PDFs/Public/Research/SMA/Unrecognized % 20Intangible % 20Assets.pdf>,（最終アクセス 2013 年 9 月 22 日）.

International Accounting Standards Board（IASB）［2005］, *IAS 17 Leases.*

International Accounting Standards Board［2009］, Discussion Paper, *Leases − Preliminary Views*, IASB website, <http://www.ifrs.org/Pages/default.aspx>,（最終アクセス 2013 年 9 月 9 日）.

International Accounting Standards Board［2011］, *IAS 19 Employee benefits.*

International Accounting Standards Board［2013a］, Discussion Paper, *A Review of the Conceptual Framework for Financial Reporting*, IASB website, <http://www.ifrs.org/Pages/ default.aspx>,（IASB［2013b］,「ディスカッション・ペーパー財務報告に関する概念フレームワークの見直し」）,（最終アクセス 2013 年 9 月 9 日）.

International Accounting Standards Board［2013c］, *IAS 16 Property, plant and equipment.*

International Accounting Standards Board［2013d］, Exposure Draft, *Leases*, IASB website, <http://www.ifrs.org/Pages/default.aspx>（IASB［2013e］,『公開草案リース』）,（最終アクセス 2013 年 9 月 9 日）.

International Accounting Standards Board［2013f］, *IAS 36 Impairment of Assets.*

International Accounting Standards Board［2013g］, *IAS 37 Provisions, contingent liabilities and contingent assets.*

International Accounting Standards Board［2013h］, *IAS 38 Intangible Assets.*

International Accounting Standards Board［2013i］, *IFRS 2 Share− based Payment.*

International Accounting Standards Board［2013j］, *IFRS 3 Business combinations.*

石井明［2011］,「IFRS『リース』公開草案に関する一考察－レシーの使用権会計モデルに焦点を当てて－」『国際会計研究学会年報』2010 年度臨時増刊号，23−40 頁。

企業会計基準委員会訳［2012］,『国際財務報告基準 2012』中央経済社。

古賀智敏［2012］,『知的資産の会計（改訂増補版）』千倉書房。

黒川行治［1994］,「人的資産の認識・測定－オフバランス取引の会計問題に関する研究（1）－」『三田商学研究』第 37 巻第 3 号，1−18 頁。

Lev, B.［2001］, *Intangibles: management, measurement*, and reporting, The Brookings Institution.（広瀬義州・桜井久勝監訳［2002］,『ブランドの経営と会計』東洋経済新報社）.

Lev, B. and Schwartz, A.［1971］, “On the Use of the Economic Concept of Human Capital in Financial Statements,” *The Accounting Review*, Vol. 46 No. 1, pp. 103−112.

MERITUM［2001］, *Guidelines for Managing and Reporting on Intangibles*, <http://www.pnbukh.com/files/pdf_filer/MERITUM_Guidelines.pdf>,（最終アクセス 2013 年 9 月 24 日）。

Nailor, H. and Lennard, A.［2000］, *Special Report Leases: Implementation of a New Approach*, Financial Accounting Standards Board.

日本国憲法［1946］, イーガブ, <http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxsearch.cgi>,（最終アクセス 2013 年 9 月 9 日）。

Powell, W. W. and Snellman, K.［2004］, “The Knowledge Economy,” *Annual Review of Sociology*, Vol. 30, pp. 199−220.

PWC［2013］, PWC inform, PWC website, <https://inform.pwc.com/inform2/show?action=homepage>,

（最終アクセス 2013 年 9 月 9 日）（IASB の基準書および訳文の主な入手先）.
Rosett, J. G.［1998］, “Capitalized labor contracts,” <http://papers.ssrn.com/sol3/ papers.cfm?abstract_id=42912>,（最終アクセス 2013 年 9 月 9 日）.
労働契約法［2012］, イーガブ, <http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxsearch.cgi>,（最終アクセス 2013 年 9 月 9 日）。
佐藤信彦・角ヶ谷典幸編著［2009］,『リース会計基準の論理』税務経理協会。
島永和幸［2007］,「人的資本の資産性と公正価値測定－サティヤム・コンピュータ・サービス社の事例を中心として－」『会計プログレス』第 8 号, 63−75 頁。
島永和幸［2013］,「人的資本の公正価値評価と税制上の論点と課題」『神戸学院大学経営学論集』第 9 巻第 2 号, 51−75 頁。
Theeke, H. A.［2005］, “A human resource accounting transmission: shifting from failure to a future,” *Journal of Human Resource Costing & Accounting*, Vol. 9 No. 1, pp. 40−59.
Theeke, H. A. and Mitchell, J. B.［2008］, “Financial implications of accounting for human resources using a liability model,” *Journal of Human Resource Costing & Accounting*, Vol. 12 No. 2, pp. 124−137.
Turner, G.［1996］, “Human Resource Accounting－Whim or Wisdom,” *Journal of Human Resource Costing & Accounting*, Vol. 1 No. 1, pp. 63−73.
若杉明［1973］,『人的資源会計論』森山書店。

（2013 年 9 月 24 日審査受付
2014 年 3 月 27 日掲載決定）

アメリカにおける中小企業会計のフレームワークに関する研究
―AICPA の見解を中心として―

朱　愷雯
近畿大学

要　旨

1970 年代に始まったアメリカにおける中小企業会計および監査制度に関する議論は，国際会計基準審議会が 2009 年に「中小企業のための国際財務報告基準」を公表したことを受けて再び活発化してきた。アメリカ公認会計士協会は，一般に認められた会計原則の適用が必要ではない中小企業を対象として，中小企業向け財務報告フレームワークを作成すべきであることを主張し，2012 年 11 月に公開草案『中小企業のための財務報告フレームワークの提案』を，その後，2013 年 6 月にその正式版として，『中小企業のための財務報告フレームワーク』を公表するに至った。また，米国財務会計基準審議会は，非公開会社のための会計基準の設定に関する理論的準拠枠を検討しており，2013 年 4 月には改訂討議資料『非公開会社の意思決定フレームワーク：非公開会社の財務会計および財務報告の評価に関するガイド』を公表した。そのような状況の中で，本研究は，アメリカ公認会計士協会が公表した中小企業会計に関するフレームワークの理論的特徴を解明することを目的として，『中小企業のための財務報告フレームワーク』の第 1 章「財務諸表の諸概念」の内容を検討した。さらに，『中小企業のための財務報告フレームワーク』において最も特徴的な棚卸資産と有形固定資産の評価基準に関する規定を「中小企業のための国際財務報告基準」と比較しその差異を明らかにした。アメリカにおける議論が世界の会計実務へ及ぼす影響力を考えると，現時点においてアメリカにおける唯一の公式な中小企業向け会計フレームワークである『中小企業のための財務報告フレームワーク』の内容を検討することは学術的意義があるものと考えている。

Ⅰ　はじめに

アメリカにおいて中小企業の会計・監査問題が大いに注目され，議論されるようになったのは，1970 年代に入ってからであった。1974 年，アメリカ公認会計士協会（以下，AICPA と表記する）の会計基準部門は，正式に中小企業に対する一般に認められた会計原則（以下，U.S.GAAP と表記する）適用の妥当性に関して審議を開始し，米国財務会計基準審議会（以下，FASB と表記する）や AICPA 等の団体を中心に各種の報告書が公表され，検討が加えられてきた。特に中小企業に対する会計基準の負担問題は，大きな問題として取り上げられた（古賀［2000］，80 頁）。

現在，アメリカでは，中小企業向け会計基準について新たな議論が展開されている。その中で，注目すべきなのは，AICPA の動向である。AICPA は，中小企業における U.S.GAAP の適用が必要ではなく，中小企業向け財務報告フレームワークを作成すべきであることを主張し，2012 年 11 月に公開草案『中小企業のための財務報告フレームワークの提案』を，その後，2013 年 6 月にその正式版として，『中小企業のための財務報告フレームワーク』（*Financial Reporting Framework for Small- and Medium-Sized Entities*，以下，FRF for SMEs と表記する）を公表するに至った。

本研究は，AICPA が公表した中小企業会計のフレームワークの特徴を解明することを目的としている。このような目的に基づいて，まず，アメリカにおける中小企業会計の現状を明らかにし，そして，AICPA が新たに公表した FRF for SMEs を取り上げ，その概念フレームワークの内容を検討する。それを踏まえ，FRF for SMEs における棚卸資産と有形固定資産の評価基準に関する規定を『中小企業のための国際財務報告基準』（*IFRS for Small and Medium-sized Entities*，以下，IFRS for SMEs と表記する）と比較し，FRF for SMEs における会計フレームワークの特徴を明らかにしたい。

Ⅱ　アメリカにおける中小企業会計の現状および展開

1. その他の包括的会計基準の意義

アメリカでは，権威のある会計基準をなすものは，FASB が公表した U.S.GAAP のみである。U.S.GAAP は，一般に大規模な公開会社の財務諸表利用者のニーズに焦点を置いて整備されてきたものであり，小規模の非公開会社に対しても同様に適用されてきた。しかし，U.S.GAAP に基づく財務諸表の作成を義務付けられている企業を除いて，その他大部分の企業は，U.S.GAAP による財務諸表の作成義務が連邦法では存在しないため，U.S.GAAP または OCBOA（Other Comprehensive Bases of Accounting; その他の包括的会計基準）と称される包括的な会計基準が任意で選択的に適用される（中小企業庁［2002］，60 頁；河﨑［2006］，259 頁）。

OCBOA には，税法基準や現金主義・修正現金主義など多様な会計基準 (1) があり，中小企業が財務報告の利用者のニーズやコスト等を勘案して採用の判断をしている。OCBOA に基づく計算処理や表示の方法は，企業にとって簡便である一方，明示的なルールが存在しなかったため，AICPA が OCBOA の手引書として『現金主義又は税法基準による財務諸表の作成・開示の方法』（*Preparing and*

Reporting on Cash- and Tax-basis Financial Statements）を作成した。当該手引書では，OCBOA に基づく財務諸表を概観し，現金主義および税法基準による会計処理に基づく財務諸表の作成と報告に関する固有の問題，および監査報告書の作成にあたっての注意事項について検討し，財務諸表，開示および報告の修正を実例で紹介するものである。さらに巻末付録として，現金主義および税法基準による会計処理に基づく財務諸表に使用される開示チェックリストの実例を掲載している（中小企業庁［2002］, 364 頁）。これは，財務諸表の基礎や慣行と位置付けられており，中小企業に対する事実上の会計基準として機能している（中小企業庁［2002］, 60 頁；河﨑［2006］, 259 頁）。このように，アメリカにおいては，中小企業向けの公式な会計基準が存在せず，実務において機能している OCBOA が適用されるのが現状である。

2. FRF for SMEs の公表

このような状況を踏まえて，AICPA は，ここ数年，新たな議論を展開してきた。AICPA は，U.S.GAAP が中小企業において強制されない，また，財務報告のニーズに対する最も適切な方法ではないことから，多くの中小企業は U.S.GAAP に基づく財務諸表を作成する必要がないことを主張し，中小企業における財務諸表利用者の情報ニーズ，および理解可能で一貫した会計原則に基づく信頼できる財務諸表の作成に注目し，非公開の中小企業のための財務報告フレームワークを検討してきた（AICPA［2012］, pp. 5-6）。その検討の結果として，OCBOA の公式なルール化を狙い（河﨑［2013a］）としながら作成されたものが FRF for SMEs であった。AICPA が指摘するように，FRF for SMEs は，非公開の中小企業が財務諸表を作成する際に用いられることを目的として作成された独立の特別目的フレームワークとしての性格を有している（AICPA［2013a］, p. v）。また，AICPA は，FRF for SMEs が各業界における企業に用いられ，さらに，法人企業と同様に，非法人企業にも適用できるが（AICPA［2013a］, p. vi），強制力を有するものではなく中小企業の経営者が任意で適用するものであることを指摘した（AICPA［2013a］, p. vii）。

AICPA は，FRF for SMEs の適用対象となる中小企業について，明確な規模基準を規定していないが，適用できる中小企業の特徴を明確に示している(2)。かかる中小企業の特徴が，以下のように明記されている。なお，AICPA は，これらの特徴が，包括的なものでもなく，FRF for SMEs を適用するために企業が備えなければならない必要な特徴でもないことを強調している（AICPA［2013a］, pp. vi-vii）。

（1）企業は，規制当局に対して U.S.GAAP に基づいた財務諸表の報告義務がない。
（2）企業の所有者および経営者の多数は，株式を公開する意図がない。
（3）企業は営利企業である。
（4）企業は所有者経営であり，かつ，非公開会社である。
（5）企業の経営者および所有者は，財務諸表を用いて，業績，キャッシュ・フローおよび彼らの資産または負債について評価する。
（6）企業は，金融機関や政府系企業が行う高度に専門的な会計指針を必要とする取引を行っていない。例えば，金融機関が行う複雑なデリバティブ取引がある。

(7) 企業は，過度に複雑な取引を行わない。
(8) 企業は，重要な海外事業を持っていない。
(9) 企業の財務諸表の主要な利用者は，企業の経営者と直接的に交渉することができる。
(10) 企業の財務諸表の利用者は，キャッシュ・フロー，流動性，財政状態および金利負担能力に対して，より強い関心を持っている。
(11) 銀行が行う中小企業への融資判断は，財務諸表のみに基づいて決定されるのではなく，担保または財務諸表に直接関連しないその他評価方法に基づいて融資の意思決定が行われている。

FRF for SMEs は，概念フレームワークを含めて，31 章から構成されている。そのフレームワークは，内容からみると，会計処理の原則を列挙し，その具体的な判断規準が規定されていないため，原則主義に基づいたものといえる（AICPA［2013a］，p. v）。表 1

表 1　FRF for SMEs とその公開草案の構成比較

	FRF for SMEs		FRF for SMEs 公開草案	
概念フレームワーク	第 1 章	財務諸表の諸概念	第 1 章	財務諸表の諸概念
一般原則等	第 2 章	財務諸表の表示に関する一般原則および会計方針	第 2 章	財務諸表の表示に関する一般原則および会計方針
採用時の検討事項	第 3 章	移行措置	第 3 章	移行措置
基本財務諸表	第 4 章 第 5 章 第 6 章 第 7 章 第 8 章 第 9 章 第 10 章	財政状態計算書 流動資産および流動負債 特定の金融資産・金融負債に関する会計上の特別の考慮 事業活動計算書 キャッシュ・フロー計算書 会計方針の変更，会計上の見積の変更，および誤謬の訂正 リスクおよび不確実性	第 9 章 第 7 章 第 32 章 第 8 章 第 10 章 第 5 章 第 4 章	貸借対照表 流動資産および流動負債 金融商品および長期負債 損益計算書 キャッシュ・フロー計算書 会計方針の変更，会計上の見積の変更，および誤謬の訂正 リスクおよび不確実性
個別基準	第 11 章 第 12 章 第 13 章 第 14 章 第 15 章 第 16 章 第 17 章 第 18 章 第 19 章 第 20 章 第 21 章 第 22 章 第 23 章 第 24 章 第 25 章 第 26 章 第 27 章 第 28 章 第 29 章 第 30 章 第 31 章	持分，負債およびその他への投資 棚卸資産 無形資産 有形固定資産 長期耐用資産の処分と非継続事業 契約 偶発事象 持分 収益 退職給付およびその他退職後給付 所得税 子会社 連結財務諸表および少数株主持分 ジョイント・ベンチャーに対する持分 リース 関連当事者取引 後発事象 企業結合 プッシュ・ダウン会計 非貨幣取引 外貨建取引	第 19 章 第 18 章 第 21 章 第 20 章 第 30 章 第 25 章 第 26 章 第 23 章 第 27 章 第 28 章 第 29 章 第 12 章 第 13 章 第 14 章 第 22 章 第 31 章 第 24 章 第 11 章 第 15 章 第 17 章 第 16 章	投資 棚卸資産 無形資産 有形固定資産 長期耐用資産の処分と非継続事業 契約 偶発事象 持分 収益 退職給付およびその他退職後給付 所得税 子会社 連結財務諸表および少数株主持分 ジョイント・ベンチャーに対する持分 リース 関連当事者取引 後発事象 企業結合 プッシュ・ダウン会計 非貨幣取引 外貨建取引
削除			第 6 章	測定の不確定性

は，FRF for SMEs とその公開草案を比較したものである。FRF for SMEs と公開草案の違いは，FRF for SMEs において測定の不確定性 (3) が削除されたことである。その理由は，FRF for SMEs 公開草案で要求された減損会計およびデリバティブの時価評価が削除されたことによって，経営者による見積判断が減少し測定の不確定性がより生じしにくくなったからであると考えられる。

また，FRF for SMEs における項目の順序は公開草案と比べて大幅に変更されている。特に，FRF for SMEs 公開草案では基本財務諸表を作成するための前提であるリスクおよび不確実性，測定の不確定性，ならびに会計方針の変更等を基本財務諸表の前に掲げていたが，FRF for SMEs ではそれらの事項は基本財務諸表の後に配置された。その理由は，それらの事項が注記開示で扱う内容であることからそのような措置がとられたものと考えられる。さらに，FRF for SMEs 公開草案では，貸借対照表，損益計算書，キャッシュ・フロー計算書等の基本財務諸表の概説の後で企業結合等の連結財務諸表の作成に関連する章が続き，その後で財務諸表を構成する資産や負債等の各論が掲げられている。FRF for SMEs では，そのような配列をやめ，財政状態計算書や事業活動計算書毎にそれに関わる各論をまとめて掲げ，その後で連結財務諸表等の章が配置されている。そのような変更は，FRF for SMEs の体系の整合性を高めると共に，個別財務諸表の作成のみを必要とする中小企業への利便性を図ったものではないかと忖度される。

以下においては，表 1 に示している第 1 章「財務諸表の諸概念」の構成に従って，アメリカにおける FRF for SMEs の概念フレームワークを検討していきたい。

Ⅲ　FRF for SMEs の概念フレームワーク

「財務諸表の諸概念」は，一般目的財務諸表における会計原則の開発および利用の基礎となる概念を規定することを目的として，財務諸表および財務諸表の目的，重要性，質的特性，財務諸表の構成要素，認識・測定基準のいくつかの主要な部分から構成されている。それらの諸概念は，財務諸表の作成者および会計専門家が FRF for SMEs の適用に関する専門的な判断を行うときに用いられる。また，これらの諸概念に基づいて作成された財務諸表は，財務情報の外部利用者だけでなく，所有者および経営者のニーズも満たすように意図されるものである（AICPA［2013a］, par. 1.01）。

1. 財務諸表および財務諸表の目的

FRF for SMEs においては，通常，財務諸表は，財政状態計算書（statement of financial position），事業活動計算書（statement of operations），持分変動計算書（statement of changes in equity）（財務諸表の一部として，または財務諸表の注記に開示される持分の変動）およびキャッシュ・フロー計算書（statement of cash flows）から構成される。財務諸表の注記および付属明細書は財務諸表の不可欠な一部である。しかし，ただ一つの財務計算書（例えば，財政状態計算書）を作成する場合でも FRF for SMEs の利用を妨げるものではないが，財政状態計算書および事業活動計算書の両方を同時に作成する場合，キャッシュ・フロー計算書の作成も要求される（AICPA［2013a］, par. 1.04）。

「財務諸表の諸概念」において，財務諸表

の目的は，「経営者，債権者およびその他の利用者が行う資源配分の意思決定または経営者の受託責任に関する評価を行うとき，あるいはその双方を行うときに，役立つ情報を提供することである」としている。意思決定有用性は，大企業のみならず中小企業にとっても財務諸表の最も重要な目的とされている。前述したように，所有者による経営が中小企業の一つの特徴であるため，経営者にとっては自社の経営意思決定に役立つ情報が必要であることは言うまでもない。また，中小企業は所有者が企業経営を行うことが多いが，ベンチャーキャピタルなど外部の株主から多くの資金を提供されているような場合には，経営者の受託責任を評価するために財務諸表を利用することもある。このような目的に基づいて，財務諸表は以下の情報を提供するように要請されている（AICPA［2013a］，par. 1.08）。

（1）企業の経済的資源，債務および持分
（2）企業の経済的資源，債務および持分における変動
（3）企業の経済的業績

2. 重要性および質的特性

FRF for SMEs は，まず，重要性を特別な状況における専門的な判断の問題として挙げている(4)。一つの情報の項目あるいは項目の集計の脱漏または虚偽表示が意思決定に影響を与えるか，または，意思決定を変更する可能性が高い場合，これらの情報は重要である（AICPA［2013a］，par. 1.09）。

周知のように，質的特性は，財務諸表の利用者にとって情報を有用にするものである。FRF for SMEs は，財務情報について，理解可能性，目的適合性，信頼性および比較可能性という 4 つの質的特性を提示している。表 2 は，FRF for SMEs に提示される会計情報の質的特性の定義を示したものである。また，図 1 は，質的特性間の位置づけや相互関係を示した階層図である。

図 1 に示したように，目的適合性は，予測価値またはフィードバック価値そして適時性を有する情報によって実現される。一般的に，情報は予測価値とフィードバック価値を同時に有している（AICPA［2013a］，par. 1.12）。そして，信頼性は，情報に表現の忠実性，検証可能性および中立性があるときに得られる。その中で，情報の中立性は，不確実な状況において判断を行う際に保守主義(5)を用いることによって影響を受ける特性である（AICPA［2013a］，par. 1.13）。最後に述べられるのが比較可能性である。2 つの企業間の財務諸表を比較する場合，あるいは，同

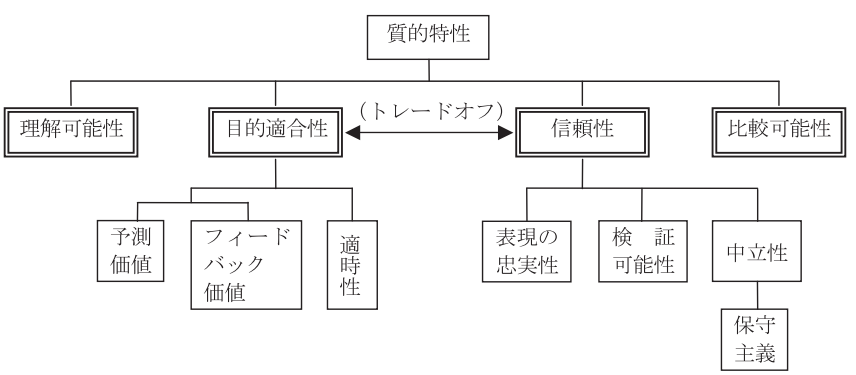

図 1　質的特性の階層構造

表 2　質的特性の定義

質的特性	定　義
理解可能性	利用者が，事業活動および経済活動ならびに会計に関して合理的に理解し，また合理的に勤勉な態度をもって情報を研究する意志を有することを前提として，財務諸表において提供される情報を利用者に理解させなければならない。
目的適合性	情報は，過去，現在もしくは将来の事象を利用者が評価し，また利用者の過去の評価を確認し訂正するのに役立つことによって，利用者の意思決定に影響を与えることができる場合に，目的適合性の特性を有する。
信頼性	情報は，それが実際の証拠となっている取引および事象と一致し，その一致について独立した検証が可能であり，また，当該情報に合理的に誤謬や変更がない場合に，信頼性を有する。
比較可能性	比較可能性は，特定の情報それ自身の性質ではなく，2 つの情報間の関係の性質であり，利用者に 2 つの財務諸表に提供される情報の類似点および差異点を識別することを可能にするものである。

出典：AICPA［2013a］（pars. 1.11−1.14）に基づいて作成したものである。

一企業の異なる時期の財務諸表または異なる項目を比較する場合に，比較可能性が重要である。同じ会計方針が毎期首尾一貫して用いられる場合に，企業の財務諸表の比較可能性が高まる（AICPA［2013a］, pars. 1.14−1.15）。

上述の会計情報の質的特性は，しばしば，実務上では質的特性間のトレード・オフが存在することが強調されている。特に目的適合性と信頼性のトレード・オフが必要である。例えば，財務諸表の作成の適時性と財務諸表に報告される情報の信頼性との間のトレード・オフがある。一般的に，財務諸表の目的を満足させるために，質的特性の間の適切なバランスを求めなければならない（AICPA［2013a］, par. 1.16）。

3. 財務諸表の構成要素

財務諸表の目的を達成するために，財務諸表の構成要素は，そこに表現される項目の基本的な分類をなすものである。FRF for SMEs は，各構成要素を以下の 2 つのタイプに分類している。一つは，ある時点における企業の経済的資源，債務および持分を表すものである。そこには，資産，負債および持分の 3 つの要素が含まれている。もう一つは，一定期間における企業の経済的資源，債務および持分の変動を表すものである。すなわち，収益，費用，利得および損失がこれに含まれる。財務諸表の注記は，財務諸表における項目を明確化し説明することに役立つものであり，財務諸表の不可欠な一部であるが，構成要素とは考えられていない（AICPA［2013a］, par. 1.17）。FRF for SMEs は，これらの構成要素を表 3 に示したように定義している。

各構成要素の定義は，FASB の概念フレームワークにおける構成要素の定義とはほぼ同じである。定義からみると，収益と利得が類似しており，費用と損失も類似しているが，相違点がある。すなわち，収益と費用は，企業の主要な営業活動から生じるものである。FRF for SMEs によれば，企業の収益は，通常，商品の販売，サービスの提供，企業の資源を提供することによる賃貸料，利息，ロイヤルティーあるいは配当から得られる。それに対して，利得と損失は，企業の付随的または偶発的取引や事象から生じる（AICPA［2013a］, pars. 1.27−1.30）。例えば，売買目的有価証券の売却である。また，FRF for

表 3　財務諸表の構成要素およびその定義

構成要素	定　義
資産	資産は，過去の取引または事象の結果として，企業が支配し，かつ，将来の経済的便益をもたらす経済的資源である。資産は，以下の 3 つの特徴を有している。 ① 資産は，単独でまたはその他の資産と組み合わせ，将来の便益を生み出す可能性があり，直接または間接的に将来のネット・キャッシュ・フローをもたらすこと。 ② 企業が当該資産から生じる便益を支配できること。 ③ 将来の便益に対する企業の権利またはその支配の原因となっている過去の取引または事象はすでに発生したこと。
負債	負債とは，過去の取引または事象からもたらされる義務をいい，その義務の清算は，将来における資産の移転または利用，用役の提供またはその他の経済的便益の流出によって行われる。負債は，以下の 3 つの特徴を有している。 ① 負債は，第三者に対する責務または責任を含んでおり，その責務や責任は，特定の期日または決定された期日において，特定事象の発生を条件として，または，要請に基づいて，将来における資産の移転または利用，用役の提供またはその他の経済的便益の流出を引き起こすこと。 ② その責務または責任は，企業に義務を負わせ，企業はその義務を回避することができないか，あるいはそれを回避する裁量が全くないものであること。 ③ 企業に義務を負わせている取引または事象はすでに発生したものであること。
持分	企業の資産から負債を控除した後の所有者権益である。
収益	収益は，資産の流入または増加，あるいは負債の減少の形をとる経済的便益の増加であり，企業の経常的な活動から生じるものである。
費用	費用は，資産の流出または減少，あるいは負債の増加の形をとる経済的便益の減少であり，企業の経常的な販売活動またはサービス提供活動から生じるものである。
利得	利得とは，企業の収益または持分投資から生じるものを除いて，企業に影響を与える付随的または偶発的取引および事象，その他のすべての取引および事象，また，企業に影響を与える事実から生じる持分の増加額をいう。
損失	損失とは，企業の費用または配分から生じるものを除いて，企業に影響を与える付随的または偶発的取引および事象，その他のすべての取引および事象，また，企業に影響を与える事実から生じる持分の減少額をいう。

出典：AICPA［2013a］（pars. 1.19−1.30）に基づいて作成したものである。

SMEs においては，包括利益は財務諸表の構成要素とされていない。このことから，FRF for SMEs は，収益費用アプローチという伝統的な会計観を基礎としているといってよい（河﨑［2014］, 24 頁）。

4. 認識・測定

FRF for SMEs は，認識規準を以下のように明確に示している（AICPA［2013a］, par. 1.34）。

（1）当該項目は，測定の適切な基礎を有しており，また，その金額を合理的に見積もることができること。

（2）将来の経済的便益の獲得または費消に関連する項目について，その経済的便益が獲得されまたは費消される可能性が高いこと。

財務諸表に認識される項目は，発生主義に準拠して説明される。なお，収益・費用等の認識要件については，表 4 に示したように

表 4　財務諸表の構成要素の認識要件

構成要素	認識要件
収益	①契約のプロセスにおいて履行が完了したとき ②契約のプロセスにおいて部分的に履行がなされたとき ③履行の対価の測定および回収可能性に関する合理的な保証が存在するとき
利得	実現したとき
費用	①支出が将来の経済的便益を生み出さないとき ②将来の経済的便益をもたらす項目について，資産として認識する資格がないとき，もしくはその資格がなくなったとき
損失	支出または以前に認識された資産が将来の経済的便益を失ったとき

出典：AICPA［2013a］（pars. 1.37−1.42）に基づいて作成したものである。

まとめることができる。

また，FRF for SMEs で述べられている測定は，原則として，歴史的原価で行われるが，特定の状況において，取替原価，実現可能価額，現在価値および市場価値という 4 つの測定基準（basis）を使用することもできると規定している。歴史的原価を用いて測定を行うときには，取引および事象は支払ったまたは受け取った現金および現金同等物の金額によって財務諸表において認識されるか，または取引および事象が発生したときの市場価値を用いて，財務諸表において認識される（AICPA［2013a］，par. 1.43）。また，特定の状況で使われる 4 つの測定基準の定義は表 5 のように示されている。

公開草案の測定に関する規定との最も大きな相違点は，公正価値の概念が削除され，上記の市場価値に変更されたことである。公開草案では，公正価値とは「強制されない状況で行動する知識のある自発的な当事者が独立第三者間取引において合意する金額をいう。」（AICPA［2012］，p. 242）と定義されている。これに対して，正式版では，市場価値とは「強制されない状況で行動する知識のある自発的な当事者が独立第三者間取引において合意する金額をいう。」（AICPA［2013a］，p. 181）となっている。その定義における特徴は，入口価格と出口価格を区別していないことである。定義としては同じ表現でありながら，それを表章する概念を変えていることは，FASB の基準書 FAS157 号の定義との齟齬をなくすためではないかと考えられる。U.S.GAAP である FAS157 号の定義は，「公正価値とは，測定日における市場参加者間の正規の取引において資産を販売することから受領される金額，もしくは，負債を移転するために支払う金額である。」（FASB［2006］，par. 5）となっており，出口価格に焦点を当てている。AICPA が公開草案で提案した公正価値概念は入口価格を明示的に否定する

表 5　測定基準の定義

測定基準	定　義
取替原価	同価値の資産を得るために，現在の時点で必要となる金額である。
実現可能価額	資産の売却から得られる金額である。
現在価値	資産の受取が予測され，または負債の決済が要求されるときの将来のキャッシュ・フローの割引額である。
市場価値	強制されない状況で行動する知識のある自発的な当事者が独立第三者間取引において合意する金額である。

出典：AICPA［2013a］（par. 1.44）に基づいて作成したものである。

ものではなく，出口価格に焦点を当てたU.S.GAAPの公正価値概念と矛盾していたのである。この矛盾を解消するために公正価値を市場価値に変更したものと考えられる。

5. FRF for SMEsにおける棚卸資産と有形固定資産の評価基準の特徴

ここでは，FRF for SMEsにおいて，中小企業の属性を考慮しながら，最も特徴となる棚卸資産と有形固定資産の評価基準に関する規定をIFRS for SMEsと比較することでその特徴を明らかにしたい。ここで，棚卸資産と有形固定資産を取り上げたのは，日本の「中小企業の会計に関する指針」の棚卸資産の原則時価評価や固定資産の減損会計が中小企業会計の実態に適合しないという批判があり（河﨑・万代［2012］，10頁，61頁），少なくともその点に関連してFRF for SMEsではどのような取り扱いとなっているかを明確にするためである。

そこで，表6にまとめたFRF for SMEsの規定について特徴となるのは，棚卸資産について後入先出法が許容されていることである。国際財務報告基準における国際会計基準第2号「棚卸資産」（以下，IAS第2号と表記する）では，2003年の改正にあたって，それまで選択可能な処理方法として認めていた後入先出法の採用を認めないこととしている。その理由として，以下の3つが挙げられている（企業会計基準委員会［2008］，34−5−34−8項）。

（1）後入先出法は，棚卸資産が過去に購入したときからの価格変動を反映しない金額で貸借対照表に繰り越され続けるため，その貸借対照表価額が最近の再調達原価の水準と大幅に乖離してしまう可能性がある。

（2）棚卸資産の期末の数量が期首の数量を下回る場合には，期間損益計算から排除されてきた保有損益が当期の損益に計上され，その結果，期間損益が変動することとなる。

（3）棚卸資産の実際の流れを忠実に表現しているとはいえない。

表6　FRF for SMEsとIFRS for SMEsにおける評価基準の比較事例

		FRF for SMEs	IFRS for SMEs
棚卸資産	評価基準	原価と正味実現可能価額とのいずれか低い額	原価と完成および販売までの費用控除後の見積販売価格とのいずれか低い額
	評価方法	原価の測定技法： 標準原価法，売価還元法 原価の算定方法： 個別法，先入先出法， 後入先出法，総平均法	原価の測定技法： 標準原価法，売価還元法， 最終仕入原価法等 原価の算定方法： 個別法，先入先出法， 加重平均法
	減損処理	要求されない	完成および販売までの費用控除後の販売価額で測定し，減損損失を認識する。状況によっては過年度の減損の戻入も要求している。
有形固定資産	評価基準	歴史的原価	歴史的原価
	減損処理	要求されない	当該資産の帳簿価額をその回収可能価額まで減額する。
	減価償却	定額法，変動償却法，逓増償却法，逓減償却法	定額法，定率法，生産高比率法

それを受けて，日本では，IAS 第 2 号の改正にあたって IASB が後入先出法の採用を認めないこととしたことを重視し，会計基準の国際的なコンバージェンスを図るため，選択できる評価方法から後入先出法を削除することとした（企業会計基準委員会［2008］，34−12 項）。また，日本における「中小企業の会計に関する指針」や「中小企業の会計に関する基本要領」においても後入先出法は認められていない。

しかし，既述のように，FRF for SMEs では，原価の算定方法として後入先出法が採用されている。これは，IFRS for SMEs と異なった行き方をとっているが，その理由はアメリカでは税法上後入先出法が認められていることから，中小企業の会計実務における税法基準と FRF for SMEs との間の相違を少なくすることを目的として，税法基準を FRF for SMEs に組み入れていることによるものである（AICPA［2013b］, Q19）。つまり，中小企業の経営者による FRF for SMEs の選択は任意であるが，中小企業の会計実務を考慮しその採用を促すために後入先出法を許容したものである(6)。

表 6 に示した FRF for SMEs の規定の次の特徴としてあげられるのは，公開草案において要求されていた減損会計の削除である。公開草案では，投資の減損，固定資産の減損，無形資産の減損，リースの減損，金融資産の減損等があげられていたが，正式版ではそれらの減損会計に関する諸規定がすべて削除されている。減損会計は，例えば，固定資産についていえば，当該資産の収益性が低下したことにより，その投資額を回収する見込みが立たなくなったときに，帳簿価額を一定の条件の下で回収可能価額まで減額する会計処理のことである（武田［2008］，258 頁）。減損会計に関する規定が削除されたのは，資産の回収可能価額を測定する際に一般的に用いられる時価は，取引市場が存在しないなどの原因で，時価が見積もられないまたはその信頼性が確保されない場合があるため，それに基づく減損処理の信頼性も低下することが理由の一つとして考えられる。また，デリバティブの時価評価が求められていないことから考えると（AICPA［2013a］，par. 6.02），減損会計の規定を削除することは，将来事象の予測や見積計算など中小企業の経営者にとって加重負担となるような実務を軽減したこともある。

Ⅳ　終わりに

以上において述べてきたように，FRF for SMEs は，現在，アメリカにおける唯一の公式な中小企業向け会計フレームワークとして，その内容を検討することは意義があると思われる。ここでは，FRF for SMEs の特徴をまとめることにより，むすびとしたい。

（1）FRF for SMEs は，U.S.GAAP から独立した特別目的フレームワークであり，OCBOA の公式なルール化を狙ったものである。

（2）FRF for SMEs は，原則主義のルールとして作成されたものであり，非上場の法人企業と非法人企業の業界全体に適用できるが，強制力を有するものではなく中小企業の経営者が任意で適用するものである。

（3）財務諸表の目的は，「経営者，債権者およびその他の利用者の意思決定」だけでなく，「経営者の受託責任の評価」に役立つ情報を提供することである。

（4）AICPA は，第 1 章「財務諸表の諸概

念」については，CICA のハンドブックに基づいて作成されたものであるため，その内容の一部を除いて，大部分の内容がそのまま引用されている（浦崎［2013］，43 頁）。主要な改訂は，コスト・ベネフィットの制約条件が削除されたこと，および公正価値の概念を市場価値に変更したことである。

(5) 測定の基準は，原則として，歴史的原価が用いられる。

(6) 棚卸資産の原価算定方法として，後入先出法が許容され，税法との親和性が高められている。

(7) 公開草案で提案された減損会計が削除された。

ところで，FASB は中小企業会計基準のあり方について，AICPA とは異なる議論を展開している。FASB および非公開会社評議会（PCC）は，U.S.GAAP を簡素化する形で非公開会社のための会計基準の設定に関する理論的準拠枠を検討しており，2012 年 7 月に，非公開会社に対する U.S.GAAP の代替案が認められるかどうかを判断するための討議資料『非公開会社の意思決定フレームワーク：非公開会社の財務会計および財務報告に関する指針の評価に関するフレームワーク』を公表した。さらに，当該討議資料に対するコメントレターを検討したうえで，2013 年 4 月にその改訂討議資料『非公開会社の意思決定フレームワーク：非公開会社の財務会計および財務報告の評価に関するガイド』を公表し，コメント募集を行ってきた。

このように，アメリカでは，大企業向け会計基準を簡素化する形で中小企業の会計基準を策定している FASB の行動，そして，中小企業の会計慣行である OCBOA を公式化するために，FRF for SMEs を公表した AICPA の行動の 2 つの動きが存在している。他方，日本では，中小企業の会計基準として，大企業向け会計基準を簡素化した「中小企業の会計に関する指針」が公表されたことに対して，中小企業の属性を考慮し現に行われている会計実務を斟酌して「中小企業の会計に関する基本要領」が作成された。日本とアメリカにおいて，中小企業の会計基準策定のアプローチとして同様の動きが起こっている。あえて言えば，「中小企業の会計に関する基本要領」にみる基準策定アプローチの合理性が，後発のアメリカにおいて間接的に証明されたものと推察される。アメリカにおける FASB の今後の動向が会計実務へ及ぼす影響を考えると，現行の AICPA の FRF for SMEs を検討することには今後の議論のためにもその学術的意義があるものと思われる。さらに，中小企業会計の実務が将来どのように発展するか，また，中小企業の監査（浦崎［2013］）がどのように行われるかについては今後の課題としたい。

注

（1）税法基準とは，内国歳入法等の税務規則に立脚して会計処理するものである。例えば，税法では基本的に損益の認識が確定主義によるため，時価会計等の複雑な計算処理は要請されない。現金主義とは，基本的に現金の受け払いがなされた時点で取引が認識される。長期性資産は資産計上されないため，減価償却は存在しない。費用も債務の発生時点でなく，実際に支払った時点で認識される。修正現金主義は，現金主義と発生主義の会計基準の要素を組み合わせたものである（中小企業庁［2002］，364 頁）。

（2）アメリカ中小企業庁（Small Business Administration: SBA）が公表する中小企業の規模基準は，原則として，製造業・鉱業について従業員数 500 人未満，非製造業について売上高 700 万ドル未満であるが，業種・業態によって異なる細則が定められている（http://www.sba.gov/content/summary-size-standards-

industry）。2011 年のアメリカの中小企業に関する統計によれば，中小企業数は約 567 万社（全企業数に対する割合が約 99.8%）であり，また，全就業人口に占める中小企業の従業員の割合は約 48.5%（約 5500 万人）となっている。なお，ここで示される中小企業の規模は，従業員数が 500 人未満の企業を中小企業として算出されたものである（SBA, Firm Size Data「Employer Firms, Establishments, Employment, and Annual Payroll Small Firm Size Classes, 2011」）。

（3）測定の不確定性とは，財務諸表に認識されている項目の金額に変動が生じる可能性があるという意味である。例えば，測定は財務諸表に認識される項目の金額を決定するプロセスであるが，測定には既に認識されている項目の帳簿価額の減損の可能性の検討とそれに基づく金額の修正を含んでいる。公開草案の第 6 章の測定の不確定性では，中小企業の経営者が最善の見積に基づいて測定を行っている多くの項目があり，見積の前提である最も発生の可能性が高い経済的条件や企業の行動計画に誤謬や変更があれば，測定値の修正を行う必要があり，これに関連する注記を定めたものである（AICPA［2012］, pars. 6.02,6.05）。

（4）公開草案では，コスト・ベネフィットを制約条件として，規定がなされていたが，新たに公表された FRF for SMEs には，コスト・ベネフィットの制約条件が削除された。

（5）IASB と FASB は，2005 年に IFRS と U.S. GAAP のための改善された概念フレームワークを開発する共同プロジェクトを開始し，会計情報の質的特性として，保守主義や慎重性を概念フレームワークに含めるべきではないと主張した（中村［2009］, 119 頁）。すなわち，慎重性については，それが中立性の思考と相容れないものであり，慎重な判断，すなわち過度の保守主義の適用により資産の過小表示と負債の過大表示はその後の会計期間の財務諸表の数値に偏向を生むことから除かれたのである（IASB［2013］, p. 185）。それに対して，FRF for SMEs は，カナダ勅許会計士協会（CICA）のハンドブックに基づいて，その内容の大部分をそのまま引用したものであるため，保守主義が一つの特性として挙げられている。保守主義を取り上げることの意義や効果としては，経営者による過度に楽観的な見積値の影響を緩和すること，不確実な資産と利得の認識を許容しないようにすること，発生の可能性が高い負債と損失を認識すること，検証不可能で誤謬のおそれがある現在価値測定を制限なく行わないようにすることなどが考えられる（IASB［2013］, p. 185）。

（6）アメリカにおける後入先出法の実務上の採用については永田（2013）が詳細に論じているので参照されたい。

参考文献

AICPA［2012］*Proposed Financial Reporting Framework for Small−and−Medium−Sized Entities*, Exposure Draft, AICPA FRF for SMEs Task Force.

AICPA［2013a］*Financial Reporting Framework for Small−and Medium−Sized Entities*, American Institute of Certified Public Accountants.

AICPA［2013b］*FRF for SMEs Frequently Asked Questions*, American Institute of Certified Public Accountants.

中小企業庁［2002］「中小企業の会計に関する研究会報告書」。

中小企業庁事業環境部財務課［2010］「諸外国における会計制度の概要」。

FASB［2006］*Statement of Financial Accounting Standards No. 157−Fair Value Measurements*, Financial Accounting Standards Board.

FASB［2012］*Private Company Decision−Making Framework: A Framework for Evaluating Financial Accounting and Reporting Guidance for Private Companies*, Discussion Paper, Financial Accounting Standards Board.

FASB［2013］*Private Company Decision−Making Framework: A Guide for Evaluating Financial Accounting and Reporting for Private Companies*, Financial Accounting Standards Board and Private Company Council.

平松一夫・広瀬義州訳［2002］『FASB 財務会計の諸概念（増補版）』中央経済社。

IASB［2009］*IFRS for SMEs*, International Accounting Standards Board（ASBJ 訳［2009］「中小企業向け国際財務報告基準」）.

IASB［2013］*A Review of the Conceptual Framework for Financial Reporting*, Discussion Paper, International Accounting Standards Board（「財務報告に関する概念フレームワークの見直し」）

池田公司［2011］「アメリカの中小会社会計」国際会計研究学会・研究グループ報告（最終報告）『各国の中小企業版 IFRS の導入実態と課題』所収，115−119 頁。

神森智［2010］「中小企業会計の概念フレームワー

クーその必要性と試案ー」『松山大学論集』第 21 巻第 4 号，293−314 頁。
川西安喜［2011a］「非公開企業のための会計基準設定に関するブルー・リボン・パネルの報告書」『会計・監査ジャーナル』第 669 号，105−110 頁。
川西安喜［2011b］「コメント募集『非公開企業会計基準改善会議を設置する計画』」『会計・監査ジャーナル』第 677 号，35−40 頁。
河﨑照行［2006］「中小会社会計指針の国際的動向」武田隆二編著［2006］『中小企業の会計指針』中央経済社，257−264 頁。
河﨑照行［2012］「SME 基準と諸外国における小規模会社の会計ルール」『税研』第 28 巻 163 号，50−55 頁。
河﨑照行・万代勝信［2012］『詳解中小会社の会計要領』中央経済社。
河﨑照行［2013a］「米国における中小企業会計の新展開」（教員によるリレーガイダンス，2013 年 6 月 8 日） http://accounting-konan.jp/alacarte/alacartearticle-20130610/
河﨑照行［2013b］「米国における中小企業会計の新たな動向」『税經通信』第 68 巻第 10 号，17−23 頁。
河﨑照行［2014］「米国 AICPA が，日本の「中小会計要領」に類似した会計ルールを公表ー米国「中小企業のための財務報告フレームワーク」（FRF for SMEs）の概要」『TKC 会報』平成 26 年 1 月号，22−25 頁。
企業会計基準委員会［2008］「企業会計基準第 9 号ー棚卸資産の評価に関する会計基準」。
古賀智敏［2000］「アメリカ中小会社の会計・監査制度」武田隆二編著［2000］『中小企業の計算公開と監査ー各国制度と実践手法』清文社，80−167 頁。
永田守男［2013］「米国における税と会計の一致」『會計』第 184 巻第 3 号，57−71 頁。
中村亮介［2009］「保守主義の定量化モデルと基準上の保守主義の関係性」『帝京経済学研究』第 43 巻第 1 号，119−128 頁。
武田隆二編著［2000］『中小会社の計算公開と監査ー各国制度と実践手法』清文社。
武田隆二編著［2006］『中小会社の会計指針』中央経済社。
武田隆二［2008］『会計学一般教程（第 7 版）』中央経済社。
浦崎直浩［1989］「財務諸表の基礎概念ーカナダ勅許会計士協会の『ハンドブック』・セクション 1000 を中心としてー」『商経学叢』第 36 巻第 1 号，53−69 頁。
浦崎直浩［2002］『公正価値会計』森山書店。
浦崎直浩［2013］「特別目的の財務報告フレームワークと中小企業会計」『會計』第 184 巻第 3 号，42−56 頁。

（2013 年 10 月 29 日審査受付
2014 年 3 月 27 日掲載決定）

A Study on 'the Users of Financial Reporting' in the New Conceptual Framework Developed by IASB

Kim, Jungmin
Keimyung University

Abstract

As the corporations are getting more independent and powerful, the changing economic circumstances have challenged to accounting standards as the working rules to provide their visibility to a society by asking who should be primary users of financial accounting. Recently, IASB changed its view of the primary users of financial reporting in the Objective (finally revised in 2010) from the existing shareholders to the broader capital providers who transferred (or will transfer) their economic resources to a reporting entity. We regarded the changing view for the users in the Objective as a fundamental factor that would affect the developments of IFRSs and we attempted to evaluate the meaning of the broader users adopted in the Objective based on the institutional theories, especially the concept of transaction costs. This paper challenged the particular assumption that equity investors should be a proxy for all other users. As changing the users helps create a standard setting cycle, this research has direct implications for explaining the standard setting.

Ⅰ. Introduction

IASB/FASB launched a joint project for the revision on the conceptual framework for financial reporting in 2004. The both boards completed the first part of "Phase A: the Objective of Financial Reporting and Qualitative Characteristics" and finally revised it in 2010. The Objective of Financial Reporting (hereafter, the Objective) has changed its view of the primary users of financial reporting from the shareholders to stakeholders by using the term of 'capital providers' who transferred (or will transfer) their economic resources to a reporting entity.

Tweedie as the Chairman of IASB revealed that they needed to update the existing concepts to reflect the changes in markets, business practices and the economic environment and recent global financial crisis brought a sharp focus on some of the fundamentals of financial reporting such as who are the primary users of financial reports in a response letter to a comment letter (Satoh [2010], p. 142).

This changing view for the users has provoked much controversy since the revision process started. Discussion Paper (IASB/FASB [2006]) suggested a broad range of the users, such as the present and potential investors, lenders and other creditors who make decisions on their resource allocation (OB3). It included equity investors, creditors, suppliers, employees, customers, governments and their agencies and regulatory bodies, members of the public and so on (OB6), without specifying a primary user group. But after receiving the comment letters that suggested the board to limit a primary user group, the boards proposed the present and potential equity investors, lenders and other creditors as a primary user group in the Exposure Draft (IASB/FASB [2008]). According to the IASB (2009), most comment letters supported having a primary user group of financial reporting but there were still differing views regarding who those primary users should be. Most opinions acknowledge that general purpose financial statements serve a broad range of users but make an assumption that equity users can be proxy for all other users of financial statements (ASB [2006]; LSE [2006]; AAA [2006]). That assumption is justified on the basis that the considering the needs of all users would be impossible (Deloitte [2006]; Ernst & Young [2006]) and equity investors incur the most risk and they should have priority (Jensen and Meckling [1976], pp. 312-330).

As IASB has claimed the standards to be principles-based accounting, the conceptual framework is expected to play the most basic role in setting the IFRSs (IASB [2013], p. 5). The scope of the primary users of financial reporting as well as the objectives in the Objective composes of the foundation of the conceptual framework. However, the conceptual frameworks have not gained much respect in the accounting research despite of its

significance to the standard setting and further to the financial reporting process (Hepp [2004], p. 3).

In this context, we regard the changing view for the users in the Objective as a fundamental factor that would affect the developments of IFRSs and we attempts to evaluate the meaning of the broader users adopted in the Objective based on the institutional theories, especially the concept of transaction costs. This paper challenges the assumption that equity investors are a proxy for all other users. As changing the users helps create a standard setting cycle, this research has direct implications for explaining the standard setting.

Ⅱ. Institutional Economics and accounting regulation

1. Institutional approach to accounting (1)

Despite of the advances in accounting research over the past years, accounting theory has not arrived at a satisfactory theory of standard setting yet (Hepp [2004], p. 1). At one time it was expected that capital market researches to use empirical models would inform standard setting by providing an operational test of usefulness (Ball and Brown [1968], pp. 160-161). This stream of accounting research relies heavily on theories of efficient markets and assumptions of zero transaction costs. Gonedes and Dopuch (1974, pp.116-118), however, criticized early on that capital market information could not be used to determine the content of standard but only to evaluate their effects. Institutional economics theory may have more explanatory power for standard setting because it explains logics for the existence of institutions in a society based on optimal efficiency.

Individuals constitute a society and they interact within that society. These individuals have intention to solve the problems that have occurred during their interactions in their own ways. The computational capacity of each individual is, however, limited in processing, organizing and utilizing information regarding the others' activities. Thus, uncertainty arises as a consequence of the complexity and variety of the problems to be solved in the problem-solving ability possessed by a single individual. From a combination of capacity and the uncertainties involved in deciphering the environment, social rules emerge and evolve to simplify the process. Institutions, working rules in a society exist in order to alleviate these uncertainties that result from human interactions.

An institution is defined as an optimal choice based on the bounded rationality of human beings (2) in institutional economics. For example, firms are optimal institutional choices for reducing 'transaction costs' (Coase [1937], pp. 390-398; Williamson [1979], pp. 233-235; [1981], 548-549; [1985], pp. 16-19; [1996], pp. 54-56). Individuals have formed firms by comparing between the costs that are incurred from the outside market and from the

internalized organization. As the result, they have chosen forming firms in order to save the costs. Here transaction costs are defined as the incurred costs to participate and make economic exchanges in a market. The determinants of transaction costs are asset specificity, frequency and amount of transactions, uncertainty and complications of surroundings (Williamson [1979], pp. 245-254).

Accounting is being used in response to social expectations by providing visibility of social entities and processes in monetary numbers (Hopwood [1984], pp. 167-187; Meyer [1986], pp. 345-347). Accounting standards are also an institution that contributes to the construction of society and to the increase in interpersonal communication among its actors. They are often referred to as 'Generally Accepted Accounting Principles', and these phrases reveals that the standards are recognized as an institution in a society (Kim [2007], pp.70-71).

2. Accounting regulation for public interest

Historically to say, demands for accounting regulation has been increased so as to protect the public interests against on some potential adverse economic effects, for examples, financial speculation, the exercise of economic power, cross border financial flows, and so on. For examples, after the Great Depression, the listed companies were required to file to the SEC by the Securities Exchange Act of 1934. The intent of the act clearly reflected both the economic power and the speculative mania issues (Hepp [2004], pp. 13-15). The purpose of the Securities Exchange Act of 1934 stated in section 2 that it was to protect interstate commerce, the national credit, the Federal taxing power, to protect and make more effective the national banking system and Federal Reserve System, and to insure the maintenance of fair and honest markets in such transactions (McGerr [2003], pp. 305-310). Shareholder protection in the original act was mainly protection from unscrupulous or insolvent brokers and there was no intent to protect shareholders from losses (McGerr [2003], pp. 305-310). To the extent investors were protected, it was by transparency. Transparency was a key element of general purpose financial reporting, which was be able to be summarized information about the transactions of complex organizations including the property rights of the organization and allocation of those rights to priority and residual interests. For many users, it has been only information available about the operations of the reporting entity (FASB [1978], SFAC No. 1, par. 7). This act and the requirement for the audited financial statements created the modern accounting profession in the United States and changed the nature of the work that auditors performed for clients form a contractual obligation for the benefit of the board of directors or management to a legal obligation for the public benefit (Previts and Merino [1998]; pp.

290-294). The SEC required audited financial reporting to the listed companies but it soon became clear that the institution was not complete. Although the companies were required to prepare and disclose financial statements, they could continue to manage the presentation and to interpret the transactions of data in an opportunistic way. By 1938, the SEC recognized the need for accounting standards and pressed upon the accounting profession to establish a standard setting body.

Accounting is disclosure about transactions by providing visibility of entities and processes in (monetary) numbers. Accounting rules, however, are never complete (Pistor and Xu [2002], pp. 69-71), because it is impossible to anticipate all situations in setting them. But, the nature and extent of the standards changes over time as new transaction forms, such lease, are created or increase in the extent of their application. Therefore, the rules, like other social rules evolve for resolving disputes among parties in pragmatic and ethical ways (Van de Ven [1993], pp. 150-151). In the institutional economics, accounting standards are necessary as working rules to define the economic substance of transactions and to delineate the line between public and proprietary information. Lower transaction costs and the stronger institutions empowered by transparency lead to higher economic growth (North [1990]; pp. 66-67). These days, corporations have extraordinary powers to organize and produce wealth. In return, the broader society obtained the right to deserve financial transparency. Financial transparency has become an institution that enables the economic, ethical and judicial institutions of society, providing information for decision-making in formulating, revising and enforcing what Commons called the working rules (Hepp [2004], p. 18). The basic elements of those working rules are being replicated throughout the world as IFRS. One thing to remember here is that accounting regulation as the working rules started to work for national general welfare ultimately.

Ⅲ. Developments of the users of financial reporting in the Objective

1. The course of the revision

IASB/FASB initiated a joint project to revise their conceptual frameworks based on the Norwalk Agreement in 2004. The both standard boards issued the Discussion Paper in 2006 and the Exposure Draft in 2008 of "Phase A: The Objectives of General Purpose Financial Reporting and Qualitative Characteristics of Useful Financial Information" and they completed and revised the following the two chapters in their conceptual framework, Chapter 1: The Objectives of General Purpose Financial Reporting and Chapter 3: Qualitative Characteristics of Useful Financial Information in 2010. In 2010, IASB/FASB, however, suspended the further joint project. IASB solely restarted its conceptual

framework project in 2012 aiming to complete the full revisions by the end of 2015. IASB announced the Discussion Paper of "A Review of the Conceptual Framework for Financial Reporting" in July 2013 but the board said that they had no intent to fundamentally reconsider the chapters of the conceptual framework published in 2010, that is, Chapters 1 and 3.

The role of the conceptual framework is expected to be the basis for development of IFRSs and other reporting guidance because the conceptual framework is a coherent system of interrelated objectives and fundamental concepts that prescribes the nature, function and limits of financial accounting and reporting and that is expected to lead to consistent guidance. The role of the Objective in the conceptual framework is expected to be the foundation of the framework because the framework is a coherent system of concepts that flow from an objective (IASB/FASB [2006], IN1). Other aspects of the framework, such as qualitative characteristics, elements of financial statements, definition of a reporting entity, recognition and measurement, and presentation and disclosure flow logically induced from the objective. Those aspects of the framework help to ensure that financial reporting achieves its objective (IASB/FASB [2008], OB1).

2. Users of financial reporting in the revision

In the Discussion Paper 2006, the boards said "the objective of financial reporting stems largely from the needs and interests of those users" and suggested the users of financial reporting as a broad range of users, which included equity investors, creditors, suppliers, employees, customers, governments and their agencies and regulatory bodies and members of the public (IASB/FASB [2006], OB6). The boards also referred that they expected that the needs of those other members generally would be essentially the same as the needs of existing ordinary shareholders (IASB/FASB [2006], BC1.17). They changed the primary users of financial reporting from the existing shareholders to the existing and potential stakeholders.

After receiving the comment letters to the Discussion Paper that mostly criticized that the users were too broad and suggested to have a primary user group, the boards proposed to appoint capital providers as a primary user group in the Exposure Draft 2008.

In the ED 2008, they suggested the users of financial reporting as the followings.

> OB 2 *The objective of general purpose financial reporting is to provide financial information about the reporting entity that is useful to present and potential equity investors, lenders and other creditors in making decisions in their capacity as capital providers. Information that is decision-useful to capital providers may also*

be useful to other users of financial reporting who are not capital providers.

OB 5 *The information provided by general purpose financial reporting focuses on the needs of all capital providers (those with a claim on the entity's resources) not just the needs of a particular group.*

OB 6 *An entity obtains economic resources from capital providers in exchange for claims on those resources. By virtue of those claims, capital providers have the most critical and immediate need for general purpose financial information about the economic resources of an entity. Capital providers include equity investors, lenders and other creditors, who have common information needs.*

(a) ***Equity investors.*** *Equity investors include holders of equity securities, holders of partnership interest, and other equity owners.*

(b) ***Lenders.*** *Lenders includes purchasers of traded debt instruments, provide financial capital to an entity by lending it economic resources.*

(c) ***Other*** *creditors. Other groups provide resources as a consequence of their relationship with an entity, even though the relationship is not primarily that of a capital provider. For example, employees provide human capital in exchange for a salary or other remuneration, some of which may be deferred for many years. Suppliers may extend credit to facilitate a sale. A customer may prepay for goods or services to be provided by the entity. To the extent the employees, suppliers, customers or other groups make decisions relating to providing capital to the entity in the form of credit, they are capital providers.*

OB 7 *The primary user group includes both present and potential equity investors, lenders and other creditors, regardless of how they obtained, or will obtain, their interests. In the framework, the terms capital providers and claimants are used interchangeably to refer to the primary user group.*

The boards concluded that a focus on a broader primary user group would fulfill the needs of the full range of capital providers both in jurisdictions with a corporate governance model that focuses on stakeholders, which was a broader group than the existent shareholders (IASB/FASB [2008], BC1.22). The users are subjected to provide their capital to a reporting entity in the form of credits based on the traditional stewardship [(3)].

Who should be the primary user group of financial reporting? According to the comment letters, most respondents to the ED supported having a primary user group but there were still differing views regarding who should be the primary users (IASB [2009]). Most of them supported the proposed primary user group, that is, the present and potential equity investors,

lenders and other creditors. The boards considered most of the issues raised by respondents about the composition of the primary user group and they recommended them to be capital providers. They said, however, that no new information was provided by those who supported expanding the primary user group to include management, employees and governments and they would not add them to the list of primary users.

In the final revised Objective, they kept these stances about the users of financial reporting, saying that "The objective of general purpose financial reporting to provide financial information about the reporting entity that is useful to existing and potential investors, lenders and other creditors in making decisions about providing resources to the entity (OB2)." The reason that they should be the primary users are that "many existing and potential investors lenders and other creditors cannot require reporting entities to provide information directly to them and must rely on general purpose financial reports for much of the financial information they need. Consequently, they are the primary users to whom general purpose financial reports are directed (OB5)."

As the results, IASB has changed the primary users of financial reporting from the existing ordinary shareholders (IASB [1989], par. 10) to the existing and potential investors, lenders and other creditors recognizing the broader stewardship.

Ⅳ. Transaction costs and the users in the Objective

According to the Objective (2010), the objective of general purpose financial reporting is to provide financial information about the reporting entity that is useful to existing and potential investors, lenders, and other creditors in making decisions about providing resources to the entity. Those decisions involve buying, selling or holding equity and debt instruments and providing or settling loans and other forms of credit (OB2). By doing so, IASB/FASB defines a transaction as an external event involving transfer of something to be valued between two or more entities.

The former frameworks for accounting standard setting failed to pay attention to the transactions that corporation have nowadays and still had an assumption that equity investors could be proxy for all users and they bear the residual and most risk. The conceptual frameworks of IASB/FASB has acknowledged that general purpose financial reporting serve a broad range of users (IASB/FASB [2006], OB6), but they made an assumption that equity investors could proxy for all other users of financial statements (IASB [1989], par. 10). That assumption is justified on the basis that financial statements need a focus because to satisfy the needs of all users would be impossible and that the equity investors bear most risk among the all users and should be given priority (Jensen and Meckling [1976], pp. 312-

330). The equity investors can be indeed proxy for all other users of financial statements?

The less attention paid to the definition of a transaction in the conceptual frameworks is a bit puzzling in light of the importance of the transaction as the ultimate unit of economic activity in institutional economics (Hepp [2004], p. 31). This suggests that the conceptual frameworks should re-visit and elevate the importance of the definition of a transaction to that of an element of accounting. The work of Commons gives us an excellent starting point for that discussion. Institutional economics views transactions differently. The transaction is the ultimate unit of economic activity and therefore the elemental unit of analysis (Commons [1931], pp. 652-653; Williamson [1981], pp. 548-549). Transactions arise out of three elements, conflict of interest, or economic scarcity, interdependence of interest, or the demand for exchange, and order of compromise, demand for institutions (working rules) to serve as the basis for exchange. Commons (1931, pp. 652-653) distinguishes three types of transactions based on the status of the participants; (1) bargaining transactions, (2) managerial transactions and (3) rationing transactions. Bargaining transactions are those where the participants are legal equals, such as equity investors or creditors. These are the traditional purview of financial accounting. Managerial transactions take place between legally unequal parties such as employers and employees. Lastly, rationing transactions also occur between legally unequal partners such as governments and citizens. Whether bargaining, managerial or rationing in nature, all transactions are at the heart of accounting standard setting, because firms relate to these transactions after all. For examples, a firm is a product of rationing transaction having the legal right to exist and conduct business under the law. Legal entities in corporate form have several advantages including unlimited life, facile transferability of ownership, limited liability and self-government (Hepp [2004], pp. 28-31).

Accounting for bargaining, managerial and rationing transactions are one means of taking into consideration the multiple purposes of general purpose financial statements and the contracting, litigation, political and tax considerations that affect GAAP (Holthausen and Watts [2001], pp. 1-3). The primary difference between definitions of transactions could be viewed as the different information between evaluating the future net income of a firm and the future gross income. While equity investors are interested in the future net income, all other parties transacting with the firm are interested in their particular future revenue streams including future wages, tax payments, purchases, sales, etc. As Commons (1924) observed "the fact that the expected net operating income of the concern belongs to the stockholders, after deducting interest on debts, supported the idea that the going concern exists only

in the proprietors and not also in the employees, agents, bondholders and other investors (Commons [1924], p. 161)." All of them are not alike in that they each have a stake in the net income.

Moreover, recently, the equity investors and many creditors are getting less risk-bearer and the other stakeholders with non-diversifiable interests are getting more risk-bearer. Equity investors and many creditors are able to diversify their market risk away, which means that the investors may bear less risk than other stakeholders with non-diversifiable interests in the future revenue of the firm such as employees. The OECD acknowledges the inadequacy of the sole focus on equity investors in corporate governance and defines investors as shareholders, creditors and suppliers of relatively firm-specific human capital (employees) and suppliers of other tangible and intangible assets (Oman [2001]; p. 13). Nonetheless, accounting standard setting still regards the equity investor as most risk bearer. Equity valuation relies heavily on the assumption of efficient capital markets and zero transaction costs (Kothari [2001]; pp. 105-231). But, in the real world, there are transaction costs, the cost that been incurred by market participants in making economic activities. The determinants of transaction costs are asset specificity, frequency and amount of transactions, uncertainty and complications of surroundings (Williamson [1979], pp. 245-254).

These changes have direct implications for explaining standard setting. The changing nature of transactions and the property rights they create or alter helps create a standard setting cycle. As the old rules are inadequate, the quality of financial reporting decreases. As the quality of financial reporting for a particular transaction deteriorates, it may come to the attention of auditors, users, regulators, and standard setters (Hepp [2004], p.34). The IASB/FASB listed the users including investors, employees, lenders, suppliers and other trade creditors, customers, government and their agencies, and the public (IASB/FASB [2006], OB6). This is much more clearly focused on the organizational field, distribution issues, and transaction costs.

The cost of measurement is the key to transaction costs defined as the cost of measuring the valuable attributes of what is being exchanged and the costs of protecting rights and policing and enforcing agreements (Dahlman [1979]; 161-162). By measuring valuable attributes, recording and revealing transactions and the resulting property rights and claims to those property rights, accounting and financial reporting reduce transaction costs and inform institutions. This role is its major contribution to the commonwealth and is synonymous with its public interest. As we described how accounting standards emerged before, it was historically expected to address the public interest. While the accounting frameworks mention accounting in connection with economic decision

making, financial reporting is more broadly used in a society. As a practical matter, the purpose of general purpose financial reporting is to inform institutions consisting of the working rules for resolving conflicts of interest, necessitated by scarcity, concerning ethics, economizing and jurisprudence. Stated differently, Accounting provides a means of measurement for use in enforcement of social, political and economic institutions (North [1990], pp. 125-126).

Ⅴ. Conclusions

As the corporations are getting more independent and powerful, economic changes has challenged to accounting as the working rules to provide their visibility to a society by asking who should be primary users of financial accounting. Recently, IASB changed its view of the primary users from the existing shareholders to the broader capital providers. This paper attempted to examine who should be the primary users of financial reporting based on the view of institutional economics. In institutional economics, accounting standards are regarded as the working rules to serve for public-interests to lower transaction costs.

Nonetheless, the IASB/FASB still confines the definition of transaction to bar gaining transactions, not considering power relationships such as employee-employers or government-citizens. All other economic transactions are described as "events", a vague term that provides little guidance for standard setting. This is unfortunate as the transaction is the both the ultimate unit of economic activity and the main topic of accounting standards. Accounting is a useful institution for trading in equity markets but also credit, product, tax and labor markets (Davis et al. [2003]; pp. 61-63).

One more thing that we should notice is about the objectives in the Objective. They still remain the same as the objectives in the 1989's conceptual framework, despite of the changes in the range of a primary user group.

Notes

(1) Three most commonly used institutional theories in the accounting studies are New Institutional Economics, Old Institutional Economics and New Institutional Sociology. Although these three theories have tried to explain about institutions and their change, they have the different theoretical assumptions and definitions. Transaction cost economics is usually classified as one branch of New Institutional Economics (Kim [2009], pp. 44-46).

(2) The bounded rationality is composed of inertia, myopia, and trial and errors or experiments (Aoki and Okuno [1996], pp. 278-280).

(3) APB Statement No. 4 classified the external accounting events into the two categories, (1) exchanges-the reciprocal transfers between an entity and other entities and (2) nonreciprocal transfers-the transfers from other entities to an entity in only one direction. Exchanges have no responsibility to the entity because the event is completed by exchanging each other. But the latter events causes a responsibility, that is, accountability based on the unfinished stewardship (Chen [1975], pp. 533-534).

References

Satoh, M. [2012], "Possibility of New Accounting Model for Stakeholder Capitalism: Future Directions for Financial Accounting," *Working Paper*, Aichi Gakuin University.

AAA's Financial Accounting Standards Committee [2006], Comments on Discussion Paper "Preliminary Views on an Improved Conceptual Framework for Financial Reporting: the Objective of Financial Reporting and Qualitative Characteristics of Decision-useful Financial Reporting Information," CL 176, IASB Comment letters.

AICPA's Accounting Principles Board [1970], "Basic Concepts and Accounting Principles," *Accounting Principles Board Statement* No. 4.

Aoki, M. and M. Okuno [1996], *Comparative Institutional Analysis: A New Approach to Economic Systems*, Tokyo University Press.

ASB [2006], Comments on Discussion Paper "Preliminary Views on an Improved Conceptual Framework for Financial Reporting: the Objective of Financial Reporting and Qualitative Characteristics of Decision-useful Financial Reporting Information," CL 160, IASB Comment letters.

Ball, R. and P. Brown [1968] "An Empirical Evaluation of Accounting Income Numbers," *Journal of Accounting Research*, Vol. 6, No. 2, pp. 159-178.

Chen, R. S. [1975], "Social and Financial Steward ship," *the Accounting Review*, Vol. 50, No. 3, pp. 533-543.

Coase, R. [1937], "The Nature of the Firm," *Economica*, Vol. 4, pp. 386-405.

Commons, J. R. [1924 (1995)], *Legal Foundations of Capitalism, Transaction Publishers*, New Brunswick, New Jersey, originally published in 1924 by the Macmillan Company.

Commons, J. R. [1931], "Institutional Economics," American Economic Review, Vol. 21, No. 4, pp. 648-657.

Dahlman, C. J. [1979], "The Problem of Externality," *The Journal of Law and Economics*, Vol. 22, No. 1, pp. 141-162.

Davis, J. S., H. Gary and J. D. Perkins [2003], "Social Behaviors, Enforcement and Tax Compliance Dynamics," *The Accounting Review*, Vol. 78, No. 1, pp. 39-69.

Deloitte [2006], Comments on Discussion Paper "Preliminary Views on an Improved Conceptual Framework for Financial Reporting: the Objective of Financial Reporting and Qualitative Characteristics of Decision-useful Financial Reporting Information," CL 164, IASB Comment letters.

Ernst & Young [2006], Comments on Discussion Paper "Preliminary Views on an Improved Conceptual Framework for Financial Reporting: the Objective of Financial Reporting and Qualitative Characteristics of Decision-useful Financial Reporting Information," CL 127, IASB Comment letters.

FASB [1978], *Statement of Financial Accounting Concepts No. 1: Objective of Financial Reporting by Business Enterprises.*

Gonedes, N. J. and N. Dopuch [1974], "Capital Market Equilibrium, Information Production and Selecting Accounting Techniques: Theoreti cal Framework and Review of Empirical Work," *Journal of Accounting Research*, Vol. 12, pp. 48-129.

Hepp, J. A. [2004], "Essays on Institutional Economics and the Quality of Financial Reporting," *Ph.D. Dissertation*, University of Wisconsin-Madison.

Holthausen, R. W. and Watts, R. L. [2001], "The Relevance of the Value Relevance Literature for Financial Accounting Standard Setting," *Journal of Accounting & Economics*, Vol. 31. Nos. 1-3, pp. 3-75.

Hopwood, A. G. [1984], "Accounting and the Pursuit of Efficiency," in Hopwood, A. G. and C. Tomkins eds. *Issues in Public Sector Accounting*, London: Philip Allen.

IASB [1989], *Framework for the Preparation and Presentation of Financial Statements*, London.

IASB [2007], Conceptual Framework Phase A: Objective of Financial Reporting and Qualitative Characteristics, *Comment Letter Summary.*

IASB/FASB [2006], "Preliminary Views on an Improved Conceptual Framework for Financial Reporting: the Objective of Financial Reporting and Qualitative Characteristics of Decision-useful Financial Reporting Information," *Discussion Paper.*

IASB/FASB [2008], "An Improved Conceptual Framework for Financial Reporting, Chapter 1: The Objective of Financial Reporting," *Exposure Draft.*

IASB [2009], "The Primary User Group, Entity Perspective and Parent Company Approach (Agenda paper 3B)," *Information for Observers.*

IASB [2013], "A Review of the Conceptual Framework for Financial Reporting," *Discussion Paper.*

Jensen, M. C. and W. H. Meckling [1976] "Theory of the Firm: Managerial Behavior, Agency Costs, and Ownership Structure," *Journal of Financial Economics*, Vol. 3, No. 4, pp. 305-360.

Kim, J. [2007], "Institutional Perspective on Accounting Change in Korea with special reference to Group Accounting," *Ph.D. Dissertation*, Kyoto University.

Kim, J. [2009], "Recent Development of Institutional Theories in Accounting Research," Accounting Progress, Vol. 10, pp. 43-53.

Kothari, S. P. [2001], "Capital Markets Research in Accounting," *Journal of Accounting & Economics*, Vol. 31, No. 1-3, p. 105-231.

LSE [2006] Comments on Discussion Paper "Preliminary Views on an Improved Conceptual Framework for Financial Reporting: the Objective of Financial Reporting and Qualitative Characteristics of Decision-useful Financial Reporting Information," CL 129, IASB Comment letters.

McGerr, M. [2003], *A Fierce Discontent: The Rise and Fall of the Progressive Movement in America 1870-1920*, New York: Free Press.

Meyer, J. W. [1986], "Social Environments and Organizational Accounting," *Accounting, Organizations and Society*, Vol. 11, No. 4/5, pp. 345-356.

North, D. C. [1990] *Institutions, Institutional Change and Economic Performance*, Cambridge University Press.

Oman C. P. [2001], "Corporate Governance and National Development," *Technical Papers*, No. 180, OECD Development centre, Paris.

Pistor, K. and C. Xu [2002], "Incomplete Law - a Conceptual and Analytical Framework and its Application to the Evolution of Financial Market Regulation," *Working Paper* No. 204, Columbia Law School, The Center for Law and Economic Studies.

Previts, G. J. and B. D. Merino [1998], *A History of Accountancy in the United States: the Cultural Significance of Accounting*, Ohio State University Press.

Van de Ven, A. [1993], "The Institutional Theory of John R. Commons: A Review and Commentary," Academy of Management Review, Vol. 18, Vol. 1, pp. 139-152

Williamson, O. [1979], "Transaction Cost Economics: The Governance of Contractual Relations," *The Journal of Law and Economics*, Vol. 22, No. 2, pp. 233-261.

Williamson, O. [1981], "The Economics of Organization: The Transaction Cost Approach," *The American Journal of Sociology*, Vol. 87, No. 3, pp. 548-577.

Williamson, O. [1985], *The Economics Institutions of Capitalism: Firms, Markets, Relational Contracting.* New York: Free Press.

Williamson, O. [1996], *The Mechanisms of Governance*, Oxford: Oxford University Press.

Ⅲ　研究グループ報告（最終報告）

配当財源枠決定メカニズムの国際的動向

主　　査：吉岡 正道（東京理科大学）
副　　査：徳前 元信（福井県立大学）　吉見　宏（北海道大学）
委　　員：梅田 勝利（九州共立大学）　大野 智弘（創価女子短期大学）
　　金子 友裕（東洋大学）　神納 樹史（新潟大学）
　　鈴木 一水（神戸大学）　徳田 行延（西武文理大学）
　　内藤 高雄（杏林大学）　長島　弘（立正大学）
　　野口 教子（高岡法科大学）　野田 秀三（桜美林大学）
研究協力者：笹部 峻市（大和総研）　末原　聡（東京理科大学）
　　山田 義樹（S&P Capital IQ）

要　旨

IFRS コンバージェンス型会計の範疇に入る日本，アメリカは，安定型配当メカニズムを採ることを検証してきた。ただし，日本の場合，年度によっては，業績連動型配当メカニズムとのミックスで配当額を決めている。さらに，アメリカは，減益のときに安定型配当メカニズムを採り，増益のときに業績連動型配当メカニズムを採っている。

また，IFRS アドプション型会計の範疇に入るドイツ，フランス，イギリス，韓国は，業績連動型配当メカニズムを採ることを検証してきた。まず，ドイツは，業績連動型配当メカニズムを採っている。ただし，減益（2007 年度）のときに，安定型配当メカニズムを採っている。つぎに，フランスも同様に業績連動型配当メカニズムを採っている。ただし，減益（2007 年度）のときに，安定型配当メカニズムを採っている。さらに，イギリスは，業績連動型配当メカニズムを採っている。なお，減益（2008 年度・2007 年度）のときに，安定型配当メカニズムを採っている。最後に，韓国は，業績連動型配当メカニズムを採っている。

上述のことから，日本は，安定型配当メカニズムを採っているが，時として，業績連動型配当メカニズムを採っている。同様に，アメリカも安定型配当メカニズムを採っている。ただし，減益のときに限定される。また，ドイツ，フランス，イギリスも，業績連動型配当メカニズムを採っている。時として，減益のときに安定型配当メカニズムを採っている。

0　はじめに

International Accounting Standards Committee（国際会計基準委員会と訳し，IASC 略す）は 1973 年に発足し，2001 年には International Accounting Standards Board（国際会計基準審議会と訳し，IASB 略す）と改組された。International Financial Reporting Standards（国際財務報告基準と訳し，IFRS と略す）には，会社の経営実態を忠実に反映させるために，また，経営者の恣意性を排除するために，つぎの特徴がある。

①公正価値会計
②キャッシュ・フロー計算書の精緻化
③連結会計

したがって，IFRS をアドプションしている会計，すなわち，IFRS アドプション型会計（「図 0」参照）は，事業成長に基づく業績連動型配当メカニズムを採ることになる。また，IFRS にコンバージェンスしている会計，すなわち，IFRS コンバージェンス型会計（「図 0」参照）は，事業規模に基づく安定型配当メカニズムを採ることになる。

日本においては，IFRS と Accounting Standards Board of Japan（企業会計基準委員会と訳し，ASBJ と略す）の間で，いわゆる東京合意によって，IFRS とのコンバージェンスを目指すことになった。日本の金融庁は，2009 年に「我が国における国際会計基準の取扱いについて（中間報告）（案）」を報告した。この中間報告によると，IFRS の任意適用を 2010 年より開始するとし，早ければ 2015 年からの強制適用が想定されていた。ところが，2011 年に東北地方太平洋沖地震が発生し，それに誘発され，福島第一原子力発電所の事故が起きた。このような社会情勢の中で，2011 年に，自見庄三郎金融担当大臣（当時）は，IFRS の適用の方針について「少なくとも 2015 年 3 月期についての強制適用は考えていない。」との見解を表明した。また，「強制適用する場合，決定から 5〜7 年程度の十分な準備期間の設定をおこなう。」との考えも示した。それでも，日本の金融庁は，2013 年に「総会・企画調整部会合同会議」を開催し，日本版 IFRS といわれる JP−IFRS の作成に言及した。日本の動向に強い影響を与えているアメリカにおいては，IASB と Financial Accounting Standards Board（アメリカ財務会計基準審議会と訳し，FASB と略す）の間で，2002 年に The Norwalk Agreement（ノーウォーク合意と訳す）によって，IFRS とのコンバージェンス・プロジェクトが開始された。IASB と FASB は，2006 年に Memorandum of Understanding（覚書と訳す）に合意し，2008 年までの短期コンバーシェンスの目標を設けた。Securities and Exchanges Commission（アメリカ証券取引委員会と訳し，SEC と略す）は，2009 年以降，一部の上場会社に IFRS の任意適用を認めた。しかし，その後，IFRS の早期適用を認める素案を取下げた。したがって，日本，アメリカは，IFRS コンバージェンス型会計の範疇に入るので，安定型配当メカニズムを採る。

中国には，旧会計準則と新会計準則が併存している。新会計準則は，IFRS に類似している。2007 年からは，上場会社に強制適用された。これをもって，IFRS とのコンバージェンスがなされたといえる。したがって，論理として，中国は，IFRS コンバージェンス型会計の範疇に入るので，安定型配当メカニズムを採ることになる。

European Union（欧州連合と訳し，EU

と略す）は，EU 領域内の上場会社に対し，2005 年以降，IFRS に基づく連結財務諸表の作成を義務付けた。また，韓国は，2011 年以降，Korea Accounting Institute（韓国会計基準院と略し，KAI と訳す）を制定した。韓国の上場会社は，いわゆる韓国版 IFRS（KR−IFRS と略す）に従って財務諸表を作成しなければならない。ここでの KR−IFRS は，IFRS との差異がまったくない。したがって，ドイツ，フランス，イギリス，韓国は，IFRS アドプション型会計の範疇に入るので，業績連動型配当メカニズムを採る。

上述のとおり，IFRS コンバージェンス型会計と IFRS アドプション型会計の配当メカニズムを検証するために，2007 年度から 2011 年度までの 5 年間にわたる財務データ（有配の会社）を Compustat から集める。

安定型配当メカニズムは，つぎのとおりである。

①税引前当期純利益が上がるときに，増配する会社の割合（以下，「増配会社率」という。）は，減配する会社の割合（以下，「減配会社率」という）よりも小さくなる。

②税引前当期純利益が下がるときに，増配会社率は減配会社率よりも大きくなる。

これに対し，業績連動型配当メカニズムは，つぎのとおりである。

①税引前当期純利益が上がるときに，増配会社率は減配会社率よりも大きくなる。

②税引前当期純利益が下がるときに，増配会社率は減配会社率よりも小さくなる。

また，配当額決定のメカニズムは，グローバルな経済状況によっても影響を受けるものと推定される。1994 年以降，日本，ドイツ，フランス，アメリカ，イギリス，中国，韓国は，つぎのとおり経済恐慌に見舞われた。

2001 年 9 月　アメリカ通貨危機
2003 年 3 月　イラク戦争勃発
2008 年 9 月　リーマン・ブラザーズ破綻
2008 年 10 月 世界金融危機

本章の研究目的は，つぎのとおりである。

①IFRS コンバージェンス型会計の範疇に入る日本，アメリカは，安定型配当メカニズムを採ることを検証する。

②IFRS アドプション型会計の範疇に入る

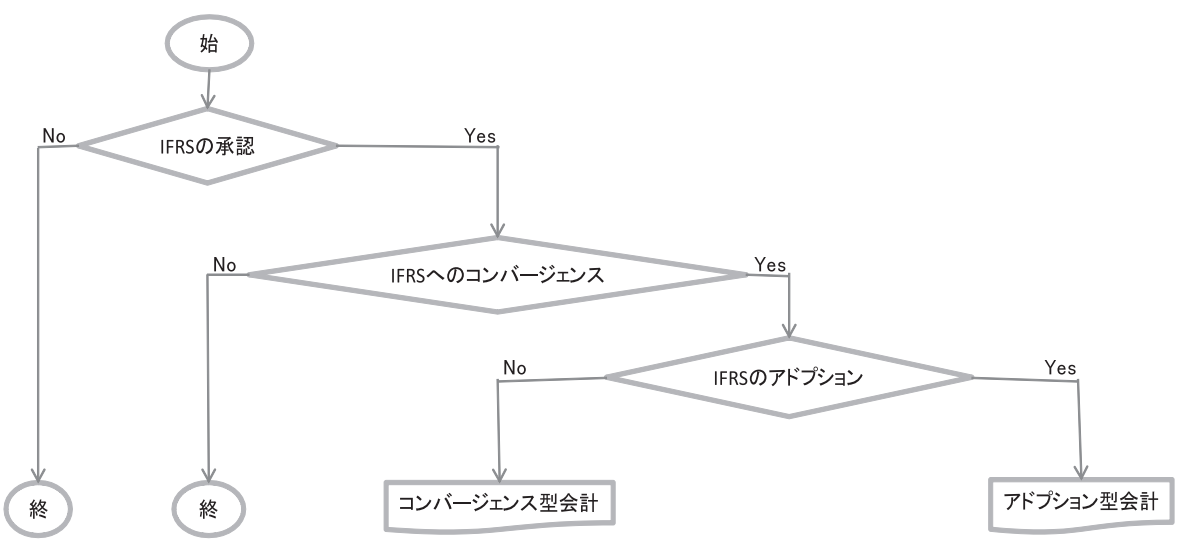

図 0　研究デザイン

ドイツ，フランス，イギリス，韓国は，業績連動型配当メカニズムを採ることを検証する。

なお，中国は，財務データの信憑性に疑いがあると判断し，分析対象から外す。

Ⅰ　IFRS へのコンバージェンス型会計

安定型配当メカニズムは，事業成果の結果に拘わらず，事業規模に基づいて配当額を決める。したがって，税引前当期純利益が上がっているときは，増配会社率が減配会社率よりも小さくなる。すなわち，増益会社は，増配を抑えることで，安定型配当を維持できる。また，税引前当期純利益が下がっているときは，減配会社率が増配会社率よりも小さくなる。すなわち，減益会社は，減配を抑えることで，安定型配当を維持できる。

1　日本の配当メカニズム

2011 年度配当メカニズム（日本）をみると，税引前当期純利益が上がっているとき，増配会社率（16.3%）は，減配会社率（17.6%）よりも小さい（「表 1」参照）。また，税引前当期純利益が下がっているとき，減配会社率（12.8%）は増配会社率（17.0%）より小さい。したがって，2011 年度配当メカニズム（日本）は，安定型配当となる。

2010 年度配当メカニズム（日本）をみると，税引前当期純利益が上がっているとき，増配会社率（20.6%）は，減配会社率（22.1%）よりも小さい（「表 1−1」参照）。また，税引前当期純利益が下がっているとき，減配会

表 1　2011 年度配当額と業績のクロス表（日本）　（単位：会社数）

			税引前純利益前年度比較		合計
			減益会社	増益会社	
配当額_有配のみ	安定配当会社	度数	418	522	940
		総和の %	16.1%	20.1%	36.2%
	減配会社	度数	333	456	789
		総和の %	12.8%	17.6%	30.4%
	増配会社	度数	442	423	865
		総和の %	17.0%	16.3%	33.3%
合計		度数	1,193	1,401	2,594
		総和の %	46.0%	54.0%	100.0%

表 1−1　2010 年度配当額と業績のクロス表（日本）（単位：会社数）

			税引前純利益前年度比較		合計
			減益会社	増益会社	
配当額_有配のみ	安定配当会社	度数	329	476	805
		総和の %	13.1%	18.9%	32.0%
	減配会社	度数	302	557	859
		総和の %	12.0%	22.1%	34.2%
	増配会社	度数	334	517	851
		総和の %	13.3%	20.6%	33.8%
合計		度数	965	1,550	2,515
		総和の %	38.4%	61.6%	100.0%

社率（12.0%）は，増配会社率（13.3%）よりも小さい。したがって，2010 年度配当メカニズム（日本）は，安定型配当となる。

2009 年度配当メカニズム（日本）をみると，税引前当期純利益が上がっているとき，増配会社率（9.2%）は，減配会社率（27.1%）よりも小さい（「表 1−2」参照）。これに対し，税引前当期純利益が下がっているとき，減配会社率（23.5%）は，増配会社率（12.9%）よりも大きい。したがって，2009 年度配当メカニズム（日本）において，増益のときは安定型配当，減益のときは業績連動型配当となる。

減益のときに減配するのは，2008 年 9 月のリーマン・ショックによる影響であるといわれている。2008 年末の株価は，前年末の株価と比べて 71.7%下落している（「表 1−3」'Graph1' 参照）。したがって，減益のときに減配し，かつ増益のときにも増配せず，株主への配当額を減らした。このことによって，会社の体力を保存したといえる。

2008 年度配当メカニズム（日本）をみる

表 1−2　2009 年度配当額と業績のクロス表（日本）　（単位：会社数）

			税引前純利益前年度比較		合計
			減益会社	増益会社	
配当額_有配のみ	安定配当会社	度数	303	382	685
		総和の %	12.1%	15.2%	27.3%
	減配会社	度数	590	681	1271
		総和の %	23.5%	27.1%	50.6%
	増配会社	度数	325	231	556
		総和の %	12.9%	9.2%	22.1%
合計		度数	1,218	1,294	2,512
		総和の %	48.5%	51.5%	100.0%

表 1−3　Japan TOPIX (Unit: US$)

Pricing Date	Last Sale Price	% Change
2012/12/28	860	15.3%
2011/12/30	729	−23.4%
2010/12/30	899	−1.0%
2009/12/30	908	5.3%
2008/12/30	859	−71.7%
2007/12/28	1,476	−13.9%

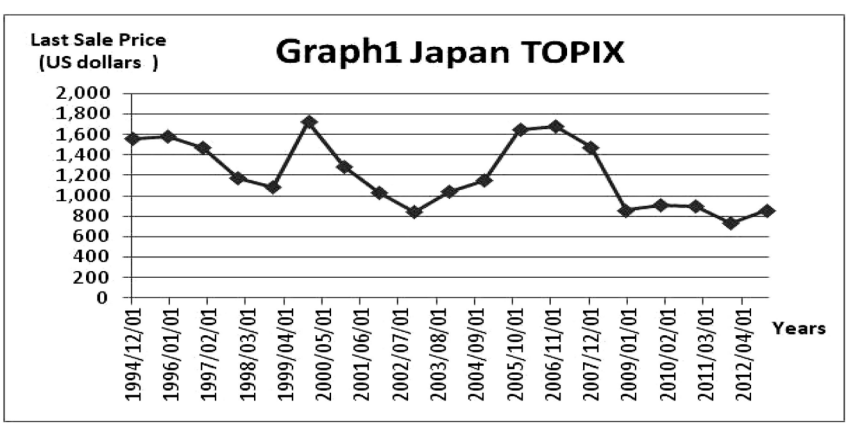

表 1−4　2008 年度配当額と業績のクロス表（日本）　（単位：会社数）

			税引前純利益前年度比較		合計
			減益会社	増益会社	
配当額_有配のみ	安定配当会社	度数	523	196	719
		総和の %	19.8%	7.4%	27.2%
	減配会社	度数	378	171	549
		総和の %	14.3%	6.5%	20.7%
	増配会社	度数	1125	255	1380
		総和の %	42.5%	9.6%	52.1%
合計		度数	2,026	622	2,648
		総和の %	76.5%	23.5%	100.0%

と，税引前当期純利益が上がっているとき，増配会社率（9.6%）は，減配会社率（6.5%）よりも大きい（「表 1−4」参照）。これに対し，税引前当期純利益が下がっているとき，減配会社率（14.3%）は，増配会社率（42.5%）よりも小さい。したがって，2008 年度配当メカニズム（日本）において，増益のときは業績連動型配当となり，減益のときは安定型配当となる。

2007 年度配当メカニズム（日本）をみると，税引前当期純利益が上がっているときは，増配会社率（29.0%）が減配会社率（8.4%）よりも大きい（「表 1−5」参照）。これに対し，税引前当期純利益が下がっているときは，減配会社率（12.2%）が増配会社率（27.6%）よりも小さい。したがって，2007 年度配当メカニズム（日本）において，増益のときは業績連動型配当となり，減益のときは安定型配当となる。

2　アメリカの配当メカニズム

2011 年度配当メカニズム（アメリカ）をみると，税引前当期純利益が上がっているときは，増配会社率（31.3%）が減配会社率（13.0%）よりも大きい（「表 1−6」参照）。これに対し，税引前当期純利益が下がっているときは，減配会社率（14.6%）が増配会社率（18.8%）よりも小さい。したがって，2011 年度配当メカニズム（アメリカ）において，増益のときには業績連動型配当となり，減益のときには安定型配当となる。

2010 年度配当メカニズム（アメリカ）をみると，税引前当期純利益が上がっているときは，増配会社率（27.1%）が減配会社率

表 1−5　2007 年度配当額と業績のクロス表（日本）　（単位：会社数）

			税引前純利益前年度比較		合計
			減益会社	増益会社	
配当額_有配のみ	安定配当会社	度数	326	298	624
		総和の %	11.9%	10.9%	22.8%
	減配会社	度数	334	231	565
		総和の %	12.2%	8.4%	20.6%
	増配会社	度数	756	793	1549
		総和の %	27.6%	29.0%	56.6%
合計		度数	1,416	1,322	2,738
		総和の %	51.7%	48.3%	100.0%

表 1−6　2011 年度配当額と業績のクロス表（アメリカ）（単位：会社数）

			税引前純利益前年度比較		合計
			減益会社	増益会社	
配当額_有配のみ	安定配当会社	度数	81	105	186
		総和の %	9.7%	12.6%	22.2%
	減配会社	度数	122	109	231
		総和の %	14.6%	13.0%	27.6%
	増配会社	度数	157	262	419
		総和の %	18.8%	31.3%	50.1%
合計		度数	360	476	836
		総和の %	43.1%	56.9%	100.0%

表 1−7　2010 年度配当額と業績のクロス表（アメリカ）（単位：会社数）

			税引前純利益前年度比較		合計
			減益会社	増益会社	
配当額_有配のみ	安定配当会社	度数	53	124	177
		総和の %	6.7%	15.8%	22.5%
	減配会社	度数	101	196	297
		総和の %	12.8%	24.9%	37.8%
	増配会社	度数	99	213	312
		総和の %	12.6%	27.1%	39.7%
合計		度数	253	533	786
		総和の %	32.2%	67.8%	100.0%

（24.9%）よりも大きい（「表 1−7」参照）。これに対し，税引前当期純利益が下がっているときは，減配会社率（12.8%）が増配会社率（12.6%）よりも若干大きい。したがって，2010 年度配当メカニズム（アメリカ）は，業績連動型配当となる。

2009 年度配当メカニズム（アメリカ）をみると，税引前当期純利益が上がっているときは，増配会社率（16.1%）が減配会社率（14.7%）よりも大きい（「表 1−8」参照）。これに対し，税引前当期純利益が下がっているときは，減配会社率（21.6%）が増配会社率（24.7%）よりも小さい。したがって，2009 年度配当メカニズム（アメリカ）において，増益のときには業績連動型配当となり，減益のときには安定型配当となる。

2008 年 9 月のリーマン・ショックにより，2008 年末の株価は，前年末の株価と比べて 62.6%下落している。その後，早い段階で，回復している（「表 1−9」‘Graph1−1’参照）。したがって，アメリカの場合，配当額を決める際に，リーマン・ショックによる影響をあまり受けていないといえる。

2008 年度配当メカニズム（アメリカ）をみると，税引前当期純利益が上がっているときは，増配会社率（20.1%）が減配会社率（8.4%）よりも大きい（「表 1−10」参照）。これに対し，税引前当期純利益が下がっているときは，減配会社率（19.8%）が増配会社率（32.8%）よりも小さい。したがって，2008 年度配当メカニズム（アメリカ）において，増益のときには業績連動型配当となり，減益のときには安定型配当となる。

2007 年度配当メカニズム（アメリカ）を

表 1-8　2009 年度配当額と業績のクロス表（アメリカ）（単位：会社数）

			税引前純利益前年度比較		合計
			減益会社	増益会社	
配当額_有配のみ	安定配当会社	度数	113	62	175
		総和の %	14.8%	8.1%	22.9%
	減配会社	度数	165	112	277
		総和の %	21.6%	14.7%	36.3%
	増配会社	度数	189	123	312
		総和の %	24.7%	16.1%	40.8%
合計		度数	467	297	764
		総和の %	61.1%	38.9%	100.0%

表 1-9　America S&P 500（Unit: US$）

Pricing Date	Last Sale Price	% Change
2012/12/31	1,426	11.8%
2011/12/30	1,258	0.0%
2010/12/31	1,258	11.3%
2009/12/31	1,115	19.0%
2008/12/31	903	-62.6%
2007/12/31	1,468	3.4%

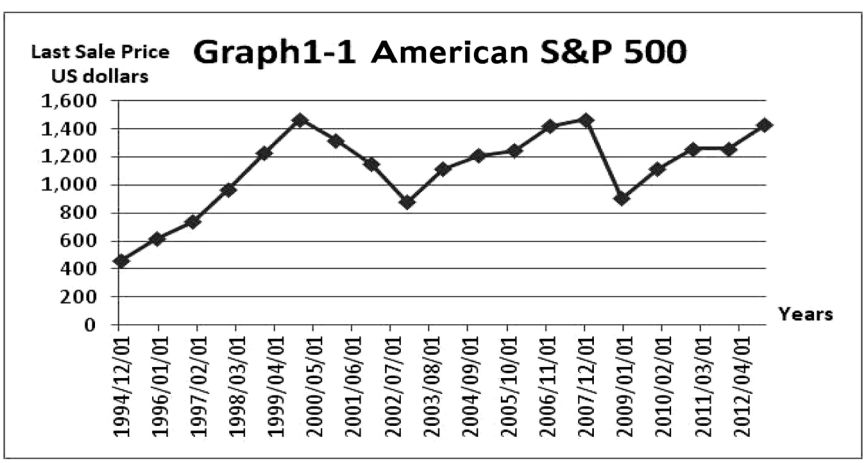

表 1-10　2008 年度配当額と業績のクロス表（アメリカ）（単位：会社数）

			税引前純利益前年度比較		合計
			減益会社	増益会社	
配当額_有配のみ	安定配当会社	度数	85	67	152
		総和の %	10.6%	8.4%	19.0%
	減配会社	度数	159	67	226
		総和の %	19.8%	8.4%	28.2%
	増配会社	度数	263	161	424
		総和の %	32.8%	20.1%	52.9%
合計		度数	507	295	802
		総和の %	63.2%	36.8%	100.0%

表 1−11　2007 年度配当額と業績のクロス表（アメリカ）（単位：会社数）

			税引前純利益前年度比較		合計
			減益会社	増益会社	
配当額_有配のみ	安定配当会社	度数	12	16	28
		総和の %	1.3%	1.7%	3.0%
	減配会社	度数	118	92	210
		総和の %	12.7%	9.9%	22.6%
	増配会社	度数	257	433	690
		総和の %	27.7%	46.7%	74.4%
合計		度数	387	541	928
		総和の %	41.7%	58.3%	100.0%

みると，税引前当期純利益が上がっているときは，増配会社率（46.7%）が減配会社率（9.9%）よりも大きい（「表 1−11」参照）。これに対し，税引前当期純利益が下がっているときは，減配会社率（12.7%）が増配会社率（27.7%）よりも小さい。したがって，2007 年度配当メカニズム（アメリカ）において，増益のときは業績連動型配当となり，減益のときは安定型配当となる。

Ⅱ　IFRS のアドプション型会計

業績連動型配当メカニズムは，事業規模に拘わらず，事業成果に基づいて配当額を決める。したがって，税引前当期純利益が上がっているときは，増配会社率が減配会社率よりも大きくなる。すなわち，増益会社は，増配し，業績連動型を維持できる。また，税引前当期純利益が下がっているときは，減配会社率が増配会社率よりも大きくなる。すなわち，減益会社は，減配し業績連動型配当を維持できる。

1　ドイツの配当メカニズム

2011 年度配当メカニズム（ドイツ）をみると，税引前当期純利益が上がっているときは，増配会社率（36.7%）が減配会社率（7.6%）よりも大きい（「表 2」参照）。また，税引前当期純利益が下がっているときは，減配会社率（26.6%）が増配会社率（7.6%）よりも大きい。したがって，2011 年度配当メカニズム（ドイツ）は，業績連動型配当となる。

2010 年度配当メカニズム（ドイツ）をみ

表 2　2011 年度配当額と業績のクロス表（ドイツ）　（単位：会社数）

			税引前純利益前年度比較		合計
			減益会社	増益会社	
配当額_有配のみ	安定配当会社	度数	19	15	34
		総和の %	12.0%	9.5%	21.5%
	減配会社	度数	42	12	54
		総和の %	26.6%	7.6%	34.2%
	増配会社	度数	12	58	70
		総和の %	7.6%	36.7%	44.3%
合計		度数	73	85	158
		総和の %	46.2%	53.8%	100.0%

表 2-1　2010 年度配当額と業績のクロス表（ドイツ）（単位：会社数）

			税引前純利益前年度比較		合計
			減益会社	増益会社	
配当額_有配のみ	安定配当会社	度数	9	12	21
		総和の %	6.4%	8.6%	15.0%
	減配会社	度数	31	9	40
		総和の %	22.1%	6.4%	28.6%
	増配会社	度数	9	70	79
		総和の %	6.4%	50.0%	56.4%
合計		度数	49	91	140
		総和の %	35.0%	65.0%	100.0%

ると，税引前当期純利益が上がっているときは，増配会社率（50.0%）が減配会社率（6.4%）よりも大きい（「表 2-1」参照）。また，税引前当期純利益が下がっているときは，減配会社率（22.1%）が増配会社率（6.4%）よりも大きい。したがって，2010 年度配当メカニズム（ドイツ）は，業績連動型配当となる。

2009 年度配当メカニズム（ドイツ）をみると，税引前当期純利益が上がっているときは，増配会社率（18.6%）が減配会社率（3.1%）よりも大きい（「表 2-2」参照）。また，税引前当期純利益が下がっているときは，減配会社率（41.9%）が増配会社率（18.6%）よりも大きい。したがって，2009 年度配当メカニズム（ドイツ）は，業績連動型配当となる。

2008 年 9 月のリーマン・ショックにより，2008 年末の株価は，前年末の株価と比べて 40.4%下落している（「表 2-3」'Graph 2' 参照）。しかし，配当メカニズムを変更するほどの影響を与えていないといえる。

表 2-2　2009 年度配当額と業績のクロス表（ドイツ）（単位：会社数）

			税引前純利益前年度比較		合計
			減益会社	増益会社	
配当額_有配のみ	安定配当会社	度数	14	9	23
		総和の %	10.9%	7.0%	17.8%
	減配会社	度数	54	4	58
		総和の %	41.9%	3.1%	45.0%
	増配会社	度数	24	24	48
		総和の %	18.6%	18.6%	37.2%
合計		度数	92	37	129
		総和の %	71.3%	28.7%	100.0%

表 2-3　German DAX (Unit: US$)

Pricing Date	Last Sale Price	% Change
2012/12/28	7,612	29.1%
2011/12/30	5,898	-14.7%
2010/12/30	6,914	16.1%
2009/12/30	5,957	23.8%
2008/12/30	4,810	-40.4%
2007/12/28	8,067	22.3%

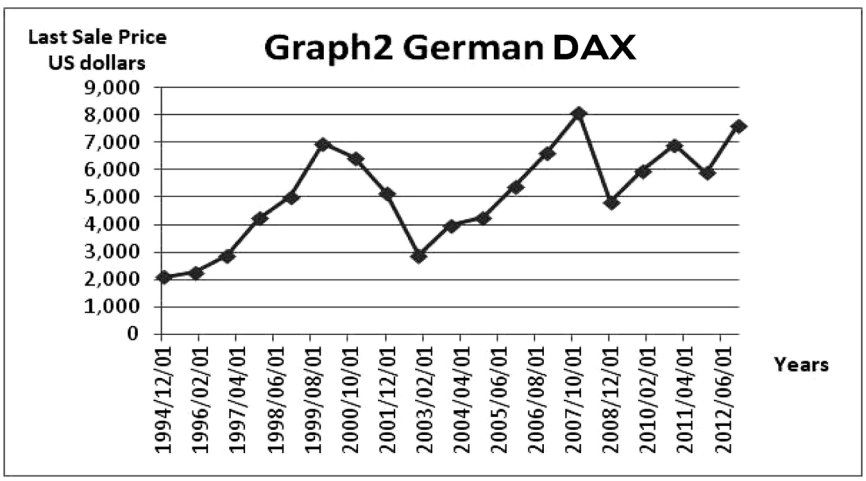

2008 年度配当メカニズム（ドイツ）をみると，税引前当期純利益が上がっているときは，増配会社率（16.8%）が減配会社率（13.5%）よりも大きい（「表 2-4」参照）。また，税引前当期純利益が下がっているときは，減配会社率（49.7%）が増配会社率（6.5%）よりも大きい。したがって，2008 年度配当メカニズム（ドイツ）は，業績連動型配当となる。

2007 年度配当メカニズム（ドイツ）をみ

表 2-4　2008 年度配当額と業績のクロス表（ドイツ）（単位：会社数）

			税引前純利益前年度比較		合計
			減益会社	増益会社	
配当額_有配のみ	安定配当会社	度数	11	10	21
		総和の %	7.1%	6.5%	13.5%
	減配会社	度数	77	21	98
		総和の %	49.7%	13.5%	63.2%
	増配会社	度数	10	26	36
		総和の %	6.5%	16.8%	23.2%
合計		度数	98	57	155
		総和の %	63.2%	36.8%	100.0%

表 2-5　2007 年度配当額と業績のクロス表（ドイツ）（単位：会社数）

			税引前純利益前年度比較		合計
			減益会社	増益会社	
配当額_有配のみ	安定配当会社	度数	16	10	26
		総和の %	9.7%	6.1%	15.8%
	減配会社	度数	10	9	19
		総和の %	6.1%	5.5%	11.5%
	増配会社	度数	25	95	120
		総和の %	15.2%	57.6%	72.7%
合計		度数	51	114	165
		総和の %	30.9%	69.1%	100.0%

ると，税引前当期純利益が上がっているときは，増配会社率（57.6%）が減配会社率（5.5%）よりも大きい（「表 2−5」参照）。これに対し，税引前当期純利益が下がっているときは，減配会社率（6.1%）が増配会社率（15.2%）よりも小さい。したがって，2007 年度配当メカニズム（ドイツ）において，増益のときには業績連動型配当となり，減益のときには安定型配当となる。

2　フランスの配当メカニズム

2011 年度配当メカニズム（フランス）をみると，税引前当期純利益が上がっているときは，増配会社率（28.8%）が減配会社率（18.2%）よりも大きい（「表 2−6」参照）。また，税引前当期純利益が下がっているときは，減配会社率（30.3%）が増配会社率（4.5%）よりも大きい。したがって，2011 年度配当メカニズム（フランス）は，業績連動型配当となる。

2010 年度配当メカニズム（フランス）をみると，税引前当期純利益が上がっているときは，増配会社率（40.9%）が減配会社率（18.2%）よりも大きい（「表 2−7」参照）。これに対し，税引前当期純利益が下がっているときは，減配会社率（22.7%）が増配会社率（6.1%）よりも大きい。したがって，2010 年度配当メカニズム（フランス）は，業績連動型配当となる。

2009 年度配当メカニズム（フランス）をみると，税引前当期純利益が上がっているときは，増配会社率（22.5%）が減配会社率（3.4%）よりも大きい（「表 2−8」参照）。また，税引前当期純利益が下がっているときは，

表 2−6　2011 年度配当額と業績のクロス表（フランス）（単位：会社数）

			税引前純利益前年度比較		合計
			減益会社	増益会社	
配当額_有配のみ	安定配当会社	度数	7	5	12
		総和の %	10.6%	7.6%	18.2%
	減配会社	度数	20	12	32
		総和の %	30.3%	18.2%	48.5%
	増配会社	度数	3	19	22
		総和の %	4.5%	28.8%	33.3%
合計		度数	30	36	66
		総和の %	45.5%	54.5%	100.0%

表 2−7　2010 年度配当額と業績のクロス表（フランス）（単位：会社数）

			税引前純利益前年度比較		合計
			減益会社	増益会社	
配当額_有配のみ	安定配当会社	度数	1	7	8
		総和の %	1.5%	10.6%	12.1%
	減配会社	度数	15	12	27
		総和の %	22.7%	18.2%	40.9%
	増配会社	度数	4	27	31
		総和の %	6.1%	40.9%	47.0%
合計		度数	20	46	66
		総和の %	30.3%	69.7%	100.0%

減配会社率（32.6%）が増配会社率（20.2%）よりも大きい。したがって，2009 年度配当メカニズム（フランス）は，業績連動型配当となる。

2008 年 9 月のリーマン・ショックにより，2008 年末の株価は，前年末の株価よりも 74.5% 下落している（「表 2−9」‘Graph2−1’ 参照）。しかし，配当メカニズムを変更するほどの影響を与えていないといえる。

2008 年度配当メカニズム（フランス）をみると，税引前当期純利益が上がっているときは，増配会社率（17.5%）が減配会社率（7.3%）よりも大きい（「表 2−10」参照）。また，税引前当期純利益が下がっているときは，減配会社率（49.2%）が増配会社率（10.2%）よりも大きい。したがって，2008 年度配当メカニズム（フランス）は，業績連動型配当となる。

2007 年度配当メカニズム（フランス）をみると，税引前当期純利益が上がっていると

表 2−8　2009 年度配当額と業績のクロス表（フランス）（単位：会社数）

			税引前純利益前年度比較		合計
			減益会社	増益会社	
配当額_有配のみ	安定配当会社	度数	11	8	19
		総和の %	12.4%	9.0%	21.3%
	減配会社	度数	29	3	32
		総和の %	32.6%	3.4%	36.0%
	増配会社	度数	18	20	38
		総和の %	20.2%	22.5%	42.7%
合計		度数	58	31	89
		総和の %	65.2%	34.8%	100.0%

表 2−9　France CAC 40 (Unit: US$)

Pricing Date	Last Sale Price	% Change
2012/12/31	3,641	13.2%
2011/12/30	3,160	-20.4%
2010/12/31	3,805	-3.5%
2009/12/31	3,936	18.2%
2008/12/31	3,218	-74.5%
2007/12/31	5,614	1.3%

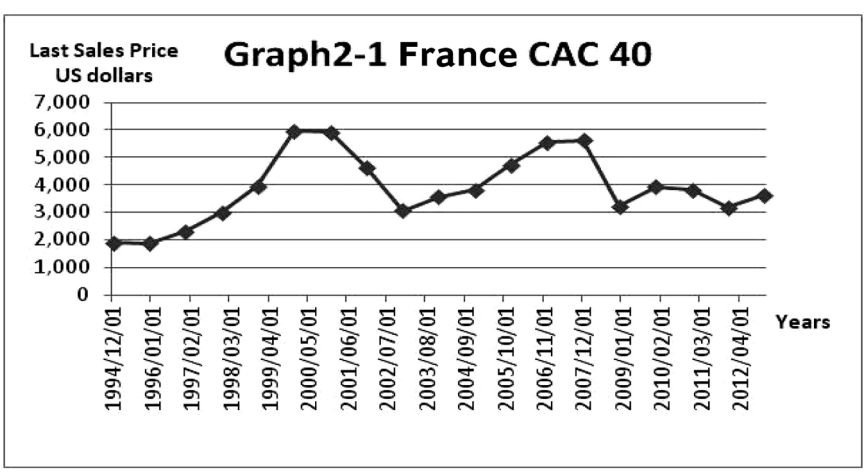

表 2-10　2008 年度配当額と業績のクロス表（フランス）（単位：会社数）

			税引前純利益前年度比較		合計
			減益会社	増益会社	
配当額_有配のみ	安定配当会社	度数	18	10	28
		総和の %	10.2%	5.6%	15.8%
	減配会社	度数	87	13	100
		総和の %	49.2%	7.3%	56.5%
	増配会社	度数	18	31	49
		総和の %	10.2%	17.5%	27.7%
合計		度数	123	54	177
		総和の %	69.5%	30.5%	100.0%

表 2-11　2007 年度配当額と業績のクロス表（フランス）（単位：会社数）

			税引前純利益前年度比較		合計
			減益会社	増益会社	
配当額_有配のみ	安定配当会社	度数	14	11	25
		総和の %	6.8%	5.4%	12.2%
	減配会社	度数	13	9	22
		総和の %	6.3%	4.4%	10.7%
	増配会社	度数	31	127	158
		総和の %	15.1%	62.0%	77.1%
合計		度数	58	147	205
		総和の %	28.3%	71.7%	100.0%

きは，増配会社率（62.0%）が減配会社率（4.4%）よりも大きい（「表 2-11」参照）。これに対し，税引前当期純利益が下がっているときは，減配会社率（6.3%）が増配会社率（15.1%）よりも小さい。したがって，2007 年度配当メカニズム（フランス）において，増益のときは業績連動型配当となり，減益のときは安定型配当となる。

3　イギリスの配当メカニズム

2011 年度配当メカニズム（イギリス）をみると，税引前当期純利益が上がっているときは，増配会社率（36.8%）が減配会社率（10.0%）よりも大きい（「表 2-12」参照）。

表 2-12　2011 年度配当額と業績のクロス表（イギリス）（単位：会社数）

			税引前純利益前年度比較		合計
			減益会社	増益会社	
配当額_有配のみ	安定配当会社	度数	24	22	46
		総和の %	7.1%	6.5%	13.5%
	減配会社	度数	77	34	111
		総和の %	22.6%	10.0%	32.6%
	増配会社	度数	58	125	183
		総和の %	17.1%	36.8%	53.8%
合計		度数	159	181	340
		総和の %	46.8%	53.2%	100.0%

表 2−13　2010 年度配当額と業績のクロス表（イギリス）（単位：会社数）

			税引前純利益前年度比較		合計
			減益会社	増益会社	
配当額_有配のみ	安定配当会社	度数	21	35	56
		総和の %	6.7%	11.2%	17.9%
	減配会社	度数	63	29	92
		総和の %	20.1%	9.3%	29.4%
	増配会社	度数	43	122	165
		総和の %	13.7%	39.0%	52.7%
合計		度数	127	186	313
		総和の %	40.6%	59.4%	100.0%

これに対し，税引前当期純利益が下がっているときは，減配会社率（22.6%）が増配会社率（17.1%）よりも大きい。したがって，2011 年度配当メカニズム（イギリス）は，業績連動型配当となる。

2010 年度配当メカニズム（イギリス）をみると，税引前当期純利益が上がっているときは，増配会社率（39.0%）が減配会社率（9.3%）よりも大きい（「表 2−13」参照）。また，税引前当期純利益が下がっているときは，減配会社率（20.1%）が増配会社率（13.7%）よりも大きい。したがって，2010 年度配当メカニズム（イギリス）は，業績連動型配当となる。

2009 年度配当メカニズム（イギリス）をみると，税引前当期純利益が上がっているときは，増配会社率（31.6%）が減配会社率（9.3%）よりも大きい（「表 2−14」参照）。これに対し，税引前当期純利益が下がっているときは，減配会社率（24.9%）が増配会社率（26.2%）よりも小さい。したがって，2009 年度配当メカニズム（イギリス）にお

表 2−14　2009 年度配当額と業績のクロス表（イギリス）（単位：会社数）

			税引前純利益前年度比較		合計
			減益会社	増益会社	
配当額_有配のみ	安定配当会社	度数	12	13	25
		総和の %	3.8%	4.2%	8.0%
	減配会社	度数	78	29	107
		総和の %	24.9%	9.3%	34.2%
	増配会社	度数	82	99	181
		総和の %	26.2%	31.6%	57.8%
合計		度数	172	141	313
		総和の %	55.0%	45.0%	100.0%

表 2−15　Britain FTSE 100 (Unit: US$)

Pricing Date	Last Sale Price	% Change
2012/12/31	5,898	5.5%
2011/12/30	5,572	−5.9%
2010/12/31	5,900	8.3%
2009/12/31	5,413	18.1%
2008/12/31	4,434	−45.6%
2007/12/31	6,457	3.7%

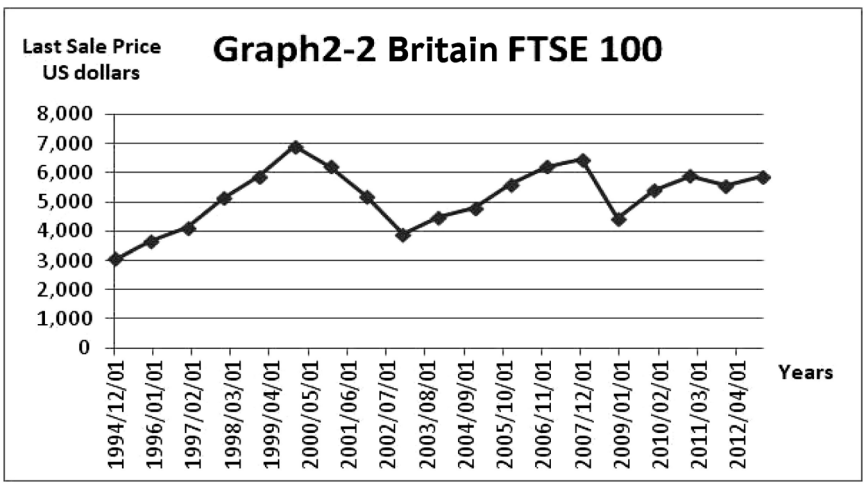

いて，増益のときには業績連動型配当となり，減益のときには安定型配当となる。

2008 年 9 月のリーマン・ショックにより，2008 年末の株価は，2007 年末の株価と比べると 45.6%下落している（「表 2−15」‘Graph 2−2’ 参照）。減益のときに増配し，株主離れを防ごうとしたといえる。

2008 年度配当メカニズム（イギリス）をみると，税引前当期純利益が上がっているときは，増配会社率（14.8%）が減配会社率

表 2−16　2008 年度配当額と業績のクロス表（イギリス）（単位：会社数）

			税引前純利益前年度比較		合計
			減益会社	増益会社	
配当額_有配のみ	安定配当会社	度数	23	12	35
		総和の %	6.3%	3.3%	9.6%
	減配会社	度数	193	48	241
		総和の %	52.9%	13.2%	66.0%
	増配会社	度数	35	54	89
		総和の %	9.6%	14.8%	24.4%
合計		度数	251	114	365
		総和の %	68.8%	31.2%	100.0%

表 2−17　2007 年度配当額と業績のクロス表（イギリス）（単位：会社数）

			税引前純利益前年度比較		合計
			減益会社	増益会社	
配当額_有配のみ	安定配当会社	度数	17	3	20
		総和の %	4.8%	0.8%	5.6%
	減配会社	度数	21	16	37
		総和の %	5.9%	4.5%	10.4%
	増配会社	度数	62	238	300
		総和の %	17.4%	66.7%	84.0%
合計		度数	100	257	357
		総和の %	28.0%	72.0%	100.0%

（13.2%）よりも大きい（「表 2−16」参照）。また，税引前当期純利益が下がっているときは，減配会社率（52.9%）が増配会社率（9.6%）よりも大きい。したがって，2008 年度配当メカニズム（イギリス）は，業績連動型配当となる。

2007 年度配当メカニズム（イギリス）をみると，税引前当期純利益が上がっているときは，増配会社率（66.7%）が減配会社率（4.5%）よりも大きい（「表 2−17」参照）。これに対し，税引前当期純利益が下がっているときは，減配会社率（5.9%）が増配会社率（17.4%）よりも小さい。したがって，2007 年度配当メカニズム（イギリス）において，増益のときは業績連動型配当となり，減益のときは安定型配当となる。

4　韓国の配当メカニズム

2011 年度配当メカニズム（韓国）をみると，税引前当期純利益が上がっているときは，増配会社率（15.3%）が減配会社率（12.9%）よりも大きい（「表 2−18」参照）。また，税引前当期純利益が下がっているときは，減配会社率（45.0%）が増配会社率（10.0%）よりも大きい。したがって，2011 年度配当メカニズム（韓国）は，業績連動型配当となる。

2010 年度配当メカニズム（韓国）をみると，税引前当期純利益が上がっているときは，増配会社率（23.0%）が減配会社率（13.0%）よりも大きい（「表 2−19」参照）。また，税引前当期純利益が下がっているときは，減配会社率（31.3%）が増配会社率（8.2%）よりも大きい。したがって，2010 年度配当メカニズム（韓国）は，業績連動型配当となる。

表 2−18　2011 年度配当額と業績のクロス表（韓国）　（単位：会社数）

			税引前純利益前年度比較		合計
			減益会社	増益会社	
配当額_有配のみ	安定配当会社	度数	80	48	128
		総和の %	10.5%	6.3%	16.8%
	減配会社	度数	342	98	440
		総和の %	45.0%	12.9%	57.9%
	増配会社	度数	76	116	192
		総和の %	10.0%	15.3%	25.3%
合計		度数	498	262	760
		総和の %	65.5%	34.5%	100.0%

表 2−19　2010 年度配当額と業績のクロス表（韓国）　（単位：会社数）

			税引前純利益前年度比較		合計
			減益会社	増益会社	
配当額_有配のみ	安定配当会社	度数	79	98	177
		総和の %	10.9%	13.6%	24.5%
	減配会社	度数	226	94	320
		総和の %	31.3%	13.0%	44.3%
	増配会社	度数	59	166	225
		総和の %	8.2%	23.0%	31.2%
合計		度数	364	358	722
		総和の %	50.4%	49.6%	100.0%

表 2-20　2009 年度配当額と業績のクロス表（韓国）　（単位：会社数）

			税引前純利益前年度比較		合計
			減益会社	増益会社	
配当額_有配のみ	安定配当会社	度数	68	75	143
		総和の %	10.9%	12.0%	23.0%
	減配会社	度数	170	82	252
		総和の %	27.3%	13.2%	40.4%
	増配会社	度数	52	176	228
		総和の %	8.3%	28.3%	36.6%
合計		度数	290	333	623
		総和の %	46.5%	53.5%	100.0%

表 2-21　South Korean KOSPI（Unit: US$）

Pricing Date	Last Sale Price	% Change
2012/12/28	1,997	8.6%
2011/12/29	1,826	-12.3%
2010/12/30	2,051	18.0%
2009/12/30	1,683	33.2%
2008/12/30	1,124	-68.7%
2007/12/28	1,897	24.4%

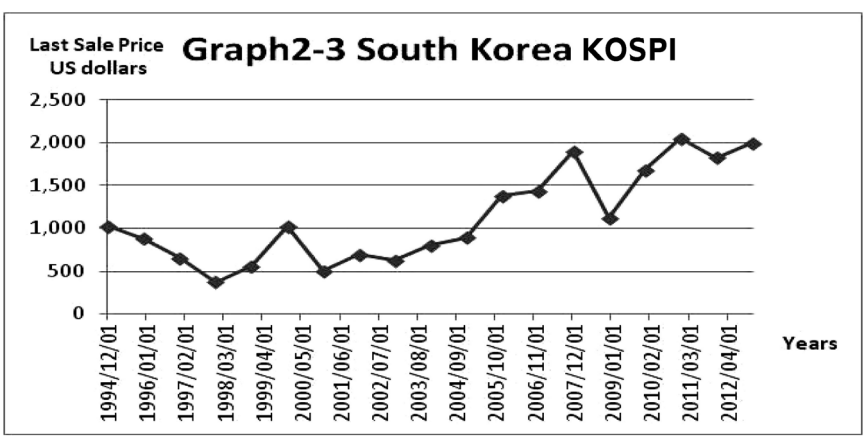

2009 年度配当メカニズム（韓国）をみると，税引前当期純利益が上がっているときは，増配会社率（28.3%）が減配会社率（13.2%）よりも大きい（「表 2-20」参照）。また，税引前当期純利益が下がっているときは，減配会社率（27.3%）が増配会社率（8.3%）よりも大きい。したがって，2009 年度配当メカニズム（韓国）は，業績連動型配当となる。

2008 年 9 月のリーマン・ショックにより，2008 年末の株価は，2007 年末の株価と比べて 68.7%下落している（「表 2-1」'Graph2-3' 参照）。しかし，配当メカニズムを変更するほどの影響を与えていないといえる。

2008 年度配当メカニズム（韓国）をみると，税引前当期純利益が上がっているときは，増配会社率（10.4%）が減配会社率（18.5%）よりも小さい（「表 2-22」参照）。また，税引前当期純利益が下がっているときは，減配会社率（53.8%）が増配会社率（4.1%）よりも大きい。したがって，2008 年度配当

表 2-22　2008 年度配当額と業績のクロス表（韓国）　（単位：会社数）

			税引前純利益前年度比較		合計
			減益会社	増益会社	
配当額_有配のみ	安定配当会社	度数	50	33	83
		総和の %	8.0%	5.3%	13.2%
	減配会社	度数	338	116	454
		総和の %	53.8%	18.5%	72.3%
	増配会社	度数	26	65	91
		総和の %	4.1%	10.4%	14.5%
合計		度数	414	214	628
		総和の %	65.9%	34.1%	100.0%

表 2-23　2007 年度配当額と業績のクロス表（韓国）　（単位：会社数）

			税引前純利益前年度比較		合計
			減益会社	増益会社	
配当額_有配のみ	安定配当会社	度数	73	90	163
		総和の %	9.8%	12.1%	21.8%
	減配会社	度数	138	53	191
		総和の %	18.5%	7.1%	25.6%
	増配会社	度数	94	298	392
		総和の %	12.6%	39.9%	52.5%
合計		度数	305	441	746
		総和の %	40.9%	59.1%	100.0%

メカニズム（韓国）は，業績連動型配当とならない。

2007 年度配当メカニズム（韓国）をみると，税引前当期純利益が上がっているときは，増配会社率（39.9%）が減配会社率（7.1%）よりも大きい（「表 2-23」参照）。また，税引前当期純利益が下がっているときは，減配会社率（18.5%）が増配会社率（12.6%）よりも大きい。したがって，2007 年度配当メカニズム（韓国）は，業績連動型配当となる。

Ⅲ　おわりに

以上，IFRS コンバージェンス型会計および IFRS アドプション型会計の配当メカニズムを検討してきた。

IFRS コンバージェンス型会計の範疇に入る日本，アメリカは，安定型配当メカニズムを採ることを検証してきた。ただし，日本の場合，年度によっては，業績連動型配当メカニズムとのミックスで配当額を決めている。また，アメリカは，減益のときに安定型配当メカニズムを採り，増益のときに業績連動型配当メカニズムを採っている。

IFRS アドプション型会計の範疇に入るドイツ，フランス，イギリス，韓国は，業績連動型配当メカニズムを採ることを検証してきた。まず，ドイツは，業績連動型配当メカニズムを採っている。ただし，減益（2007 年度）のときに，安定型配当メカニズムを採っている。つぎに，フランスも同様に業績連動型配当メカニズムを採っている。ただし，減益（2007 年度）のときに，安定型配当メカニズムを採っている。さらに，イギリスは，

業績連動型配当メカニズムを採っている。なお，減益（2008 年度・2007 年度）のときに，安定型配当メカニズムを採っている。最後に，韓国は，業績連動型配当メカニズムを採っている。

上述のことから，日本は，安定型配当メカニズムを採っているが，時として，業績連動型配当メカニズムを採っている。同様に，アメリカも安定型配当メカニズムを採っている。ただし，減益のときに限定される。また，ドイツ，フランス，イギリスも，業績連動型配当メカニズムを採っているが，時として，減益のときに安定型配当メカニズムを採っている。

【参考文献】

（1）ANC［2010］*Plan strategique ANC 2010−2011.*
（2）安藤英義［2006］「資本概念の変化」『企業会計』第 58 巻第 9 号，pp. 1366−1373。
（3）有限責任あずさ監査法人中国事業室／KPMG 編［2012］『中国子会社の投資・会計・税務』中央経済社。
（4）Bainbridge, M. Stephen［2009］*Corporate Law*, 2nd ed., Foundation Press.
（5）*CCH Worldwide Business Tax Guide.*
（6）近田典行［1990］「イギリス会社法上の分配可能利益と TFV の関係について」『経理知識』通号 69 巻　明治大学国家試験指導センター経理研究所，pp. 59−75。
（7）中国人民共和国財政部［2006］『企業会計準則 2006』。
（8）中国人民共和国財政部［2012］『小企業会計準則 2012』。
（9）中国証監会［2012］「上場企業現金配当に関する事項をさらに着実におこなう通知について」（http://business.sohu.com/20120509/n342786066.shtml）。
（10）中央青山監査法人・三逸会計法人［2002］『韓国の会計基準－日韓最新制度の完全比較』中央経済社。
（11）中小企業庁事業環境部財務課［2010］『諸外国における会計制度の概要』。
（12）Code de Commerce, Art. L. 232−11.
（13）Conseil National Comptabilité［2010］*P.C.G.* 1982.
（14）Corporate Laws Committee［2011］*Model Business Corporate Act: Official Text with Official Comments and Statutory Cross−References Revised through December 2010*, American Bar Association.
（15）『Tax&Law　国際税務の実務と対策』第一法規出版。
（16）深谷和広［2006］「英国配当決定指針案の改訂内容」『東邦学誌』第 35 巻第 1 号，pp. 105−121。
（17）呉性根［2009］「韓国資本市場法に関する考察－日本法との比較－」『季刊 企業と法創造－特集・雇用と社会保障の交錯－』通巻第 18 号。
（18）平松一夫編著［2007］:『国際財務会計報告論－会計基準の収斂と新たな展開－』中央経済社。
（19）法務省［2011］法務省令第 13 号『会社計算規則』2006 年 2 月 7 日，最終改正終改正：2011 年 3 月 31 日法務省令第六号。
（20）法務省［2009］法律第 86 号『会社法』2005 年 7 月 26 日，最終改正 2009 年 7 月 10 日法律第 74 号。
（21）Hopt, Klaus J., Hanno Merkt, und Markus Roth.［2012］: *Handelsgesetzbuch: Beck'sche Kurz − Kommentare, Band 9, 35.Aufl.* München, Deutschland: Verlag C. H. Beck.
（22）法制審議会［2005］『会社法制の現代化に関する要綱』。
（23）Hüffer, Uwe［2012］*Aktiengesetz: Beck'sche Kurz − Kommentare, Band 53, 10.Aufl.* München, Deutschland: Verlag C. H. Beck.
（24）五十嵐邦正［2011a］「ドイツ会計制度における自己持分の会計処理」『商学集志』第 81 巻第 1・2 号，pp. 1−14。
（25）五十嵐邦正［2011b］「ドイツ改正商法における分配規制」『會計』第 180 巻第 6 号，pp. 1−13。
（26）五十嵐邦正［2010］「ドイツ商法における資本準備金」『商学集志』第 80 巻第 1 号，pp. 1−23。
（27）五十嵐邦正［2008］『資本会計制度論』森山書店。
（28）壱岐芳弘［2008］「会社法における資本剰余金と利益剰余金の区別」『産業経理』第 l67 巻第 4 号，pp. 39−48。
（29）稲見亨［2011］「ドイツにおける国際的会計基

準の適用と資本市場指向概念」『會計』第 180 巻第 5 号, pp. 57−70。
(30) 猪熊浩子［2009］「会計基準の国際化と配当可能利益の動向」『国際会計研究学会年報』2009 年度, pp. 99−109。
(31) Institut National de la Statistique et des Etudes Economiques［2010］*Répertoire des Entreprises et des Etablissements− Sirene.*
(32) 笠井賢治［1990］『「韓国会計制度論」権泰殷』第 31 巻第 9 号, pp. 97−100。
(33) 木下勝一［1999］「商法会計法の形成－2 つの波－」佐藤博明編 1999『ドイツ会計の新展開』森山書店 pp. 15−48。
(34) 金淳錫［2012］「新たな企業類型（LLC, LP), 種類株式と社債制度」『季刊 企業と法創造－特集・韓国商法改正－』通巻第 32 号, pp. 39−50。
(35) 金喆印・辰巳憲一［1996］「韓国証券市場の仕組みと経緯」『学習院大学 経済論集』第 33 巻第 1 号, pp. 17−44。
(36) 近藤義雄［2011］『中国会計・税務』千倉書房。
(37) 近藤義雄［2012］『中国事業の会計税務』蒼蒼社。
(38) 胡丹［2012］「中国における中小企業会計 2011 についての一考察－国際的比較視点を用いながら－」『経済科学』第 59 巻第 4 号, pp. 115−127。
(39) 許延明［2007］「中国における会計不正問題に関する一考察」『関西大学商学論集』第 51 第 6 号, pp. 69−81。
(40) Lee H. Radebaugh, Sidney J. Gray, Ervin L. Black［2006］: “International Accounting and Multinational Enterprises”, John Wiley & Sons, Inc. ; 小津稚加子監訳［2007］『多国籍企業の会計－グローバル財務報告と基準統合』中央経済社。
(41) 増子敦仁［2006］「剰余金の会計」『企業会計』第 58 巻第 9 号, pp. 1392−1403。
(42) 松井泰則［2008］『国際会計の潮流－類型学説を中心とした各国会計関係論－』白桃書房。
(43) 水野真澄・斎藤孝史［2011］『改訂中国ビジネス会計税務用語集』キョーハンブックス。
(44) 森川八洲男［1993］「イギリス会社法における分配規制」『明治大学社会科学研究所紀要』第 31 巻第 2 号, pp. 121−137。
(45) 森川八洲男［1995］「EU における分配可能利益計算原則の一考察」『明治大学社会科学研究所紀要』第 33 巻第 2 号, pp. 211−226。
(46) 向伊知郎［2005］「配当規制と連結配当政策」『経営管理研究所紀要』第 12 号 pp. 43−60。
(47) 毛洪涛・万云編著［2004］『会計最新制度, 準則』立信会計出版社。
(48) 中村宣一朗・伊豫田隆俊・田村威文・斉野純子［2000］『イントロダクション国際会計』同文舘。
(49) 並木俊守・並木和夫［1992］『現代アメリカ会社法』中央経済社。
(50) 西崎賢治［2005］「中国上市公司の会計不正行為－特徴と方向性－」『三田商学研究』第 48 巻第 2 号, pp. 83−106。
(51) 日本公認会計士協会［2010］「租税調査会研究報告第 20 号　会計基準のコンバージェンスと確定決算主義」『会計・監査ジャーナル』第 22 巻第 83 号, pp. 137−149。
(52) 野村健太郎・平松一夫監訳［1999］『国際会計入門』中央経済社。
(53) 大隅健一郎［1978］『商法総則〔新版〕』有斐閣。
(54) 大島正克［2006］「中国における企業会計制度の復活と発展－中国の企業会計の特質を探る－」『国際会計研究学会年報 2005 年度』。
(55) 李範燦［1994］志村治美監訳『韓国会社法論』晃洋書房。
(56) 李範燦・石井文廣編［2008］『大韓民国法概説』成文堂。
(57) 佐藤誠二［1999］「商法会計の法システム」佐藤誠二編『ドイツ会計の新展開』森山書店 pp. 49−97。
(58) 佐藤誠二［2007］「EU の会計統合戦略とドイツの対応－IAS/IFRS 適用に向けての会計基準のコンバージェンス（収斂化）－」佐藤誠二編『EU・ドイツの会計制度改革』森山書店。
(59) 篠原繁［2010］「2006 年イギリス会社法の資本維持規定」『創価経営論集』第 34 巻 第 2・3 合併号, pp. 91−100。
(60) 宋鐘俊［2012］「韓国の 2011 年改正会社法の大変化と課題」『季刊 企業と法創造－特集・韓国商法改正－』通巻第 32 号, pp. 16−26。
(61) 杉本徳栄・趙盛豹［2011］『事例分析 韓国企業の IFRS 導入』中央経済社。
(62) 高山朋子［2006］「会社法及び会社計算規則に基づく資本会計の諸問題」『東京経大学会誌』第 254 号, pp. 201−215。
(63) 高山朋子［2004］「法定準備金の取崩, 評価損益, 配当をめぐる主要問題」『東京経大学会誌』第 238 号, pp. 65−93。
(64) 瀧俊雄［2005］「韓国取引所の誕生」『資本市場クォータリー 』第 8 巻第 4 号, pp. 166−175。
(65) 田中久夫［2006］「株式会社における配当規制

の変換－新会社法成立による利益配当規制から剰余金配当規制への変化－」『作新経営論集』第 15 号, pp. 1−24。
(66) 山下寿文［2007］「中国会計基準のグローバル化への取り組み」『佐賀大学経済論集』第 40 巻第 2 号, pp. 1−19。
(67) 弥永真生［2006］「払込資本の会計」『企業会計』第 58 巻第 9 号, pp. 1381−1391。
(68) 吉岡正道・岩篤志・末原聡［2010］「剰余金の配当規制について－その他資本剰余金の取り崩しによる配当財源の確保－」『日本簿記学会年報』第 25 号, pp. 93−97。
(69) 吉岡正道・徳前元信・杉山晶子［2008］「会社法に関するアンケート調査研究－情報提供機能のための会計規制と配当可能限度額のための配当規制の乖離－」『産業経理』第 67 巻第 4 号, pp. 124−137。
(70) *World Accounting.*

Ⅲ　研究グループ報告（中間報告）

IFRS における資産会計の総合的検討

主　　査：菊谷 正人（法政大学）
委　　員：石井　明（横浜商科大学）　石山　宏（山梨県立大学）
越智 信仁（日本銀行）　小林 直樹（玉川大学）
島田 佳憲（岩手大学）　島永 和幸（神戸学院大学）
杉山 晶子（東洋大学）　中野 貴之（法政大学）
林　健治（日本大学）　藤田 晶子（明治学院大学）
古庄　修（日本大学）　松井 泰則（立教大学）
松本　徹（専修大学）　吉田 智也（埼玉大学）
依田 俊伸（法政大学）

要　旨

本研究グループは，事業活動にとって重要な有形固定資産・投資不動産・リース資産・棚卸資産・金融資産等に関する会計処理について，国際財務報告基準（IFRS）（IAS を含む）を対象にして総合的な検討を行った。

有形固定資産に関する基本的かつ重要な会計問題として，当初認識・測定，再測定，減価償却と減損損失等を理論的・実証的に検討した。当初認識時における取得原価の算定については，取得形態別（購入，自家建設，交換）に考察した。有形固定資産の期末評価（当初認識後の再測定）の会計方針として，IAS16 では，原価モデルと再評価モデルの選択適用が認められているが，日本基準では再評価モデルは禁止されているので，有形固定資産の再評価，再評価額に基づく減価償却・減損および減損損失の戻入れは要求されていない。このような相違点について，総合的検討を行った。投資不動産に関する会計方針として，IAS40 では原価モデルと公正価値モデルの選択適用が容認されているが，日本基準は原価モデルを強制するに留まる。リース資産に関する日本基準は，リース資本化の識別規準が米国基準と同様に数値基準である点等を除いて，IFRS と極めて類似するが，当初認識・測定，再測定等の会計方針を理論的・実証的に検討した。なお，最近の新リース基準の動向，すなわち IASB/FASB 共同プロジェクトが公表したリース公開草案（2013 年 ED）のコア理論についても検討を加えた。棚卸資産に関する日本基準は，基本的に IFRS に収斂しているが，当初認識・測定と再測定等の基本的な会計方針を理論的・実証的に検討した。また，金融資産会計では，IFRS9 策定（IAS39 改訂）プロジェクトを中心に，関連規定（IFRS13 や IFRS7）を含め，公正価値測定やマネジメント・アプローチ等の信頼性を巡る留意点について論究した。

さらに，財務諸表の表示と開示に関して，重要性の原則の適用により，その有用性を高めることが分析された。

Ⅰ　はじめに

本研究は，企業の事業活動にとって重要な資産に関する会計処理について，IFRS（IASを含む）を対象にして総合的な検討を行う。具体的には，有形固定資産（IAS16, IAS20, IAS23, IAS29, IAS36, IFRS5），投資不動産（IAS40），リース資産（IAS17），棚卸資産（IAS2），無形資産（IAS38）および金融資産（IAS32, IAS39, IFRS7, IFRS9）に分け，主として日本基準との比較・分析を行うことによって，IFRSの特徴と欠陥を探究する。それとともに，日本基準の特徴と欠陥を確認し，日本基準に対する対応策を提案することを本研究の主要目的とする。

このような理論的・実証的な総合的検討により，わが国における資産会計の改善・展開に貢献できるものと思われる。

Ⅱ　有形固定資産会計

1　有形固定資産の当初認識・測定

認識（recognition）とは，経済的事象のうちどれを会計的に測定の対象とするのかを識別プロセスである。IAS16は，将来の経済的便益の蓋然性（probability）と測定の信頼性（reliability）を認識規準とする（IAS16, par.7）。

資産として認識要件を満たす有形固定資産は，当初認識時点にその取得原価で測定される（IAS16, par.15）。取得原価とは，当該資産取得のために支出した現金・現金同等物の価額またはその他の引渡した対価の公正価値，すなわち「現金価格相当額」（cash price equivalent）をいう（IAS16, par.23）。

（1）購入による取得原価

IASCが公表した原初基準であるIAS16（1982年）では，取得原価に算入できる付随費用は，当該資産を稼動できる状態においておくために直接必要とされる費用に限定されていた（IAS16（1982）, par.11）。IASBにより2003年11月に改訂され，2004年3月に公表されたIAS16（2003年改訂）によれば，購入により取得した有形固定資産（ただし，購入による取得に限定されない）の付随費用として，解体・除去費用（cost of dismantling and removing the assets）を取得原価に算入できることとなった（IAS16, par.16）。わが国のASBJにより平成20年（2008年）3月に公表された「基準18号」も，資産除去費用に関して，会計基準の国際的収斂の観点から「資産負債両建処理法」を採用している。

（2）自家建設による取得原価

IAS16（2007年改訂）によれば，自家建設資産（self−constructed asset）の取得原価は，取得資産に対する原則と同じ原則を適用して決定される（IAS16, par.22）。ただし，IAS23（2007年改訂）によれば，使用または販売の準備のために相当の期間がかかる資産である「適格資産」（qualifying assets）（棚卸資産も含む）の取得，建設または製造を直接の発生原因とする借入コスト（borrowing costs）は，当該資産の取得原価の一部として資産化しなければならない（par.8）。また，IAS23で資産化が求められる借入コストは，適格資産を取得するために特別に借り入れた資金の利息に限定されていない。すなわち，企業が一般目的で資金を借り入れ，適格資産を取得するためにそれを使用した範囲で，当該資産への支出額に「資産化率」

（capitalisation rate）を乗じて，「資産化適格借入コスト額」（amount of borrowing costs eligible for capitalisation）を計算しなければならない。この一般目的借入金と資産化率の規定は，わが国の「連続意見書」等においても存在せず，今後，コンバージェンスの対象となり得る部分といえる。

（3）交換による取得原価

IAS16（2003 年改訂）では，交換（exchange）により取得した受入資産（asset received）の取得原価は，(a) 交換取引が経済的実質を欠いている場合，または (b) 受入資産または引渡資産（asset given up）の公正価値が信頼性をもって測定できない場合を除き，原則として，公正価値で測定される。公正価値で測定できない例外的な場合には，受入資産の取得原価は引渡資産の簿価で測定される（IAS16, par.24）。受入資産または引渡資産の公正価値が信頼性をもって測定できる場合，受入資産の取得原価は次のケースにより異なる。

（a）受入資産の公正価値が明らかとなる場合には，受入資産の公正価値
（b）受入資産の公正価値が明らかとならない場合には，引渡資産の公正価値

2　有形固定資産の再測定（期末評価）

IAS16 では，原価モデル（cost model）と再評価モデル（revaluation model）の選択適用が認められている（IAS16, par.29）。

原価モデルでは，有形固定資産は，取得原価から減価償却累計額・減損損失累計額を控除した価額で評価しなければならない（IAS16, par.30）。この会計方針は，取得原価主義に基づく期末評価基準であり，わが国でも採用されている。

再評価モデルでは，有形固定資産は，公正価値から減価償却累計額・減損損失累計額を控除した評価額で計上しなければならない（IAS16, par.31）。有形固定資産を再評価した結果として増加する帳簿価額の増加額は，「再評価剰余金」（revaluation surplus）の科目を付して株主持分に直接貸記しなければならない。しかし，再評価剰余金は，以前に費用として認識された同一資産の再評価による減少額を戻し入れる範囲内で収益として認識する（IAS16, par.39）。なお，当該資産の認識の中止（たとえば，売却処分）が行われる場合には，再評価剰余金は利益剰余金に振り替える（IAS16, par.41）。わが国の会計諸則には，会社更生・企業結合等の特殊のケースを除き，資産の再評価は認められない。

3　有形固定資産の費用化（減価償却）

原価モデルによる減価償却費は取得原価に基づいて測定され，再評価モデルのもとでは，減価償却費は再評価額に基づいて計算され，全額損益計算書に算入される。再評価モデルの場合，再評価に伴う減価償却累計額は次のいずれかの方法によって計上される。

（a）再評価後の資産の帳簿価額が再評価額と等しくなるように，資産の減価償却累計額控除前の帳簿価額の変動に比例して改訂される。
（b）再評価前の減価償却累計額を消去し，その正味再評価額を新たな帳簿価額とする。

4　有形固定資産会計の実証分析

IAS36 に関する実証研究では，経営者の判断による公正価値と機会主義的会計政策手続を論点として，Knauer and Wöhrmann［2012］は，IFRS と国内の会計基準におけ

るのれんの減損について，市場の反応とその情報内容の質的検証を行い，Vanza et al.［2011］は，資産の減損が不確実性を減少させる特定情報を開示する場合の経営者によるIAS36の適用・不適用を検証し，さらに，Liberatore and Mazzi［2010］は，借入コストとのれんの情報強制開示の間の情報内容を分析している。

Ⅲ　投資不動産会計

IAS40によれば，賃貸収益または資本増価あるいはその双方を目的として保有される不動産である「投資不動産」（investment property）は，当初認識時点における取得原価で測定される（par.20）。その後の再測定に際しては，公正価値モデル（fair value model）と原価モデルの選択適用が認められている（par.30）。公正価値モデルを選択した場合における公正価値の変動から生じた損益は，発生した年度の損益に含められる（par.35）。

投資不動産から他の不動産へ，または他の不動産から投資不動産へ用途変更がある場合には，用途変更の時点で振替処理が必要となる（par.57）。投資不動産から他の不動産への用途変更の場合には用途変更時の公正価値をもって取得原価とし，当該公正価値とその時点の帳簿価額との差額を損益として処理する（par.60）。

それに対して，他の不動産から投資不動産への用途変更のうち，棚卸資産または建設・開発過程の不動産から投資不動産への変更で公正価値により計上される場合には，当該公正価値と帳簿価額の差額は損益として処理される（pars.63 and 65）。しかし，自己使用不動産から投資不動産への変更で公正価値により計上される場合には，公正価値が帳簿価額より小さいときにはその差額は損失として認識されるが，公正価値が帳簿価額より大きいときにはその差額は利益として認識されず再評価剰余金として計上される（par.61）。このような不統一な処理が規定されている理由は何か，また，その理由に合理性があるかについては，検討の必要がある。

Ⅳ　リース資産会計

1　リース資産に関する会計基準の意義および経緯

IASBの前身であったIASCより1982年9月に公表されたIAS17（1982年）は，「経済的実質優先主義」（substance over form），いわゆる実質優先の概念を適用する最初の基準書であり，また，取得原価モデルのなかに測定方法として現在価値技法を組み入れた最初の基準書であった。1997年12月にIAS17は改訂された後，今日まで数回のマイナーな修正を経ている。

IAS17のアプローチの根本的欠陥は，借手におけるリース資産（およびリース負債）のオフバランス化の操作性の余地にあると指摘でき，例えば，類似の会計基準を適用してきた米国においては，リースの資本化について設定している数値基準を回避するリース契約をストラクチャーして，実質ファイナンス・リースのオフバランス化を示現し，その結果，財務諸表の目的適合性や透明性を棄損することにあった。

そこで近年，アングロサクソン諸国での共通的な概念フレームワークを基礎として，IASBとFASBは共同で，新たに「使用権モデル」（the right of use model）と呼称される会計基準案を検討した結果，2013年5月

に IASB/FASB の両基準設定機関より公開草案「リース」（ED 2013/6）（再公開草案）が公表された。したがって，現行基準の構成内容論点に係る分析に加えて，この ED の内容の基底にある論理を考察する。

2　リース資産に関する開示

日本基準において，所有権移転外ファイナンス・リースの賃貸借処理が容認され，借手の多くはリース取引をオフバランス化させていた。リスク・便益アプローチに基づく IAS17，FASB ASC840 においても，リース期間，最低リース料支払額などを規準に，ファイナンス・リース（FL），オペレーティング・リース（OL）のいずれであるかが判定され，OL のオンバランス回避行動が一般化した。Imhoff et al.［1991，1993，1997］で示された OL の推計的資本化方法をレビューし，注記開示を活用した OL の推計的資本化が財務比率に与える影響について検討した。

3　リース資産会計の実証分析

ED 2013/6 では，(1) 原資産が不動産ではなく，(2) リース期間が経済的耐用年数の重要部分を占め，(3) 支払リース料の現在価値がリース開始日の原資産の公正価値と比べて重要である場合，当初認識後，借手は「使用権資産」を原則的に定額法により償却すると提案された。提案に従うと，費用が前倒し的に計上されるので，借手は反対意見を表明した。Jennings and Marques［2013］における仮設例の収益率，期首資産の時価／簿価の推移を見ると，定額法償却が現在価値償却（利息法）よりも優れるとは言えず，貸借対照表項目を変数とした株価の回帰分析結果からも定額法償却の方が優れているとは推計されなかった。

V　棚卸資産会計

1　棚卸資産の費用化（原価配分）

IAS2 では，棚卸資産の原価算定（配分）において，①通常代替性がない棚卸資産の原価および特定のプロジェクトのために製造され，かつ，他の棚卸資産から区分されている財貨または役務と，②それ以外の棚卸資産とに分けた上で，それぞれ適用される方法を限定している。すなわち，①の対象となる棚卸資産には個別法（specific identification）が適用され（IAS2，par.23），②の対象となる棚卸資産には先入先出法（first−in, first−out formula）または加重平均法（weighted average cost formula）が適用される（IAS2, par.25）。なお，売価還元法（retail method）・標準原価法（standard cost method）は簡便法としてのみ認められている（IAS2，par. 21）。

日本基準では，現在，棚卸資産の原価配分方法として，個別法，先入先出法，平均原価法，売価還元法のみを認めている（「基準 9 号」6−2 項）。したがって，現状においては IAS2 とほぼ同等の規定が設けられているといえる。

2　棚卸資産の再測定（期末評価）

IAS2 においては，原価と正味実現可能価額とのいずれか低い額（the lower of cost and net realisable value）により測定しなければならない（IAS, par.28−29）。日本基準では，棚卸資産を通常の販売目的（販売するための製造目的を含む。）で保有する棚卸資産とトレーディング目的で保有する棚卸資産とに区分したうえで，前者は取得原価と正味売却価額とのいずれか低い額とし（「基準

9 号」7 項），後者は市場価格とする（「基準 9 号」15 項）。したがって，基本的な思考は IAS2 と軌を一にしている。

Ⅵ　金融資産会計

1　金融資産会計の留意点

IFRS9「金融商品」策定（IAS39 改訂）プロジェクトの動向を中心にレビューしたうえで，関連規定（IFRS13 や IFRS7）を含め個別基準を巡る問題の所在や見直しの方向性等として，以下の諸点に論及した。

まず，IFRS9 策定に向けたフェーズ 1「分類及び測定」（classification and measurement）では，公正価値変動を「その他の包括利益」で認識する場合に，リサイクリングの扱いで整合性を欠く規定が混在しており（IFRS9, par.5.7），利益概念を曖昧なものとしている。また，非上場株式にも公正価値測定が要求されているが（par.4.1.4），各評価技法の結果のウエイトの置き方に定式化された株式鑑定理論がない中では，主観的な操作余地が極めて大きく監査可能性も乏しいといわざるを得ず，エクスポージャーが相対的に大きいわが国においては，慎重に有用性の検討が進められなければならない。

次に，フェーズ 2「償却原価及び減損」（amortised cost and impairment）では，先般の金融危機の経験を踏まえ新たに期待損失モデル（expected loss model）が導入され，具体的な算定方法を巡る IASB と FASB の意見交換が続いている。基準設定主体による期待損失モデルの採用が仮に政策科学としての役立ちを会計に求めるものであるとしても，主観的な予測を介在させ実体経済に影響を与えることで実現しようとする政策目的（プロシクリカリティの抑制）が，市場の反応を先読みする経済主体（経営者等）の裁量により覆されてしまう可能性にも留意しつつ，当該予測を合理的に裏付け可能なものにしていく取組みが必要となる。

さらに，フェーズ 3「ヘッジ会計」（hedge accounting）では，原則主義の下で目的適合的（IFRS9, par.6.1.1）な規定の導入が行われている。ただし，その前提となる企業のリスク管理活動について，どの程度の整備が要求されるのかに関し，財務諸表作成者と監査人の共通理解が得られなければ，両者が想定する整備の水準に乖離をもたらす懸念がある。

最後に，IFRS7「金融商品：開示」では，マネジメント・アプローチによるリスク情報の注記開示が求められているが（IFRS7, pars.33−34），経営判断に係る監査可能性を担保し得る制度的枠組み（開示基準，監査実務指針等）が重要になろう。

2　金融資産会計の実証分析

IFRS の金融商品策定プロジェクトでは，公正価値測定の適用対象が拡大している。このような中，いわゆるレベル 3 に区分される測定値の信頼性の低い項目が増えることによって，どのような影響が生じるかが注目される。

IFRS に先立ち，公正価値の階層別開示（レベル 1〜3）を開始している米国では，レベル 3 に区分される項目に対して，投資家がどのように評価しているのか等について実証分析が進められている。こうした実証分析の知見を網羅的にレビューし，財務諸表上，レベル 3 の項目が増えていくことの意義や課題について，まずは系統的に把握する必要がある。

Ⅶ　その他の特殊論点

1　開示（注記）

IFRS において，表示（presentation）と開示（disclosure）の概念は区別して用いられる。すなわち「開示」は，財務諸表本体ではなく，注記において金額または文章を用いて説明を行う場合に用いられる。IFRS の一般的な特徴のひとつに注記の量がかなり多いことが挙げられるが，最近では，注記量の増加傾向に対して，これを問題視し，その改善を求める議論が高まっている。例えば，IASB から諮問を受けて，2011 年 10 月にスコットランド勅許会計士協会（ICAS）とニュージーランド勅許会計士協会（NZICA）により公表された報告書（*Losing the excess baggage: reducing disclosures in financial statements to what's important*）は，不必要に詳細な財務諸表本体に関連する注記情報を削減し，財務諸表の有用性を高めるための勧告を行っている。この場合，注記には，財務諸表本体に表示されている項目の説明や各項目の分解情報，あるいは本体における認識の要件を満たしていない項目に係る情報等が含まれるが，報告書は，重要性（materiality）の概念を適用し，重要な表示項目と追加的な注記における重要な情報を区別して，①重要な表示項目，②重要な注記情報，および③重要性がない項目に分類する。報告書においては，このように表示項目と注記情報の重要性を区別することにより，結果として注記情報の開示要求の 37％を削減することが可能になったという。

他方で，当該報告書に対して注記の量的削減は目標ではなく，あくまでも結果であるべきであり，すなわち開示の質にもっと焦点をあてるべきとの指摘も見られる。

当該報告書は，IAS1 における包括的な開示要求に網羅されること，ならびに重要性の原則の適用を理由として，個別基準間の整合性をふまえた注記の削減を提案している。資産会計に係る個別の IAS および IFRS における注記の意義とその開示要求を改めて検討するとともに，かかる提案のインプリケーションを財務報告全体の枠組みの再構成を指向した議論が国際的に展開されるなかで，財務報告の構成要素―財務諸表・注記・経営者による説明（MC，およびコーポレート・ガバナンス）―および配置規準（placement criteria）の在り方に照らして考察することを今後の研究課題としたい。

Ⅷ　IFRS における資産会計の特徴

IFRS では，国際的な資本市場における現在・将来の投資者・債権者等の意思決定にとって有用な情報を提供することを財務報告の基本目的とする「意思決定有用性アプローチ」の観点から，主として投資者にとって有用な公正価値（市場価値，割引現在価値）・見積数値が大幅に導入・利用されている。たとえば，金融資産・有形固定資産・投資不動産等の広範な資産項目にわたって公正価値による評価が容認されている。たとえば，有形固定資産および投資不動産の再測定には，原価モデルと再評価モデル（または公正価値モデル）の選択適用が認められ，時価評価が容認されている点も IFRS における資産会計の大きな特徴となっている。また，リース資産の計上額には，将来キャッシュ・フローの割引現在価値が用いられ，その割引率・割引期間は財務上の仮定による予測数値である。投資者の

投資意思決定にとって有用である将来キャッシュ・フローを重視した会計処理が最優先されている。つまり，投資者保護偏重主義の会計処理が採用されていると言っても過言ではない（菊谷［2011］，25 頁）。

投資者の意思決定目的である「将来キャッシュ・フローの予測」に適合する財務情報を提供するために，「市場価値評価」（marking to market）を容認するなど，「資産・負債アプローチ」の考え方に立脚した会計処理が採用されているが，そのアプローチの帰結として，資産の公正価値による再測定（remeasurement）が頻繁に行われることも IFRS における資産会計の特徴の 1 つとなっている（同上，26 頁）。

また，リース資産会計のように，法的形式より経済的実態の判断を重視する「経済的実質優先主義」が採用されている。法的所有権を保有しなくても，リース物件により経済的利益を実質的に享受でき，使用に伴って生ずるコストを実質的に負担する場合には，リース資産として貸借対照表上に認識・測定できる。

さらに，IFRS は原則的な規定を設け，基本的に例外規定を設けない「原則主義」（principle basis）に基づいており，資産会計においても，財務諸表の国際的比較可能性の確保するために，代替的会計処理が排除され，単一的な会計処理が要求されている。

【参考文献】

Alexander, David, Anne Britton, and Ann Jorissen［2011］, *International Financial Reporting and Analysis*, Cengage Learning EMEA.

Ernst & Young［2010］, *International GAAP 2010*, Wiley, pp. 1467−1469.

Imhoff, Eugene A., Robert C. Lipe, and David W. Wright［1991］"Operating Leases: Impact of Constructive Capitalization," *Accounting Horizons*, Vol. 5, No. 1, pp. 51−63.

――― ［1993］"The Effects of Recognition Versus Disclosure on Shareholder Risk and Executive Compensation," *Journal of Accounting, Auditing and Finance*, Vol. 8, No. 4, pp. 335−368.

――― ［1997］"Operating Leases: Income Effects of Constructive Capitalization," *Accounting Horizons*, Vol. 11, No. 2, pp. 12−32.

IASB［2004］, *International Accounting Standard 1 Presentation of Financial Statements.* …IAS1

IASB［2004］, *International Accounting Standard 2 Inventories.* ……IAS2

IASB［2003］, *International Accounting Standard 16 (revised) Property, Plant and Equipment.* ……IAS16（2003 年改訂）

IASB［2004］, *International Accounting Standard 39 Financial Instruments: Recognition and Measurement.* ……IAS39

IASB［2005］, *International Financial Reporting Standard 7 Financial Instruments: Disclosures.* ……IFRS7

IASB［2007］, *International Accounting Standard 23 (revised) Borrowing Costs.* ……IAS23

IASB［2008］, *International Accounting Standard 16 (amended 2008) Property, Plant and Equipment.* ……IAS16

IASB［2009］, Discussion Paper, *Leases: Preliminary Views.*

IASB［2009］, *International Accounting Standard 17 (amended 2009) Leases.* ……IAS17

IASB［2010］, Exposure Draft, *Leases.*

IASB［2013］, Exposure Draft, *Leases.*

IASC［1982］, *International Accounting Standard 16 Accounting for Property, Plant and Equipment.* ……IAS16（1982 年）

IASC［1982］, *International Accounting Standard 17 Accounting for Leases.* ……IAS17（1982 年）

IASC［1993］, *International Accounting Standard 2 Inventories.* ……IAS2（1993 年）

IASC［1997］, *International Accounting Standard 1 Presentation of Financial Statements.* ……IAS1（1997 年）

IASC［1997］, *International Accounting Standard 17 (revised) Leases.*……IAS17（1997 年改訂）

IASC［2000］, *International Accounting Standards Explained,* Wiley.

Institute of Chartered Accountants in Scotland and New Zealand Institute of Chartered Accountants［2011］, *Losing the excess baggage: reducing disclosures in financial statements to*

what's important.

Jennings and Marques［2013］, "Amortized Cost for Operating Lease Assets," *Accounting Horizons*, Vol. 27, No. 1, pp. 51−74.

企業会計基準委員会［2008］, 企業会計基準第 9 号「棚卸資産の評価に関する会計基準」…「基準 9 号」

企業会計基準委員会［2008］, 企業会計基準第 18 号「資産除去債務に関する会計基準」……「基準 18 号」

企業会計審議会［1949］,「企業会計原則」（最終修正）……「企業会計原則」

菊谷正人［2011］「IASC・IASB の変遷の歴史と IAS・IFRS の特徴」『経営志林』第 47 巻 4 号，17−31 頁。

Knauer and Wöhrmann［2012］, "Market reaction to goodwill impairment," *CAAA Annual Conference 2012. Working Paper.* Retrieved from http://papers.ssrn.com/sol3/papers.cfm?abstract_id=1985477/

Liberatore and Mazzi［2010］, "Examining The Link Between Goodwill Mandatory Disclosure Level Under IAS 36 And Cost of Debt: Evidence From S&P Europe 350," *Working Paper.* Retrieved from http://papers.ssrn.com/sol3/papers.cfm?abstract_id=1687024/

Nobes, Christopher and Robert Parker［2008］, *Comparative International Accounting*, Tenth Edition, Prentice Hall.

越智信仁［2012］『IFRS 公正価値情報の測定と監査―見積り・予測・リスク情報拡大への対応』国元書房。

Vanza et al.［2011］, "Asset impairment and the disclosure of private information," *Working Paper.* Retrieved from http://papers.ssrn.com/sol3/papers.cfm?abstract_id=1798168/

吉田智也［2014］「自家建設による有形固定資産の取得と借入コストの会計処理」『経理研究』第 57 号，305−311 頁。

Ⅳ 中島省吾先生を偲んで

国際会計研究学会第 2 代会長の中島省吾先生が平成 25 年 12 月 24 日に逝去されました。享年 91 歳でした。

ここに謹んでご冥福をお祈り申し上げ、神森智・鎌田信夫・平松一夫・野村健太郎・古賀智敏・石井明の各先生より寄稿された追悼文を掲載することに致します。

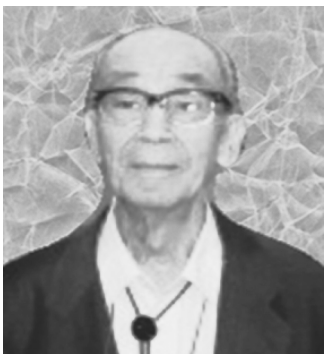

中島省吾先生追悼の辞

神森　　智（国際会計研究学会第 6 代会長・松山大学）

国際会計研究学会の元会長・ 顧問および日本会計研究学会の元会長・名誉会員の中島省吾先生がご逝去されたとのお知らせを頂きまして，驚きまた残念な思いを禁じ得ません。聞けば，昨年 12 月 24 日夜の突然のことであったそうです。大正 11 年（1922 年）のお生まれですから享年 91 才です。

ここに，天に召されました先生のご生前の数々のご功績を讃えますとともに，謹んでご冥福をお祈りさせて頂きます。

2011 年（平成 23 年）の国際会計研究学会の大会のさいには，国際会計に関するテ ―マを掲げてご講演をなさるとの案内を頂きまして，先生がお元気で，なお学界及び学会でご活躍なさ っていることを知り，大いなる喜びを感じたものですが，この度の訃報に接し，ことのほか人生の無常を感じざるを得ません。私も後期高齢者ゆえ，その時の大会への出席は見合わせたのですが，先生のご講演のレジメでも頂けないものかと思い参加費だけを送りましたが，今にして思えば，あの時多少の健康上の不安を冒してでも出席して，先生にお目にかかれる機会を作っておけば良かったと後悔しています。

先生は，誰しもご存じの通り，アメリカ会計学会会計原則(基準)の研究・紹介の面で学界に大きな貢献をされました。中でも，今では古典の一つとなったペイトン・リトルトンによる AAA のモノグラフの訳書「会社会計基準序説」は，先生のお名前とともに，不朽のものとして後世に伝えられるでありましょう。

一時期，この「序説」の訳書，これと併せてご著書の「『会社会計基準序説』研究」，また，先生の訳編になる「AAA 会計原則」のお世話になった会計学ゼミナールの学生諸君は日本中にその数知れずと言っても過言ではないものと思っています。

先生がご研究なさったアメリカ会計学会会計原則(基準)は，岩田巌先生が Generally Accepted

Accounting Principles に対する Accounting Principles to be Generally Acceptable であると評され，それまでの帰納的に形成された静態論的会計原則が演繹的に形成される動態論的会計原則(基準)に転換したものであるという点で，会計原則(基準)の性格に画期的な変化をもたらしたものでした。先生は，こうした変化をいち早く感知されていた数少ない研究者であったと思います。先生は昭和 58・59 年度に「企業会計の諸目的と 目的適合性に関する研究」について文部省の科研費をお受けになり，その代表として研究をお纏めになりました。会計基準の演繹的設定方式の浸透を背景にしたご研究でありました。

会計の変化を早くからキャッチされるという点では，国際会計問題についても同じでした。先生が早い時期から国際会計問題にご関心を示され，ご研究をなさっておられたということは，中央経済社創立 30 週年記念事業として企画された「体系近代会計学」シリーズの「国際会計基準」の責任編集者となられたことからも伺われるところであります。因みに，このシリーズは，最初は中央経済社創立 10 週年記念事業として始まり，20 週年にも内容を改めて刊行されたもので，「国際会計基準」がこのシリーズの一冊となったのは 30 週年の際のものが始めてでした。余談ではありますが，私は，先生のご署名入りの本書を頂いています。また，前記の「『序説』研究」もご署名のあるものを頂きまして，ともに私にとって貴重な宝物です。

国際会計問題は，当初は国際比較会計論とでもいうべき内容が考えられていたようですが，先生も参画された IASC が設立されてからは会計基準の国際的統一適用が関心の対象になってきました。上記の先生の責任編集になる「国際会計基準」の出版された頃には，国際会計というと会計基準の国際比較がなお大きな関心事であ ったことが分かります。同書の最後で，先生ご自身「国際会計基準確立の可能性」と題して一章を執筆されていますが，その内容は当時の情勢をよく反映したものと見ることができるとともに時代の変遷を感じさせるものでもあります。

「序説」についても，また「国際会計基準問題」にしても，先生が，つねに，会計学の新しい動きに敏感に反応されて先を展望しながら研究活動をなさっていたことをひしひしと感じ，また，研究というものはかくあるべしと教えられているようにも感じて敬服の念を禁じえません。「丈夫棺を覆いて事まさに定まる」という辞をかみしめている次第です。

以下は余談になりますが，私が松山商科大学（現松山大学）にいたとき，先生にお願いして「国際会計論」というテーマで集中講義をお願いしたことがありました。たしか昭和 60・61 年頃のことだったと思います。そのとき，日本公認会計士協会による専用のバインダ 2 冊に挟んだ 24 号（特別利害関係の開示）までの英文・和文対照の国際会計基準を頂きましたが，今となっては，私には，前記の宝物とともに先生との思い出をつなぐ貴重な資料となりました。

他に，先生との思い出と言いますと，本稿の初めにふれたように，先生は日本会計研究学会の会長をなさっていましたが，私は先生の会長任期中，同学会の理事を仰せ付かっていました。振り返ってみて，私自身は同学会のためにお役に立ったことはありません。それより，度々ご連絡を頂くなど先生に何かとお手数をおかけしたことの方が頭の中に残っています。

また，先生はフエリス女学院の院長として学院経営の事実上の責任者でした。同学院は日

本私立大学連盟に加盟しておられ，先生は学院を代表されてこの私大連盟の会議にご出席されていましたが，私の在籍していた学校法人松山大学 もこの連盟に加盟していまして，私はアテ職の理事長でしたので，市ヶ谷の私学会館での会議の際にはよくお目にかかる機会を得，またお言葉をかけて頂いたものです。そこにあるレストランにもお誘いを頂いたことがありました。

また，私はかつて，箱根・伊豆方面に，さる団体の役員・家族とバス旅行をしたことがあるのですが，先生のご住所であった伊東市の吉田辺りを経由して「みかんの花咲く丘」の碑のある道を下って行ったことがありました。あとで先生にお会いしたときその話をしましたら，先生から「寄って下さったらよかったのに」とのお言葉を頂きました。今なお忘れられないお言葉でした。

先生との，二度と叶わぬ様々な思い出が走馬灯の絵のように頭の中を駆け巡っています。住所が離れていますので ，それほど度々お会いしたわけではありませんでしたのに。

なお，先生は，どなたもご存じのように経験なクリスチャンですが，先生からお聞きしたことと記憶していることに，先生のお父様は牧師さんとのことでした。先生のご勤務された学校が横浜国大以外はすべてキリスト教系の学校であったことも，先生の人生のすべてがキリスト教との深いつながりの上に成り立っていたことを表すものかと拝察しています。

この度は，中島先生に対する追悼の辞を書く機会を与えて頂きまして光栄至極に存じます。重ねて，謹んで先生のご冥福をお祈り致します。

合掌

中島学説の会計理論構築への貢献

鎌田　信夫（国際会計研究学会第 7 代会長・南山大学）

中島省吾先生のご帰天の報に接し，謹んで哀悼の意を表するとともに，ここに一文を捧げ，生前のご指導と交誼に感謝します。

先生は，「企業が財務諸表を作成し報告する時，会計理論の規範性がどのような論理に基づいて確立されるか」を探求することに生涯を捧げられました。先生は，このような規範性は，制度的には，法律，慣行という形で強制力を獲得するが，その規範性が理論的な検証に耐えることができなければならないとして，その手掛かりとして Paton, Littleton の『会社会計基準序説』（「序説」）と AAA のステートメントに求められました。

私は，先生がこの「序説」が 1953 年に翻訳出版される前に，まだ学部の学生でしたが，染谷恭次郎先生の研究会で「序説」に取り組んでいました。「序説」は，全くの初心者である私にとって難解で，例えば，第 2 章では，Concepts, Cost Attach, 第 3 章では Cost Aggregate, Bargaining Exchange, Implied Cash Cost などなど，どう訳してよいのか，またその内容はとなると，なおさら分からないことばかりでした。私にとって，先生の訳書がタイムリーに出版され，やっと少しずつ「序説」が分かってきました。また，1970 年に『新版会計基準の

構造－AAA 会計基準の理論構造』を出版されましたが，これで「序説」について多くの解説と解釈を頂き，私は何とか不十分ながらも，「序説」を体系的に理解できました。先生は「序説」と AAA のステートメントに基づき，会計基準の規範性の理論的根拠について検討し，それらの主張の行間の空白を補筆されています。

「序説」は，基礎概念として，企業実体，活動の継続性，測定された対価，原価凝着性，努力と成果，検証力のある客観的な証拠，および諸仮定，の 7 項目をあげています。私の理解によれば，先生は，これらの基礎概念の構成を次のように整理されています。「企業実体」と「事業活動の継続性」は，ともに期間損益計算に直接かかわるというより，その前提または基盤に関連をもつ全般的な概念であり，期間損益計算に直接関係するのは，「努力と成果」，「原価凝着性」，「測定された対価」である。すなわち，「努力と成果」は，費用・収益対応の基本的な考え方であり，「原価凝着性」は，取得原価を再分類して当期の収益に対応する部分を区分することを示し，そして「測定された対価」は，取得原価を提供した対価で測定することを示す，ということであります。また，「検証力ある客観的な証拠」は，会計の問題と切り離すことができないが，「序説」の第 3 章以下の問題と直接的には結びついていないし，最後の「諸仮定」は，上述の基礎概念の底に何を仮定したかを細かくしたもので，会計理論全体の仮定とは異なる。「序説」が，なぜ基礎概念の構成について言及していないか，疑問を感じますが，先生がこのような基礎概念の関係を整理されたことにより，「序説」の残りの理解が大変容易になりました。

「序説」は，基礎概念を財務諸表の重要性という観点から論述しています。しかし，これを理論の正当性という点からはほとんど論じていません。先生は，理論の正当性は企業会計の技術的要因と社会的要請から生み出され，またこれらは歴史的性格と社会的性格を持つと指摘されています。企業会計の技術的要因とは，複式簿記がその典型ですが，そのほかに期間計算，原価分類や原価配分という問題も含まれます。社会的要請とは，財務諸表作成者である経営者と出資者や債権者など利用者からの要請であります。経営者からの要請とは経営管理機能に関する要請であり，利用者からの要請とは収益性や支払能力に関する情報の要請であります。「序説」では，利害関係者の収益力に関する要請が著しく強調されています。しかし，先生は「資本主義の様相が変わり，貨幣経済社会機構が改造されるにつれて，これらの要請も変化し，会計の諸基準も基礎概念も再び吟味され，その根底からゆす振られることもある」といわれています。

先生は，「序説」改訳版発行後の 1969 年に，講座現代会計の第 4 巻『対境関係と現代会計』（編著）を出版されました。ちなみに，対境関係とは「企業とそれらの相手方，すなわち利害関係者との関係」ということですが，本書はそれを前提に会計理論を構築しようとするもので，「序説」の 1 つの展開ということができます。

私は，本書の補章 3 で，主要財務諸表の 1 つとしてキャッシュフロー計算書を検討すべきだということを主張しました。その理由として，私は，3 つ指摘しておきました。第 1 は，最近において企業の財務規模が拡大してきたため，経営者はキャッシュフローについて詳細な計画を立て，キャッシュフローを統制する必要が生じたこと，第 2 に，設備投資の増大とと

もに費用合計に減価償却費が占める割合が多くなり，企業の純利益と資金との間に特定の関係が殆ど認められなくなったこと，そして第3に，インフレーションの進行その他の理由から，原価主義会計の合理性が疑わしくなり，客観的かつ適正な損益計算を行うことが困難になってきたことをあげました。これらの状況のもとでは，私はキャッシュフロー計算書が企業の利害関係者にとって必要であると主張しました。キャッシュフロー計算書は，キャッシュフローに基づく営業活動と財務活動の報告書であります。営業活動からのキャッシュフローは客観的事実を示すから，損益計算に含まれる経営者の主観的判断は排除されます。また，キャッシュフロー計算書は損益計算書より比較可能な情報を提供できるという点で，利用者の要請に応えることができます。

私は，「序説」およびAAA会計理論の規範性確立のための努力は，IASBの概念フレームワークの構築に引き継がれ展開されていると思います。

非力ながら，先生が私たちに示して下さった財務会計研究の指針をもとに，できるだけ概念フレームワークの討議に参画して，先生のご指導に応えられるよう努力する所存です。
先生のご冥福を心からお祈り申し上げます。

わが国最初の真の国際派会計学者，中島省吾先生

平松　一夫（国際会計研究学会第8代会長・関西学院大学）

国際会計研究学会第2代会長・中島省吾先生におかれましては，2013年12月24日に地上の生活に別れを告げられ，享年91才で神様のもとに召されました。

国際会計研究学会は1984年に設立され，染谷恭次郎先生が初代会長を務められました。染谷先生の会長辞任に伴い，翌1985年に関西学院大学が開催校を務めた第2回研究大会で中島先生が会長に選出され，その後，1986年の第3回研究大会（慶応義塾大学），1987年の第4回研究大会（横浜市立大学）の2年間，会長として学会を導かれました。

1987年は日本の会計界で大規模な国際会議が開催された年として記憶されています。日本公認会計士協会は東京で世界会計士会議を開催しました。一方，学界は日本会計研究学会が中心となり，京都で世界会計教育者会議を開催しました。この国際会議の開催にあたり，これを支援するために世界の会計学者が集って1984年にIAAER（世界会計学会）を設立しています。日本からその初代副会長に就任されたのが中島先生でありました。1984年から88年の4年間，副会長として世界の会計学会のために貢献されたのでありますが，同時にそれが日本での国際会議開催の支えになったのです。

2000年には関西学院大学が担当校を務め，神戸で国際会計研究学会とIAAERの共催で学会を開催しました。このとき，IAAERはそれまで多大の貢献をされた中島先生に対してFounders' Awardを授与しています。

中島先生は日本会計研究学会の会長をも務められました。先生のご貢献の中で特筆すべきと私が思うことの一つにJapanese Accounting Forumがあります。英語により日本会計研究

学会の諸活動を報告するこの画期的な事業を成功させるために，中島先生は 1993 年から 97 年に初代の編集長を務められました。後に私が編集長を務めさせていただくことになったとき，印刷経費を節約するため紙ベースの製本を中止し web に掲載することとしました。中島先生はそれは苦手だとおっしゃいました。そこで中島先生には紙ベースで一部を印刷し，別途お送りすることとし，喜んでいただきました。今となってはいい思い出です。

中島先生には，個人的にもいくつか貴重なお話を聞かせていただく機会がありました。長年にわたり IASC 日本代表を務められたご経験についてのお話は興味がつきないものでした。関西学院では 102 年前に初めて簿記・会計の授業が始められましたが，それを担当したのは木村禎橘先生でした。木村先生は東京高商（一橋大学の前身）の出身で，熱心なクリスチャンでした。中島先生の先輩にあたります。私自身は関西学院にいながら木村先生にお目にかかったことはありません。中島先生からお聞きする木村先生のお話もまた，私には貴重なものでした。中島先生は熱心なクリスチャンとして知られていますが，国立教会の設立には中島先生が献身的な尽力をされたことを告別式で聞して初めて知りました。学会の開催日が日曜日と重なったときには，牧師に許可をもらってきた・・などと話しておられたのもいい思い出です。

私が中島先生とご一緒に務めさせていただいた仕事があります。オハイオ州立大学が実施している Accounting Hall of Fame（会計の殿堂）の指名委員会メンバーです。中島先生の訃報を私は担当のダニエル・ジェンセン教授にメールでお知らせしました。ジェンセン教授はそのメールをしかるべき方々に転送されたようです。そのうちのお一人，ステフェン・ゼフ教授（ライス大学）から私にすぐにお悔やみのメールが届きました。ゼフ教授はその中で次のように述べておられます。

「中島教授のご逝去の報に接し，大変悲しく思います。私は博士課程の院生であった 1950 年代に Ann Arbor で中島教授に初めて会いました。中島教授はペイトン教授に会うために来られたのです。私が 1972 年と 1987 年に日本を訪問した時には，私の講演を聴きに来られた学者の方々に対して中島教授が通訳をしてくださいました。2004 年には東京で，IASC の歴史に関する書物のために中島教授にインタビューさせていただきました。それは，中島教授が 15 年間にわたって IASC の日本代表を務められたからです。私の直近の東京訪問は 2011 年 1 月～2 月でしたが，その時にお目にかかった中島教授は体調が優れない様子でした。中島教授はその時 80 才後半でしたから，もとより無理のないことです。中島教授は日本の会計学教授の中で最初の真の国際人であり，日本の会計界の重鎮でありました。中島教授は素晴らしい英語を話し，執筆されました。中島教授は偉大な友人でありました。」

日本の会計の国際化に多大の貢献をされた中島省吾先生がお亡くなりになり，私の心にはぽっかり穴が空いたかのようです。しかし，先生の目指されたことは私たち後進が引き継がねばなりません。中島先生が天にあって私たちを見守ってくださることを願っています。

中島先生，これまで本当にありがとうございました。先生が地上での生活を終えられても，先生の魂は私たちの中にいつまでも生き続けています。中島省吾先生，安らかにお眠りください。

中島省吾先生の御逝去を悼む

野村健太郎（国際会計研究学会前会長・愛知工業大学）

国際会計研究学会の会員として，永年に亘り御貢献された中島省吾先生の御逝去に接し心からお悼み申し上げます。

先生は御壮年期において，米国ペイトン，リトルトンの学説に傾倒され，邦訳に御尽力され，また，米国の発生主義認識を中心とする費用収益計算の損益会計に関し，日本において早くから普及教育に指導されました。この思考は，戦後の企業会計原則の基礎思考にもとり入れられ，日本の会計制度の運用にも影響しました。しかし，1990 年以降の日本の経済力低下もあり，IAS，IFRS に強調する企業集団次元での企業価値測定を重視する純資産を精緻化する損益計算への要求には，限界があり，企業会計原則の存在意義が低下していった事実は認めざるを得なくなりました。

ただ，原価・実現主義を基調とする費用収益対応の原則を取り入れた純利益の測定は，永年の運用実績もあり，これを軽視することはできず，IFRS 時代になっても包括利益算定の過程において，純利益を表示するという思考は，日本では尊重されている。米国も，純利益表示の重要性は維持されている。貸借対照表を初めから重視する EU における独，仏等の諸国とは大きく異なっている。しかし，包括利益を最重視する思考はグローバル次元で大きな潮流になっている。

企業集団の会計，つまり連結会計次元での包括利益測定重視への大きなうねりは，少くとも上場会社にとっては最早押し止めることは不可能となってきた。証券市場で資金調達したり，グローバル次元で M&A を仕掛ける企業にとっては緊要な課題となっている。しかし，「企業益」と「国益」とは異なっており，日本は他の先進諸国とは異なり輸入大国でもあり，エネルギー資源輸入に悩み，一方では新興の海外諸国への生産移転，技術流出が進展し，国力の低下心配，国際収支悪化傾向に結びついてきた。

連結ベースでの企業益も重要であるが，TPP 交渉進展も視野に入れると，日本は上記の特性から国益も考慮して経営展開していくことが大切となってきた（この点がシェールガスが豊富に産出することが見込まれてきた米国と異なるところである）。

また，日本の通貨である「円」は，米国の通貨である「ドル」と対比して基軸通貨としての地位を有していない。そのことが外国為替相場の変動に大きく影響されるという不利な状況にある。国際収支の赤字化が懸念される今日において，グローバル次元で，包括利益測定を重視する連結経営展開がこれから一層求められている。

日本の上場会社において，少子高齢化や人口減少に直面していることを考えると，日本国内に付加価値が増加する経営展開が切迫した大きな課題となっている。このような潮目に当たっているときに，中島先生を喪失したことは，当学会にとっても大きな損失といわざるを得ない。もっと学会においても貢献して戴きたかった。しかし，これは今更愚痴にしかすぎず，学会員に残された研究課題となるものである。

先生の遺産として残された御貢献を惜しむとともに，心から御冥福をお祈りし，御生前に御親交下さったことに深く感謝申し上げます。安らかにお眠り下さい。

中島省吾先生を偲ぶ

古賀　智敏（国際会計研究学会会長・同志社大学）

昨年 12 月 24 日，中島省吾先生が静かにとわの旅に発たれた。ペイトン＝リトルトンなどアメリカ会計理論および会計基準研究の先駆的研究者として，戦後のわが国会計制度の形成・発展に大きく貢献されるとともに，国際会計研究学会のリーダーとして，国際会計研究・教育の促進・発展に多大なご尽力を賜った。中島先生とは，筆者が本学会第 28 回大会（2011 年 9 月 8 日～10 日：東京理科大学）で会長に就任以来，理事会や懇親会の場においてとくに親しく接する機会を得た。この大会で先生は「会計学徒として国際会計基準の今後をどう考えるか」と題して記念講演をされ，これまでのご研究を回顧しつつ，国際会計基準の今後のあり方を論じられた。

同講演の中で，まず，先生が「会計基準」との関わりをもたれるようになった背景と経緯について語り初められ，先生の国際会計研究の原点を紹介された。1950 年～1951 年に米国ペンシルヴェーニア大学で Rufus Wixon 教授のもとで，W. A. Paton, A. C. Littleton, A.A.A など 1930 年代，1940 年代の米国の会計基準について学ぶ契機が与えられた。それが，ペイトン＝リトルトン『会社会計基準序説』（1940, 1958）や『A.A.A 会計原則』（1956, 1958, 1971）の名訳書となり，また，ご高著『会計基準の理論』（1961）となって，戦後の草創期にあったわが国会計制度と，その後の国際会計基準の発展に大きく寄与されたことは言うまでもない。

国際会計研究者として，中島先生が大きな関心を抱かれた課題の 1 つに，「制度」としての国際会計基準のあり方とわが国の対応がある。同講演の中でも，国際会計基準と行政的・法的規制に関して，各国の基準セッターや監督機関と国際会計基準との関係に言及されるなど，関心の強さが示されている。これは，1973 年 6 月，国際会計基準委員会（IASC）の設立時には日本代表の一人として参画し，豊富な会計理論と優れた英語力を駆使して活躍されるなど，先生の輝かしいご経験と実績に裏打ちされるものであろう（詳細は，たとえば，座談会「IASC の現況と展望」産業経理 1974 年 2 月号，川口順一氏談など参照されたい）。

また，同講演の中で国際会計「基準」の意味に関して，Rules と「基準」との相違を述べられている。先生は，『会社会計基準序説』（第 1 章「会計基準の性格」）を引用しつつ，Rules は統一の基礎を提供するのに対して，基準は背離を必要とし，また，正当化された背離を判定するための計器と見られる。このような統一的な基準からの背離を認める「基準」観は，IASC 設立当初の先生の基準に対する将来の展望においても明確に反映されている（前述の座談会「IASC の状況と展望」，同上誌，46 頁）。そこでは，今後生まれてくる基準の姿として，「最も広く問題なく受け入れられる基準」と「違いを明らかにすることによって受け入れ得る

基準」，および「国際的な舞台では受け入れがたい基準」の 3 つを想定され，今後の基準の型として提示されている。国際会計基準が理想版としての基準を目指すとしても，許容し得る代替的基準の存在を認めつつ，各国の会計制度の状況とその規定要因にも強く注目すべきとの示唆である。

中島先生は，最後に「先人に学ぶ－会計学徒の役割」として，W.A.Paton と A.C.Littleton の会計理論から何を学ぶか，後輩の会計学徒に広く訴えられ，本講演の「結び」とされた。その内容を記して再現することは，今となっては不可能である。しかし，筆者なりの解釈から，敢えて言えば，制度としての会計なり会計原則の拠って立つ経済的環境の分析から出発し，わが国の会計環境を直視して，会計理論のあり方なり制度を考えるべきであるということではないだろうか。たとえば，会計原則（会計基準）のあり方について，「会計原則は財務諸表がその社会でその時期に果たしている役割を基礎にして検討されるべきである」（「会計基準論の実益」1962 年，53 頁）として，会計研究者も，「わが国の会計の環境についてもっと眼を開いてその発展を直視すべきではないか。」（同）と提起される。

このような中島先生の斬新な認識基点は，1970 年代以降の国際会計研究論文においても鋭く，かつ，明快に展開されてきた。たとえば，第 1 に，個別財務諸表に関して，連結会計が任意開示であった 1970 年代当時，企業集団化現象のもとでの連結財務諸表の重要性をいち早く指摘され（「個別財務諸表と連結財務諸表」1973 年），第 2 に，各国の会計基準を相互比較する研究分野として「比較会計制度論」を提唱し（「比較会計制度論序説」1976 年），また，第 3 に，国際会計基準が整備され始めた 1970 年代において，わが国開示制度が，外国の投資家への開示について不当な評価を受けることがないように対応すべきとの警鐘を鳴らされるなど（「国際会計基準とわが国の会計制度」1978 年），わが国会計制度の国際化に向けた眼はいつも冷静で，先見性に富むものであった。

会計学徒として，最後まで，国際会計基準の今後に大きな関心と期待を寄せ，慈父のような眼差しで本学会の活動を見守ってくださった中島省吾先生のお姿は，もう見られない。いまはただ，先生が残された偉大なご功績と国際会計研究・教育への情熱を偲び，本学会への多大なご貢献に対して感謝申し上げるのみである。心から哀悼の意を表したい。

中島省吾先生の急逝を悼む

石井　　明（国際会計研究学会理事・横浜商科大学）

中島省吾先生は，2013 年 12 月 24 日のクリスマス・イヴの日に心筋梗塞にて急逝された。享年 91 歳に至るまで，先生は終始，日本会計界を代表する重鎮であり指導者であられた。

中島先生は，戦後のアメリカ会計学あるいは会計基準論の「伝道者」であるとともに敬虔なキリスト教信者であられた。中島先生のご葬儀は 2014 年 1 月 3 日，4 日の両日，国立教会で行われた。喪主は奥様と告知されていたが，実際のところ，ご葬儀では長男の光世氏がその立場におられた。ご葬儀は国立教会をあげての組織的な対応であり，宍戸牧師が徹頭徹尾，

厳かに式を進行され，時折，中島先生が愛唱された讃美歌を参列者全員で斉唱した。今日に至るまで，私は教会中に響いた哀惜のこもった歌声が耳の奥に残っている。中島先生は戦前に巣鴨教会で受洗され，また戦後すぐに国立教会の長老としてその復興に尽力されたことから，国立教会あげての式になったようである。このような組織的活動が，人格者であられる中島先生の基底にあることを追悼の日に私は明確に察するに至ったのであった。

中島省吾先生は，1922 年 5 月に東京市でお生まれになっている。先生は東京商科大学に進学するも，学徒出陣にて戦時中の 1943 年 12 月に，海軍主計少尉として九州鹿屋航空隊に勤務された。終戦後，復学して 1947 年 9 月に東京商科大学を卒業され，直ちに明治学院専門学校の専任講師に就任。戦後の新学制発足後，1950 年 4 月に明治学院大学専任講師となり，この年の 8 月にペンシルヴェニア大学ウォートン校に留学された。1 年後，同校より経営学修士（M.B.A.）の学位を取得され，1951 年 11 月に帰国，明治学院大学に復職された。ウォートン校では，高名な W. A. ペイトン教授の弟子であったウィクスン教授に師事して，会計学，特にペイトンとリトルトンの共著『会社会計基準序説』の研究に注力された。中島先生は帰国後直ちに，雑誌『会計』に「ペイトン・リットルトンの原価基準をめぐって」（1952 年）を寄稿されている。また 1953 年には『産業経理』に，「『会社会計基準序説』と原価計算」という論文を公表しており，以降この 2 誌のほか，『企業会計』，『商事法務』に約 40 年にわたって論文や随想を約 300 本ご執筆されており，会計関係誌における執筆者の常連のひとりでもあられた。中島先生の比類なき健筆ぶりは，アメリカ留学後の 30 歳を少し超えた頃から始まっており，上述したように帰国後直ぐに『会計』等の会計専門誌に，黒澤清，木村和三郎，上野道輔，山桝忠恕，江村稔などの当時の会計学の大御所の論文のなかに入って堂々と示されたものであった。そして，アメリカ動態論あるいは会計基準論の第一人者としての中島先生の地位は，訳書『会社会計基準序説』を嚆矢として，1956 年の中島訳編『A・A・A 会計原則論』，さらには会計研究学会での討論（例えば，日本会計研究学会第 14 回大会での円卓会議「会計理論と会計実践」における会計理論の規範性についての立論等を含む），さらに 1961 年には『会計基準の理論―A・A・A 会計基準の理論構造―』の公刊等により揺るぎのないものとなっていったと思われる。因みに，名訳書，会計学徒の必読書といわれた『会社会計基準序説』の初版は帰国後の 1953 年に発刊された後，1958 年には改訳版が発刊され，今日に至るまで会計専門書としては桁違いの発行部数を誇ると仄聞している。またその後，先生は 1970 年の 6 月より，『会計』誌上，講座「［Paton & Littleton］会社会計基準序説研究」という表題で，1971 年 12 月まで計 17 回にわたり連載を行っており，啓蒙的な観点からアメリカ動態論の正確な解釈あるいは取得原価主義会計を分かりやすく解説されている。その集約版『「会社会計基準序説」研究』は 1979 年にご出版された。

中島先生のご経歴について，ここで時間軸を戻させて頂くが，1954 年 4 月，先生は明治学院大学の助教授に昇格された後，その翌年 4 月には当時，黒澤清，沼田嘉穂，山邉六郎の 3 教授の陣容を誇った横浜国立大学経済学部の助教授に移籍され自らの研究をさらに深められ，また黒澤教授と 1 年交代で「経営学」と「会計学」の講義を交互に担当されることになった。横浜国立大学には助教授として 9 年間奉職されたが，先生はその間の 1959 年にフルブライト研究

員としてコロンビア大学に第二回目の在米研究（横浜国立大学は 1 年間休職）を敢行されている。そして，先生は国際基督教大学（ICU）からの強い要請もあって横浜国立大学を退官され，1964 年 4 月に同学の経営関係の教授に就任された。ICU に奉職された時代では，1971 年 5 月に一橋大学より商学博士を授与され，また 1973 年 6 月には国際会計基準委員会（IASC）への日本代表にも就かれている（1988 年 6 月まで）。ICU では財務会計論のほか，財務論や管理会計論などの講義を 1984 年 8 月までの約 20 年間もたれ，のちに同学の名誉教授にもなられた。また ICU では教養学部社会科学科長，大学院行政学研究科長，また学長事務取扱などを歴任された。学園紛争時には，学長事務取扱の立場で中島先生は ICU の過激派を含む学生と全面的に対峙し議論を行い円滑に紛争の終息をはかられた。ICU 退職後の 1984 年 9 月には，先生はフェリス女学院の学院長，そして 1989 年 10 月には理事長に選任され，学校経営の職務にも携わられた。同時代の 1985 年，中島先生は国際会計研究学会の第 2 代会長，また 1988 年 9 月には会計研究学会の会長に選出された（1991 年 9 月まで）。なお，フェリス女学院の理事長の職については 2005 年に辞された。中島先生が在籍された大学や組織における先生に対する学生，教員，事務職員，理事等からの親愛の念，さらには日本公認会計士協会からの信任は厚い。

国際会計基準への深い関与や影響力，および会計学者の国際的な交流の功労者のひとりとして，中島先生は昭和の戦後期から近年に至るまで，世界的なレベルで特筆されるご功績を挙げられた。第 1 に中島先生は，上述したように，1973 年 6 月の IASC の創設時より 1988 年 6 月までの 15 年間の長期にわたり，IASC の理事会，起草委員会に日本代表のひとりとして常に基準設定の審議に出席しておられる。この過程では，棚卸資産，連結財務諸表，外貨換算等に関する様々な基準の起草委員会の委員や委員長を歴任されている。第 2 に中島先生は，1984 年には，世界規模での会計学会人の公的な組織として国際会計学会（IAAER）の創設に尽力された。先生は初代の副会長に就任され，藤田先生に引継がれるまでの 5 年間，その発展に寄与された。第 3 に，中島先生（IAAER 副会長）と染谷先生（国際会計研究学会の初代会長，組織委員会委員長）の傑出した指導力により，1987 年 10 月，日本会計研究学会および IAAER が中心となって日本初の会計国際会議，第 6 回国際会計教育会議（ICAE）が京都で開催され運営された。中島先生は，組織委員会副委員長ならびにプログラム委員会委員長として中心的な働きをなされ，日本会計界のプレゼンスを著しく高められた。

さらに，国際会計に連なる先生の大きな貢献のひとつとして『会計』誌上に連載された，3000 字の制限を有する「国際会計随想」を私はあえて加えたい。このエッセイは最初読んだ際には気づかないが，それらを連続して読むと，中島先生の先見性，ウイット，文章表現力が遺憾なく発揮されたある種の啓蒙文であることが分かる。中島先生は黒澤先生から雑誌『会計』の「会計随想」の紙幅を 1987 年 3 月から託され，それ以降 1993 年 4 月まで延べ 74 回の約 6 年間にわたり，「国際会計随想」を執筆された。バトンタッチを受けた時，中島先生は 65 歳でありフェリス女学院学院長の職におられた。この紙幅で中島先生は，日本の会計界を代表しての国際交流，IAAER の創設，IASC の基準設定等に係る興味深いエピソード，あるいは特定の課題に関する意見を自由闊達に語られた。また先生は文化の相違や主要国の会計実務の現状を語られ，また国際会計基準の展望などについての見解も披瀝され，平易な説

明のなかに本質をつく議論も展開された。この随想を読むことにより，我々後学は，折々の国際会計実務や会計界の動向や課題を知り，さらに国際会計基準の必要性，連結や換算会計の要諦を自然に理解しうる。これは，執筆者の語学力，海外経験，会計実務の現状や会計理論の体系的な理解が前提となる。1980 年代から 1990 年代にかけて，このような執筆を的確に遂行しえたのは，上記の資質は無論のこと，中島先生が就中，人間的魅力を有した公正無私の人であり，また日本をこよなく愛していたことにあったと私は愚考する。

実のところ，私は晩年の中島先生と 1999 年，会計研究学会の全国大会で面識を得て，その後，今日まで折々に交流を重ねさせてもらう中，先生が卓越した会計学者であり日本や世界の会計界を牽引してこられた，ある意味辣腕の指導者のひとりであるという認識に加えて，先生の培ってこられた能力やお人柄が，どのような時代背景，環境，思想，経験あるいは自己規律によって形成されたのかということも私の関心事となった。その発端は，K. カムファーマンと S. ゼフの共著『財務報告とグローバル資本市場―IASC の歴史，1973−2000―』（原典）を通読し私が中島先生に電話にて本書の出版をお知らせした 2006 年であった。中島先生は，その時ゼフとの面談や過去の交流のことをお話された。そして，『GM とともに』『カーネギー自伝』等の著名な伝記を想定しながら，私は，経営者ではなく研究者，そして米国ではなく日本における戦後の国際的な色彩を有した，日本人のための示唆的な自伝の執筆を，ご高齢とは承知しながらも，2011 年に中島先生にお願いした。そして，種々のお力添えや努力を精一杯なすことを私は申し出た。しかしながら，中島先生の近時の環境がそれを許さぬまま，キリスト教と縁の深いクリスマス・イヴの日に，突如として先生は天に召され黄泉の国の人となってしまわれた。

中島省吾先生の生涯をかけた日本の会計界，さらには世界の会計界に対する比肩のないご功績に対して，私は茲に改めて敬意を表し，あわせて先生のご冥福を心よりお祈りする次第である。

Ⅴ Summary of Articles

Comparative Analysis on Accounting for the Impairment of Long-Lived Assets

Masaki Yoneyama
The university of Tokyo

The main purpose of this article is to clarify what can be achieved through comparative analysis on accounting standards, and to clarify what should be taken care of when comparing accounting standards between countries. In order to achieve the goal, this article focuses on accounting standard for the impairment of long-lived assets (or fixed assets).

Its main findings can be summarized as follows: (1) In comparison between more than three countries, similarities and dissimilarities in accounting standards can be seen in such a complicated way. In these cases, it is highly important to find the most fundamental factor that causes the complicated differences and to confirm if the differences can be ascribed solely to the most fundamental factor. (2) The accounting standard at issue can be significantly influenced by another accounting standard for the surrounding (relating) topics. In evaluating the accounting standards at issue, the influence of the relating topics on it should properly be considered.

The Basis of the Existence of "A Single Set of High Quality, Globally Accepted Accounting Standards" : Standard-Setting and Accounting Researches

Tokuei Sugimoto
Kwansei Gakuin University

The objectives of the IFRS Foundation and the International Accounting Standards Board (IASB) include the development of, in the public interest, a single set of high quality, globally accepted financial reporting standards (IFRS) based on clearly articulated principles and the promotion of their use and rigorous application.

In this context, after the economic downturn precipitated by the Lehman Brothers bankruptcy in 2008 (so-called "Lehman Shock"), the Summit on Financial Markets and the World Economy issued the Declaration and its Action Plan to Implement Principles for Reform on November 15, 2008. This Declaration and its Action Plan value accounting standards above everything else, that is, one of the Medium-term actions is that "the key global standards bodied should work intensively toward the objective of creating a single high-quality global standard."

This paper analyses the meanings of "A Single Set of High-Quality, Globally Accepted Accounting Standards" and the legal ground for the international organizations and its legitimacy.

The analysis presented in this paper suggests that we must provide information from academic and other research as evidence of financial reporting problem in order to be effective mechanism in standard-setting process.

The relation between stable dividend policy and financial performance presentation in Japan

Tetsuyuki Kagaya
Hitotsubashi University

The purpose of this study is to examine the causes of a stable dividend policy in Japanese firms. Prior literature shows that Japanese firms tend to avoid the policy of decreasing dividends per share or no-dividend, compared with other countries. However, we cannot identify the relation between stable dividend policy and financial performance presentation. In particular, this study sheds more light on the roles of extraordinary profits or losses. Prior studies explain that performance classification would promote earnings management by recognizing extraordinary profits or losses. However, I speculate that recognition of extraordinary profits or losses contributes to presentation of permanent incomes and support a stable dividend policy. I examine the relation between a stable dividend policy and financial performance presentation in Japan. I show that firms with making permanent incomes and net losses keep their stable dividend policy at their net losses level, meanwhile firms with making permanent losses and net incomes cannot necessarily keep it. I think that a stable dividend policy have a role in accountability for long-term shareholder in Japanese firms, and recognition of extraordinary profits or losses support the policy by signaling permanent incomes.

The Roles of Accounting Research for Accounting as a Social System

Shinya Saito
Yokohama National University

The purpose of this paper is to consider the roles of accounting research for accounting system as a social system, allowing for the situation of globalized activities by enterprises. Globalizations of enterprises activities are (a) globalization of business, (b) globalization of financing and (c) globalization of investment. Under these globalizations, there are the integrations of capital markets and the connections between capital markets, for deducting the costs of financing, analysis and auditing. And these trends introduce the integration or the convergence of accounting standards in the world. In this condition, in order to deepen mutual understanding, accounting research should play a vital role.

There are some approaches in accounting research. Historical approach, normative approach and empirical approach are typical. Historical approach is to research accounting historical events (facts) and documents, and is expected to find out the historical inevitability of the changes in social structure. Normative approach is to research and review accounting practices, and is expected to extract accounting theory and norm. Empirical approach is to verify hypothesizes on facts (e.g., data), and is expected to obtain findings on positive evidences.

This paper clarifies the role that each approach should play for accounting system, and the mutual complement between these approaches.

A discussion regarding IFRS system based on provisions of financial liabilities

Kazuhiro Yasui
Kobe Gakuin University

The author previously published a research paper regarding provisions of financial liabilities in IFRS and their bases. The analysis was based on documents published by the International Accounting Standards Board and the International Accounting Standards Committee. The conclusion of the analysis was that each basis of the provision was incomplete. The author also published a research paper based on the analyses of comment letters of exposure draft about financial liabilities. The conclusion of the analyses was that the basis of each comment letter was incomplete, with some exceptions.

In this paper, the author suggests that IFRS is not a logical system, since some provisions of IFRS are based on incomplete logical or empirical bases, and that the IFRS framework does not comprise of all the assumptions needed to develop all provisions of IFRS. In order to develop or revise provisions of IFRS, it is necessary to add assumptions. The author also suggests that empirical bases are absolutely necessary, but they have some limitations.

Additionally, the author suggests that IFRS is not only a system of accounting standards based on a deductive approach, but also on an inductive approach, and mentions the issues when developing or revising IFRS. Finally the author proposes a hypothesis that a principle based system leads to diversity of accounting procedures and unstable conditions.

The Essential Characteristics of Human Capital and the Research of New Approach to Recognition of Human Capital Based on the Right-of-Use Model

Kazuyuki Shimanaga
Kobe Gakuin University

The purpose of this paper is to show the essential characteristics of human capital, and to research the new approach to recognition of human capital based on the right-of-use model from a liability perspective.

With the development of the knowledge economy, the relative importance of the intangible assets to corporate value is more increasing. Human capital is often regarded as 'the greatest asset'.

Nevertheless, despite its acknowledged importance, it is not recognized on the balance sheet. In International Accounting Standards, the reasons why human capital is not recognized are as follows: 1) it is not able to satisfy the recognition criteria and 2) it is not able to measure reliably.

The research questions for this paper are:

1. What are the essential characteristics of human capital?
2. What is the approach to recognition of human capital from an asset or liability perspective?
3. What is the new approach to recognition of human capital based on the 'right-of-use' model from a liability perspective?
4. Is it possible to measure human capital by Flamholtz model 'stochastic rewards valuation model' which is one of the economic value approach?

A Study on the Accounting Framework of SMEs in the United States of America

Kaiwen Zhu
Kinki University

Following the fact that the IASB has published the IFRS for SMEs in 2009, the argument about the accounting and the audit of SMEs which began in the 1970s became active in the United States of America again. AICPA insisted that the application of the U.S.GAAP in SMEs is not necessary, and it needs to make a new accounting standard for SMEs. As a result, AICPA developed thedraft of the *Proposed Financial Reporting Framework for Small-and Medium-Sized Entities* in November of 2012, and published the *Financial Reporting Framework for Small-and Medium-Sized Entities* (FRF for SMEs) in June of 2013. In addition, FASB is discussing a theoretical standard framework about setting an accounting standard for private companies, and published the discussion paper of the *Private Company Decision-Making Framework: A Guide for Evaluating Financial Accounting and Reporting for Private Companies* in April of 2013. In such a situation, this study intended to elucidate the characteristics of the FRF for SMEs. And for this purpose, this paper discussed the Chapter 1 "Finan cial Statement Concepts", and compared the substance about the valuation standards of the Inventories and the Property, Plant, and Equipment with the IFRS for SMEs. Considering the influence of argument in the United States of America to the accounting practice, this study indicated that as the only official accounting standard for SMEs in the United States of America, studying on the FRF for SMEs is considered to be significant for further discussion in Japan.

International Trends in Decision Mechanism of Dividend Resources

Delegate: Masamichi YOSHIOKA (Tokyo University of Science)
Sub-Delegates: Motonobu TOKUMAE (Fukui Prefectural University)
Hiroshi YOSHIMI (Hokkaido University)
Members: Mikihito GINNOU (Niigata University)
Tomohiro KANEKO (Toyo University)
Tomohiro ONO (Soka Women's College)
Hiroshi NAGASHIMA (Rissho University)
Takao NAITO (Kyorin University)
Noriko NOGUCHI (Takaoka University of Law)
Shuzo NODA (J. F. Oberlin University)
Kazumi SUZUKI (Kobe University)
Koen TOKUDA (Bunri University of Hospitality)
Katsutoshi UMEDA (Kyushu Kyoritsu University)
Research Cooperators: Shunichi SASABE (Daiwa Institute of Research Ltd.)
Satoshi SUEHARA (Tokyo University of Science)
Yoshiki YAMADA (S&P Capital IQ)

Japan, the United States of America (America) are in IFRS convergence type accounting category. So we have verified the stable dividends mechanism. However, Japan, by fiscal year, has decided an amount of dividends in the mix with the performance dividends mechanism. Also, America takes the stable dividends mechanism in the case of decrease, and the stable dividends mechanism in the case of crease.

the Federal Republic of Germany (Germany), the French Republic (France), the United Kingdom of Great Britain and Northern Irelande (Great Britain), the Republic of Korea (South Korea) are in IFRS adoption-accounting. So we have verified stable dividend payout mechanism. At first, Germany takes the stable dividends mechanism. However, Germany takes the performance dividends mechanism in the case of decrease on fiscal year 2007. At

second, France also takes the performance dividends mechanism. However, France takes the performance dividends mechanism in the case of decrease on fiscal year 2007. At third, Great Britain takes the performance dividends mechanism. However, Great Britain takes the stable dividends mechanism in the case of decrease on fiscal years 2008 and 2007. Finally, South Korean takes the performance dividends mechanism.

From above, Japan takes the stable dividends mechanism, and sometime taking the performance dividends mechanism. America takes the stable dividends mechanism, too. However, America takes it only in the case of decrease. Also Germany, France, Great Britain take the performance dividends mechanism. Sometimes they take the stable dividend payout mechanism in the case of decrease.

Comprehensive examination on Accounting for assets in IFRS

Delegate: Masato KIKUYA (Hosei University)
Members: Akira ISHII (Yokohama College of Commerce)
Hiroshi ISHIYAMA (Yamanashi Prefectural University)
Nobuhito OCHI (Bank of Japan)
Naoki KOBAYASHI (Tamagawa University)
Yoshinori SHIMADA (Iwate University)
Kazuyuki SHIMANAGA (Kobe Gakuin University)
Akiko SUGIYAMA (Toyo University)
Takayuki NAKANO (Hosei University)
Kenji HAYASHI (Nihon University)
Akiko HUJITA (Meiji Gakuin University)
Osamu HURUSYO (Nihon University)
Yasunori MATSUI (Rikkyo University)
Tooru Matsumoto (Sensyu University)
Tomoya YOSHIDA (Saitama University)
Toshinobu YODA (Hosei University)

Some issues on accounting for tangible fixed asset, investment property, leased asset, inventory asset, and financial asset in IFRS (including IAS) are comprehensively examined. Furthermore, the differences between Japanese accounting standards and IFRS on accounting policies for assets are analyzed.

As the basic and important subjects on accounting for tangible fixed asset, the initial recognition and measurement, subsequent remeasurement, depreciation and impairment are investigated theoretically and empirically in comparison with Japanese accounting standard. At the time of remeasurement of a tangible asset, an entity shall chose the cost model or the revaluation model as its accounting policy and shall utilize that policy to an entire class of the tangible fixed asset under the provision of IAS16. In Japan the application of revaluation model is prohibited for the remeasurement. Although Japanese accounting standard forbids the reversal

of impairment loss, IAS requires the reversal.

In the same way as the tangible fixed asset, the cost model or the current value model may be chosen at the remeasurement of an investment property.

Japanese accounting on leased asset, inventory asset and financial asset already achieved international convergence in many points.

The application of the principle of materiality enhances the usefulness on presentation and disclosure of financial statements.

Ⅵ　諸規則

編集委員会規則

国際会計研究学会編集委員会
2011 年 12 月 14 日決定

（趣旨）
第 1 条　会則第 3 条第 2 項による編集委員会の運営は，本規則によって行うものとする。

（構成）
第 2 条　編集委員会は，委員長，委員および幹事で構成する。
2　委員長は，会長が指名し理事会の承認を求める。
3　委員および幹事は，委員長が指名し直近に開催される理事会の承認を求める。

（任期）
第 3 条　委員長の任期は 3 年とし，会長の任期を超えない。再任は妨げない。
2　委員および幹事の任期は 3 年とする。再任は妨げない。

（業務内容）
第 4 条　編集委員会は，『国際会計研究学会年報』（以下，『年報』という。）の編集および発行に関する業務を担当する。
2　編集委員会は，本学会の会員に対して原稿の募集を行う。また，必要に応じて原稿の執筆を依頼することができる。
3　編集委員会は，原稿の枚数，内容等によって，その掲載を拒否ないし制限することができる。

（年報の発行）
第 5 条　『年報』は，原則として，年 2 回発行するものとする。

（掲載内容）
第 6 条　『年報』に掲載する論文および報告等は，次のものとする。
(1) 編集委員会の募集による会員の原稿（以下，「応募原稿」という。）
(2) 編集委員会が依頼する以下の原稿（以下，「依頼原稿」という。）
① 特定のテーマについて執筆されるもの
② 国の内外の学会動向や年度総括的なもの

③ 研究グループ報告
④ その他

（執筆者の資格）
第 7 条　前条による応募原稿の執筆者は本学会の会員（院生会員を含む）に限る。ただし，編集委員会が認める場合は，その限りでない。

（査読制度）
第 8 条　第 6 条 (1) の自由論題応募原稿には，査読を付するものとする。
ただし，統一論題応募原稿はその限りではない。
2　査読制度の運営は，別に定める「査読制度に関する申し合わせ」による。
3　査読による審査を受け，掲載が決定した応募原稿には，編集委員会がその旨を明記する。

（著作権）
第 9 条　『年報』に掲載された原稿の著作権は，本学会に帰属するものとする。

附則　本規則の改廃は編集委員会において委員の過半数の賛成によって行い，理事会の承認を得なければならない。

査読制度に関する申し合わせ

国際会計研究学会編集委員会
2011 年 11 月 21 日決定

一　査読者の決定

1　編集委員会委員長（以下，「委員長」と略す。）は，応募原稿の査読担当候補者を選出するための編集小委員会を設けることができる。

2　編集小委員会は，委員長ならびに委員長が指名した編集委員会委員（以下，「委員」と略す。）および編集委員会幹事（以下，「幹事」と略す。）で構成する。

3　編集小委員会は，各応募原稿につき査読担当者候補 3 名を選定し，編集委員会に諮る。なお，査読担当者候補 3 名のうち 1 名は委員でなければならない。

4　編集委員会は，編集小委員会の提案をもとに査読担当者を決定し，査読を依頼する。

5　編集小委員会を設けない場合には，編集小委員会の業務は編集委員会が行う。

二　査読手続

1　査読担当者は，二 2 に規定する査読評価の基準および二 3 に規定する査読方針に従い査読を行い，二 4 に規定する査読結果およびそれに至った判断理由を回答期日までに委員長宛に書面にて報告する。

2　応募原稿の査読にあたっては，次の査読評価の基準により評価を行う。

(1) 有用性：学界等に貢献があり，論文を公表することに意義がある。

(2) 新規性：論文として新規性および独創性がある。

(3) 信頼性：構成が論理的であり，表現についても適切である。

3　応募原稿の査読にあたっては，次の査読方針により評価を行う。

(1)「有用性」あるいは「新規性」に優れている場合には，積極的に採択する方向で検討する。

(2) 査読結果として「修正の上，掲載可」とする場合には，応募原稿執筆者がどの部分をどのように修正すれば掲載可とされるのかを具体的かつ明瞭に指示する。

(3)「新規性」について問題がある場合には，既発表文献を引用するなどして具体的に指摘する。

(4) 査読担当者は，確認できない内容や事実に関しては，応募原稿執筆者に追加的な説明を求めることができ，査読担当者はその説明に基づいて評価を行う。

(5) 再査読にあたっては，前回の査読結果との論旨の一貫性を保持する。

4　応募原稿の査読結果は，次の (1) から (5) のいずれかを選択する。

(1) 無修正掲載可　　5 点

(2) 語句等の一部修正の上，掲載可　4点
(3) 趣旨に変更のない修正の上，掲載可　3点
(4) 趣旨に影響する修正が必要であり掲載は厳しい　2点
(5) 掲載不可　1点

三　掲載論文の決定と原稿の修正

1　編集委員会は，査読担当者から委員長に報告された査読結果を基にして，査読担当者3名全員が査読結果5点である論文を掲載対象論文として決定し，当該論文の執筆者にその旨を伝える。それ以外の論文については三2に従って掲載対象論文の仮決定を行う。

2　掲載対象論文の仮決定は，原則として，査読担当者3名のうち少なくとも2名の査読結果が3点以上であることを条件とする。ただし，他の1名の査読担当者の査読結果が1点である場合には，この限りではない。

3　編集委員会は，三2で仮決定された論文執筆者に対して回答期日までに査読担当者の指摘事項につき修正するよう依頼する。

4　査読担当者3名のうち委員である査読担当者が修正結果について確認し，編集委員会に報告する。

5　編集委員会は，三4の報告結果に基づいて掲載の決定を行う。

6　編集委員会が指定した期日までに修正論文の返送がない場合には，投稿を辞退したものと見なす。

四　同一執筆者による複数原稿応募の取扱い

同一執筆者が複数の原稿を応募する場合には，第1著者としての原稿の投稿は1論文に限る。同一執筆者を第1著者としない複数論文の投稿は制限しない。ただし，複数論文について査読担当者が掲載を可としても，複数論文を掲載対象論文とするかどうかは委員会で決定する。

附則　本申し合わせの改廃は，委員会の過半数の賛成によって行う。

『国際会計研究学会年報』執筆要領

国際会計研究学会編集委員会
2011 年 11 月 21 日決定

1. 表紙

表紙には，論題，執筆者名，所属および肩書き，論文要旨（日本語（横 30 字×縦 25 行以内）を記載します。

2. 原稿の様式

応募原稿は，MS Word による横書きで，B5 版，横 40 文字×縦 37 行とし，余白は上 25mm，下 20mm，左・右 20mm をとります。原稿は，原則として刷り上がり 15 頁前後とします。ただし，編集委員会が妥当と認めた場合には，制限頁数を超えることができます。

日本語は MS 明朝，英語は Times New Roman とします。見出し，図，表の題目は MS ゴシック（太字）とします。漢字，ひらがな，カタカナ以外の文字（例えば，数字，アルファベット）は半角にしてください。文字化けを避けるために，特殊なフォント文字は使用しないでください。フォントサイズ等は次のとおりです。

論題	14 ポイント	センタリング
執筆者名	11 ポイント	右寄せ
所属	11 ポイント	右寄せ
論文要旨	10 ポイント	左寄せ
本文	11 ポイント	左寄せ
見出し	12 ポイント	左寄せ
注（文末）	10 ポイント	左寄せ
参考文献	10 ポイント	左寄せ

3. スタイル

本文の節，項等については，以下のようにしてください。

（1 行空き）
I　見出し
（1 行空き）
本文
1. 見出し
本文
(1) 見出し

本文
注
参考文献

4. 表記

現代仮名遣い，当用漢字，新字体を使用してください。接続詞（および，ならびに，また，ただし等）についてはひらがなを，数字についてはアラビア数字を使ってください。また，外国人名については原語により表記してください。なお，本文の句読点は，句点（。）と読点（,）とします。

5. 図表

図と表は必要最小限にとどめ，それぞれ通し番号（図 1，図 2，表 1，表 2・・・）を付すとともに，簡単な見出しをつけてください。

6. 引用および注

文献を引用するための注については，本文の該当個所に次の様式で記載してください。
［例］（Sprouse and Moonitz［1962］, pp. 23−24）（年号については西暦を，表記にあたっては半角文字を使用してください）。また，人名の表記において日本人については姓のみとし，頁の表記においてドイツ語文献については S を，和文献については頁を使用してください。なお，上記の表記法においては区別ができない場合には，人名については Sprouse, R. T. または高須教夫のようにフルネームに，年号については年号に a,b を付してください。

説明のための注については，本文の末尾に一括して記載してください。なお，かかる注については本文の該当個所に (1), (2) のようにルビ上ツキで示してください。

7. 参考文献

研究に引用した文献（論文，著書，URL 等）のリストを本文の最後に，和文献と洋文献を区別せず，著者名のアルファベット順に次の様式で記載してください。

・和書　著者名［出版年］『書名』出版社名。
・論文（和）　著者名［出版年］「論文名」『雑誌名』第〇巻第〇号，〇−〇頁。
・洋書　family name, personal name［出版年］, *書名*, 出版地（または出版社名）.
・論文（洋）　family name, personal name［出版年］, “論文名,” *雑誌名*, Vol.〇, No.〇, pp.〇−〇.（ドイツ語文献等については Vol, No, pp 部分を適宜変更してください）

なお，personal name については R. T. のように省略してください。また，論文の頁数については当該論文のフルページを記載してください。さらに，出版年については西暦で記載してください。

著者が複数の場合，日本人については中野常男・高須教夫・山地秀俊のように，外国人については Sprouse, R. T. and M. Moonitz のように記載してください。

論文が著書の 1 章に該当している場合，和書については

著者名［出版年］「論文名」編著者名編［出版年］『書名』出版社名，○−○頁。

洋書については

family name, personal name［出版年］, “論文名,” in family name, personal name（ed.）［出版年］, *書名*, 出版地（または出版社名）, pp.○−○.

としてください。

訳書については，原著書を使用しない場合には和書に準じた取扱いをしてください。原著書を使用する場合には，原著書について洋書として記載した後に，括弧書きで訳書を記載してください。［例］Littleton, A. C.［1933］, *Accounting Evolution to 1900*, New York（片野一郎訳［1978］『リトルトン 会計発達史（増補版）』同文舘出版）.

なお，編著，訳書については，それを引用文献として実際に使用する場合を除いて［出版年］の記載は必要ありません。ただし，その場合には，編著，訳書の出版地（または出版社名）に続いて出版年を記載してください。

8. その他

書式の統一を図るため，文章，仮名遣いなどについて，編集委員会が修正することがあります。

9. 英文要旨

論題，執筆者名，所属および肩書き，論文要旨（英語，1 頁以内）を記載します。

以上

編集後記

本号では，第 30 回研究大会（2013 年 9 月 13 日～15 日，中央大学）で発表された報告論文のうち，統一論題の応募論文 4 篇と自由論題の採択論文が掲載されている。

自由論題の応募原稿には査読が義務付けられ，応募原稿に対して厳正なる査読が施された。「編集委員会規則」，「査読制度に関する申し合わせ」に基づいて，それぞれ 3 名のレフリー（うち，1 名を編集委員に当てている）の第一次査読および第二次査読の結果，自由論題の掲載論文は 3 篇となった。編集委員により推薦され，編集委員長により調整・依頼された覆面レフリー 3 名の第一次査読による改訂事項について応募原稿の修正が行われ，その修正論文につき第二次査読が付されている。なお，韓国セッションで行われた報告のうち，一篇の応募論文があり，掲載することができた。最終的には，編集委員会の議を経て，8 篇の掲載論文が決定された。さらに，研究グループ「配当財源決定メカニズムの国際的動向」（主査：吉岡正道先生）の最終報告，「IFRS における資産会計の総合的検討」（主査：菊谷正人）の中間報告も掲載されている。

今回も，年度末試験・入学試験等の多忙な時期に，全くのボランティアにもかかわらず，適正かつ濃密なコメントを提出していただいた覆面レフリーの先生方には，厚く御礼を申し上げたい。また，編集委員の先生方には，査読・編集作業に多大な努力と時間を割いていただいた。先生方による無償の作業は，学会の発展・機関誌の学術的品質保証にとって多大な貢献を果たしている。ここに，深い謝意を表したい。

なお，本学会第 2 代会長の中島省吾先生が 2013 年 12 月 24 日に逝去されました。中島先生は本学会に多大な貢献をされましたが，中島先生の生前の御遺徳を偲び，6 篇の追悼文が寄せられましたので掲載いたしました。中島先生の御冥福をお祈りいたします。

編集委員長　菊谷　正人

編集委員会

委員長	菊谷　正人		
委　員	川村　義則	笹倉　淳史	田中　建二
	徳賀　芳弘	橋本　　尚	藤井　秀樹
	松井　泰則	與三野禎倫	吉見　　宏
幹　事	依田　俊伸		

Bulletin of Japanese Association for International Accounting Studies, 2013

国際会計研究学会　年報

－2013 年度第 1 号（通号 33 号）－

発　　行　2014 年 5 月 31 日

編集･発行　国　際　会　計　研　究　学　会

（事務局）

神戸大学大学院経営学研究科

與三野 禎倫研究室内

印 刷 所　株式会社　信　利

〒545－0001　大阪府大阪市阿倍野区天王寺町北 2－4－16
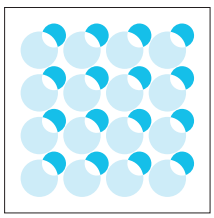
TEL　06－6713－1833　FAX　06－6713－1834